

資料 2 - 3

泊発電所 3 号炉 審査資料	
資料番号	DB063F-9 r. 5.0
提出年月日	令和5年3月3日

泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(設計基準対象施設等)
比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)

令和 5 年 3 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

比較結果等を取りまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 外部事象防護対象の範囲に安全評価上その機能に期待するクラス3を含めた。
- c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項

- a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : まとめ資料全般に対して、女川2号炉審査実績の反映を行った。
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : 記載内容の充実が必要と判断し、下記1件について追記した。
 - ・気象データ等更新による影響評価確認(別添1添付資料2)

1-3) バックフィット関連事項

なし

1-4) その他

女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表にはその該当箇所の識別はしていない。

2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要

- ・女川2号炉と泊3号炉の設計方針の相違点について、次頁以降に取り纏めた。
- ・評価方針等の相違点はあるが、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに従い評価を実施し、基準適合性を確認していることに相違は無く、外部火災に対する基本設計方針は女川2号炉と泊3号炉で相違は無い。

女川2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(1/5)

● 「女川」及び「泊」の欄にはまとめ資料（比較表）の記載を転記し、相違箇所を赤字で示している。

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
1	①評価対象施設	屋内の評価対象施設	<p>【本文】</p> <p>1.8.10.1 設計方針（6外火-6）</p> <p>【別添1 添付資料1】</p> <p>外部火災影響評価対象の考え方について</p>	<p>屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。</p> <p>i) 原子炉建屋</p> <p>ii) タービン建屋</p> <p>iii) 制御建屋</p> <p>(b) 屋外の評価対象施設</p> <p>屋外の評価対象施設は、以下の施設を対象とする。</p> <p>i) 排気筒</p> <p>ii) 復水貯蔵タンク</p> <p>iii) 原子炉補機冷却海水ポンプ（高圧炉心スプレ補機冷却海水ポンプを含む。）</p> <p>iv) 高圧炉心スプレ補機冷却海水系ストレーナ</p> <p>評価対象施設のうち、高圧炉心スプレ補機冷却海水系ストレーナについては、他の評価対象施設の評価により、安全機能を損なわない設計であることを確認する。</p>	<p>屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。ただし、評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプは取水ビットポンプ室、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室に内包されており、これらは循環水ポンプ建屋にて覆われていることから、直接火災の影響を受けることはないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを評価対象とする。</p> <p>i) 原子炉建屋</p> <p>ii) 原子炉補助建屋</p> <p>iii) ディーゼル発電機建屋</p> <p>iv) 取水ビットポンプ室</p> <p>v) 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室</p> <p>vi) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>vii) 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ</p> <p>viii) タービン建屋</p> <p>評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについては、他の評価対象施設の評価により、安全機能を損なわない設計であることを確認する。</p> <p>なお、タービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。</p> <p>評価対象施設のうちタービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。外部火災を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重量の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは、取水ビットポンプ室、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室に内包されており、これらは循環水ポンプ建屋にて覆われていることから、直接火災の影響を受けることはないが、建屋内の空気により軸受等を冷却している。循環水ポンプ建屋の上部外壁は鉄板であるため外部火災の輻射熱が伝熱により建屋内空気温度を上昇させることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む建屋内空気及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを評価対象とする。</p> <p>・プラント設計の違いにより、評価対象施設が相違している。</p> <p>・プラント設計の違いにより、防護方針が相違している。</p> <p>（先行BWRの竜巻事象における安全評価上期待するクラス3設備である排気筒モニタの防護方針と同等である）</p>

女川2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(2/5)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
2	②森林火災	FARSITE 入力条件 (気象データ)	【本文】 1.8.10.1 設計方針 (6 外火-7) 【別添1 添付資料2】 森林火災による影響評価について	気象条件は、「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データを調査	気象条件は、発電所内の気象観測設備の過去10年間の気象データを調査	<ul style="list-style-type: none"> ・泊は森林火災の模擬状況を向上させるため、発火点に最も近い発電所構内の3箇所の気象データを使用している。 ・発電所と同じく後志地方の海沿いにあり約35km離れた「寿都特別地域気象観測所」の同時期のデータと比較し、温湿度は同程度であるが風速は泊のほうが約10m/s大きいことを確認している。 ・FARSITEにおいて、風速の上昇は延焼速度及び火線強度を向上させる。一方、温湿度は可燃物特性（含水比）に影響を与えるが、初期条件にて含水比を低く設定しているため解析結果に大きな影響はない。
3	②森林火災	防火帯幅	【本文】 1.8.10.1 設計方針 (6 外火-4) 【別添1 添付資料2】 森林火災による影響評価について	想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度(4,428kW/m)から算出される防火帯(約20m)を敷地内に設ける。	想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた 最大火線強度(33,687kW/m) (発火点1) から算出される防火帯(約20m)を敷地内に設ける。 また、風上に火線強度が上がりやすい針葉樹を擁しかつ斜面に面する敷地東部は防火帯(約25m)を敷地内に設ける。 ただし、 火線強度が上がりやすいササ草原を擁しかつ斜面に面する敷地北部は最大火線強度(114,908kW/m) (発火点2) から算出される防火帯(約46m)を敷地内に設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・泊は評価の結果、植生及び地形により一部の火線強度が高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定している。 ・また、火災影響を軽減するため防火帯の外側に樹木が無い領域20mを設けている。(女川は樹木が有る場合に防火帯幅を算出) ・2013/10の審査会合にて説明済である。
4	③近隣産業施設の火災・爆発	危険物貯蔵施設の影響評価	【別添1 本文】 2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価 (6 外火-別1-16) 【別添1 添付資料3】 石油コンビナート等の火災・爆発について	女川原子力発電所から半径10km圏内に位置する危険物貯蔵施設を消防法に基づき抽出し、 発電所から最も近い危険物貯蔵施設及び発電所から10km圏内の施設における最大貯蔵量をそれぞれ抽出した。 仮に最短距離の危険物貯蔵施設に 発電所から半径10km圏内の最大貯蔵量が存在したと仮定して、熱影響評価を実施する。	泊発電所から半径10km圏内に位置する危険物貯蔵施設を消防法に基づき抽出した。 泊発電所から10km圏内(敷地内を除く)に 仮想危険物貯蔵施設(n-ヘキサンを10万kl貯蔵)を設定し熱影響評価を実施した結果より、発電所から1,500m圏内に存在する危険物貯蔵施設に対して、熱影響評価を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・泊は発電所半径10km圏内の危険物貯蔵施設を調査した結果、第四類危険物貯蔵施設のみが存在し、品名、指定数量についての情報は得られなかったことから、第四類危険物のうち最も輻射発散度が高いn-ヘキサンを石油コンビナート相当の貯蔵量を有している仮想の危険物貯蔵施設を想定し、危険距離評価にて危険物貯蔵施設の絞り込みを実施している。上記で抽出された危険物貯蔵施設の最大貯蔵量は各取扱油種が危険数量の倍数分あるとして評価を実施した。(東海第二と同一)

女川2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(3/5)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
5	③近隣産業施設の火災・爆発	高圧ガス貯蔵施設の影響評価（熱影響）	【別添1 本文】 2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価（6 外火-別 1-17） 【別添1 添付資料3】 石油コンビナート等の火災・爆発について	最短距離距離の高圧ガス貯蔵施設に 最大貯蔵量 があったと仮定しても、2号炉原子炉建屋に到達する輻射熱は1号炉軽油貯蔵タンク火災の輻射強度より十分小さいことから、1号炉軽油貯蔵タンクによる火災の評価結果に包絡される。	最短距離距離の高圧ガス貯蔵施設に 最大貯蔵量 があったとして、評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、最短距離の高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの距離距離が危険距離以上であることを確認した。	・泊は発電所半径 10km 圏内の施設を調査した結果、唯一存在する高圧ガス貯蔵施設にて危険物貯蔵施設の評価と同様に熱影響評価を実施している。（危険距離を算出）
6	③近隣産業施設の火災・爆発	高圧ガス貯蔵施設の影響評価（飛来物到達距離）	【別添1 本文】 2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価（6 外火-別 1-18） 【別添1 添付資料3】 石油コンビナート等の火災・爆発について	発電所から最も近い施設では、指針が適用されるコンビナート等の大規模な高圧ガスタンク等の形状ではなく、液化石油ガスが封入された複数の 50kg ガスボンベが設置されている。 当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行ったところ、原子炉施設（2号炉原子炉建屋）までの距離距離が飛来物到達距離以上あり、原子炉施設への影響がないことを確認した。	当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行ったところ、発電用原子炉施設（循環水ポンプ建屋）までの距離距離が飛来物到達距離以上あり、発電用原子炉施設への影響がないことを確認した。	・泊は火災影響評価と同様に発電所半径 10km 圏内に唯一存在するガスタンクで最大飛散距離を評価
7	③近隣産業施設の火災・爆発	燃料輸送車両の影響評価	【別添1 本文】 2.2.2.3 燃料輸送車両の影響評価（6 外火-別 1-18） 【別添1 添付資料4】 石油コンビナート等の火災・爆発について	燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発電用原子炉施設に最も近い場所（ 牡鹿ゲート ）で火災・爆発を起こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。	燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発電用原子炉施設に最も近い場所（ 想定される輸送ルート上 ）で火災・爆発を起こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。	・泊のゲート方向は輸送ルートではなく、重さ指定道路でないことから、輸送ルート上で最も発電所に近い場所での火災を想定
8	③近隣産業施設の火災・爆発	燃料輸送車両の影響評価（飛来物到達距離）	【別添1 添付資料4】 （6 外火-別 1-添付 4-16, 18） 石油コンビナート等の火災・爆発について	発電所敷地外の道路において原子炉施設に最も近い場所（ 牡鹿ゲート ）での高圧ガス漏えい、引火による高圧ガス貯蔵施設の爆発を想定する。 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室） ^{※1} に基づき、高圧ガス貯蔵施設からの飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ、飛来物到達距離に対し、女川原子力発電所までの距離距離が飛来物到達距離以上あり、原子炉施設への影響がないことを確認した。 なお、発電所から最も近い施設では、指針が適用されるコンビナート等の大規模な高圧ガスタンク等の形状ではなく、液化石油ガス ^{※2} が封入された複数の 50kg ガスボンベが設置されている。当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行った。	発電所敷地外の 想定される輸送ルート である国道 276 号線上において 発電用原子炉施設に最も近い場所 での高圧ガス漏えい、引火による高圧ガス輸送車両の爆発を想定する。 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成 25 年 3 月 消防庁特殊災害室） ^{※1} に基づき、高圧ガス輸送車両（ 液化石油ガス^{※2} ）からの飛来物の最大飛散距離の評価を行ったところ、飛来物到達距離に対し、泊発電所までの距離距離が飛来物到達距離以上あり、発電用原子炉施設への影響がないことを確認した。	・泊のゲート方向は輸送ルート（ 基地～タンク ）ではなく、重さ指定道路でないことから、ゲートではなく輸送ルート（ 基地～タンク ）上で最も発電所に近い場所での火災を想定 ・泊は火災影響評価と同様に発電所半径 10km 圏内に唯一存在するガスタンクを輸送している車両にて評価

女川2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(4/5)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
9	③近隣産業施設の火災・爆発	敷地内危険物施設の抽出	<p>【本文】</p> <p>1.8.10.1 設計方針（6外火-20）</p> <p>【別添1本文】</p> <p>2.2.2.5 敷地内危険物施設等の影響評価</p> <p>【別添1添付資料6】</p> <p>敷地内における危険物施設の火災について</p>	<p>評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置する引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等のうち、離隔距離や危険物貯蔵量から発電用原子炉施設への熱影響が大きくなると想定される1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク、大容量電源装置、2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器、2号炉起動変圧器、2号炉所内変圧器、2号炉補助ボイラー用変圧器、3号炉主変圧器、3号炉起動変圧器、3号炉励磁電源変圧器とする。</p>	<p>評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置する引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等のうち、離隔距離や危険物貯蔵量から発電用原子炉施設への熱影響が大きくなると想定される3号炉補助ボイラー燃料タンク、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器とする。</p>	<p>・泊も女川も敷地内の危険物施設等から評価対象を抽出するフローに差は無い。</p> <p>・泊は、プラント配置の相違により全ての発電用原子炉施設に対して共通のタンク及び変圧器が選定される。（女川は発電用原子炉施設毎に選定されるタンク及び変圧器が異なる）</p>
10	③近隣産業施設の火災・爆発	敷地内危険物施設の火災・爆発（熱影響）	<p>【本文】</p> <p>1.8.10.1 設計方針（6外火-21）</p> <p>【別添1本文】</p> <p>2.2.2.5 敷地内危険物施設等の影響評価</p> <p>【別添1添付資料6】</p> <p>敷地内における危険物施設の火災について</p>	<p>1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：221W/m²、タービン建屋：802W/m²、制御建屋：279W/m²）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>3号炉補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（2,990W/m²）に対し、ディーゼル発電機建屋に防護手段として設ける耐火性（断熱性）を有した鋼板及び断熱材から構成される障壁により輻射熱を防護したうえで、ディーゼル発電機建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、障壁を設けない火災源から最短距離の原子炉建屋については、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（1,863W/m²）で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>・泊のディーゼル発電機建屋は危険物施設との離隔距離が短く、防護措置として障壁（断熱材）を設置していることから、その効果を加味したコンクリート表面温度で評価する。また、原子炉建屋は障壁を設置しない建屋で最短距離の建屋として評価する。</p> <p>・具体的な評価方針として、原子炉建屋および原子炉補助建屋は、プレキャストコンクリート板を外壁コンクリート打設時の型枠および外装材としており、建屋構造体としての強度を期待していないことを考慮して、その内側の躯体コンクリート外表面の温度で評価する。循環水ポンプ建屋については躯体コンクリート表面温度で評価する。原子炉補助建屋は原子炉建屋と構造が同一であり、離隔距離が短いほど評価は厳しくなるため、循環水ポンプ建屋は離隔距離が長い場合、原子炉建屋の評価にて包絡可能。</p>
11	③近隣産業施設の火災・爆発	敷地内危険物施設の火災・爆発（変圧器による熱影響）	<p>【別添1添付資料6】</p> <p>（6外火-別1-添付6-33）</p> <p>敷地内における危険物施設の火災について</p>	<p>コンクリート表面温度評価にあたっては、評価対象となる火災源が原子炉施設の近傍に設置されることから、対流による放熱を考慮した現実的なモデルを用いた評価を実施している。</p>	<p>コンクリート表面温度評価にあたっては、外壁の部材であるコンクリートへの熱伝導による蓄熱を考慮するため、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。</p>	<p>・泊は他の火災影響評価と同じく、保守的な条件として対流及び輻射による放熱は考慮せずに評価している。</p>

女川2号まとめ資料との比較結果（設計方針の相違）(5/5)

No.	大項目	小項目	記載箇所	女川	泊	差異説明
12	③近隣産業施設の火災・爆発	発電用原子炉施設の外壁に設置されている機器の火災影響評価	【別添1 添付資料6】 (6 外火-別 1-添付 6-48)	ii. 評価対象室から隣接室への熱影響を評価するため、評価対象室から壁、床、天井への放熱を考慮した。 iii. 隣接室については、隣接する壁、床、天井への放熱を考慮しないものとした。 iv. 隣接室の内気温度評価は、評価対象室の放熱面積と隣接室の室内負荷が最も大きい、評価対象室隣接の非常用ディーゼル発電機(A)制御室を対象とすることで、他の隣接室内機器等への評価は包絡される	ii. 3B-DG室に隣接している部屋のうち、放熱面積と室内負荷が最も大きいのは3A-DG室であるが、室内容積、換気風量、室内負荷が3B-DGと同等であることから、3B-DG室を対象とすることで、3A-DG室等の隣接室内機器への評価は包絡される。	・泊の評価対象室(3B-DG室)に隣接している部屋のうち、放熱面積と室内負荷が最も大きいのは3A-DG室であるが、評価対象室(3B-DG室)と諸条件が同等であることから、評価対象室(3B-DG室)の評価により、全ての隣接室内機器への評価は包絡される。また、評価対象室への影響を保守的に評価するため、放熱は考慮しない。
13	④航空機	離隔距離の算出の考え方	【別添1 添付資料7】 (6 外火-別 1-添付 7-47)	各評価対象施設の外壁面から等距離の離隔をとった場合の、各評価対象施設に対する航空機墜落確率 10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積の合計値が、落下事故のカテゴリごとに求めた航空機墜落確率が 10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積(標的面積 A')と等しくなる距離を離隔距離としている。	対象となる発電用原子炉施設の投影面積の周辺に $L[m]$ の離隔距離をとった場合の、航空機墜落確率 10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積の合計値が、落下事故のカテゴリごとに求めた航空機墜落確率が 10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積(標的面積 A')と等しくなる距離を離隔距離としている。	・泊は、保守的に外壁面から等間隔に離隔をとった面積では無く、対象施設の周辺に離隔距離をとった面積を計算している。 ・泊は、一部の建屋が連なっていることから個別に計算せず保守的に1つの建屋と見なして面積を算出している
14	⑤ばい煙	中央制御室に対する有毒ガス影響評価	【別添1 添付資料8】 (6 外火-別 1-添付 8-18)	火災地点から放出された有毒ガスは、中央制御室換気空調系の給気口の方向に向かう風によって、風下直線方向に拡散していくものとし、評価対象ガスの発生量及び最大濃度となる風速と有風時ブルーム式の拡散式を用いて、給気口の空気中に含まれる有毒ガスの濃度を計算する。なお、給気口での空気中の濃度は、拡散式の放出点高さ h と評価点の高さ Z において中心軸最大濃度を計算する。	火災地点から放出された有毒ガスは、中央制御室換気空調装置の給気口の方向に向かう風によって、風下直線方向に拡散していくものとし、評価対象ガスの発生量及び給気口に有毒ガスが到達する風速と有風時ブルーム式の拡散式を用いて、給気口の空気中に含まれる有毒ガスの濃度を計算する。なお、給気口での空気中の濃度は、有風時ブルーム式の放出点の高さ H_0 と評価点の高さ Z において、 $H_0=Z=0, Y=0$ として中心軸最大濃度を計算する。	・泊は有毒ガスが給気口に到達する際の風速にて評価を実施している。濃度については、保守的にブルーム中心軸最大濃度にて評価している(女川は給気口位置までの拡散を考慮している)

3. 差異の識別の省略

以下の相違箇所については、差異理由として抽出しないこととする。

- ・章項番号の相違
- ・資料番号の相違
- ・意味を持たない相違（番号の前に「第」）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3号炉</p> <p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） <目次></p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む） (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (別添資料1) 設置許可基準規則等への適合状況説明資料（外部火災）</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料2) 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）</p> <p>4. 現場確認プロセス (別添資料3) 大阪発電所3号炉森林火災評価に係る植生確認プロセスについて</p> <p><概要></p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大阪発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4. において、設計にあたって実施する各評価に必要な入力条件等の設定を行つたため、設備等の設置状況を現場にて確認した内容について整理する。</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） <目次></p> <p>1. 基本方針 1.1. 要求事項の整理 1.2. 追加要求事項に対する適合性（手順等含む） (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (別添資料1) 外部火災影響評価について</p> <p>3. 運用、手順能力説明 (別添資料2) 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）</p> <p>4. 現場確認プロセス (別添資料3) 森林火災評価に係る植生確認プロセスについて</p> <p><概要></p> <p>1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4. において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため必要となる植生確認プロセスについて説明する。</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） <目次></p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む） (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等</p> <p>2. 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災） (別添資料1) 外部火災影響評価について</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料2) 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）</p> <p>4. 現場確認プロセス (別添資料3) 森林火災評価に係る植生確認プロセスについて</p> <p><概要></p> <p>1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p> <p>4. において、森林火災影響評価に必要な入力条件等の設定を行うため必要となる植生確認プロセスについて説明する。</p> <p>1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 外部からの衝撃による損傷の防止について、設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川は1.2(3)内に記載</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川・大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 【女川・大阪】発電所名の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p>

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>表1 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則</th> <th>技術基準規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 安全施設は想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能をそなわなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に於いて安全機能を損なわなければならない。</td> <td>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある原因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の物体及び敷地周辺の状況から想定されるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項 追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	技術基準規則	備考	第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 安全施設は想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能をそなわなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に於いて安全機能を損なわなければならない。	第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある原因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の物体及び敷地周辺の状況から想定されるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項 追加要求事項	<p>表1 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則</th> <th>技術基準規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に於いて安全機能を損なわなければならない。</td> <td>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の物体及び敷地周辺の状況から想定されるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項 追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	技術基準規則	備考	第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に於いて安全機能を損なわなければならない。	第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の物体及び敷地周辺の状況から想定されるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項 追加要求事項	<p>表1 設置許可基準規則第6条及び技術基準規則第7条 要求事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則</th> <th>技術基準規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に於いて安全機能を損なわなければならない。</td> <td>第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある原因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の物体及び敷地周辺の状況から想定されるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</td> <td>追加要求事項 追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	技術基準規則	備考	第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に於いて安全機能を損なわなければならない。	第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある原因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の物体及び敷地周辺の状況から想定されるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項 追加要求事項	
設置許可基準規則	技術基準規則	備考																			
第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 安全施設は想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能をそなわなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に於いて安全機能を損なわなければならない。	第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある原因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の物体及び敷地周辺の状況から想定されるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項 追加要求事項																			
設置許可基準規則	技術基準規則	備考																			
第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に於いて安全機能を損なわなければならない。	第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の物体及び敷地周辺の状況から想定されるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項 追加要求事項																			
設置許可基準規則	技術基準規則	備考																			
第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に於いて安全機能を損なわなければならない。	第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 設計基準対象施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある原因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機その他の物体及び敷地周辺の状況から想定されるものを除く。)により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	追加要求事項 追加要求事項																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p>	<p>1.2. 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものももたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑りについては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。</p> <p>事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないため</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものももたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>また、安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、確率的要因により設計上考慮する必要はない。また、ダムの崩壊については、立地的要因により考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組合せについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。</p> <p>事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないため</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊は立地的要因により地滑りを考慮する</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a-3) 安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(1.1:2-6 外-別添1-5)(1.2:2-6 外-別添1-5)】 想定される森林火災については、延焼防止を目的として発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等により求めた最大火線強度から設定した防火帯(18m以上)を敷地内に設けた設計とする。 【説明資料(2.1.2:2-6 外-別添1-7)(2.1.3.2:2-6 外-別添1-8)(3.1:2-6 外-別添1-20)】</p> <p>また、森林火災による熱影響については、火炎放射発散度(500kW/m²)の影響を考慮した場合においても離隔距離を確保することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.1.3.3:2-6 外-別添1-8)】</p> <p>想定される近隣の産業施設の火災及び爆発については、離隔距離を確保することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.2:2-6 外-別添1-10)】</p> <p>また、想定される発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災については、建屋表面温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.2.2:2-6 外-別添1-11)(2.3:2-6 外-別添1-14)】</p> <p>外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすること、また、二次的影響のばい煙及び有毒ガスに対して、換気空調設備等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.5:2-6 外-別添1-18)】</p>	<p>に必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。 (a-9) 外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災） 安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(1~2)】</p> <p>想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度(4,428kW/m)から算出される防火帯(約20m)を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 【別添資料1(2.1.3.2)】</p> <p>また、森林火災による熱影響については、最大火炎放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.1.3.3)】</p> <p>発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として、想定される近隣の産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確保により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2)】</p> <p>また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災については、離隔距離を確保すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること又はそれらを適切に組み合わせること、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.5~2.3)】</p> <p>また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、換気空調系等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.4)】</p>	<p>に必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。 (a-10) 外部火災（森林火災、爆発及び近隣工場等の火災） 安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(1~2)】</p> <p>想定される森林火災の延焼防止を目的として、発電所周辺の植生を確認し、作成した植生データ等を基に求めた最大火線強度(33,687kW/m)（発火点1）から算出される防火帯(約20m)を敷地内に設ける。また、風上に火線強度があがりやすい針葉樹を擁しかつ斜面に面する敷地東部は防火帯(約25m)を敷地内に設ける。 ただし、火線強度があがりやすいササ草原を擁しかつ斜面に面する敷地北部は最大火線強度(114,908kW/m)（発火点2）から算出される防火帯(約46m)を敷地内に設ける。 防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。 【別添資料1(2.1.3.2)】</p> <p>また、森林火災による熱影響については、最大火炎放射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.1.3.3)】</p> <p>発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として、想定される近隣の産業施設の火災・爆発については、離隔距離の確保により安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2)】</p> <p>また、想定される発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災については、離隔距離を確保すること、その火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること又はそれらを適切に組み合わせること、その安全施設の安全機能を損なわない設計とする。外部火災による屋外施設への影響については、屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.5~2.3)】</p> <p>また、外部火災の二次的影響であるばい煙及び有毒ガスによる影響については、換気空調設備等に適切な防護対策を講じることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.4)】</p>	<p>【大阪】 記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・評価の結果、泊では植生及び地形により一部の火線強度が高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定している。(2013/10の審査会合にて説明済)</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.11 外部火災防護に関する基本方針</p> <p>1.11.1 設計方針</p> <p>安全施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）を損なわないよう、防火帯の設置、建屋による防護、離隔距離の確保、代替設備の確保等によって、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>外部火災で想定する火災を第1.11.1表に示す。 【説明資料(1.1: 2-6 外-別添1-5)(1.2: 2-6 外-別添1-5)】</p> <p>また、想定される火災及び爆発の二次的影響に対して、安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(1.1: 2-6 外-別添1-5)(1.2: 2-6 外-別添1-5)(2.5.2: 2-6 外-別添1-18)】</p> <p>(1) 外部火災防護施設</p> <p>安全施設に対して外部火災の影響を受けた場合において、原子炉の安全性を確保するため、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に該当する構築物、系統及び機器を外部火災防護施設とする。外部火災防護施設を第1.11.2表に示す。 【説明資料(1.3: 2-6 外-別添1-6)】</p> <p>クラス1及びクラス2に関しては、安全機能を有する施設を内包する建屋及び屋外施設に対し、必要とする防火帯を森林との間に設けること等により、外部火災による建屋外壁（天井スラブを含む。）及び屋外施設の温度を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.1.3: 2-6 外-別添1-8)】</p> <p>また、クラス3の安全機能を有する安全施設については、屋内に設置している施設は建屋により防護することとし、屋外施設については、防火帯の内側に設置すること、又は消火活動等により</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.8.9 外部火災防護に関する基本方針</p> <p>1.8.9.1 設計方針</p> <p>安全施設が外部火災（火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災等））に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために想定される最も厳しい火災が発生した場合においても必要な安全機能を損なわないよう、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護、代替手段等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(1.1~1.2)】</p> <p>想定する外部火災として、森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災を選定する。外部火災にて想定する火災を第1.8.9-1表に示す。 【別添資料1(1.1~1.2)】</p> <p>また、想定される火災及び爆発の二次的影響（ばい煙等）に対して、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(1.1~1.2)】</p> <p>(1) 評価対象施設</p> <p>外部事象防護対象施設のうち、屋内施設は内包する建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外施設並びに外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器に分類し、抽出する。</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、原則として、防火帯により防護し、外部火災により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。 評価対象施設を第1.8.9-2表に示す。</p> <p>a. 外部火災の直接的な影響を受ける評価対象施設</p> <p>外部事象防護対象施設等のうち、評価対象施設を以下のとおり抽出する。</p> <p>(a) 屋内の評価対象施設</p> <p>屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.8.10 外部火災防護に関する基本方針</p> <p>1.8.10.1 設計方針</p> <p>安全施設が外部火災（火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災等））に対して、発電用原子炉施設の安全性を確保するために想定される最も厳しい火災が発生した場合においても必要な安全機能を損なわないよう、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護、代替手段等によって、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(1.1~1.2)】</p> <p>想定する外部火災として、森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災を選定する。外部火災にて想定する火災を第1.8.10.1表に示す。 【別添資料1(1.1~1.2)】</p> <p>また、想定される火災及び爆発の二次的影響（ばい煙等）に対して、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(1.1~1.2)】</p> <p>(1) 評価対象施設</p> <p>外部事象防護対象施設のうち、屋内施設は内包する建屋により防護する設計とし、評価対象施設を、建屋、屋外施設並びに外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器に分類し、抽出する。</p> <p>上記に含まれない構築物、系統及び機器は、原則として、防火帯により防護し、外部火災により損傷した場合であっても、代替手段があること等により安全機能は損なわれない。 評価対象施設を第1.8.10.2表に示す。</p> <p>a. 外部火災の直接的な影響を受ける評価対象施設</p> <p>外部事象防護対象施設等のうち、評価対象施設を以下のとおり抽出する。</p> <p>(a) 屋内の評価対象施設</p> <p>屋内設置の外部事象防護対象施設は、内包する建屋により防護する設計とし、以下の建屋を評価対象施設とする。</p>	<p>【大阪】 記載方針の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】 記載方針の相違（女川実績の反映；着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>防護することとし、安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.3: 2-6 外-別添1-8)(3.1: 2-6 外-別添1-20)(3.2: 2-6 外-別添1-20)】</p> <p>なお、防火帯の外側にあるクラス3施設としては、モニタリングポストがある。火災発生時には、モニタリングポストについては代替設備を確保する設計とする。</p> <p>【説明資料(1.3: 2-6 外-別添1-6)】</p>	<p>島根原子力発電所2号炉 竜巻(3)外部事象防護対象施設のうち評価対象施設</p> <p>なお、排気筒モニタ及び排気筒モニタ室は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。</p> <p>評価対象施設のうち排気筒モニタについては、放射性気体廃棄物処理施設の破損の検出手段として期待している。竜巻を起因として放射性気体廃棄物処理施設の破損が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、排気筒モニタ室も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 屋外の評価対象施設 屋外の評価対象施設は、以下の施設を対象とする。 i) 排気筒 ii) 復水貯蔵タンク iii) 原子炉補機冷却海水ポンプ（高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプを含む。） iv) 高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナ 評価対象施設のうち、高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナについては、他の評価対象施設の評価により、安全機能を損なわない設計であることを確認する。</p>	<p>ただし、評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプは取水ビットポンプ室、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室内に包されており、これらは循環水ポンプ建屋にて覆われていることから、直接火災の影響を受けることはないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナを評価対象とする。</p> <p>i) 原子炉建屋 ii) 原子炉補助建屋 iii) ディーゼル発電機建屋 iv) 取水ビットポンプ室 v) 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室 vi) 原子炉補機冷却海水ポンプ vii) 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ viii) タービン建屋</p> <p>評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについては、他の評価対象施設の評価により、安全機能を損なわない設計であることを確認する。</p> <p>なお、タービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁は、以下の設計とすることにより、以降の評価対象施設には含めないものとする。</p> <p>評価対象施設のうちタービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。外部火災を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 屋外の評価対象施設 屋外の評価対象施設は、以下の施設を対象とする。 i) 排気筒</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは建屋内に収納されているが周囲空気によるポンプへの影響を確認するため評価を実施。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（女川の屋外の評価対象施設の方針と同一）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる防護方針の相違（島根の竜巻事象の考え方と同一）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い。ただし、海水ストレーナの評価が海水ポンプの評価で包絡されることは同様である。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 森林火災 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061912号原子力規制委員会決定)に基づき、過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション解析コード(以下「FARSITE」という。)を用いて影響評価を実施し、必要な防火帯等を設置することにより、外部火災防護施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.1: 2-6 外-別添1-7)】</p> <p>a. 森林火災の想定 (a) 森林火災における各樹種の可燃物量は、福井県から入手した森林簿データ、現地調査結果等による現地の植生を用いる。 (b) 気象条件は過去10年間を調査し、森林火災の発生件数を考慮して、最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。 (c) 風向は最大風速における風向と最多風向の出現回数を調査し、卓越風向を設定する。</p>	<p>b. 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設を以下のとおり抽出する。 (a) 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。) (b) 換気空調系 (c) 安全保護系 (d) 原子炉補機冷却海水ポンプ (e) 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</p> <p>(2) 森林火災 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所周辺の植生及び過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション解析コード(以下「FARSITE」という。)を用いて影響評価を実施し、森林火災の延焼を防ぐための手段として防火帯を設け、火災が防火帯外縁に到達するまでの時間、評価対象施設への熱影響及び危険距離を評価し、必要な防火帯幅、評価対象施設との離隔距離を確保すること等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 森林火災の想定 (a) 森林火災における各樹種の可燃物量は、宮城県及び東北森林管理局から入手した森林簿データと現地調査等により得られた樹種を踏まえて補正した植生を用いる。また、林齢は、樹種を踏まえて地面草地の可燃物量が多くなるように保守的に設定する。 (b) 気象条件は、「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データを調査し、宮城県における森林火災発生頻度が年間を通じて比較的高い月の最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。 (c) 風向については、最大風速記録時における風向及び卓越風向を調査し、森林火災の発生件数及び森林と発電所の位置関係を考慮して、最大風速記録時の風向を設定する。</p>	<p>b. 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設 外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設を以下のとおり抽出する。 (a) ディーゼル発電機 (b) 換気空調設備 (c) 安全保護系 (d) 制御用空気圧縮機 (e) 原子炉補機冷却海水ポンプ (f) 主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁、タービン動補助給水ポンプ排気管</p> <p>(2) 森林火災 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所周辺の植生及び過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション解析コード(以下「FARSITE」という。)を用いて影響評価を実施し、森林火災の延焼を防ぐための手段として防火帯を設け、火災が防火帯外縁に到達するまでの時間、評価対象施設への熱影響及び危険距離を評価し、必要な防火帯幅、評価対象施設との離隔距離を確保すること等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 森林火災の想定 (a) 森林火災における各樹種の可燃物量は、北海道から入手した森林簿データと現地調査等により得られた樹種を踏まえて補正した植生を用いる。また、林齢は、樹種を踏まえて地面草地の可燃物量が多くなるように保守的に設定する。 (b) 気象条件は、発電所内の気象観測設備の過去10年間の気象データを調査し、北海道における森林火災の発生頻度が年間を通じて比較的高い月の最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。 (c) 風向については、最大風速記録時における風向及び卓越風向を調査し、森林火災の発生件数及び森林と発電所の位置関係を考慮して、最大風速記録時の風向を設定する。</p>	<p>【女川】設備名称の相違 【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【女川】名称の相違 【女川】設計方針の相違・評価対象施設の相違 【女川】設計方針の相違・評価対象施設の相違 【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備の相違(泊には屋外に同様の設備は無い) 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】地域名称の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違・泊は森林火災の模擬状況を向上させるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内の気象データを使用している。 【女川】地域名称の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 発火点については、発電所から直線距離 10km の間で風向及び人為的行為を考慮し、防火帯幅及び熱影響評価に際して FARSITE より出力される高い値を用いて実施するために 3 地点を設定する。</p> <p>a) 福井県における森林火災の最多発生原因である「野焼き」と「焚き火」を考慮し、火災が広がりやすい植生である田の領域を発火点として設定する。また、卓越風向（南東、南南東、南）がおおよそ発電所の風上方向となるよう、発火点を 3 地点設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発火点 1：発電所の南東約 0.9km の田の領域 ・発火点 2：発電所の南南東約 0.9km の田の領域 ・発火点 3：発電所の南西約 1.5km の田の領域 	<p>(d) 発火点については、防火帯幅の設定及び熱影響評価に際し、FARSITE より出力される最大火線強度及び反応強度を用いて評価するため、発電所から直線距離 10km の間で風向及び人為的行為を考慮し、4 地点を設定する。</p> <p>(d-1) 人為的行為を考慮し、火を扱う可能性がある箇所、火災の発生頻度が高いと想定される居住地区、道路沿い等を選定する。</p> <p>(d-2) 風向は卓越方向（北北東、南南西、西北西）とし、火災規模に対する風向の影響を考慮し、発火点は女川原子力発電所の風上を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 発電所周辺のうち、卓越風向の北北東方向の風による延焼を考慮し、民宿、社員寮等の居住区での人為的行為を想定し、小屋取地区漁港沿いの荒地（発電所敷地から約 900m の距離）を「発火点 1」として設定する。 ii) 発電所周辺のうち、卓越風向である南南西方向の風による延焼を考慮し、道路沿いでの人為的行為を想定し、発電所に近い県道沿い（発電所敷地から約 1,200m の距離）を「発火点 2-1」として設定する。 iii) 発電所周辺のうち、卓越風向である南南西方向の風による延焼を考慮し、居住地区及び田が存在する地区での人為的行為を想定し、鮫浦地区の田（発電所敷地から約 2,600m の距離）に、発火点 2-1 より遠方となる「発火点 2-2」として設定する。 iv) 発電所周辺のうち、卓越風向である西北西方向の風による延焼を考慮し、発電所周辺の道路沿いでの人為的行為を想定し、発電所に近い荒地（発電所敷地から約 1,100m の距離）に「発火点 3」として設定する。 <p style="text-align: center;">【別添資料 1(2.1.2)】</p>	<p>(d) 発火点については、防火帯幅の設定及び熱影響評価に際し、FARSITE より出力される最大火線強度及び反応強度を用いて評価するため、発電所から直線距離 10km の間で風向及び人為的行為を考慮し、2 地点を設定する。</p> <p>(d-1) 人為的行為を考慮し、火を扱う可能性がある箇所、火災の発生頻度が高いと想定される居住地区、道路沿い等を選定する。</p> <p>(d-2) 風向は卓越方向（東、北西）とし、火災規模に対する風向の影響を考慮し、発火点は泊発電所の風上を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 発電所周辺のうち、卓越風向である東方向の風による延焼を考慮し、社員寮等の居住区及び道路沿いでの人為的行為を想定し、道路脇畑（発電所敷地から約 2,500m の距離）を「発火点 1」として設定する。 (ii) 発電所周辺のうち、卓越風向である北西方向の風による延焼を考慮し、民家等の居住区及び道路沿いでの人為的行為を想定し、集落端と森林の境界部（発電所敷地から約 1,500m の距離）を「発火点 2」として設定する。 <p style="text-align: center;">【別添資料 1(2.1.2)】</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川・大阪】設計方針の相違 ・地域特性の差異による想定する発火点位置及び卓越風向の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>
<p>(e) 日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度及び反応強度が増大することから、これらを考慮して火線強度又は反応強度が最大となる発火時刻を設定する。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料(2.1.2：2-6 外-別添1-7)】</p>	<p>(e) 森林火災の発火時刻については、日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が変化することから、これらを考慮して火線強度が最大となる時刻を設定する。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料 1(2.1.2)】</p>	<p>(e) 森林火災の発火時刻については、日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が変化することから、これらを考慮して火線強度が最大となる時刻を設定する。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.1.2)】</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p>
<p>b. 評価対象範囲 発電所近傍の発火想定地点を 10km 以内とし、植生及び地形の評価対象範囲は発火点の距離に余裕をみて南北 13km、東西 13km の範囲を対象に評価を行う。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料(2.1.2：2-6 外-別添1-7)】</p>	<p>b. 評価対象範囲 発電所近傍の発火想定地点を 10km 以内とし、評価対象範囲は東側が海岸という発電所周辺の地形を考慮し、女川原子力発電所から東に 4km、西に 12km、南に 12km、北に 12km の範囲を対象に評価を行う。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料 1(2.1.2)】</p>	<p>b. 評価対象範囲 発電所近傍の発火想定地点を 10km 以内とし、評価対象範囲は泊発電所から東に 13km、西に 13km、南に 13km、北に 13km の範囲を対象に評価を行う。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.1.2)】</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 （泊も西側の海城にあたる範囲は評価対象外である）</p>
<p>c. 必要データ（FARSITE 入力条件） (a) 地形データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の土地の地形データについては、公開情報の中でも高い空間解像度で</p>	<p>c. 必要データ（FARSITE 入力条件） (a) 地形データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の土地の標高、地形等のデータについては、公開情報の中でも高い空</p>	<p>c. 必要データ（FARSITE 入力条件） (a) 地形データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の土地の標高、地形等のデータについては、公開情報の中でも高い空</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ある10mメッシュの「基盤地図情報数値標高モデル」(国土地理院データ)を用いる。</p> <p>(b) 土地利用データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の建物用地、交通用地等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの「国土数値情報土地利用細分メッシュ」(国土交通省データ)を用いる。</p> <p>(c) 植生データ 現地状況をできるだけ模擬するため、樹種及び生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを地方自治体(福井県)より入手する。 森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を樹種・林齢によりさらに細分化する。 発電所構内の植生データについては、発電所内の樹木を管理している緑化計画書を用いる。 また、発電所周辺の植生データについて、実際の植生を調査し、FARSITE入力データとしての妥当性を確認する。</p> <p>(d) 気象データ 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、過去10年間のデータのうち、福井県で発生した森林火災の実績より、発生頻度が高い3月から6月の気象条件(最多風向、最大風速、最高気温、最小湿度)の最も厳しい条件を用いる。なお、気象条件を設定する際には、10年間以上の気象データを保有している、発電所から最寄の気象観測所である小浜地域気象観測システムの気象データを使用する。なお湿度データについては、小浜の気象観測所では観測していないため、舞鶴特別地域気象観測所のデータを使用する。 【説明資料(2.1.2: 2-6 外-別添1-7)】</p> <p>d. 延焼速度及び火線強度の算出 ホイヘンスの原理に基づく火災の拡大モデルを用いて延焼速度(0.06m/s(発火点2))や火線強度(708kW/m(発火点2))を算出する。</p> <p>e. 火災到達時間による消火活動 延焼速度より、発火点から防火帯までの火災到達時間※(約2.7時間(発火点2))を算出し、森林火災が防火帯に到達するまでの間に発電所に常駐している自衛消防隊による屋外消火栓等を用いた消火活動が可能であり、万が一の飛び火による火災の延焼を防止することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>間解像度である10mメッシュの「基盤地図情報数値標高モデル」(国土地理院データ)を用いる。</p> <p>(b) 土地利用データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の建物用地、交通用地等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの「国土数値情報土地利用細分メッシュ」(国土交通省データ)を用いる。</p> <p>(c) 植生データ 現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを地方自治体(宮城県)及び東北森林管理局より入手する。 森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を樹種・林齢によりさらに細分化する。 発電所構内及び発電所周辺の植生データについては、現地調査し、FARSITE入力データとしての妥当性を確認の上植生区分を設定する。 【別添資料1(2.1.2)】</p> <p>(d) 気象データ 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」の過去10年間の気象データにおける宮城県で発生した森林火災の実績を考慮し、比較的発生頻度が高い3月～5月の気象条件(最多風向、最大風速、最高気温及び最小湿度)の最も厳しい条件を用いる。 【別添資料1(2.1.2)】</p> <p>d. 延焼速度及び火線強度の算出 ホイヘンスの原理に基づく火災の拡大モデルを用いて延焼速度(0.49m/s(発火点1))や火線強度(4,428kW/m(発火点1))を算出する。</p> <p>e. 火災到達時間による消火活動 延焼速度より、発火点から火災が防火帯に到達するまでの火災到達時間(約1.8時間(発火点3))を算出する。 森林火災が防火帯に到達する時間までの間に女川原子力発電所に常駐している自衛消防隊による防火帯付近の予防散水活動(飛び火を抑制する効果を期待)を行うことが可能であり、防火帯をより有効に機能させる。 また、万が一の飛び火等による火災の延焼を確認した場合には、自衛消防隊による初期消火活動を行うことで、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>間解像度である10mメッシュの「基盤地図情報数値標高モデル」(国土地理院データ)を用いる。</p> <p>(b) 土地利用データ 現地状況をできるだけ模擬するため、発電所周辺の建物用地、交通用地等のデータについては、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの「国土数値情報土地利用細分メッシュ」(国土交通省データ)を用いる。</p> <p>(c) 植生データ 現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを地方自治体(北海道)より入手する。 森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を樹種・林齢によりさらに細分化する。 発電所構内及び発電所周辺の植生データについては、現地調査し、FARSITE入力データとしての妥当性を確認の上植生区分を設定する。 【別添資料1(2.1.2)】</p> <p>(d) 気象データ 現地にて起こり得る最も厳しい条件を検討するため、発電所内の気象観測設備の過去10年間の気象データのうち北海道で発生した森林火災の実績を考慮し、比較的発生頻度が高い4月～6月の気象条件(最多風向、最大風速、最高気温及び最小湿度)の最も厳しい条件を用いる。 【別添資料1(2.1.2)】</p> <p>d. 延焼速度及び火線強度の算出 ホイヘンスの原理に基づく火災の拡大モデルを用いて延焼速度(3.11m/s(発火点2))や火線強度(114,908kW/m(発火点2))を算出する。</p> <p>e. 火災到達時間による消火活動 延焼速度より、発火点から火災が防火帯に到達するまでの火災到達時間(約0.8時間(発火点2))を算出する。 森林火災が防火帯に到達する時間までの間に泊発電所に常駐している自衛消防隊による防火帯付近の予防散水活動(飛び火を抑制する効果を期待)を行うことが可能であり、防火帯をより有効に機能させる。 また、万が一の飛び火等による火災の延焼を確認した場合には、自衛消防隊による初期消火活動を行うことで、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】地域名称の相違 【女川】設計方針の相違・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は森林火災の模擬状況を向上させるため発電所内の気象データを使用していること及び地域特性による相違。 【女川・大飯】地域名称及び記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・地域特性の違いによる解析結果の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・地域特性の違いによる解析結果の相違 【女川】発電所名の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3号炉</p> <p>【別添資料1(2.1.3.1)】</p> <p>なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帯に到達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構内への延焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行う。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.1)】</p> <p>なお、防火帯の外側にあるクラス3 設備としては、モニタリングポストがある。火災発生時には、モニタリングポストについては代替設備を確保する設計とする。</p> <p>※ 火災が防火帯に到達する時間</p> <p>【説明資料(2.1.3.1: 2-6 外-別添1-8)】</p> <p>f. 防火帯幅の設定</p> <p>FARSITE から出力される最大火線強度 (708kW/m (発火点2)) により算出される評価上必要とされる防火帯幅 16.2m に対し、18m 以上の防火帯幅を確保することにより安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>設置する防火帯を第 1.11.1 図に示す。</p> <p>【説明資料(2.1.3.2: 2-6 外-別添1-8)】</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>【別添資料1(2.1.3.1)】</p> <p>なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帯に到達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構内への延焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行う。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.1)】</p> <p>f. 防火帯幅の設定</p> <p>FARSITE から出力される最大火線強度 (4,428kW/m (発火点1)) により算出される防火帯幅 19.7m に対し、約 20m の防火帯幅を確保することにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。</p> <p>設置する防火帯について、第 1.8.9-1 図に示す。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.2)】</p> <p>g. 評価対象施設への熱影響</p> <p>森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、影響評価に用いる火炎輻射強度は、FARSITE から出力される反応強度から求める。</p> <p>(a) 火災の想定</p> <p>i) 森林火災による熱を受ける面と森林火災の火炎輻射強度が発する地点が同じ高さにあると仮定し、離隔距離は最短距離とする。</p> <p>ii) 森林火災の火炎は、円筒火炎モデルとする。火炎の高さは燃焼半径の3倍とし、燃焼半径から円筒火炎モデルの数を算出することにより火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>【別添資料1(2.1.3.1)】</p> <p>なお、外部からの情報により森林火災を認識し、防火帯に到達するまでに時間的な余裕がある場合には、発電所構内への延焼を抑制するために防火帯近傍への予防散水を行う。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.1)】</p> <p>f. 防火帯幅の設定</p> <p>FARSITE から出力される最大火線強度 (33,687kW/m (発火点1)) により算出される防火帯幅 17.8m に対し、約 20m、25m の防火帯幅を確保すること及び最大火線強度 114,908kW/m (発火点2)) により算出される防火帯幅 45.3m に対し、約 46m の防火帯幅を確保することにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とする。</p> <p>設置する防火帯及び樹木が無い領域を第 1.8.10.1 図に示す。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.2)】</p> <p>g. 評価対象施設への熱影響</p> <p>森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。なお、影響評価に用いる火炎輻射強度は、FARSITE から出力される反応強度から求め、その値に対して安全側に余裕を考慮する。</p> <p>(a) 火災の想定</p> <p>(i) 森林火災による熱を受ける面と森林火災の火炎輻射強度が発する地点が同じ高さにあると仮定し、離隔距離は最短距離とする。</p> <p>(ii) 森林火災の火炎は、円筒火炎モデルとする。火炎の高さは燃焼半径の3倍とし、燃焼半径から円筒火炎モデルの数を算出することにより火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大阪】記載方針の相違・泊・女川は評価対象施設の項目で、代替設備を確保する設計であることを記載している</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川・大阪】設計方針の相違</p> <p>・評価の結果、泊では植生及び地形により一部で火線強度が高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定し、防火帯の外側に樹木が無い領域を設定している。(2013/10の審査会にて説明済)</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊は日照時刻による感度解析結果を踏まえ火炎輻射強度を設定。</p> <p>【大阪】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>g. 外部火災防護施設（建屋）への熱影響</p> <p>FARSITE から出力される反応強度から求めた火炎放射発散度（422kW/m²（発火点3））^{※1,2}に対し、安全側に余裕を考慮した500kW/m²に基づき、防火帯から最も近い位置（38m）にある外部火災防護施設（4号炉原子炉周辺建屋）の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を求め、コンクリート許容温度200℃^{※3(7)}以下とすることで外部火災防護施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※1 FARSITE の保守的な入力データからFARSITE で評価した火炎放射発散度</p> <p>※2 火炎放射発散度は反応強度と比例することから反応強度が高い発火点3の火炎放射発散度を用いて評価する。</p> <p>※3 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度</p> <p>【説明資料(2.1.3.3：2-6 外-別添1-8)】</p>	<p>(b) 原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋への熱影響</p> <p>火炎放射発散度 477kW/m²（火炎放射強度 477kW/m²）となる「発火点1」に基づき算出する、防火帯の外縁（火炎側）から最も近くに位置する原子炉建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、火災時における短期温度上昇を考慮した場合のコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 排気筒への熱影響</p> <p>火炎放射発散度 367kW/m²（火炎放射強度 408kW/m²）となる「発火点2-1」に基づき算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(d) 復水貯蔵タンクへの熱影響</p> <p>火炎放射発散度 408kW/m²（火炎放射強度 408kW/m²）となる「発火点2-1」に基づき算出する復水貯蔵タンクの温度を、復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である66℃以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(b) 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋への熱影響</p> <p>火炎放射発散度 843kW/m²（火炎放射強度 843kW/m²）となる「発火点1」を安全側に余裕を考慮した1,200kW/m²に基づき算出する、防火帯の外縁（火炎側）から最も近くに位置する原子炉建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、火災時における短期温度上昇を考慮した場合のコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 排気筒への熱影響</p> <p>火炎放射発散度 977kW/m²（火炎放射強度 977kW/m²）となる「発火点2」を安全側に余裕を考慮した1,200kW/m²に基づき算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違及び地域特性による火炎放射発散度の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・火炎放射発散度に対する保守性の考慮の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川実績の反映】</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性及び火炎放射発散度に対する保守性の考慮の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 （泊には屋外に同様の設備は無い）</p>
<p>i. 外部火災防護施設（海水ポンプ）への熱影響</p> <p>FARSITE から出力される反応強度から求めた火炎放射発散度（422kW/m²（発火点3））に対し、安全側に余裕を考慮した500kW/m²に基づき海水ポンプの冷却空気を取込温度を求め、許容温度□℃[*]以下とすることで海水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※ モータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気を取込温度</p> <p>【説明資料(2.1.3.3：2-6 外-別添1-8)】</p>	<p>(e) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>火炎放射発散度 408kW/m²（火炎放射強度 408kW/m²）となる「発火点2-1」に基づき算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である40℃以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55℃以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(d) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>火炎放射発散度 977kW/m²（火炎放射強度 977kW/m²）となる「発火点2」を安全側に余裕を考慮した1,200kW/m²に基づき算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である80℃以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.3)】</p>	<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・地域特性による火炎放射発散度の相違 ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・火炎放射発散度に対する保守性の考慮の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>h. 外部火災防護施設（建屋）の危険距離の確保</p> <p>FARSITE から出力される反応強度から求めた火炎輻射発散度（422kW/m²（発火点3））に対し、安全側に余裕を考慮した500kW/m²に基づき危険距離*を求め、防火帯外縁（火炎側）から最も近くに位置する外部火災防護施設（4号炉原子炉周辺建屋）までの距離（38m）を危険距離以上確保することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※ 発電所周囲に設置する防火帯の外縁（火炎側）から外部火災防護施設の間に必要な離隔距離</p> <p>【説明資料(2.1.3.4：2-6 外-別添1-9)】</p> <p>j. 外部火災防護施設（海水ポンプ）の危険距離の確保</p> <p>FARSITE から出力される反応強度から求めた火炎輻射発散度（422kW/m²（発火点3））に対し、安全側に余裕を考慮した500kW/m²に基づき危険距離を求め、発電所周囲に設置する防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を危険距離以上確保することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.3.4：2-6 外-別添1-9)】</p>	<p>(f) 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>火炎輻射発散度 408kW/m²（火炎輻射強度 408kW/m²）となる「発火点2-1」に基づき算出する高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55℃以下とすることで、高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.3)】</p> <p>h. 評価対象施設の危険距離の確保</p> <p>森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設の危険距離について評価を実施し、防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を最大の火炎輻射強度に基づき算出する危険距離以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋の危険距離の確保</p> <p>火炎輻射発散度 477kW/m²（火炎輻射強度 477kW/m²）となる「発火点1」に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置される防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を危険距離以上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、各建屋及び当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 排気筒、復水貯蔵タンク、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプの危険距離の確保</p> <p>排気筒が火炎輻射発散度 367kW/m²（火炎輻射強度 408kW/m²）、復水貯蔵タンク、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプが火炎輻射発散度 408kW/m²（火炎輻射強度 408kW/m²）となる「発火点2-1」に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置される防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を危険距離以上確保することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.3)】</p>	<p>h. 評価対象施設の危険距離の確保</p> <p>森林火災の直接的な影響を受ける評価対象施設の危険距離について評価を実施し、防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を最大の火炎輻射強度を安全側に余裕を考慮した数値に基づき算出する危険距離以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(a) 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋の危険距離の確保</p> <p>火炎輻射発散度 843kW/m²（火炎輻射強度 843kW/m²）となる「発火点1」を安全側に余裕を考慮した1,200kW/m²に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置される防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を危険距離以上確保し、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、各建屋及び当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプの危険距離の確保</p> <p>排気筒及び原子炉補機冷却海水ポンプが火炎輻射発散度 977kW/m²（火炎輻射強度 977kW/m²）となる「発火点2」を安全側に余裕を考慮した1,200kW/m²に基づき危険距離を算出し、発電所周囲に設置される防火帯の外縁（火炎側）からの離隔距離を危険距離以上確保することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.1.3.3)】</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・火炎輻射発散度に対する保守性の考慮の相違</p> <p>【女川・大阪】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違 ・地域特性による火炎輻射発散度の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・火炎輻射発散度に対する保守性の考慮の相違</p> <p>【女川】名称の相違 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川・大阪】設計方針の相違 ・地域特性による火炎輻射発散度の相違 ・ポンプ仕様（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・火炎輻射発散度に対する保守性の考慮の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 近隣産業施設の火災・爆発</p> <p>a. 石油コンビナート等の施設の影響</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、発電所敷地外10km以内の産業施設に対して、必要な隔離距離を確保することで、安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設を調査した結果、当該施設は存在しない事を確認している。なお、発電所の最も近くに存在する石油コンビナート施設として、「石油コンビナート等災害防止法」第2条第2号の規定に基づく「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令」（昭和51年政令第192号）で指定される福井国家石油備蓄基地等の施設が、発電所の北東約78kmの位置、福井市と坂井市にわたる沿岸に存在する。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から外部火災防護施設までの隔離距離を確保していることから、火災・爆発の影響を受けるおそれはない。</p> <p>【説明資料(2.2.2.1：2-6外-別添1-10)】</p>	<p>(3) 近隣産業施設の火災・爆発</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所敷地外10km以内の産業施設を抽出した上で発電所との隔離距離を確保すること及び発電所敷地内で火災を発生させるおそれのある危険物貯蔵施設等を選定し、危険物貯蔵施設等の燃料量と評価対象施設との隔離距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への熱影響評価を行い、隔離距離の確保等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設を調査した結果、当該施設は存在しないことを確認している。なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>【別添資料1(2.2.2)】</p> <p>b. 危険物貯蔵施設等の影響</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、隔離距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所敷地外10km以内のうち、発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設を第1.8.9-2図に示す。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物貯蔵施設の貯蔵量は、危険物を満載した状態とする。 隔離距離は、評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設の位置から評価対象施設までの直線距離とする。 火災は円筒火災をモデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とする。 気象条件は無風状態とする。 	<p>(3) 近隣産業施設の火災・爆発</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所敷地外10km以内の産業施設を抽出した上で発電所との隔離距離を確保すること及び発電所敷地内で火災を発生させるおそれのある危険物貯蔵施設等を選定し、危険物貯蔵施設等の燃料量と評価対象施設との隔離距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への熱影響評価を行い、隔離距離の確保等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設を調査した結果、当該施設は存在しないことを確認している。なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>【別添資料1(2.2.2)】</p> <p>b. 危険物貯蔵施設等の影響</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、隔離距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所敷地外10km以内のうち、発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設を第1.8.10.2図に示す。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>(i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物貯蔵施設の貯蔵量は、危険物を満載した状態とする。 隔離距離は、評価上厳しくなるよう危険物貯蔵施設の位置から評価対象施設までの直線距離とする。 火災は円筒火災をモデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とする。 気象条件は無風状態とする。 	<p>【大阪】記載方針の相違 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【女川・大阪】石油コンビナート地区の相違</p> <p>【大阪】記載内容の相違 (女川実績の反映) ・泊・女川は、以降で詳細な影響評価を実施している</p> <p>【大阪】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ii) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設とする。 【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離(48m)以上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・排気筒への熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離(47m)以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・復水貯蔵タンクへの熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から復水貯蔵タンクまでの離隔距離を必要とされる危険距離(18m)以上確保することにより、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離(99m)以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離(65m)以上確保することにより、高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>(b) ガス爆発の影響 発電所敷地外10km以内の高圧ガス貯蔵施設の爆発による直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実</p>	<p>(ii) 評価対象範囲 評価対象は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設とする。 【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>(iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋への熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離(74m)以上確保し、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・排気筒への熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離(53m)以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される危険物貯蔵施設の火災による輻射の影響に対し、危険物貯蔵施設から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離(109m)以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>(b) ガス爆発の影響 発電所敷地外10km以内の高圧ガス貯蔵施設の爆発による直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違い による評価対象の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違い による対象設備の相違 (泊には屋外に同様の 設備は無い)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>施し、離隔距離の確保により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>i) 爆発の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス漏えい、引火によるガス爆発とする。 ・ 気象条件は無風状態とする。 <p>ii) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電所敷地外10km以内の高圧ガス貯蔵施設とする。</p> <p>iii) 評価対象施設への影響</p> <p>想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による爆風圧の影響に対し、高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とされる危険限界距離(70m)以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>また、想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による飛来物の影響については、高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき算出する容器破損時における破片の最大飛散距離(322m)以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>c. 燃料輸送車両の影響</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の燃料輸送車両の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災を起こすものとする。 ・ 燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。 ・ 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 ・ 輸送燃料はガソリンとする。 ・ 発電所敷地周辺道路での燃料輸送車両の全面火災を想定する。 ・ 気象条件は無風状態とする。 ・ 火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 	<p>施し、離隔距離の確保により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>(i) 爆発の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス漏えい、引火によるガス爆発とする。 ・ 気象条件は無風状態とする。 <p>(ii) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電所敷地外10km以内の高圧ガス貯蔵施設とする。</p> <p>(iii) 評価対象施設への影響</p> <p>想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による爆風圧の影響に対し、高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とされる危険限界距離(87m)以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>また、想定される高圧ガス貯蔵施設のガス爆発による飛来物の影響については、高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき算出する容器破損時における破片の最大飛散距離(1,217m)以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.2)】</p> <p>c. 燃料輸送車両の影響</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地外10km以内の燃料輸送車両の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>(i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で火災を起こすものとする。 ・ 燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。 ・ 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 ・ 輸送燃料はガソリンとする。 ・ 発電所敷地周辺道路での燃料輸送車両の全面火災を想定する。 ・ 気象条件は無風状態とする。 ・ 火災は円筒火炎をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・ 発電所敷地外10km以内に設置されている高圧ガス貯蔵施設の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・ 発電所敷地外10km以内に設置されている高圧ガス貯蔵施設の違いによる評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ii) 評価対象範囲 評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響</p> <p>想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離(21m)以上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・排気筒への熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離(8m)以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・復水貯蔵タンクへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から復水貯蔵タンクまでの離隔距離を必要とされる危険距離(15m)以上確保することにより、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離(16m)以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離(11m)以上確保することにより、高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】</p>	<p>(ii) 評価対象範囲 評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>(iii) 評価対象施設への熱影響 ・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋への熱影響</p> <p>想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離(23m)以上確保し、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・排気筒への熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離(10m)以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 想定される燃料輸送車両の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送車両から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離(21m)以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.2.2.3)】</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 (泊には屋外に同様の設備は無い)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 (泊には屋外に同様の設備は無い)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 発電所港湾内に入港する船舶火災</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、物揚岸壁に停泊する船舶を対象に影響評価を実施し、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>対象の船舶を第1.11.5表、第1.11.3図に示す。</p>	<p>(b) ガス爆発の影響</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の爆発による直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>i) 爆発の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で爆発を起こすものとする。 燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 輸送燃料は液化石油ガス（プロパン）とする。 発電所敷地境界の道路での高圧ガス漏えい、引火によるガス爆発を想定する。 気象条件は無風状態とする。 <p>ii) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>iii) 評価対象施設への影響</p> <p>想定される燃料輸送車両のガス爆発による爆風圧の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とされる危険限界距離（70m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>また、想定される燃料輸送車両のガス爆発による飛来物の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」等に基づき算出する容器破損時における破片の最大飛散距離（332m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>d. 漂流船舶の火災</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所敷地外で発生する漂流船舶を選定し、船舶の燃料量と評価対象施設との離隔距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.4)】</p>	<p>(b) ガス爆発の影響</p> <p>発電所敷地外 10km 以内の燃料輸送車両の爆発による直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>(i) 爆発の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大規模の燃料輸送車両が発電所敷地周辺道路で爆発を起こすものとする。 燃料積載量は燃料輸送車両の中で最大規模とする。 燃料輸送車両は燃料を満載した状態を想定する。 輸送燃料は液化石油ガス（プロパン）とする。 発電所敷地周辺の道路での高圧ガス漏えい、引火によるガス爆発を想定する。 気象条件は無風状態とする。 <p>(ii) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、最大規模の燃料輸送車両とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>(iii) 評価対象施設への影響</p> <p>想定される燃料輸送車両のガス爆発による爆風圧の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を必要とされる危険限界距離（87m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>また、想定される燃料輸送車両のガス爆発による飛来物の影響に対して、発電所敷地周辺道路から発電用原子炉施設までの離隔距離を、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき算出する容器破損時における破片の最大飛散距離（1,217m）以上確保することにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.3)】</p> <p>d. 漂流船舶の火災</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、発電所敷地外で発生する漂流船舶を選定し、船舶の燃料量と評価対象施設との離隔距離を考慮して、輻射強度が最大となる火災を設定し、直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.4)】</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は想定される輸送ルート上で最も近い場所での火災を想定</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・他箇所との記載統一</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 火災の想定</p> <p>(a) 燃料保有量は、満積とした状態とする。</p> <p>(b) 離隔距離は、評価上厳しくなるよう物揚岸壁から外部火災防護施設までの直線距離とする。</p> <p>(c) 船舶の燃料タンクの破損等による火災を想定する。</p> <p>(e) 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>(d) 気象条件は無風状態とする。</p> <p>b. 評価対象範囲</p> <p>発電所港湾内に入港し物揚岸壁に停泊する、大型の船舶である燃料等輸送船を評価対象とする。</p> <p>c. 外部火災防護施設（建屋）への熱影響</p> <p>燃料等輸送船を対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外部火災防護施設の建屋外壁が昇温されるものとして、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を算出し、コンクリート許容温度200℃^注以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所前面の海域には主要航路がなく20km以上離れていることから、発電所内の港湾施設に入港可能な最大規模の船舶が火災を起した場合を想定する。 燃料輸送船は、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大である船舶を想定する。 <p>【別添資料1(2.2.2.4)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漂流船舶は燃料を満載した状態を想定する。 燃料は重油とする。 <p>・ 離隔距離は、評価上厳しくなるよう岸壁位置から評価対象施設までの直線距離とする（第1.8.9-3図）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 漂流船舶の全面火災を想定する。 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 気象条件は無風状態とする。 <p>ii) 評価対象範囲</p> <p>漂流船舶は発電所港湾内に入港する船舶の中で最大規模となる船舶を評価対象とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.4)】</p> <p>iii) 評価対象施設への熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響 <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離（110m）以上確保し、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒への熱影響 <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離（20m）以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所前面の海域には主要航路がなく、30km以上離れていることから、発電所内の港湾施設に入港可能な最大規模の船舶が火災を起した場合を想定する。 燃料輸送船は、発電所内の港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大である船舶を想定する。 <p>【別添資料1(2.2.2.4)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漂流船舶は燃料を満載した状態を想定する。 燃料は重油とする。 <div data-bbox="1391 411 1924 488" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>追而【基準津波審査の反映】 (下記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p> </div> <p>・ 離隔距離は、評価上厳しくなるよう岸壁位置から評価対象施設までの直線距離とする（第1.8.10.3図）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 漂流船舶の全面火災を想定する。 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。 気象条件は無風状態とする。 <p>(ii) 評価対象範囲</p> <p>漂流船舶は発電所港湾内に入港する船舶の中で最大規模となる船舶を評価対象とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.4)】</p> <p>(iii) 評価対象施設への熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋への熱影響 <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から各建屋までの離隔距離を必要とされる危険距離（90m）以上確保し、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することにより、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒への熱影響 <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から排気筒までの離隔距離を必要とされる危険距離（29m）以上確保することにより、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・ 地域特性による相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・ プラント設計の違いによる評価対象の相違 及び地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】設計方針の相違 記載表現の相違 ・ 泊・女川はガイドに基づき危険距離による評価を実施 【女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・ 地域特性による評価結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 外部火災防護施設（海水ポンプ）への熱影響</p> <p>燃等輸送船を対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして、海水ポンプの冷却空気の取込温度を算出し、許容温度200°C以下とすることで海水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※1 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度</p> <p>※2 モータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気の取込温度</p> <p>【説明資料(2.2.2.3：2-6 外-別添1-12)】</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物タンクの熱影響</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、発電所敷地内に存在する危険物タンクを対象に影響評価を実施し、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>対象の危険物タンクを第1.11.3表、第1.11.2図に示す。</p> <p>【説明資料(2.2.2.2：2-6 外-別添1-11)】</p>	<p>・復水貯蔵タンクへの熱影響</p> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から復水貯蔵タンクまでの離隔距離を必要とされる危険距離（109m）以上確保することにより、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（55m）以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（31m）以上確保することにより、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.4)】</p> <p>(b) ガス爆発の影響</p> <p>女川原子力発電所前面の海域には主要航路がなく20km以上離れていることから、女川原子力発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>e. 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災・爆発</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等を第1.8.9-3表、第1.8.9-4図及び第1.8.9-5図に示す。</p>	<p>・原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>想定される漂流船舶の火災による輻射の影響に対し、燃料輸送船から原子炉補機冷却海水ポンプまでの離隔距離を必要とされる危険距離（80m）以上確保することにより、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.4)】</p> <p>(b) ガス爆発の影響</p> <p>泊発電所前面の海域には主要航路がなく30km以上離れていることから、泊発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>e. 発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災・爆発</p> <p>(a) 火災の影響</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災による直接的な影響を受ける評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保、建屋による防護等により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等を第1.8.10.3表、第1.8.10.4図及び第1.8.10.5図に示す。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】設計方針の相違 ・泊・女川はガイドに基づき危険距離による評価を実施 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】発電所名の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 火災の想定</p> <p>a) 危険物タンクの貯蔵量は、危険物施設として許可された貯蔵容量とする。</p> <p>b) 離隔距離は、評価上厳しくなるようタンク位置から外部火災防護施設までの直線距離とする。</p> <p>c) 危険物タンクの破損等による防油堤内の全面火災を想定する。</p> <p>e) 火災は円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>d) 気象条件は無風状態とする。</p> <p>(b) 評価対象範囲</p> <p>評価対象とする危険物タンクは、引火等のおそれがある発電所敷地内の屋外に設置している危険物タンクとして、燃料の保有量が多く、直接原子炉施設を臨むことができるタンク類の火災を想定し、以下のタンクを評価対象として想定する。</p> <p>a) 補助ボイラ燃料タンク</p> <p>b) 1号炉及び2号炉油計量タンク 【説明資料(2.2.2.2：2-6 外-別添1-11)】</p>	<p>i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物貯蔵施設等の貯蔵量は、危険物施設として許可された貯蔵容量とする。 <p>ii) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置する引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等のうち、離隔距離や危険物貯蔵量から発電用原子炉施設への熱影響が大きくなると想定される1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク、大容量電源装置、2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器、2号炉起動変圧器、2号炉所内変圧器、2号炉補助ボイラ用変圧器、3号炉主変圧器、3号炉起動変圧器、3号炉励磁電源変圧器とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>なお、屋外に設置する危険物貯蔵施設等のうち、屋内設置の設備、地下設置の設備、常時「空」で運用する設備及び火災源となる設備から評価対象施設を直接臨まないものに関しては評価対象外とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>また、危険物を内包する車両等は、軽油タンクに比べ貯蔵量が少なく、軽油タンクと発電用原子炉施設の距離に比べ離隔距離が長いことから、評価対象とした軽油タンク火災の評価に包絡される。</p>	<p>(i) 火災の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物貯蔵施設等の貯蔵量は、危険物施設として許可された貯蔵容量以下で、管理上定められた上限値とする。 <p>ii) 評価対象範囲</p> <p>評価対象は、発電所敷地内の屋外に設置する引火等のおそれのある危険物貯蔵施設等のうち、離隔距離や危険物貯蔵量から発電用原子炉施設への熱影響が大きくなると想定される3号炉補助ボイラ燃料タンク、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>なお、屋外に設置する危険物貯蔵施設等のうち、屋内設置の設備、地下設置の設備及び常時「空」で運用する設備に関しては評価対象外とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>また、危険物を内包する車両等は、3号炉補助ボイラ燃料タンクに比べ貯蔵量が少なく、3号炉補助ボイラ燃料タンクと発電用原子炉施設の距離に比べ離隔距離が長いことから、評価対象とした3号炉補助ボイラ燃料タンク火災の評価に包絡される。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】運用の相違 ・泊は、タンク火災による熱影響軽減のため3号炉補助ボイラ燃料タンク貯蔵量を許可された値より低減した値で管理している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は、プラント配置の相違により全ての発電用原子炉施設に対して共通のタンク及び変圧器が選定される。(女川は発電用原子炉施設毎に選定されるタンク及び変圧器が異なる)</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は位置関係によらず評価対象としている</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 外部火災防護施設（建屋）への熱影響</p> <p>a) 補助ボイラ燃料タンク 補助ボイラ燃料タンクを対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（506W/m²）で3号炉原子炉周辺建屋外壁が昇温されるものとして、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を算出し、コンクリート許容温度 200℃^{※1}以下とすることで安全施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>iii) 評価対象施設への熱影響 (i) 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響</p> <p>・1号炉軽油貯蔵タンク 1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：221W/m²、タービン建屋：802W/m²、制御建屋：279W/m²）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・3号炉軽油タンク 3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：274W/m²、タービン建屋：121W/m²、制御建屋：120W/m²）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・大容量電源装置 大容量電源装置を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：9W/m²、タービン建屋：7W/m²、制御建屋：7W/m²）で各建屋外壁</p>	<p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>(iii) 評価対象施設への熱影響 i) 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋への熱影響</p> <p>・3号炉補助ボイラー燃料タンク 3号炉補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（2,990W/m²）に対し、ディーゼル発電機建屋に防護手段として設ける耐火性（断熱性）を有した鋼板及び断熱材から構成される障壁により輻射熱を防護したうえで、ディーゼル発電機建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、障壁を設置しない火災源から最短距離の原子炉建屋については、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（1,863W/m²）で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・立地条件による危険物貯蔵施設等の相違 ・泊の評価は障壁を設けるディーゼル発電機建屋と障壁を設置しない建屋で最短距離の原子炉建屋について記載 【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・立地条件による危険物貯蔵施設等の相違 ・泊の評価は障壁を設けるディーゼル発電機建屋と障壁を設置しない建屋で最短距離の原子炉建屋を記載。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器 2号炉静止型原子炉再循環ポンプ用電源装置入力変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：4,619W/m²）で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・2号炉起動変圧器 2号炉起動変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（制御建屋：222W/m²）で制御建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・2号炉所内変圧器 2号炉所内変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（タービン建屋：4,416W/m²）でタービン建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・2号炉補助ボイラー用変圧器 2号炉補助ボイラー用変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（制御</p>	<p>・3号炉主変圧器・所内変圧器 一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（414W/m²）で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>建屋：1,385W/m²）で制御建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・3号炉主変圧器 3号炉主変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：205W/m²、制御建屋：66W/m²）で各建屋外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・3号炉励磁電源変圧器 3号炉励磁電源変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（原子炉建屋：34W/m²）で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして、算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(ii) 排気筒への熱影響 ・3号炉軽油タンク 3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（233W/m²）で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・3号炉起動変圧器 3号炉起動変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（807W/m²）で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>ii) 排気筒への熱影響 ・3号炉補助ボイラー燃料タンク 3号炉補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（1,863W/m²）で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>・3号炉主変圧器・所内変圧器 一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（414W/m²）で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の違いによる評価結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 外部火災防護施設（海水ポンプ）への熱影響</p> <p>海水ポンプから最も近くに設置している1号炉及び2号炉油計量タンク（離隔距離320m）を対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（21W/m²）で昇温されるものとして、冷却空気を取込温度を算出し、許容温度 <input type="text" value=""/> °C 以下とすることで海水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※1 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度</p> <p>※2 モーター下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気を取込温度</p> <p>【説明資料(2.2.2.2：2-6 外-別添1-11)】</p>	<p>(iii) 復水貯蔵タンクへの熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号炉軽油タンク <p>3号炉軽油タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（330W/m²）で復水貯蔵タンクが昇温されるものとして算出する温度を復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である66°C以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(iv) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉軽油貯蔵タンク <p>1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（225W/m²）で原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして算出する冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である40°C以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(v) 高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉軽油貯蔵タンク <p>1号炉軽油貯蔵タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（225W/m²）で高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして算出する冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p>	<p>る325°C以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>iii) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号炉補助ボイラー燃料タンク 3号炉補助ボイラー燃料タンクを対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（690W/m²）で原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして算出する冷却空気の温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である80°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 3号炉主変圧器・所内変圧器 <p>一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度（276W/m²）で原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気が昇温されるものとして算出する冷却空気の温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である80°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・評価対象設備の違いによる評価結果の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3号炉4号炉</p> <p>(4) 航空機墜落による火災 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、航空機墜落による火災について落下カテゴリごとに選定した航空機を対象に影響評価を実施し、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1：2-6 外-別添1-14)】</p> <p>a. 対象航空機の選定方法 航空機落下確率評価については、評価条件の違いからカテゴリに分けて落下確率を求めている。</p> <p>評価に考慮している航空機落下事故については、訓練中の事故等、民間航空機と自衛隊機又は米軍機では、その発生状況が必ずしも同一ではなく、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によって飛行形態が同一ではないと考えられる。選定した落下事故のカテゴリと対象航空機を第1.11.4表に示す。</p> <p>評価対象航空機については、落下事故のカテゴリごとの評価対象航空機のうち、評価条件が最も厳しくなる燃料積載量が最大の機種を選定する。</p> <p>【説明資料(2.3.2.1：2-6 外-別添1-14)】</p> <p>b. 航空機墜落による火災の想定 (a) 航空機は、発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。 (b) 航空機は燃料を満載した状態を想定する。 (c) 航空機の墜落は発電所敷地内であって墜落確率が10^{-7}（回/炉・年）以上になる範囲のうち原子炉施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定する。 (d) 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。 (e) 気象条件は無風状態とする。 (f) 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1：2-6 外-別添1-14)】</p>	<p>(b) ガス爆発の影響 女川原子力発電所敷地内には屋外で爆発する可能性のある設備を設置していないことから、ガス爆発によって評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>(4) 航空機墜落による火災 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、航空機墜落による火災について落下カテゴリごとに選定した航空機を対象に、直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保及び建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、航空機墜落による火災と発電所敷地内の危険物貯蔵施設等による火災の重量を考慮する設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>a. 対象航空機の選定方法 航空機墜落確率評価においては、過去の日本国内における航空機落下事故の実績をもとに、落下事故を航空機の種類及び飛行形態に応じてカテゴリに分類し、カテゴリごとに墜落確率を求め、ここで、落下事故の実績がないカテゴリの事故件数は保守的に0.5件として扱う。</p> <p>また、カテゴリごとの対象航空機の民間航空機と自衛隊機又は米軍機では、訓練中の事故等、その発生状況が必ずしも同一ではなく、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によって飛行形態が同一ではないと考えられ、かつ、民間航空機では火災影響は評価対象航空機の燃料積載量に大きく依存すると考えられる。これらを踏まえて選定した落下事故のカテゴリと対象航空機を第1.8.9-4表に示す。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>b. 航空機墜落による火災の想定 (a) 航空機は、発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。 (b) 航空機は燃料を満載した状態を想定する。 (c) 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。 (d) 気象条件は無風状態とする。 (e) 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p>	<p>(b) ガス爆発の影響 泊発電所敷地内には屋外で爆発する可能性のある設備を設置していないことから、ガス爆発によって評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>(4) 航空機墜落による火災 「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参照し、航空機墜落による火災について落下カテゴリごとに選定した航空機を対象に、直接的な影響を受ける、評価対象施設への影響評価を実施し、離隔距離の確保及び建屋による防護により、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、航空機墜落による火災と発電所敷地内の危険物貯蔵施設等による火災の重量を考慮する設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>a. 対象航空機の選定方法 航空機墜落確率評価においては、過去の日本国内における航空機落下事故の実績をもとに、落下事故を航空機の種類及び飛行形態に応じてカテゴリに分類し、カテゴリごとに墜落確率を求め、ここで、落下事故の実績がないカテゴリの事故件数は保守的に0.5件として扱う。</p> <p>また、カテゴリごとの対象航空機の民間航空機と自衛隊機又は米軍機では、訓練中の事故等、その発生状況が必ずしも同一ではなく、自衛隊機又は米軍機の中でも機種によって飛行形態が同一ではないと考えられ、かつ、民間航空機では火災影響は評価対象航空機の燃料積載量に大きく依存すると考えられる。これらを踏まえて選定した落下事故のカテゴリと対象航空機を第1.8.10.4表に示す。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>b. 航空機墜落による火災の想定 (a) 航空機は、発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。 (b) 航空機は燃料を満載した状態を想定する。 (c) 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。 (d) 気象条件は無風状態とする。 (e) 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p>	<p>【大阪】記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】発電所名の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違・泊・女川は、火災の想定に記載</p> <p>【大阪】記載方針の相違・泊・女川は、評価対象範囲に記載</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 評価対象範囲 評価対象範囲は、発電所敷地内であって原子炉施設を中心にして落下確率が10^{-7}（回/炉・年）以上になる範囲のうち原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域とする。 カテゴリごとの対象航空機の離隔距離を第1.11.4表に示す。 【説明資料(2.3.2.2: 2-6 外-別添1-15)】</p> <p>d. 外部火災防護施設（建屋）への熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外部火災防護施設の建屋外壁が昇温されるものとして、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を算出し、コンクリート許容温度200°C *¹以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。 カテゴリごとの対象航空機の輻射強度を第1.11.4表に示す。 【説明資料(2.3.2.3: 2-6 外-別添1-17)】</p> <p>e. 外部火災防護施設（海水ポンプ）への熱影響 対象航空機のうち輻射強度が最も高い自衛隊機又は米軍機のF-15を対象に火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして海水ポンプの冷却空気の取込温度を算出し、許容温度55°C *²以下とすることで海水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.3.2.3: 2-6 外-別添1-17)】</p>	<p>c. 評価対象範囲 評価対象範囲は、発電所敷地内であって発電用原子炉施設を中心にして墜落確率が10^{-7}（回/炉・年）以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域に設置する評価対象施設とする。 【別添資料1(2.3)】</p> <p>d. 評価対象施設への熱影響 (a) 原子炉建屋、タービン建屋及び制御建屋への熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。各航空機の輻射強度を第1.8.9-4表に示す。 (b) 排気筒への熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である325°C以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 (c) 復水貯蔵タンクへの熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を、復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である66°C以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。 (d) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である40°C以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>c. 評価対象範囲 評価対象範囲は、発電所敷地内であって発電用原子炉施設を中心にして墜落確率が10^{-7}（回/炉・年）以上になる範囲のうち発電用原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域に設置する評価対象施設とする。 【別添資料1(2.3)】</p> <p>d. 評価対象施設への熱影響 (a) 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋への熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で外壁が昇温されるものとして算出する各建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である200°C以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 各航空機の輻射強度を第1.8.10.4表に示す。 (b) 排気筒への熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の温度を、鋼材の強度が維持される温度である325°C以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。 (c) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響 落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である80°C以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.3)】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる評価対象の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違・他箇所との記載統一 【女川・大飯】設計方針の相違 ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>f. 航空機墜落に起因する敷地内危険物タンク火災の熱影響</p> <p>航空機墜落による火災のうち評価結果が厳しい民間航空機B747-400並びに自衛隊機又は米軍機のF-15と、敷地内危険物タンク火災のうち評価結果が厳しい補助ボイラ燃料タンクについて同時に火災が発生した場合を対象に、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で防護対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして、建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を算出し、コンクリート許容温度 200℃^{※1}以下とすることで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>※1 火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度</p> <p>※2 モータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気を取込温度</p> <p>【説明資料(2.4：2-6 外-別添1-17)】</p>	<p>(e) 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>落下事故のカテゴリごとに選定した航空機を対象に一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプへの冷却空気の温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55℃以下とすることで、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>e. 航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災の重畳評価</p> <p>航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災による重畳評価を実施した。重畳火災は、航空機墜落火災はF-15又はB747-400、危険物貯蔵施設の火災は3号炉軽油タンク又は1号炉軽油貯蔵タンクから評価対象に対して厳しい結果となるように選定し、組み合わせた火災を想定して評価している。</p> <p>(a) 原子炉建屋への熱影響</p> <p>F-15 の墜落火災と3号炉軽油タンク2基の重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>e. 航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災の重畳評価</p> <p>航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災による重畳評価を実施した。重畳火災は、厳しい結果となるように航空機墜落火災はB747-400、危険物貯蔵施設の火災は3号炉補助ボイラ燃料タンクを選定し、組み合わせた火災を想定して評価している。</p> <p>(a) 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋への熱影響</p> <p>B747-400 の墜落火災と3号炉補助ボイラ燃料タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度に対し、ディーゼル発電機建屋に防護手段として設ける耐火性（断熱性）を有した鋼板及び断熱材から構成される障壁により輻射熱を防護したうえで、ディーゼル発電機建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、障壁を設けない火災源から最短距離の原子炉建屋については、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で原子炉建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度をコンクリート</p>	<p>を評価)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 （泊には屋外と同様の設備は無い）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊の航空機墜落評価で最も厳しい結果となるのはB747-400のため、評価対象の航空機が相違している。また、地域特性により危険物貯蔵施設等も異なるため相違している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価対象の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違及び対象建屋の相違 ・泊の評価は障壁を設けるディーゼル発電機建屋と障壁を設けない建屋で最短距離の原子炉建屋を評価する。</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) タービン建屋及び制御建屋への熱影響</p> <p>F-15 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設の建屋外壁が昇温されるものとして算出する建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度を、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調系等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 排気筒への熱影響</p> <p>F-15 の墜落火災と3号炉軽油タンク2基の重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(d) 復水貯蔵タンクへの熱影響</p> <p>B747-400 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する復水貯蔵タンクの温度を復水貯蔵タンクの貯留水を使用する復水補給水系の系統最高使用温度である 66℃以下とすることで、復水貯蔵タンクの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(e) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>F-15 の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気温度を、上部軸受の機能維持に必要な温度である 40℃以下とすること及び下部軸受の機能維持に必要な温度である 55℃以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>圧縮強度が維持される保守的な温度である 200℃以下とし、かつ換気空調設備等による除熱により建屋内の温度上昇を抑制することで、当該建屋内の外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 排気筒への熱影響</p> <p>B747-400 の墜落火災と3号炉補助ボイラー燃料タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する排気筒の表面温度を鋼材の強度が維持される温度である 325℃以下とすることで、排気筒の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(c) 原子炉補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>B747-400 の墜落火災と3号炉補助ボイラー燃料タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で昇温されるものとして算出する原子炉補機冷却海水ポンプへの冷却空気温度を、下部軸受の機能維持に必要な温度である 80℃以下とすることで、原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【別添資料 1(2.3)】</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】設計方針の相違 ・立地条件による想定火災源の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 (泊には屋外に同様の設備は無い)</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】設計方針の相違 ・立地条件による想定火災源の相違 【女川】記載方針の相違 ・他箇所との記載統一 【女川】設計方針の相違 ・ポンプ仕様の相違(泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>ばい煙等による外部火災防護施設への影響については、第1.11.6表の分類のとおり評価を行い、必要な場合は対策を実施することで安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5：2-6 外-別添1-18)】</p> <p>a. 換気空調設備</p> <p>外気を取り入れている換気空調設備として、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、制御用空気圧縮機室換気空調設備、安全補機閉閉器室換気空調設備、中央制御室空調装置、放射線管理室空調装置がある。</p> <p>これらの外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、一定以上の粒径のばい煙については、平型フィルタにより侵入を防止することにより安全施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、外気取入用ダンパを設置しており、閉回路循環運転が可能である中央制御室空調装置については、外気取入ダンパを閉操作し、閉回路循環運転を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備については、外気取入遮断時の室内の居住性を確保するため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>(f) 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプへの熱影響</p> <p>F-15の墜落火災と1号炉軽油貯蔵タンクの重畳火災が発生した場合を想定し、火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で鋼材が昇温されるものとして算出する高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプへの冷却空気温度を、上部軸受及び下部軸受の機能維持に必要な温度である55℃以下とすることで、高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>(5) 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>外部火災による二次的影響として、ばい煙等による影響を抽出し、外気を取り込む評価対象施設を抽出した上で、第1.8.9-5表の分類のとおり評価を行い、必要な場合は対策を実施することで評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>a. 換気空調系</p> <p>外気を取り込む空調系統として、原子炉建屋、原子炉補機エリア、中央制御室、計測制御電源室の換気空調系がある。</p> <p>これらの外気取入口には、フィルタを設置することにより、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、粒径2μm以上の粒径のばい煙粒子については、フィルタにより侵入しにくい設計とすることにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、外気取入ダンパが設置されており事故時運転モードへの切替えが可能である中央制御室換気空調系については、外気取入ダンパを閉止し、事故時運転モードへの切替えを行うことにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、それ以外の換気空調系については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断することで評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	<p>(5) 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>外部火災による二次的影響として、ばい煙等による影響を抽出し、外気を取り込む評価対象施設を抽出した上で、第1.8.10.5表の分類のとおり評価を行い、必要な場合は対策を実施することで評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>a. 換気空調設備</p> <p>外気を取り込む換気空調設備として、安全補機閉閉器室、中央制御室、原子炉補助建屋、格納容器、試料採取室、制御用空気圧縮機室、ディーゼル発電機室、電動補助給水ポンプ室、タービン動補助給水ポンプ室、主蒸気配管室の換気空調装置がある。</p> <p>これらの外気取入口には、フィルタを設置することにより、ばい煙が外気取入口に到達した場合であっても、粒径5μm以上の粒径のばい煙粒子については、フィルタにより侵入しにくい設計とすることにより、評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、外気取入ダンパが設置されており閉回路循環運転への切替えが可能である中央制御室空調装置については、外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転への切替えを行うことにより評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、それ以外の換気空調装置については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断することで評価対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 （泊には屋外と同様の設備は無い）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・フィルタ仕様の相違</p> <p>【女川】運転名称の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊はf.、女川はg.居住空間への影響評価に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>e. 安全保護系計装盤</p> <p>安全保護系計装盤を設置している部屋は、安全補機開閉器室換気空調設備にて空調管理しており、本空調系の外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているが、これに加えて下流にさらに細かな粒子を捕集可能な粗フィルタ（およそ2μmより大きな粒子を除去）を設置している。このため、他の換気空調設備に比べてばい煙に対して高い防護性能を有しており、室内に侵入するばい煙の粒径は極めて細かな粒子である。</p> <p>この粗フィルタの設置により、極めて細かな粒子のばい煙が侵入した場合においても、ばい煙の付着による短絡等の発生を可能な限り低減することにより安全保護系計装盤の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>b. ディーゼル発電機</p> <p>ディーゼル発電機機関吸気系の吸気消音器に付属するフィルタ（粒径120μm以上において約90%捕獲）で比較的大粒径のばい煙粒子が捕獲され、粒径数μm～10μm程度のばい煙が過給機、空気冷却器に侵入するものの、機器の隙間はばい煙粒子に比べて十分大きく、閉塞に至ることを防止することでディーゼル発電機の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>c. 海水ポンプ</p> <p>海水ポンプモータは電動機本体を全閉構造とし、空気冷却器を電動機の側面に設置して外気を直接電動機内部に取り込まない全閉外扇形の冷却方式であるため、ばい煙が電動機内部に侵入することはない。</p> <p>また、空気冷却器冷却管の内径は約19mmでありばい煙の粒径はこれに比べて十分小さく、閉塞を防止することにより海水ポンプの安全機能を損なうことのない設計とする。</p>	<p>b. 安全保護系</p> <p>安全保護系設備は、安全保護系盤が中央制御室に設置している。中央制御室への外気取入経路には、フィルタを設置することにより、粒径2μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。</p> <p>フィルタにより侵入を阻止できなかったばい煙が侵入する可能性がある場合においても、空調ファンを停止すること等ではばい煙の侵入を阻止することが可能である。</p> <p>また、安全保護系設備は粒径2μm以下のばい煙粒子に対し、短絡が生じないようにすることにより、安全保護系の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>c. 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の吸気系統に付属するフィルタを設置し、粒径2μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。フィルタを通過したばい煙粒子（数μm～10μm）が過給機、空気冷却器に侵入するものの、機器の隙間はばい煙粒子に比べて十分大きく、閉塞に至ることを防止することで非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は建屋外部に開口部（排気口）を有しているが、排気によりばい煙を掃気することで非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>d. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、空気冷却器を電動機側面に設置して内部通風の熱交換により冷却する構造であり、外気を直接電動機の内部に取り込まない全閉構造であることから、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。</p> <p>また、ばい煙粒子の粒径は、空気冷却器冷却管の内径に比べて十分に小さく、閉塞を防止することにより原子炉補機冷却海水ポンプ電動機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	<p>b. 安全保護系</p> <p>安全保護系計装盤を設置している部屋は、安全補機開閉器室空調装置にて空調管理しており、本空調装置の外気取入口には、フィルタを設置することにより、粒径5μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。これに加えて下流側にさらに細かな粒子を捕獲可能な粗フィルタを設置することにより、粒径2μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。</p> <p>フィルタにより侵入を阻止できなかったばい煙が侵入する可能性がある場合においても、空調ファンを停止すること等ではばい煙の侵入を阻止することが可能である。</p> <p>また、安全保護系計装盤は粒径2μm以下のばい煙粒子に対し、短絡が生じないようにすることにより、安全保護系の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>c. ディーゼル発電機</p> <p>ディーゼル発電機の吸気系統の吸気消音器に付属するフィルタを設置し、粒径120μm以上のばい煙粒子が侵入しにくい設計とする。フィルタを通過したばい煙粒子（数μm～10μm程度）が過給機、空気冷却器に侵入するものの、機器の隙間は、ばい煙粒子に比べて十分大きく閉塞に至ることを防止することでディーゼル発電機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機は建屋外部に開口部（排気口）を有しているが、排気によりばい煙を掃気することでディーゼル発電機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>d. 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機は、空気冷却器を電動機側面に設置して内部通風の熱交換により冷却する構造であり、外気を直接電動機の内部に取り込まない全閉構造であることから、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。</p> <p>また、ばい煙粒子の粒径は、空気冷却器冷却管の内径に比べて十分に小さく、閉塞を防止することにより原子炉補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	<p>【大飯】名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・安全保護系の設置場所の相違 ・設置しているフィルタの位置、個数、種類及び仕様 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備名称の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・設置しているフィルタの仕様及び仕様には高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を設置していないことによる相違</p> <p>【女川】設備名称の相違 【大飯】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 主蒸気逃がし弁、排気筒等</p> <p>主蒸気逃がし弁は、建屋外部に排気管を有する設備であるが、ばい煙が排気管内に侵入した場合でも、主蒸気逃がし弁の吹出力が十分大きいと、微小なばい煙粒子は吹き出されることにより主蒸気逃がし弁の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>また、排気筒及び主蒸気安全弁については、主蒸気逃がし弁と同様に、建屋外部の配管にばい煙が侵入した場合でも、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることにより排気筒及び主蒸気安全弁の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>f. 制御用空気圧縮機</p> <p>制御用空気圧縮機を設置している部屋は、制御用空気圧縮機室換気空調設備にて空調管理しており、本換気空調設備の外気取入口には、平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置していることから一定以上の粒径のばい煙について侵入阻止可能である。</p> <p>このフィルタの設置により、極めて細かな粒子のばい煙が侵入した場合においても、ばい煙の付着により機器内の損傷を可能な限り低減することにより制御用空気圧縮機の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5.2：2-6 外-別添1-18)】</p> <p>(7) 有毒ガスの影響</p> <p>有毒ガスの発生に伴う居住空間への影響については、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備における外気取入遮断時の室内の居住性を確保するため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>外気を取り入れている換気空調設備として、格納容器空調装置、補助建屋空調装置、ディーゼル発電機室換気空調設備、タービン動補助給水ポンプ室換気空調設備、電動補助給水ポンプ室換気空調設備、主蒸気配管室換気空調設備、制御用空気圧縮</p>	<p>e. 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ</p> <p>高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ電動機は、外気を直接電動機内部に取り込まない外扇形の冷却方式の全閉構造であり、ばい煙粒子が電動機内部に侵入することはない。</p> <p>また、電動機軸受への侵入防止構造とすることにより高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプの安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>f. 火災時の有毒ガスの発生に伴う居住空間への影響評価</p> <p>有毒ガスの発生については、中央制御室換気空調系における外気取入遮断時の室内に滞在する人員の環境劣化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、居住空間へ影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>e. 主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁、タービン動補助給水ポンプ排気管</p> <p>主蒸気逃がし弁は、建屋外部に排気管を有する設備であるが、ばい煙が排気管内に侵入した場合でも、主蒸気逃がし弁の吹出力が十分大きいと、微小なばい煙粒子は吹き出されることにより主蒸気逃がし弁の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、排気筒、主蒸気安全弁及びタービン動補助給水ポンプ排気管については、主蒸気逃がし弁と同様に、建屋外部の配管にばい煙が侵入した場合でも、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることにより排気筒及び主蒸気安全弁の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>f. 制御用空気圧縮機</p> <p>制御用空気圧縮機を設置している部屋は、制御用空気圧縮機室空調装置にて空調管理しており、本空調装置の外気取入口にはフィルタを設置することにより、主として粒径5μm以上のばい煙粒子の侵入を防止している。</p> <p>このフィルタの設置により、極めて細かな粒子のばい煙が侵入した場合においても、ばい煙の付着により機器内の損傷を可能な限り低減することにより制御用空気圧縮機の安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>g. 火災時の有毒ガスの発生に伴う居住空間への影響評価</p> <p>有毒ガスの発生については、中央制御室換気空調装置における外気取入遮断時の室内に滞在する人員の環境劣化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響評価を実施することにより、居住空間へ影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・泊には同様の設備は無い</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 【大飯】記載方針の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・記載表現の相違 【女川】名称の相違</p>

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>機室換気空調設備、安全補機開閉器室換気空調設備、中央制御室空調装置、放射線管理室空調装置がある。</p> <p>外気取入ダンパを設置しており、閉回路循環運転が可能である中央制御室空調装置については、外気取入ダンパを閉操作し、閉回路循環運転を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>上記以外の換気空調設備については、外気取入ダンパを閉操作すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>発電所周辺地域の幹線道路としては、発電所から南方向約6kmのところを東西に通る一般国道27号線がある。鉄道路線としては、JR小浜線（敦賀～東舞鶴）があり、発電所の南南西方向約7kmに若狭本郷駅、南南東方向約6kmに加斗駅がある。</p> <p>発電所周辺海域の船舶の航路としては、発電所沖合の約18km以遠に主要航路がある。</p> <p>また、発電所の北東約78kmの位置、福井市と坂井市にわたる沿岸に福井国家石油備蓄基地等の石油コンビナート施設がある。さらに、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設がある。</p> <p>これらの幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設は発電所から離隔距離を確保することで、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響がない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5.2：2-6 外-別添1-18)】</p>	<p>なお、外気取入ダンパが設置されており事故時運転モードへの切替えが可能である中央制御室換気空調系については、外気取入ダンパを閉止し、事故時運転モードへの切替えを行う。</p> <p>また、それ以外の換気空調系については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断する。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	<p>なお、外気取入ダンパが設置されており閉回路循環運転への切替えが可能である中央制御室換気空調装置については、外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転への切替えを行う。</p> <p>また、それ以外の換気空調装置については、空調ファンを停止し、外気取入れを遮断する。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	<p>【女川】運転名称の相違 【女川】名称の相違 【女川】名称の相違</p>
<p>1.11.2 体制</p> <p>火災発生時の原子炉施設の保全のための活動を行うため、消火活動要員が常駐するとともに、火災発生時には、所員により編成する自衛消防隊を設置する。</p> <p>自衛消防隊の組織体制を第1.11.4 図に示す。</p> <p>【説明資料(3.2：2-6 外-別添1-20)】</p>	<p>1.8.9.2 体制</p> <p>火災発生時の発電用原子炉施設の保全のための活動を行うため、通報連絡責任者、消火担当等が常駐するとともに、所員により編成する自衛消防組織を設置する。</p> <p>自衛消防組織のための要員を、第1.8.9-6表に示す。</p>	<p>1.8.10.2 体制</p> <p>火災発生時の発電用原子炉施設の保全のための活動を行うため、連絡者、消火担当等が常駐するとともに、所員により編成する自衛消防組織を設置する。</p> <p>自衛消防組織のための要員を、第1.8.10.6表に示す。</p>	<p>【女川・大阪】 要員名称の相違 【大阪】記載表現の相違</p>
<p>1.11.3 手順等</p> <p>外部火災における手順については、火災発生時の対応、防火帯の維持・管理及びばい煙・有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。</p> <p>(1) 防火帯の維持・管理においては、手順等を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 初期消火活動においては、手順等を整備し、火災発生現場の確認、中央制御室への連絡、消火栓等を用いた初期消火活動を実施する。</p>	<p>1.8.9.3 手順等</p> <p>外部火災における手順については、火災発生時の対応、防火帯の維持・管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。</p> <p>(1) 防火帯の維持・管理においては、定期的な点検等の方法を火災防護計画に定め、実施する。</p> <p>(2) 予防散水においては、手順を整備し、予防散水エリアごとに使用水源箇所を定め、消火栓及び消防自動車を使用し、現場指揮者の指揮のもと自衛消防隊が実施する。なお、万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、自衛消防隊の活動を予防散水から防火帯内火災の初期消火活動に切り替え、消防自動車を使用し、継続して現場指揮者の指揮のもと初期消火活動・延焼防止活動を行う。</p>	<p>1.8.10.3 手順等</p> <p>外部火災における手順については、火災発生時の対応、防火帯の維持・管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。</p> <p>(1) 防火帯の維持・管理においては、定期的な点検等の方法を火災防護計画に定め、実施する。</p> <p>(2) 予防散水においては、手順を整備し、予防散水エリアごとに使用水源箇所を定め、消火栓及び消防自動車を使用し、現場指揮者の指揮のもと自衛消防隊が実施する。なお、万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、自衛消防隊の活動を予防散水から防火帯内火災の初期消火活動に切り替え、消防自動車を使用し、継続して現場指揮者の指揮のもと初期消火活動・延焼防止活動を行う。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉操作、換気空調設備の停止、又は閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</p> <p>(4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンパの閉操作、換気空調設備の停止、又は、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>(5) 外部火災による中央制御室へのばい煙侵入阻止に係る教育を定期的実施する。</p> <p>(6) 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る火災防護に関する教育を定期的実施する。</p> <p>(7) 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについて火災防護に関する教育を定期的実施する。</p> <p>(8) 外部火災発生時の初期消火活動について火災防護に関する教育を定期的実施する。また、消火活動要員による消防訓練、総合的な訓練、運転操作等の訓練を定期的実施する。</p> <p>(9) モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯内側に設置する運用とし、手順を定め、訓練を定期的実施する。</p> <p>(10) 油計量タンクは常時空運用とする。</p>	<p>(3) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置しているフィルタの交換、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</p> <p>(4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は事故時運転モードへの切替えにより、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>(5) 外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的実施する。</p> <p>(6) 森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的実施する。</p> <p>(7) 近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定期的実施する。</p> <p>(8) 外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するため、自衛消防隊を対象とした教育・訓練を定期的実施する。</p>	<p>(3) 外部火災によるばい煙発生時には、外気取入口に設置しているフィルタの交換、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止、又は、閉回路循環運転への切替えにより、建屋内へのばい煙の侵入を阻止する。</p> <p>(4) 外部火災による有毒ガス発生時には、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止又は閉回路循環運転への切替えにより、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止する。</p> <p>(5) 障壁の防護機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(6) 外部火災による中央制御室へのばい煙等の侵入阻止に係る教育を定期的実施する。</p> <p>(7) 森林火災から評価対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る火災防護に関する教育を定期的実施する。</p> <p>(8) 近隣の産業施設の火災・爆発から評価対象施設を防護するために、離隔距離を確保すること等の火災防護に関する教育を定期的実施する。</p> <p>(9) 外部火災発生時の予防散水に必要な消火対応力を維持するため、自衛消防隊を対象とした教育・訓練を定期的実施する。</p> <p>(10) モニタリングポスト及びモニタリングステーションが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯内側に設置する運用とし、手順を定め、訓練を定期的実施する。</p> <p>(11) 3号炉油計量タンクは常時空運用とし、3号炉補助ボイラー燃料タンクは貯蔵量の管理上限を定めるとともに、当該貯蔵量を上回らないよう管理する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違 【女川】運転名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】名称の相違 【女川】運転名称の相違</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・泊は防護措置としてディーゼル発電機建屋に障壁を設置しているため保守管理について記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載の充実(大飯参照)</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・泊は熱影響が大きかった3号炉油計量タンク及び3号炉補助ボイラー燃料タンクについて、貯蔵量を低減することで建屋のコンクリート表面温度を制限値以下としている</p>
	<p>【別添資料2(1~3)】</p>	<p>【別添資料2(1~3)】</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>第1.11.1表 外部火災にて想定する火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の施設の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物タンク等の火災</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	森林火災	発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の施設の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物タンク等の火災	航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	<p>第1.8.9-1表 外部火災にて想定する火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外 10 km圏内に発火点を設定した女川原子力発電所に迫る森林火災</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外 10 km圏内の石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内の危険物貯蔵施設等の火災</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添資料1(1～2)】</p>	火災種別	考慮すべき火災	森林火災	発電所敷地外 10 km圏内に発火点を設定した女川原子力発電所に迫る森林火災	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10 km圏内の石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内の危険物貯蔵施設等の火災	航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	<p>第1.8.10.1表 外部火災にて想定する火災</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添資料1(1～2)】</p>	火災種別	考慮すべき火災	森林火災	発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災	航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	<p>相違理由</p>
火災種別	考慮すべき火災																										
森林火災	発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災																										
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の施設の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物タンク等の火災																										
航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災																										
火災種別	考慮すべき火災																										
森林火災	発電所敷地外 10 km圏内に発火点を設定した女川原子力発電所に迫る森林火災																										
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10 km圏内の石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内の危険物貯蔵施設等の火災																										
航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災																										
火災種別	考慮すべき火災																										
森林火災	発電所敷地外 10km 以内に発火点を設定した発電所に迫る火災																										
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外 10km 以内に存在する石油コンビナート等の火災・爆発 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災																										
航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災																										
<p>第1.11.2表 外部火災防護施設</p> <p>1. 火災に対する直接的な影響を受ける施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>外部火災防護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設を内包する建屋</td> <td>・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・制御建屋 ・廃棄物処理建屋 ※消火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの煙隔距離で防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する屋外施設</td> <td>・海水ポンプ ※消火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの煙隔距離で防護</td> </tr> <tr> <td>安全機能の重要度分類クラス3に属する施設</td> <td>・タービン建屋 ・特高開閉所 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・モニタリングポスト他 ※建屋内に設置している施設については、建屋により防護することとし、屋外施設については、防水扉の内側に設置すること又は消火活動等により防護</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添資料(1.3: 2-6外-別添1-6)】</p>	防護対象	外部火災防護施設	安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設を内包する建屋	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・制御建屋 ・廃棄物処理建屋 ※消火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの煙隔距離で防護	安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する屋外施設	・海水ポンプ ※消火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの煙隔距離で防護	安全機能の重要度分類クラス3に属する施設	・タービン建屋 ・特高開閉所 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・モニタリングポスト他 ※建屋内に設置している施設については、建屋により防護することとし、屋外施設については、防水扉の内側に設置すること又は消火活動等により防護	<p>第1.8.9-2表 評価対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>評価対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部火災防護対象施設を内包する建屋（外部事象防護対象施設である建屋を除く）</td> <td>・原子炉建屋 ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスプレーンを含む。） ・排気筒 ・復水貯蔵タンク ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナ ・タービン建屋 ・制御建屋</td> </tr> <tr> <td>外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器</td> <td>・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスプレーンを含む。） ・換気空調系 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添資料1(1～3)】</p>	防護対象	評価対象施設	外部火災防護対象施設を内包する建屋（外部事象防護対象施設である建屋を除く）	・原子炉建屋 ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスプレーンを含む。） ・排気筒 ・復水貯蔵タンク ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナ ・タービン建屋 ・制御建屋	外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器	・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスプレーンを含む。） ・換気空調系 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ	<p>第1.8.10.2表 評価対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>評価対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部事象防護対象施設等</td> <td>・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・取水ビットポンプ室 ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ ・排気筒</td> </tr> <tr> <td>外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器</td> <td>・ディーゼル発電機 ・換気空調設備 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁、タービン動補給水ポンプ排気管 ・制御用空気圧縮機</td> </tr> </tbody> </table> <p>※取水ビットポンプ室及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室は、循環水ポンプ建屋に覆われている</p> <p>【別添資料1(1～3)】</p>	防護対象	評価対象施設	外部事象防護対象施設等	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・取水ビットポンプ室 ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ ・排気筒	外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器	・ディーゼル発電機 ・換気空調設備 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁、タービン動補給水ポンプ排気管 ・制御用空気圧縮機	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>				
防護対象	外部火災防護施設																										
安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設を内包する建屋	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・制御建屋 ・廃棄物処理建屋 ※消火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの煙隔距離で防護																										
安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する屋外施設	・海水ポンプ ※消火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの煙隔距離で防護																										
安全機能の重要度分類クラス3に属する施設	・タービン建屋 ・特高開閉所 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・モニタリングポスト他 ※建屋内に設置している施設については、建屋により防護することとし、屋外施設については、防水扉の内側に設置すること又は消火活動等により防護																										
防護対象	評価対象施設																										
外部火災防護対象施設を内包する建屋（外部事象防護対象施設である建屋を除く）	・原子炉建屋 ・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスプレーンを含む。） ・排気筒 ・復水貯蔵タンク ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレー補機冷却海水系ストレーナ ・タービン建屋 ・制御建屋																										
外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器	・非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイスプレーンを含む。） ・換気空調系 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ																										
防護対象	評価対象施設																										
外部事象防護対象施設等	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・取水ビットポンプ室 ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ ・排気筒																										
外部火災の二次的影響を受ける構築物、系統及び機器	・ディーゼル発電機 ・換気空調設備 ・安全保護系 ・原子炉補機冷却海水ポンプ ・主蒸気逃がし弁、排気筒、主蒸気安全弁、タービン動補給水ポンプ排気管 ・制御用空気圧縮機																										
<p>2. 火災に対する二次的影響を受ける施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防護対象</th> <th>外部火災防護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設</td> <td>・海水ポンプ ・主蒸気逃がし弁、排気筒等 ・換気空調設備 ・ディーゼル発電機 ・安全保護系計装機 ・制御用空気圧縮機</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添資料(2.5.2: 2-6外-別添1-18)】</p>	防護対象	外部火災防護施設	安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設	・海水ポンプ ・主蒸気逃がし弁、排気筒等 ・換気空調設備 ・ディーゼル発電機 ・安全保護系計装機 ・制御用空気圧縮機																							
防護対象	外部火災防護施設																										
安全機能の重要度分類クラス1及びクラス2に属する施設	・海水ポンプ ・主蒸気逃がし弁、排気筒等 ・換気空調設備 ・ディーゼル発電機 ・安全保護系計装機 ・制御用空気圧縮機																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.8.9.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (1/3)

番号	危険物貯蔵名	施設の種類	品名	品名	最大数量	評価項目
1号炉	補助ボイラー設備	一般取扱所	第四区 第三石油類	原油	67,000kL	× (屋内外設置)
1号炉	520 kL 軽油貯蔵タンク	屋外タンク貯蔵所	第四区 第二石油類	軽油	520 kL	○
1号炉	非常用ディーゼル発電設備	一般取扱所	第四区 第二石油類	軽油	50,200 kL	○
1号炉	主給タンク、油清浄機、油冷却タンク	一般取扱所	第四区 第四石油類	軽油	9.4 kL	× (屋内外設置)
2号炉	380 kL 軽油貯蔵タンク(A)	地下タンク貯蔵所	第四区 第二石油類	軽油	380 kL	× (地下設置)
2号炉	380 kL 軽油貯蔵タンク(B)	地下タンク貯蔵所	第四区 第二石油類	軽油	380 kL	× (地下設置)
2号炉	170 kL 軽油貯蔵タンク(C)	地下タンク貯蔵所	第四区 第二石油類	軽油	170 kL	× (地下設置)
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(A)	一般取扱所	第四区 第二石油類	軽油	41,664 kL	×
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(B)	一般取扱所	第四区 第四石油類	軽油	8.0 kL	× (屋内外設置)
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(C)	一般取扱所	第四区 第二石油類	軽油	41,664 kL	×
2号炉	非常用ディーゼル発電設備(D)	一般取扱所	第四区 第四石油類	軽油	8.0 kL	× (屋内外設置)
2号炉	高圧球心スプリングディーゼル発電設備	一般取扱所	第四区 第二石油類	軽油	21,456 kL	×
2号炉	タービン潤滑設備	一般取扱所	第四区 第四石油類	軽油	1.0 kL	× (屋内外設置)
2号炉	タービン潤滑設備	一般取扱所	第四区 第四石油類	軽油	172,980 kL	× (屋内外設置)
3号炉	380kL 軽油貯蔵タンク(A)	屋外タンク貯蔵所	第四区 第二石油類	軽油	380 kL	○
3号炉	380kL 軽油貯蔵タンク(B)	屋外タンク貯蔵所	第四区 第二石油類	軽油	380 kL	○
3号炉	非常用ディーゼル発電設備(A)	一般取扱所	第四区 第二石油類	軽油	41,112 kL	×
3号炉	非常用ディーゼル発電設備(B)	一般取扱所	第四区 第四石油類	軽油	7.0 kL	× (屋内外設置)
3号炉	非常用ディーゼル発電設備(C)	一般取扱所	第四区 第二石油類	軽油	41,112 kL	×
3号炉	非常用ディーゼル発電設備(D)	一般取扱所	第四区 第四石油類	軽油	7.0 kL	× (屋内外設置)
3号炉	高圧球心スプリングディーゼル発電設備	一般取扱所	第四区 第二石油類	軽油	21,456 kL	×
3号炉	タービン潤滑設備	一般取扱所	第四区 第四石油類	軽油	1.0 kL	×
3号炉	タービン潤滑設備	一般取扱所	第四区 第四石油類	軽油	122.5 kL	× (屋内外設置)

補注：評価対象となる設備

第1.8.10.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (1/4)

番号	施設名	製造所の別	危険物		数量	詳細評価要否
			品名	数量		
1号炉	ディーゼル発電機燃料油貯蔵そう	地下タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	461.6 kL	× (地下設置)
2号炉	ディーゼル発電機燃料油貯蔵そう	地下タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	461.6 kL	× (地下設置)
3号炉	ディーゼル発電機燃料油貯蔵そう(A 側)	地下タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	295.88 kL	× (地下設置)
3号炉	ディーゼル発電機燃料油貯蔵そう(B 側)	地下タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	295.8 kL	× (地下設置)
1,2号炉	補助ボイラー燃料タンク	屋外タンク貯蔵所	第3石油類	A重油	600 kL	× (他評価に包絡)
3号炉	補助ボイラー燃料タンク	屋外タンク貯蔵所	第3石油類	A重油	720 kL	○ (管理値で評価)
1号炉	油計量タンク	屋外タンク貯蔵所	第4石油類	潤滑油	70 kL	× (他評価に包絡)
3号炉	油計量タンク	屋外タンク貯蔵所	第4石油類	潤滑油	110 kL	× (空) 運用)
1号炉	ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油装置	一般取扱所	第2石油類	軽油	58.9 kL	× (屋内設置)
2号炉	ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油装置	一般取扱所	第2石油類	軽油	58.9 kL	× (屋内設置)
3号炉	ディーゼル発電設備燃料油・潤滑油装置	一般取扱所	第2石油類	軽油	75.3 kL	× (屋内設置)
1号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	73 kL	× (屋内設置)
2号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	73 kL	× (屋内設置)
3号炉	タービン潤滑油装置	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	110 kL	× (屋内設置)
1,2号炉	補助ボイラー燃料油装置	一般取扱所	第3石油類	A重油	96 kL	× (屋内設置)
3号炉	補助ボイラー燃料油装置	一般取扱所	第3石油類	A重油	114.6 kL	× (屋内設置)
1,2号炉	倉庫	屋内貯蔵所	第2石油類	軽油	4 kL	× (屋内設置)
3号炉	油庫	屋内貯蔵所	第2石油類	軽油	25.02 kL	× (屋内設置)
共用	第2危険物倉庫	屋内貯蔵所	第1石油類	塗料	0.6 kL	×
共用	第2危険物倉庫	屋内貯蔵所	第2石油類	塗料	1.0 kL	×
共用	第2危険物倉庫	屋内貯蔵所	第3石油類	塗料	2.0 kL	×
1号炉	代替非常用発電機 (1号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	7,392 kL	× (他評価に包絡)
1号炉	代替非常用発電機 (1号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0,144 kL	× (他評価に包絡)
1号炉	代替非常用発電機 (1号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	7,992 kL	× (他評価に包絡)
2号炉	代替非常用発電機 (2号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	7,392 kL	× (他評価に包絡)
2号炉	代替非常用発電機 (2号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0,144 kL	× (他評価に包絡)
2号炉	代替非常用発電機 (2号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	7,392 kL	× (他評価に包絡)
3号炉	代替非常用発電機 (3号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	7,392 kL	× (他評価に包絡)
3号炉	代替非常用発電機 (3号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0,144 kL	× (他評価に包絡)
3号炉	代替非常用発電機 (3号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	7,392 kL	× (他評価に包絡)

第1.8.10.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (2/4)

番号	施設名	製造所の別	危険物		数量	詳細評価要否
			品名	数量		
共用	可搬型代替発電機 (1号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	8.88 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (1号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0.1 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (2号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	8.88 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (2号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0.1 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (3号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	8.88 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (3号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0.1 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (4号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	8.88 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (4号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0.1 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (5号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	8.88 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (5号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0.1 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (6号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	8.88 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (6号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0.1 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (7号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	8.88 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (7号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0.1 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (8号機)	一般取扱所	第2石油類	軽油	8.88 kL	× (他評価に包絡)
共用	可搬型代替発電機 (8号機)	一般取扱所	第4石油類	潤滑油	0.1 kL	× (他評価に包絡)
共用	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	3.86 kL	× (空) 運用)
共用	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	3.86 kL	× (空) 運用)
共用	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	3.86 kL	× (空) 運用)
共用	タンクローリー	移動式タンク貯蔵所	第2石油類	軽油	3.86 kL	× (空) 運用)

【女川】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違
 【大飯】 記載内容の相違
 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.8.9-3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (2/3)

号炉	危険物種類	施設名称	危険物の種類	品名	最大容量	詳細評価表
その他	大倉発電所	一審検査所	第四種 第二石油類	軽油	74.52kg	○
その他	大倉発電所	地下タンク貯蔵所	第四種 第二石油類	軽油	10.5kg	○
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四種 第二石油類	軽油	4.5kg	○
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四種 第二石油類	軽油	4.5kg	○
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四種 第二石油類	軽油	4.5kg	○
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四種 第二石油類	軽油	4.5kg	○
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四種 第二石油類	軽油	100kg	○
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四種 第二石油類	軽油	100kg	○
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四種 第二石油類	軽油	100kg	○
その他	タンクローリ	移動式タンク貯蔵所	第四種 第二石油類	軽油	100kg	○
その他	ガスタービンの発電機用軽油タンク	地下タンク貯蔵所	第四種 第二石油類	軽油	330kg	○

緑字の箇所：評価対象となる設備

第1.8.9-3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (3/3)

号炉	設備名称	危険物の種類	数量	詳細評価表
共用	予備変圧器	絶縁油（重油相当）	16,000 L	○
1号炉	主変圧器	絶縁油（重油相当）	100,000 L	○
1号炉	励磁変圧器	絶縁油（重油相当）	48,000 L	○
1号炉	所内変圧器	絶縁油（重油相当）	18,000 L	○
2号炉	主変圧器	絶縁油（重油相当）	110,000 L	○
2号炉	励磁変圧器	絶縁油（重油相当）	66,000 L	○
2号炉	所内変圧器	絶縁油（重油相当）	15,000 L	○
2号炉	励磁用変圧器	絶縁油（重油相当）	7,000 L	○
2号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油（重油相当）	24,000 L	○
2号炉	停止型原子炉用循環ポンプ用電機用冷却水ポンプ用	絶縁油（重油相当）	5,250 L	○
3号炉	主変圧器	絶縁油（重油相当）	110,000 L	○
3号炉	励磁変圧器	絶縁油（重油相当）	48,000 L	○
3号炉	所内変圧器	絶縁油（重油相当）	15,000 L	○
3号炉	励磁用変圧器	絶縁油（重油相当）	7,000 L	○
3号炉	補助ボイラー用変圧器	絶縁油（重油相当）	18,000 L	○
3号炉	停止型原子炉用循環ポンプ用電機用冷却水ポンプ用	絶縁油（重油相当）	5,250 L	○
共用	プロパンガスボンベ	LPGガス	1,000kg	○
1号炉	放射線計測用	LPGガス	60kg	○
1号炉	非常ガスボンベ	非常ガス	50,155kg	○
2号炉	非常ガスボンベ	非常ガス	87,254kg	○
3号炉	非常ガスボンベ	非常ガス	26,077kg	○

緑字の箇所：評価対象となる設備

【別添資料1(2.2.2.5)】

第1.8.10.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (3/4)

号炉	施設名	危険物の種類		数量	詳細評価表
		品名	数量		
1,2号炉	給排水処理建屋	第2石油類	軽油	490 L	○
3号炉	給排水処理建屋	第2石油類	軽油	490 L	○
1,2号炉	循環水ポンプ建屋	第3石油類	潤滑油	1,600 L	○
3号炉	循環水ポンプ建屋	第4石油類	潤滑油	1,310 L	○
1号炉	原子炉建屋	第3石油類	潤滑油	1,500 L	○
2号炉	原子炉建屋	第3石油類	潤滑油	1,500 L	○
3号炉	原子炉建屋	第4石油類	潤滑油	1,500 L	○
共用	指揮所用発電機	第2石油類	軽油	490 L	○
共用	待機所用発電機	第2石油類	軽油	490 L	○
共用	高圧送水ポンプ車(HS900)	第2石油類	軽油	990 L	○
共用	高圧送水ポンプ車(HS900)	第2石油類	軽油	990 L	○
共用	高圧送水ポンプ車(GS1200)	第2石油類	軽油	990 L	○
共用	可搬型直流電源用発電機1	第2石油類	軽油	250 L	○
共用	可搬型直流電源用発電機2	第2石油類	軽油	250 L	○
共用	可搬型直流電源用発電機3	第2石油類	軽油	250 L	○
共用	可搬型直流電源用発電機4	第2石油類	軽油	250 L	○
共用	可搬型直流電源用発電機5	第2石油類	軽油	250 L	○
共用	可搬型直流電源用発電機6	第2石油類	軽油	250 L	○
共用	可搬型直流電源用発電機7	第2石油類	軽油	250 L	○
共用	可搬型直流電源用発電機8	第2石油類	軽油	250 L	○

第1.8.10.3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧 (4/4)

号炉	施設名	危険物の種類	数量	詳細評価表
1号炉	主変圧器	1種4号 鉱油（重油相当）	86 kL	○
1号炉	励磁変圧器	1種4号 鉱油（重油相当）	30.3 kL	○
1号炉	所内変圧器	1種4号 鉱油（重油相当）	22.0 kL	○
2号炉	主変圧器	1種4号 鉱油（重油相当）	77.0 kL	○
2号炉	励磁変圧器	1種4号 鉱油（重油相当）	30.3 kL	○
2号炉	所内変圧器	1種4号 鉱油（重油相当）	22.0 kL	○
1,2号炉	予備変圧器	1種4号 鉱油（重油相当）	15.9 kL	○
3号炉	主変圧器	1種4号 鉱油（重油相当）	107.6 kL	○
3号炉	予備変圧器	1種4号 鉱油（重油相当）	31.8 kL	○
1号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス（ボンベ）	945 m³	○
2号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス（ボンベ）	945 m³	○
3号炉	発電機ガスボンベ貯蔵庫	水素ガス（ボンベ）	1,120 m³	○
1,2号炉	1次系水素ボンベ室	水素ガス（ボンベ）	430 m³	○
3号炉	1次系水素ボンベ室	水素ガス（ボンベ）	280 m³	○
共用	放射性廃棄物処理建屋	プロパンガス	2,000 kg	○
1,2号炉	補助ボイラー建屋	プロパンガス	180 kg	○
3号炉	補助ボイラー建屋	プロパンガス	120 kg	○

【別添資料1(2.2.2.5)】

【女川】

設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違
 【大飯】記載内容の相違
 (女川実績の反映)

【女川】

設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違
 【大飯】記載内容の相違
 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
<p>第1.11.4表 落下事故のカテゴリと対象航空機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>落下事故のカテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>離隔距離^{※2}</th> <th>照射強度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計器飛行の民間航空機</td> <td>B747</td> <td>206m</td> <td>550 W/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有視界飛行の民間航空機</td> <td>大型航空機</td> <td>400</td> <td rowspan="2">（評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる）^{※1}</td> </tr> <tr> <td>小型航空機</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自衛隊機又は米軍機</td> <td>空中給油機等</td> <td>KC</td> <td>216m</td> </tr> <tr> <td>高度での巡航が想定される大型固定翼機</td> <td></td> <td>767</td> </tr> <tr> <td>訓練空域内及び訓練空域外を飛行中</td> <td>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>44m</td> </tr> <tr> <td>訓練空域内及び訓練空域外を飛行中</td> <td>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td></td> <td>870W/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 落下事故評価において考慮している航空機は、小型固定翼機及び小型回転翼機である。評価条件は、原子炉施設から距離が36m、燃料積載量が小型固定翼機の2m²程度であることから、自衛隊機又は米軍機において原子炉施設からの距離が44m、燃料積載量が15m²程度で評価していることを踏まえると、本評価は自衛隊機又は米軍機の落下による大気影響評価に含まれる。</p> <p>※2 離隔距離の設定に当たり、落下事故がない場合は、保守的に0.5回を用いた。</p> <p>【説明資料(2.3.2.2：2-6外・別添1-15)】</p>	落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離 ^{※2}	照射強度	計器飛行の民間航空機	B747	206m	550 W/m ²	有視界飛行の民間航空機	大型航空機	400	（評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる） ^{※1}	小型航空機		自衛隊機又は米軍機	空中給油機等	KC	216m	高度での巡航が想定される大型固定翼機		767	訓練空域内及び訓練空域外を飛行中	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	44m	訓練空域内及び訓練空域外を飛行中	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機		870W/m ²	<p>第1.8.9-4表 落下事故のカテゴリと対象航空機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>落下事故のカテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>照射強度 [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計器飛行方式民間航空機</td> <td>大型民間航空機</td> <td>B747-400</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>小型民間航空機</td> <td>Do228-200</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">有視界飛行方式民間航空機</td> <td>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</td> <td>EO-767</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>基地-訓練空域間往復時</td> <td>F-2</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「有視界飛行方式民間航空機の小型民間航空機」の落下事故の対象航空機のうち、燃料積載量が最大となるDo228-200であっても約2m²と少量であることから、Do228-200よりも燃料積載量が多く、かつ離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機」その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機の落下事故の評価に包絡されるため評価対象外とした。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p>	落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離 [m]	照射強度 [W/m ²]	計器飛行方式民間航空機	大型民間航空機	B747-400	85	小型民間航空機	Do228-200	44	有視界飛行方式民間航空機	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	EO-767	111	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	21	基地-訓練空域間往復時	F-2	25	<p>第1.8.10.4表 落下事故のカテゴリと対象航空機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>落下事故のカテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>照射強度 [W/m²]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有視界飛行方式民間航空機</td> <td>大型固定翼機（固定翼機、回転翼機）</td> <td>B747-400</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>小型固定翼機（固定翼機、回転翼機）</td> <td>Do228-200</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で訓練中</td> <td>F-15</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>訓練空域外を飛行中</td> <td>KC-767</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練空域内及び訓練空域外を飛行中</td> <td>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> <td>F-15</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料積載量が多く、離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機 訓練空域内で訓練中 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」の落下事故の評価に包絡されるため評価対象外とした。</p> <p>※2：燃料積載量が多く、離隔距離が短い「有視界飛行方式民間航空機 大型固定翼機」の落下事故の評価に包絡されるため評価対象外とした。</p> <p>※3：対象航空機が同一で、離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機 訓練空域内で訓練中 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機」の落下事故の評価に包絡されるため評価対象外とした。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p>	落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離 [m]	照射強度 [W/m ²]	有視界飛行方式民間航空機	大型固定翼機（固定翼機、回転翼機）	B747-400	140	小型固定翼機（固定翼機、回転翼機）	Do228-200	76	自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中	F-15	39	訓練空域外を飛行中	KC-767	263	訓練空域内及び訓練空域外を飛行中	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	109	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・地域特性による落下事故カテゴリの相違</p>
落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離 ^{※2}	照射強度																																																																								
計器飛行の民間航空機	B747	206m	550 W/m ²																																																																								
有視界飛行の民間航空機	大型航空機	400	（評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる） ^{※1}																																																																								
	小型航空機																																																																										
自衛隊機又は米軍機	空中給油機等	KC	216m																																																																								
	高度での巡航が想定される大型固定翼機		767																																																																								
訓練空域内及び訓練空域外を飛行中	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	44m																																																																								
訓練空域内及び訓練空域外を飛行中	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機		870W/m ²																																																																								
落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離 [m]	照射強度 [W/m ²]																																																																								
計器飛行方式民間航空機	大型民間航空機	B747-400	85																																																																								
	小型民間航空機	Do228-200	44																																																																								
有視界飛行方式民間航空機	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	EO-767	111																																																																								
	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	21																																																																								
	基地-訓練空域間往復時	F-2	25																																																																								
落下事故のカテゴリ	対象航空機	離隔距離 [m]	照射強度 [W/m ²]																																																																								
有視界飛行方式民間航空機	大型固定翼機（固定翼機、回転翼機）	B747-400	140																																																																								
	小型固定翼機（固定翼機、回転翼機）	Do228-200	76																																																																								
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中	F-15	39																																																																								
	訓練空域外を飛行中	KC-767	263																																																																								
訓練空域内及び訓練空域外を飛行中	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	109																																																																								
	<p>第1.11.6表 ばい煙による影響評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>影響評価設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外気を取り入れる空調系</td> <td>換気空調設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器への影響</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器</td> <td>主蒸気逃がし弁、排気筒等</td> </tr> <tr> <td>室内の空気を取り込む機器</td> <td>安全保護系計装盤</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>制御用空気圧縮機</td> </tr> </tbody> </table> <p>【説明資料(2.5：2-6外・別添1-18)】</p>	分類	影響評価設備	外気を取り入れる空調系	換気空調設備	機器への影響	ディーゼル発電機	海水ポンプ	機器	主蒸気逃がし弁、排気筒等	室内の空気を取り込む機器	安全保護系計装盤	機器	制御用空気圧縮機	<p>第1.8.9-5表 ばい煙等による影響評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>評価対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機器への影響</td> <td>外気を取り込む屋外機器</td> </tr> <tr> <td>換気空調系で給気されるエリアの設置機器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居住性への影響</td> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイトルク冷却海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器への影響</td> <td>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイトルクディーゼル発電機を含む。）</td> </tr> <tr> <td>安全保護系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器への影響</td> <td>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイトルクディーゼル発電機を含む。）排気口</td> </tr> <tr> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	分類	評価対象設備	機器への影響	外気を取り込む屋外機器	換気空調系で給気されるエリアの設置機器	居住性への影響	原子炉補機冷却海水ポンプ	高圧炉心スプレイトルク冷却海水ポンプ	機器への影響	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイトルクディーゼル発電機を含む。）	安全保護系	機器への影響	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイトルクディーゼル発電機を含む。）排気口	中央制御室	<p>第1.8.10.5表 ばい煙等による影響評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>影響評価設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機器への影響</td> <td>外気を取り込む設備</td> </tr> <tr> <td>換気空調設備で給気されるエリアの設置機器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器への影響</td> <td>制御用空気圧縮機</td> </tr> <tr> <td>建屋外部に開口部を有する設備</td> </tr> <tr> <td>居住性への影響</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別添資料1(2.4)】</p>	分類	影響評価設備	機器への影響	外気を取り込む設備	換気空調設備で給気されるエリアの設置機器	機器への影響	制御用空気圧縮機	建屋外部に開口部を有する設備	居住性への影響	中央制御室	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>																																		
分類	影響評価設備																																																																										
外気を取り入れる空調系	換気空調設備																																																																										
機器への影響	ディーゼル発電機																																																																										
	海水ポンプ																																																																										
機器	主蒸気逃がし弁、排気筒等																																																																										
	室内の空気を取り込む機器	安全保護系計装盤																																																																									
機器	制御用空気圧縮機																																																																										
分類	評価対象設備																																																																										
機器への影響	外気を取り込む屋外機器																																																																										
	換気空調系で給気されるエリアの設置機器																																																																										
居住性への影響	原子炉補機冷却海水ポンプ																																																																										
	高圧炉心スプレイトルク冷却海水ポンプ																																																																										
機器への影響	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイトルクディーゼル発電機を含む。）																																																																										
	安全保護系																																																																										
機器への影響	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイトルクディーゼル発電機を含む。）排気口																																																																										
	中央制御室																																																																										
分類	影響評価設備																																																																										
機器への影響	外気を取り込む設備																																																																										
	換気空調設備で給気されるエリアの設置機器																																																																										
機器への影響	制御用空気圧縮機																																																																										
	建屋外部に開口部を有する設備																																																																										
居住性への影響	中央制御室																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉



第 1.11.4 図 自衛消防隊体制図

女川原子力発電所2号炉

第 1.8.9-8 表 自衛消防隊編成

構成	所属等	役割
自衛消防隊長	発電所長（1）	a 自衛消防隊の全体指揮 b 現場責任者及び現場指揮者の選任
自衛消防隊長代行兼副隊長	指名者（1）	a 自衛消防隊長不在時の代行
統括管理者	保安部長（1）	a 自衛消防隊の統括管理 b 火災発生時の発電所本部での連絡調整/連絡確保
火災防衛対策管理者	防災課長（1）	a 統括管理者の補佐 b 消火方針の立案 c 原子力安全のための火災防衛に関する指導
初期消火要員	連絡連絡責任者	連絡連絡責任者：発電課長（1） a 消防機関及び関係機関への連絡調整 b 初期消火要員への出動要請
	現場責任者	現場責任者：特別管理班（1） a 消防機関への連絡 b 平日昼間・休祭日：火災現場への連絡
	現場指揮者	現場指揮者：特別管理班（1） a 火災現場確認 b 火災現場での消火指揮 c 消火器又は屋内消火栓による消火活動
	消火担当	・ 平日昼間（前記防範区域外） ・ 平日夜間（前記防範区域外） 保安班員（1） ・ 平日夜間・休祭日 運転員（1） a 火災現場確認 b 消火器又は屋内消火栓による消火活動
消防車班	委員長（6）	a 消防機関の消防指揮 b 消防自動車のアクセスルート及び配備場所の指示等 c 化学消防自動車の機動員 d 化学消防自動車の連絡作業 e 消防自動車による消火活動（筒先） f 泡消火薬剤の補充 g 消防ホースの延長等
消火班	班長：特別管理班（1） 副班長：特別管理班（1） 班員：各グループ員	a 消火器、消火栓等による消火活動
避難誘導班	班長：特別管理班（1） 副班長：特別管理班（1） 班員：各グループ員	a 消防機関の火災現場への誘導
情報連絡班	班長：特別管理班（1） 副班長：特別管理班（1） 班員：各グループ員	a 社内関係機関への連絡、本店対策室との連絡調整 b 火災情報の収集
総務班	班長：特別管理班（1） 副班長：特別管理班（1） 班員：各グループ員	a 救護、警備
影響評価班	班長：特別管理班（1） 副班長：特別管理班（1） 班員：各グループ員	a プラント内の放射線の状況調査

() 内は人数

泊発電所3号炉

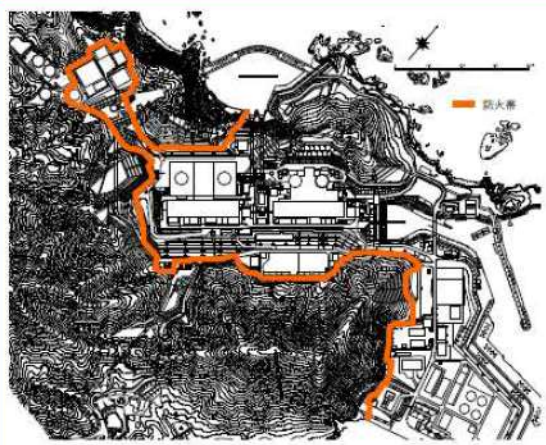
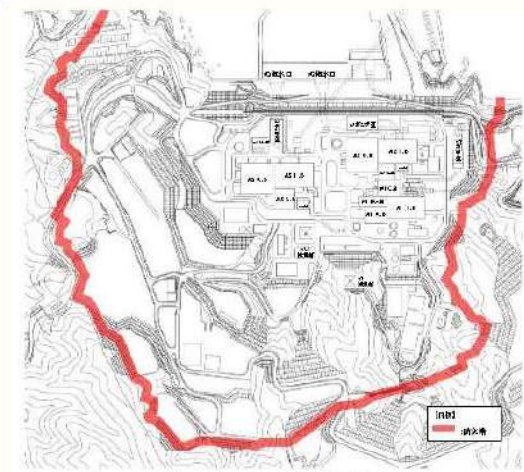



第 1.8.10.6 表 自衛消防隊編成

構成員	役割
自衛消防隊長	○自衛消防隊全体を指揮・統括する。 ○公設消防隊との活動方針を統括する。
自衛消防隊長兼副隊長（統括管理者）	○自衛消防隊不在時の任務を代行
本部指揮班	○自衛消防隊各班を指揮 ○各班からの通報・連絡を受けると共に、情報を収集し自衛消防隊長の判断を補佐 ○公設消防との連携（鎮火等、火災状況）を図る。
消火班	○火災発生現場へ向かい、火災状況等を把握する。 ○火災発生現場で消火器、消火栓等により迅速な消火活動を実施し、延焼拡大防止を図る。
	初期消火要員 初期消火要員のうち、連絡者、通報者を除く以下の9名は消火班の指揮下となる。
現場指揮者（1名）	・ 火災発生現場へのアクセスルートを確認し、初期消火要員とともに消防自動車に乗車・出動 ・ 火災発生現場到着後、火災状況に応じた消火体制を整え、初期消火活動（放水等）を指示
消火担当（3名）	・ 現場指揮者の指示に従い、消防用ホース筒先を用いて消火に当たる
消防車操作担当（2名）	・ 現場指揮者の指示を受け、機動員として、消防自動車による消火に必要な操作を行う ・ 泡消火薬剤を化学消防自動車へ補給
消火補助担当（2名）	・ 泡消火薬剤を運搬車で火災発生現場へ補給 ・ 化学消防自動車への泡消火薬剤補給の補助および伝令補助 ・ 現場指揮者の指示を受け、消火栓のバルブの開閉
案内誘導	・ 公設消防が入構するゲートに待機し、公設消防隊を火災発生現場近傍へ誘導
業務支援班（避難誘導担当）	○総合管理事務所の各フロアの避難者を避難場所へ誘導 ○被災者が発生した場合、被災者の状態を確認し、火災による影響の少ない安全な場所へ搬出し、救護班長へ連絡する
業務支援班（救護担当）	○応急処置の準備とともに、被災者の救護活動および公設消防救急隊との連携
放管班（管理区域の場合）	○火災発生現場の線量当量率、汚染レベルの測定 ○自衛消防隊員および公設消防隊員の被ばく管理および助言 ○自衛消防隊員、公設消防隊員を火災発生現場まで誘導 ○管理区域内入退域・物品搬出入手続きおよび管理 ○自衛消防隊員および公設消防隊員への除染措置

【女川・大飯】
体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1.11.1図 防火帯設置図 【説明資料(3.1:2-6外-別添1-20)】</p>	 <p>第1.8.9-1図 防火帯配置図 【別添資料1(1~3)】</p>	 <p>第1.8.10.1図 防火帯配置図 【別添資料1(1~3)】</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による防火帯配置の相違</p>
	 <p>第1.8.9-2図 発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設等 【別添資料1(2.2.2.2)】</p>	 <p>第1.8.10.2図 発電所周辺に位置する危険物貯蔵施設等 【別添資料1(2.2.2.2)】</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による危険物貯蔵施設等の相違 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

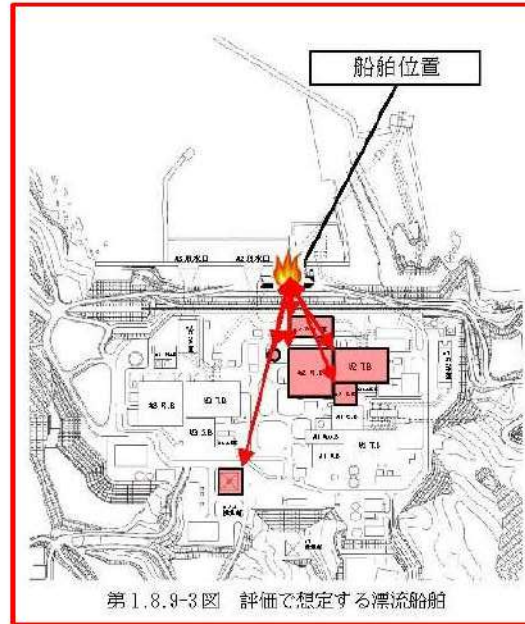
大阪発電所3号炉

第1.11.5表 物揚岸壁に停泊する船舶

船舶	燃料	容量	影響先	距離 距離
燃料等輸送船	重油	560kt	3号炉原子炉周辺建屋	751m
			3号炉及び4号炉 海水ポンプ	626m



女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



追而【基準津波審査の反映】
 （上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため）

相違理由
 【女川・大阪】
 設計方針の相違
 ・地域特性による船舶
 位置の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.11.3表 発電所敷地内に設置している屋外の評価対象危険物タンク

タンク名	燃料	燃料量	影響先	離隔距離
補助ボイラ燃料タンク	重油	500kl	3号炉原子炉周辺建屋	90m
1号炉及び2号炉油計量タンク	タービン油	100kl [※]	3号炉及び4号炉海水ポンプ	320m

※空運用とする

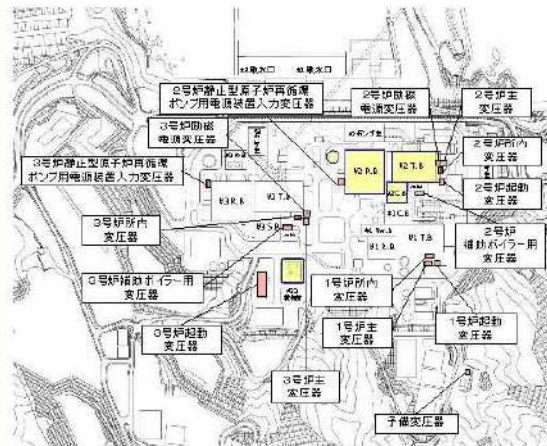


第1.11.2図 危険物タンク配置図

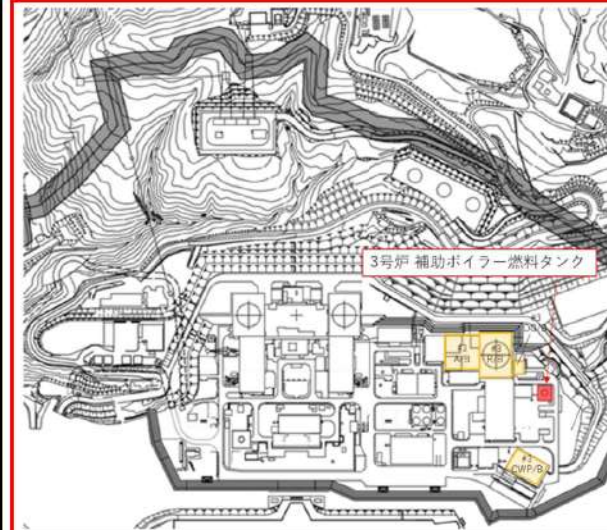
【説明資料(2.2.2.2:2-6外-別添1-11)】



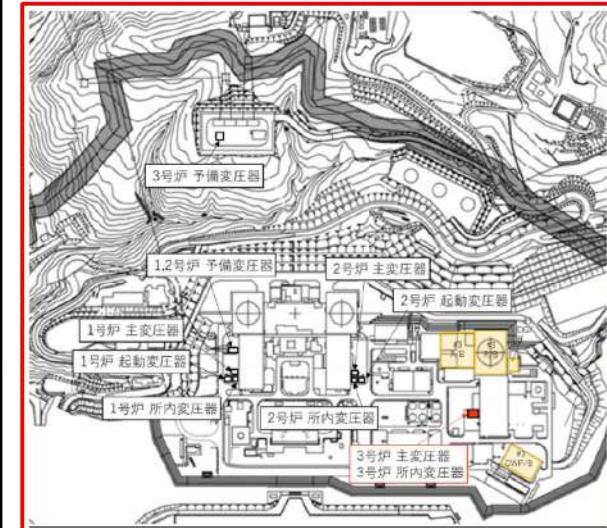
第1.8.9-4図 危険物貯蔵施設等配置図（危険物タンク）



第1.8.9-5図 危険物貯蔵施設等配置図（変圧器等）



第1.8.10.4図 危険物貯蔵施設等配置図（危険物タンク）



第1.8.10.5図 危険物貯蔵施設等配置図（変圧器）

【女川・大阪】
 設計方針の相違
 ・地域特性による配置の相違

【大阪】記載内容の相違
 (女川実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 適合性説明 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>1 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>(11) 森林火災 森林火災については、過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に発火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 【説明資料(2.1.2：2-6外-別添1-7)(2.1.3：2-6外-別添1-8)】</p>	<p>(3) 適合性説明 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である女川町に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である「石巻特別地域気象観測所」で観測された過去の記録並びに「大船渡特別地域気象観測所」で観測された過去の記録をもとに設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災 敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出勤し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション（FARSITE）による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>(3) 適合性説明 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定し、設計基準を設定するに当たっては、発電所の立地地域である泊村に対する規格・基準類による設定値及び発電所の最寄りの気象官署である「寿都特別地域気象観測所」で観測された過去の記録並びに「小樽特別地域気象観測所」で観測された過去の記録をもとに設定する。また、これらの自然現象ごとに関連して発生する可能性がある自然現象も含める。</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、発電所敷地で想定される自然現象に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、発電所敷地で想定される自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全施設は、以下のとおり条件を設定し、自然現象によって発電用原子炉施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災 敷地外の森林から出火し、敷地内の植生へ延焼するおそれがある場合は、自衛消防隊が出勤し、予防散水等の延焼防止措置を行う。また、敷地内の植生へ延焼した場合であっても、森林火災シミュレーション（FARSITE）による影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により、安全施設が安全機能を損なわれることはない。</p>	<p>【大阪】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】地域名の相違 【女川】観測所名の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、ばい煙発生時の二次的影響に対して、外気を取り入れる空調系、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気を取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで安全施設が安全機能を損なわない設計とする。 【説明資料(2.5.2：2-6 外-別添1-18)】</p> <p>第3項について</p> <p>(3) 爆発 発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。 また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。 【説明資料(2.2.2.1：2-6 外-別添1-10)】</p>	<p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.1)】</p> <p>森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統、屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.4)】</p> <p>第3項について</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。 安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。 ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(3) 爆発 発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。 発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。 発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで20km以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.1)】</p> <p>森林火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調設備、屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。 【別添資料1(2.4)】</p> <p>第3項について</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）は、発電所及びその周辺での発生の可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包絡性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。 安全施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。 ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>(3) 爆発 発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。 発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、安全機能を損なわない設計とする。 発電所前面の海域には主要航路がなく、発電所から主要航路まで30km以上離れていることから、発電所内の港湾施設には液化石油ガス輸送船舶の入港は想定されないため、発電所周辺の海域を航行する燃料輸送船の爆発により評価対象施設の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>【大阪】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【大阪】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3号炉</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート等の施設の火災</p> <p>発電所の近くには、火災により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間には山林（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から外部火災防護施設までの離隔距離を確保していることから、火災時の輻射熱の影響を受けるおそれはない。</p> <p>【説明資料(2.2.2.1：2-6外-別添1-10)】</p> <p>d. 発電所港湾内に入港する船舶の火災</p> <p>発電所港湾内に入港する船舶の火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.2.3：2-6外-別添1-12)】</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災</p> <p>発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.2.2：2-6外-別添1-11)】</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機墜落に伴う火災発生時の輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.2.3：2-6外-別添1-17)】</p> <p>e. 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災に伴うばい煙等発生時の</p>	<p>また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2)】</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により評価対象施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2)】</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。</p> <p>航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が10^{-7}回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の</p>	<p>また、上記以外の安全施設については、離隔距離の確保、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2)】</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により評価対象施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による安全施設への影響については考慮する必要はない。</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>発電所港湾内の船舶で火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2)】</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による評価対象施設の建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.2.2.5)】</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>原子炉建屋周辺に航空機が墜落し、燃料火災が発生した場合、直ちに公設消防へ通報するとともに、自衛消防隊が出動し、速やかに初期消火活動を行う。</p> <p>航空機が外部事象防護対象施設等である原子炉建屋等の周辺で墜落確率が10^{-7}回/炉・年以上になる地点へ墜落することを想定しても、火災の影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、上記以外の安全施設については、建屋による防護、消火活動、代替設備による必要な機能の確保又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.3)】</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等）</p> <p>石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の</p>	<p>【大阪】記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>の二次的影響に対して、外気を取り入れる空調系、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気を取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5.2：2-6外-別添1-18)】</p> <p>(5) 有毒ガス 発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないように外気取入ダンパを閉操作等する。又は、閉回路循環運転により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。 幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.5：2-6外-別添1-18)】</p> <p>1.3 気象等</p> <p>2.2.4 その他の資料による一般気象</p> <p>(1) 森林火災 森林火災検討に関係する大阪発電所の最寄りの気象観測所（舞鶴特別地域気象観測所、小浜地域気象観測システム）の気象データ（気温、湿度、風速）（2003年～2012年）及び大阪発電所の位置する福井県の森林火災発生状況（2002年～2011年）^⑨について、第2.2.18表に示す。</p> <p>また、森林火災発生件数の多い3月～6月における最寄りの気象観測所（小浜地域気象観測システム）の気象データ（卓越風向）について、第2.2.19表に示す。</p>	<p>二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調系統及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>2. 気象</p> <p>2.2 最寄りの気象官署の資料による一般気象</p> <p>2.2.5 その他の資料による一般気象</p> <p>2.2.5.2 森林火災 森林火災検討に関係する女川原子力発電所の最寄りの気象観測所（「石巻特別地域気象観測所」及び「江ノ島気象観測所」）の気象データ（最高気温、最大風速、最大風速記録時の風向、最小湿度）（2008年～2017年）及び発電所の位置する宮城県の「消防防災年報」（2006年～2015年）について、第2.2-32表、第2.2-33表に示す。</p> <p>また、森林火災発生件数の多い3月～5月における最寄りの気象観測所（「江ノ島気象観測所」）の気象データ（卓越風向）について、第2.2-34表に示す。</p>	<p>二次的影響に対して、外気を直接設備内に取り込む機器、外気を取り込む空調設備及び屋外設置機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【別添資料1(2.4)】</p> <p>1.3 気象等</p> <p>2. 気象</p> <p>2.2 最寄りの気象官署の資料による一般気象</p> <p>2.2.4 その他の資料による一般気象</p> <p>(1) 森林火災 森林火災検討に関係する泊発電所の気象観測設備の気象データ（最高気温、最大風速、最大風速記録時の風向、最小湿度）（2003～2012年）及び発電所の位置する北海道の「林野火災被害統計書」（1993～2012年）について、第2.2.20表に示す。</p> <p>また、森林火災発生件数の多い4月～6月における泊発電所の気象観測設備の気象データ（卓越風向）について、第2.2.21表に示す。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違 【女川】名称の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映） ・泊・女川は外部火災に伴う有毒ガスの影響は、d.二次的影響（ぼい煙等）に含んでいる。</p> <p>【女川】記載方針の相違 【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川・大阪】設計方針の相違 ・泊は気象データの精度を上げるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内の気象データを使用していることによる相違及び地域特性による評価データの相違（最新データの相違は添付資料2別紙表10にて記載）</p> <p>【女川・大阪】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

第2.2.18表 気象データ（気温、湿度、風速）及び森林火災件数

月	福井県 月別森林火災 発生頻度 ^{※1}	気象条件		
		最高気温 ^{※2} [°C]	最小湿度 ^{※3} [%]	最大風速 ^{※2} [m/s]
1月	1	16.0	23	20.0
2月	1	21.3	19	20.0
3月	10	23.4	10	20.0
4月	25	30.9	11	19.7
5月	9	31.0	16	21.0
6月	12	35.9	19	15.0
7月	2	37.8	20	15.5
8月	11	38.1	29	15.0
9月	6	37.4	29	18.0
10月	1	29.4	29	21.0
11月	1	25.5	24	15.1
12月	1	19.8	23	22.0

※ 1：福井県統計年鑑（2002年～2011年版）
 ※ 2：小浜 地域気象観測システム（アメダス）観測記録
 （2003年～2012年）
 ※ 3：福井特別地域気象観測所 観測記録（2003年～2012年）

第2.2.19表 気象データ（卓越風向）

風向	最大風速（日単位） における風向の 出現回数 ^{※1}	
	最大風速 （日単位） の 出現回数 ^{※1}	最も風向 （日単位）の 出現回数 ^{※1}
北	104	196
北北東	0	0
北東	0	0
東北東	3	1
東	157	44
東南東	313	326
南東	71	115
南南東	5	83
南	10	71
南南西	3	3
南西	3	2
西南西	6	15
西	22	10
西北西	219	95
北西	105	78
北北西	239	181

※ 4：小浜 地域気象観測システム（アメダス）観測記録
 （2003年～2012年）

女川原子力発電所2号炉

第2.2-22表 月別の森林火災件数^{※1}

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	25	30	93	139	70	33	8	16	8	5	8	9

注1：「福井県年報」（宮城県 2003年～2015年）より

第2.2-23表 気象データ（気温、風速、風向及び湿度）^{※1}

年月	江ノ島			石巻				
	最多風向	最高気温 [°C]	最大風速 [m/s]	最高気温 [°C]	最小湿度 [%]	最大風速 [m/s]		
2008年3月	西北西	13.7	17.0	北北東	16.2	23	14.1	西北西
2009年3月	西北西	16.2	14.3	北西	16.9	22	16.7	西北西
2010年3月	西北西	13.5	20.3	北北東	15.9	27	18.2	西北西
2011年3月	西北西	10.6	13.8	西北西	18.6	29	13.6	西北西
2012年3月	西北西	13.1	16.4	北北東	13.4	34	16.6	西北西
2013年3月	西北西	17.2	20.5	西北西	17.5	24	19.5	西北西
2014年3月	西北西	18.9	19.6	北北東	19.3	26	16.9	西北西
2015年3月	西北西	16.6	16.8	西北西	17.1	18	20.4	東南東
2016年3月	西北西	16.4	14.9	北西	16.7	21	14.1	西北西
2017年3月	西北西	14.2	16.4	北北東	13.3	28	17.3	西北西
2008年4月	北北東	19.9	20.5	北北東	20.5	15	21.3	北東
2009年4月	西北西	21.5	18.4	北北東	22.4	19	15.6	西北西
2010年4月	西北西	18.2	14.8	西北西	16.1	28	14.0	西北西
2011年4月	欠測（震災による観測データ欠測）			21.0	19		15.6	北西
2012年4月	西北西	18.7	17.1	南	21.1	29	16.5	南南東
2013年4月	西北西	19.7	18.7	西北西	22.5	18	17.9	西北西
2014年4月	西北西	19.9	16.4	西北西	21.6	15	14.9	西北西
2015年4月	北 南南西	25.0	13.2	北西	24.0	18	13.6	西北西
2016年4月	南南西	18.6	17.2	西北西	20.9	18	16.8	南南東
2017年4月	西北西	21.3	19.8	西北西	26.2	20	16.3	西南西
2008年5月	北東	22.0	14.8	南東	24.4	18	16.3	東南東
2009年5月	南南西	23.2	13.5	西	24.9	17	16.5	西北西
2010年5月	北東 南南西 西北西	25.2	11.7	北西	27.1	25	13.4	西北西
2011年5月	欠測（震災による観測データ欠測）			22.7	26		23.8	北東
2012年5月	西北西	21.7	12.9	西北西	24.2	23	16.4	東南東
2013年5月	南	22.3	14.2	北北東	25.5	27	13.6	西北西
2014年5月	南南西	24.6	16.3	西北西	30.0	21	14.8	西
2015年5月	南南西	25.9	11.9	西北西	28.2	23	14.6	西北西
2016年5月	北	27.5	11.1	西北西	30.7	18	14.7	南南東
2017年5月	南南西	26.9	12.9	西北西	28.0	26	12.8	西北西

注1：石巻特別地域気象観測所、江ノ島気象観測所 観測記録（2009年～2017年）

第2.2-24表 気象データ（卓越風向）^{※1}

風向	最多風向出現回数（日単位）			計
	3月	4月	5月	
北	3	18	25	46
北北東	35	27	28	90
北東	14	19	24	57
東北東	3	3	1	7
東	2	0	2	4
東南東	4	1	2	7
南東	8	3	4	20
南南東	8	9	7	24
南	11	24	42	77
南南西	27	41	56	123
南西	6	4	3	13
西南西	0	3	0	3
西	9	8	5	22
西北西	104	60	47	210
北西	30	18	10	58
北北西	20	17	3	40

注1：江ノ島気象観測所 観測記録（2009年～2017年）

泊発電所3号炉

第2.2.20表 気象データ（気温、風速、風向及び湿度）（2003～2012年）
 及び北海道の森林火災発生状況（1993～2012年）

月	泊発電所（観測期間：2003～2012年）					北海道 1993～2012年 月別 火災発生 頻度 ^{※1}
	気温 (°C)	風速(m/s)		最多 風向	湿度 (%)	
		最高 気温	最大風速 記録時の 風向			
4月	22.6	29.7	西	東	13	227
5月	24.7	29.2	東	東	14	231
6月	30.0	24.4	東南東	東	18	57

注1：「林野火災被害統計書（平成24年度版）北海道水産林務部」

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・地域特性による評価
 結果の相違（最新デー
 タの確認は添付資料2
 別紙2-10にて記載）

第2.2.21表 気象データ（卓越風向）^{※1}

風向	風向出現回数（時間単位）			計
	4月	5月	6月	
北	401	536	524	1461
北北東	371	443	299	1113
北東	699	753	591	2043
東北東	1753	1512	1431	4696
東	4058	4392	4389	12839
東南東	2251	2580	2174	7005
南東	1063	1072	767	2902
南南東	539	566	384	1489
南	375	361	256	992
南南西	203	156	136	495
南西	274	267	246	787
西南西	1003	777	560	2340
西	2775	2039	1686	6500
西北西	2866	2733	2990	8589
北西	2134	2743	3446	8323
北北西	781	1319	1660	3760

注1：泊発電所 観測記録（2003～2012年）

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・地域特性による評価
 結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 生物 10.2 植生</p> <p>発電所周辺の植生は、地方自治体の森林簿データ及び現地植生調査結果によると、内陸側の大部分に広葉樹が広がり、その中にスギ、ヒノキ及びマツが点在して分布している。また、国土交通省の国土数値情報によると、発電所の南側には、水田等の農用地が点在している。</p> <p>6. 社会環境</p>	<p>9. 生物 9.2 植生</p> <p>女川原子力発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>発電所周辺地域における主な現存植生は、海岸部では、自然植生としてアカマツ林、砂浜植物群落、海崖植物群落等が、金華山にはブナ林、樺島及び八景島にはタブノキ林、アカマツ林、海崖植物群落等がみられる。代償植生としては、クロマツ植林、アカマツ植林及び二次林等がみられる。また、内陸部では、自然植生として丘陵地にわずかにモミ・イヌブナ林が、河川敷や沼には河辺植物群落及び池沼植物群落がみられる。代償植生としては、丘陵地を中心にコナラ・クリ林、アカマツ植林及び二次林、スギ植林等が多くみられ、平野部には水田が多くみられる。</p> <p>敷地を含む東西約6km、南北約4kmの範囲内地域における主な現存植生は、自然植生として海岸付近にタブノキ林、アカマツ林、砂浜植物群落、海崖植物群落がわずかにみられる。代償植生としては、集落付近に水田、畑地等が部分的にみられ、丘陵地にアカマツ二次林、コナラ・クリ林、スギ及びヒノキ植林、アカマツ植林等が広範囲にみられる。敷地内は、アカマツ二次林、アカマツ植林の中にコナラ・クリ林、スギ及びヒノキ植林等が錯綜して分布している。</p> <p>なお、女川原子力発電所において、周辺の森林火災により安全施設の安全機能が損なわれた記録はない。</p> <p>10. 社会環境 10.3 産業活動</p> <p>女川町及び牡鹿町の総面積は、約139km²で、そのうち約82%は森林であり、約1.6%が農用地である。</p> <p>平成2年の国勢調査によると両町の就業者数は約10,900人であって、そのうち第一次産業が約30%、第二次産業約29%、第三次産業約41%であり、第三次産業の割合が若干高くなっている。</p> <p>各町の作業別就業者数を第10.3-1表に示す。</p> <p>主たる農産物は飼料作物であり、次いで稲、野菜等となっている。</p> <p>海産物としては、びんなが、めぼち、かつお等、遠洋及び近海漁業の対象漁種のほか、沖合及び沿岸漁業では、いわし、さば、さんま、ひらめ・かれい類、すけとうだら、いかなご、いかさ、あわび類等が女川港等に水揚げされている。</p> <p>また、養殖業として、ほや、かき、わかめ、銀ざけ等の養殖が行われている。なお、発電所敷地周辺海域は女川町、牡鹿町寄磯、前網及び鮫浦の4漁協の漁場となっている。</p> <p>工業としては、漁港機能と共に発展してきた水産食料品工業を中心に、船舶機械修理工業、製材業がある。</p> <p>両町と宮城県全体の主要農作物の収穫高（平成3年、4年）及び飼育家畜頭数、戸数（平成4年、5年）並びに漁業地区別の漁獲量（平成3年、4年）、養殖収穫量（平成3年、4年）を第10.3-2表から第10.3-5表に示す。</p> <p>また、本発電所敷地周辺の土地利用状況を第10.3-1図に示す。</p>	<p>10. 生物 10.2 植生</p> <p>泊発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>発電所周辺地域は、ほとんどが落葉広葉樹を主体とするミズナラープナクラス域に属しており、雷電山山腹、ニセコ山麓尾根等は亜寒帯・亜高山帯に、雷電山、ニセコアンスブリ及びイワオスブリ山頂部は寒帯・高山帯に属している。</p> <p>自然植生として、ミズナラープナクラス域では下部針広混交林、エゾイタヤーシナノキ群落、ヤナギ低木群落、自然草原、風衝草原が、亜寒帯・亜高山帯ではアカエゾマツ群集、エゾマツダケカンバ群落、ササダケカンバ群落、ササ自然草原が、寒帯・高山帯ではコケモモハイマツ群集、高山ハイデ及び風衝草原がみられる。また、海岸部の砂丘地、断崖部に砂丘植生、海岸断崖植生がみられる。</p> <p>代償植生として、ミズナラープナクラス域ではササ草原、ススキ草原、伐跡群落がみられる。また、植林地・耕作地植生として常緑針葉樹植林、トドマツ植林、アカエゾマツ植林、落葉針葉樹植林、落葉広葉樹植林、落葉果樹園、畑地、耕作放棄地雑草群落、牧草地、ゴルフ場、水田がみられる。</p> <p>6. 社会環境 6.3 産業活動</p> <p>泊村とその周辺の神恵内村、共和町及び岩内町（以下泊村を含め「周辺町村」という。）の総面積⁽¹⁾は、約606km²で、そのうち70%程度が山林であり、8%程度が原野である。</p> <p>平成7年の国勢調査⁽¹⁾によると、周辺町村の就業者数は約14,600人であってそのうち農林水産業就業者が約15%、鉱業、建築業及び製造業就業者が約32%、残り約53%が卸売・小売業、飲食店、サービス業等に従事している。</p> <p>各町村の産業別就業者数を第6.3.1表に示す。</p> <p>主たる農作物⁽⁶⁾は牧草であり、次いで春植えばれいしょ、米となっている。</p> <p>海産物⁽⁸⁾としては、ほっけ、するめいか、さけが最も多く水揚げされている。なお、発電所周辺の海域は、泊村、盃、神恵内村及び岩内郡漁業協同組合の漁場となっている。</p> <p>主な工業⁽⁴⁾は、食料品製造業、窯業、出版等である。</p> <p>周辺町村の主要農作物の収穫量（平成8、9年）⁽⁵⁾⁽⁶⁾及び飼育家畜頭数、戸数（平成8、9年）⁽⁵⁾⁽⁶⁾並びに漁業地区別の漁獲量（平成7、8年）⁽⁷⁾⁽⁸⁾を第6.3.2表、第6.3.3表及び第6.3.4表に示す。</p> <p>また、発電所周辺の土地利用状況を第6.3.1図に示す。</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は後段に記載①(比較のため再掲) 【女川】発電所名の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表


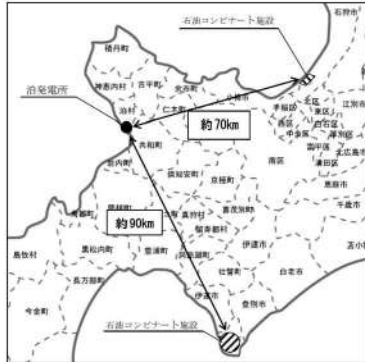
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>発電所の近くには、爆発、火災及び有毒ガスにより発電用原子炉施設の安全性を損なうような石油コンビナート等の施設はない。したがって、産業活動に伴う爆発、火災及び有毒ガスによって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>第10.3-1表 産業別就業者数 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-1表産業別就業者数」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-2表 主要農産物種類別統計 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-2表主要農産物種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-3表 主要飼育家畜種類別統計 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-3表主要飼育家畜種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-4表 漁業地区別・魚種別漁獲量統計（属人） 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-4表漁業地区別・魚種別漁獲量統計（属人）」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-5表 漁業地区別・種類別海面養殖業の収穫量（属人） 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-5表漁業地区別・種類別海面養殖業の収穫量（属人）」の記載内容に同じ。</p> <p>第10.3-1図 発電所敷地周辺の土地利用状況図 女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）（平成24年3月27日付け、平成23・03・01原第12号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3-1図発電所敷地周辺の土地利用状況図」の記載内容に同じ。</p>	<p>発電所の近くには、爆発、火災及び有毒ガスにより発電用原子炉施設の安全性を損なうような石油コンビナート等の施設はない。したがって、産業活動に伴う爆発、火災及び有毒ガスによって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>第6.3.1表 産業別就業者数 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.1表産業別就業者数」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.2表 主要農作物種類別統計 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.2表主要農産物種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.3表 主要飼育家畜種類別統計 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.3表主要飼育家畜種類別統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.4表 魚種別漁獲量統計 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.4表魚種別漁獲量統計」の記載内容に同じ。</p> <p>第6.3.1図 発電所敷地周辺の土地利用状況図 泊発電所原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉の増設）（平成15年7月2日付け、平成14・07・31原第2号をもって設置変更許可）の添付書類六「第6.3.1図発電所敷地周辺の土地利用状況図」の記載内容に同じ。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・発電所名及び申請内容の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の周辺町村では海面養殖業はない</p> <p>【女川】記載表現の相違・発電所名及び申請内容の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6.5 外部火災影響施設</p> <p>発電所から約78km離れた所に福井臨海地区の石油コンビナート施設がある。また、発電所周辺の石油コンビナート施設以外の主な産業施設として、おおい町にガソリンスタンド及び高浜町に日立造船株式会社若狭事業所（機械製造）がある（平成29年1月現在）。発電所周辺の石油コンビナート施設の位置を第6.5.1図に示す。</p>  <p>第6.5.1図 発電所周辺の石油コンビナート施設の位置</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>10. 生物 10.2 植生</p> <p>泊発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>発電所周辺地域は、ほとんどが落葉広葉樹を主体とするミズナラープナクラス域に属しており、雷電山山腹、ニセコ山彙尾根等は亜寒帯・亜高山帯に、雷電山、ニセコアンヌブリ及びイワオヌブリ山頂部は寒帯・高山帯に属している。</p> <p>自然植生として、ミズナラープナクラス域では下部針広混交林、エゾイタヤーシナノキ群落、ヤナギ低木群落、自然草原、風衝草原が、亜寒帯・亜高山帯ではアカエゾマツ群落、エゾマツツダケカンバ群落、ササダケカンバ群落、ササ自然草原が、寒帯・高山帯ではコケモモハイマツ群落、高山ハイデ及び風衝草原がみられる。また、海岸部の砂丘地、断崖部に砂丘植生、海岸断崖植生がみられる。</p> <p>代償植生として、ミズナラープナクラス域ではササ草原、ススキ草原、伐跡群落がみられる。また、植林地・耕作地植生として常緑針葉樹植林、トドマツ植林、アカエゾマツ植林、落葉針葉樹植林、落葉広葉樹植林、落葉果樹園、畑地、耕作放棄地雑草群落、牧草地、ゴルフ場、水田がみられる。</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p>	<p>6.5 外部火災影響施設</p> <p>発電所から約70km離れた所に石狩地区の石油コンビナート施設、約90km離れた所に苫小牧地区の石油コンビナート施設がある。また、発電所周辺の石油コンビナート施設以外の主な産業施設として、共和町にガソリンスタンドがある。発電所周辺の石油コンビナート施設の位置を第6.5.1図に示す。</p>  <p>第6.5.1図 石油コンビナート等特別防災区域の位置</p> <p>10. 生物 10.2 植生</p> <p>泊発電所3号炉増設に伴う環境影響調査において、植生に関する調査を実施している。その結果は以下のとおりである。</p> <p>発電所周辺地域は、ほとんどが落葉広葉樹を主体とするミズナラープナクラス域に属しており、雷電山山腹、ニセコ山彙尾根等は亜寒帯・亜高山帯に、雷電山、ニセコアンヌブリ及びイワオヌブリ山頂部は寒帯・高山帯に属している。</p> <p>自然植生として、ミズナラープナクラス域では下部針広混交林、エゾイタヤーシナノキ群落、ヤナギ低木群落、自然草原、風衝草原が、亜寒帯・亜高山帯ではアカエゾマツ群落、エゾマツツダケカンバ群落、ササダケカンバ群落、ササ自然草原が、寒帯・高山帯ではコケモモハイマツ群落、高山ハイデ及び風衝草原がみられる。また、海岸部の砂丘地、断崖部に砂丘植生、海岸断崖植生がみられる。</p> <p>代償植生として、ミズナラープナクラス域ではササ草原、ススキ草原、伐跡群落がみられる。また、植林地・耕作地植生として常緑針葉樹植林、トドマツ植林、アカエゾマツ植林、落葉針葉樹植林、落葉広葉樹植林、落葉果樹園、畑地、耕作放棄地雑草群落、牧草地、ゴルフ場、水田がみられる。</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p>	<p>【女川】 記載の充実（大阪参照）</p> <p>【大阪】 地域特性による石油コンビナート等特別防災区域及び産業施設の相違</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は前段に記載① (比較は前段で実施)</p> <p>【女川】記載の充実 (大阪参照)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3号炉 別添1</p> <p>大飯発電所3号炉</p> <p>設置許可基準規則等への適合状況説明資料 (外部火災)</p> <p>第6条：外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>目次</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>1.3 防護対象設備</p> <p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災</p> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>2.3 航空機墜落による火災</p> <p>2.4 二次的影響の評価</p> <p>3. 安全機能を維持するための運用対策</p> <p>3.1 防火帯の確保</p> <p>3.2 消火活動に係る体制</p> <p>添付資料</p> <p>1. 外部火災の防護対象設備の考え方について</p> <p>2. FARSITE 解析に必要な入力データ（土地データ・気象データ）について</p> <p>3. FARSITE の解析結果について</p> <p>4. 防火帯の設定について</p> <p>6. 森林火災の到達時間（自衛消防隊の消火活動の成立性）について</p> <p>16. 外部火災時の屋外モニタリングポストの対応について</p> <p>5. 森林火災における温度影響評価について</p> <p>19. コンクリート耐熱200℃の根拠について</p> <p>17. 建屋外壁表面温度の評価式について</p> <p>15. 海水ポンプ附属設備の温度影響評価について</p> <p>18. 建屋外壁表面温度初期値の考え方について</p> <p>20. 石油コンビナート等の調査結果について</p> <p>8. 石油コンビナート等の火災・爆発による原子力発電所への影響評価について</p> <p>21. 輸送車両、有毒ガス、漂流船舶の衝突による影響について</p> <p>9. 敷地内におけるタンク火災による影響評価について</p>	<p>女川原子力発電所2号炉 別添1</p> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>外部火災影響評価について</p> <p>目次</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>1.3 防護対象設備</p> <p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災</p> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）</p> <p>2.3 航空機墜落による火災</p> <p>2.4 二次的影響（ばい煙、有毒ガス）の評価</p> <p>添付資料</p> <p>1. 外部火災影響評価対象の考え方について</p> <p>2. 森林火災による影響評価について</p> <p>3. 石油コンビナート等の火災・爆発について</p> <p>4. 燃料輸送車両の火災・爆発について</p> <p>5. 漂流船舶の火災・爆発について</p> <p>6. 敷地内における危険物施設の火災について</p>	<p>泊発電所3号炉 別添1</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>外部火災影響評価について</p> <p>目次</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>1.3 防護対象設備</p> <p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災</p> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）</p> <p>2.3 航空機墜落による火災</p> <p>2.4 二次的影響（ばい煙、有毒ガス）の評価</p> <p>添付資料</p> <p>1. 外部火災影響評価対象の考え方について</p> <p>2. 森林火災による影響評価について</p> <p>3. 石油コンビナート等の火災・爆発について</p> <p>4. 燃料輸送車両の火災・爆発について</p> <p>5. 漂流船舶の火災・爆発について</p> <p>6. 敷地内における危険物施設の火災について</p>	<p>【女川・大飯】 発電所名の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊、女川は2.1に記載</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 発電所敷地内への航空機落下による火災の影響評価について</p> <p>14. 航空機落下に起因する敷地内危険物タンクの火災による原子炉施設への影響について</p> <p>12. 火災影響評価のカテゴリ分けを考慮した航空機落下確率評価について</p> <p>11. 自衛隊機または米軍機の用途による分類について</p> <p>13. 航空機の落下による火災の影響評価に用いたデータについて</p> <p>7. ばい煙および有毒ガスの影響評価について</p> <p><概要></p> <p>1. において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、外部火災からの防護対象設備を整理する。</p> <p>2. において、想定する外部火災の影響評価結果について説明する。</p> <p>3. において、外部火災における原子炉施設の安全機能を維持するための運用対策を整理する。</p>	<p>7. 女川原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災について</p> <p>8. ばい煙及び有毒ガスの影響評価について</p> <p><概要></p> <p>1. において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、外部火災からの防護対象設備を整理する。</p> <p>2. において、想定する外部火災の影響評価結果及び原子炉施設の安全機能を維持するための運用対策を整理する。</p>	<p>7. 泊発電所の敷地内への航空機墜落による火災について</p> <p>8. ばい煙及び有毒ガスの影響評価について</p> <p><概要></p> <p>1. において、想定する外部火災及び評価内容を整理するとともに、外部火災からの防護対象設備を整理する。</p> <p>2. において、想定する外部火災の影響評価結果及び発電用原子炉施設の安全機能を維持するための運用対策を整理する。</p>	<p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川・大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとされている。</p> <p>このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、安全施設へ影響を与えないこと及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>設置許可基準規則第6条において、敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、飛来物（航空機墜落）を挙げている。</p> <p>このことから、想定する外部火災は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 森林火災 (2) 近隣の産業施設の火災・爆発 (3) 航空機墜落による火災</p> <p>また、具体的な評価内容等については、以下のとおりである。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとされている。</p> <p>このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(以下、「外部火災影響評価ガイド」という。))に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、安全施設へ影響を与えないこと及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>設置許可基準規則第6条において、敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、航空機墜落による火災を挙げている。</p> <p>このことから、想定する外部火災は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 森林火災 (2) 近隣の産業施設の火災・爆発 (3) 航空機墜落による火災</p> <p>また、具体的な評価内容等については、次のとおりである。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとされている。</p> <p>このため、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(以下、「外部火災影響評価ガイド」という。))に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、安全施設へ影響を与えないこと及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</p> <p>1.2 想定する外部火災</p> <p>設置許可基準規則第6条において、敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発、航空機墜落による火災を挙げている。</p> <p>このことから、想定する外部火災は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 森林火災 (2) 近隣の産業施設の火災・爆発 (3) 航空機墜落による火災</p> <p>また、具体的な評価内容等については、次のとおりである。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p>																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> <th>評価内容</th> <th>評価項目</th> <th>評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外10km以内を火点とした発電所に迫る森林火災</td> <td>・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく防護対象設備の熱影響評価</td> <td>・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価</td> <td>二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発</td> <td>・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離評価</td> <td>・危険距離評価</td> <td rowspan="3">二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災</td> <td>・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電所港湾内に入港する船舶の火災</td> <td>・発電所港湾内に入港する船舶火災による熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>敷地への航空機墜落時の火災</td> <td>・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目	森林火災	発電所敷地外10km以内を火点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく防護対象設備の熱影響評価	・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離評価	・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価		発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価	・熱影響評価		発電所港湾内に入港する船舶の火災	・発電所港湾内に入港する船舶火災による熱影響評価	・熱影響評価	航空機墜落による火災	敷地への航空機墜落時の火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価		<p>第1.2-1表 外部火災評価内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> <th>評価内容</th> <th>評価項目</th> <th>評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外10km以内を火点とした発電所に迫る森林火災</td> <td>・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく原子炉施設の熱影響評価</td> <td>・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価</td> <td>二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発</td> <td>・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価</td> <td>・危険距離評価 ・危険限界距離評価</td> <td rowspan="3">二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災</td> <td>・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空機墜落による火災</td> <td>・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目	森林火災	発電所敷地外10km以内を火点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく原子炉施設の熱影響評価	・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価	・危険距離評価 ・危険限界距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価		発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価	・熱影響評価		航空機墜落による火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価	<p>第1.2-1表 外部火災評価内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災種別</th> <th>考慮すべき火災</th> <th>評価内容</th> <th>評価項目</th> <th>評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地外10km以内を火点とした発電所に迫る森林火災</td> <td>・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく発電用原子炉施設の熱影響評価</td> <td>・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価</td> <td rowspan="3">二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価</td> </tr> <tr> <td>近隣の産業施設の火災・爆発</td> <td>発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発</td> <td>・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価</td> <td>・危険距離評価 ・危険限界距離評価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災</td> <td>・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>発電所敷地内への航空機墜落時の火災</td> <td>・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価</td> <td>・熱影響評価</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目	森林火災	発電所敷地外10km以内を火点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく発電用原子炉施設の熱影響評価	・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価	近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価	・危険距離評価 ・危険限界距離評価		発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価	・熱影響評価	航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価		<p>【大飯】記載方針の相違</p>
火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目																																																																									
森林火災	発電所敷地外10km以内を火点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく防護対象設備の熱影響評価	・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価																																																																									
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離評価	・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価																																																																									
	発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価	・熱影響評価																																																																										
	発電所港湾内に入港する船舶の火災	・発電所港湾内に入港する船舶火災による熱影響評価	・熱影響評価																																																																										
航空機墜落による火災	敷地への航空機墜落時の火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価																																																																										
火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目																																																																									
森林火災	発電所敷地外10km以内を火点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく原子炉施設の熱影響評価	・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価																																																																									
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価	・危険距離評価 ・危険限界距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価																																																																									
	発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価	・熱影響評価																																																																										
	航空機墜落による火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価																																																																										
火災種別	考慮すべき火災	評価内容	評価項目	評価項目																																																																									
森林火災	発電所敷地外10km以内を火点とした発電所に迫る森林火災	・森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を用いた森林火災評価 ・森林火災評価に基づく発電用原子炉施設の熱影響評価	・火災到達時間評価 ・防火帯幅評価 ・熱影響評価 ・危険距離評価	二次的影響（ばい煙、有毒ガス）評価																																																																									
近隣の産業施設の火災・爆発	発電所敷地外10km以内の石油コンビナート等の火災・爆発	・発電所敷地外の石油コンビナート等について発電所との距離等を考慮した危険距離及び危険限界距離評価	・危険距離評価 ・危険限界距離評価																																																																										
	発電所敷地内の危険物貯蔵設備の火災	・発電所敷地内の危険物貯蔵設備火災による熱影響評価	・熱影響評価																																																																										
航空機墜落による火災	発電所敷地内への航空機墜落時の火災	・墜落を想定する航空機に相当する火災を想定した防護対象設備の熱影響評価	・熱影響評価																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.3 防護対象設備</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、原子炉の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に係る防護対象とする。</p> <p>安全機能を有する設備としては、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類審査指針」という。）において、安全機能を有する設備とされるクラス1、2、3に該当する構築物、系統及び機器が該当する。また、ガイドにおいても発電所敷地外で発生する火災が原子炉施設（ガイドにおける「原子炉施設」は、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）へ影響を与えないこと等を評価することとされていることから、今回設定した防護対象と同様である。</p> <p>重大事故等対処設備については、上記設備を防護することにより、外部火災による重大事故の発生に至ることはないが、炉心損傷防止等の原子炉の安全性にかかる対策に大きな影響を与えるおそれがあることから、外部火災による影響が及ぶおそれがある場合には、保管位置から影響の及ばない位置に移動または防火帯幅の確保、外部火災に対する消火活動の実施により外部火災の熱影響を回避する。 （添付資料1）</p>	<p>1.3 防護対象設備（添付資料-1参照）</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、原子炉の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に係る防護対象とする。</p> <p>設置許可基準規則第6条における安全施設とは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器」という。）とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器。）に加え、それらを内包する建屋とする。</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に対し安全機能を損なわない設計とする。</p>  <p>第1.3-1図 発電所構内全体図</p>	<p>1.3 防護対象設備（添付資料-1参照）</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に係る防護対象とする。</p> <p>設置許可基準規則第6条における安全施設とは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器（以下「安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器」という。）とする。</p> <p>外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設等は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料ピットの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器。）に加え、それらを内包する建屋とする。</p> <p>安全施設に対して、外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求機能を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、安全機能を有する設備について外部火災に対し安全機能を損なわない設計とする。</p>  <p>第1.3-1図 発電所構内全体図</p>	<p>【女川・大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は外部事象防護対象施設を内包する建屋も含んだ表現としている 【女川】名称の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・重大事故等対処設備に対する方針は女川、泊も添付資料1に大飯と同様の内容で記載）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p>

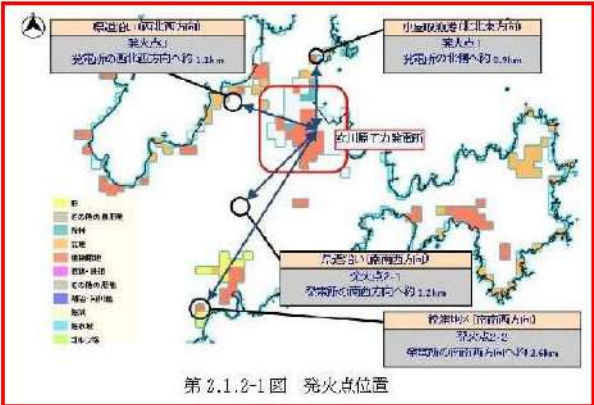
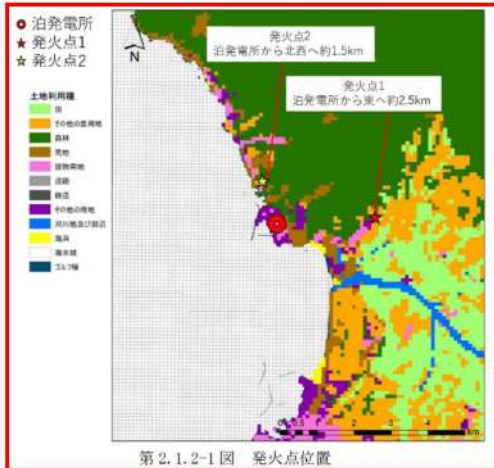
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災（添付資料2～6）</p> <p>2.1.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外で発生する森林火災が、発電所へ迫った場合でも原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価している。</p> <p>(1) 火災の到達時間の評価 (2) 防火帯幅の評価 (3) 原子炉施設の熱影響 (4) 危険距離の評価</p> <p>2.1.2 評価要領</p> <p>森林火災の解析にあたっては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」において推奨されている森林火災シミュレーション解析コードFARSITEを使用し、以下の設定により解析している。</p> <p>(1) 森林の現状を把握するため、職種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを入手し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。</p> <p>(2) 気象条件は、過去10年間を調査し、森林火災の発生件数が比較的多い月（3～6月）を考慮して、森林火災の延焼を拡大させる観点から、FARSITEの条件として適切と判断される最小湿度、最高気温及び最大風速を設定する。</p> <p>(3) 風向においても他の気象条件と同様、過去10年間を調査し、森林火災の発生件数が比較的多い月（3～6月）を考慮して、卓越風向を選定すべく、最大風速における風向および最多風向の出現回数を調査し、出現回数が多いものを設定する。なお、風向の選定にあたり、発火点と考えられない地点（人が立ち入る地点がない）の方向は対象から除外する。</p> <p>(4) 発火点は福井県における森林火災の最多発生原因である「野焼き」と「焚き火」を考慮し、火災が広がりやすい植生である田の領域を発火点として設定する。また、卓越風向（南東、南南東、南）がおおよそ発電所の風上方向となる様、発火点を3箇所設定する。</p>	<p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災（添付資料-2参照）</p> <p>2.1.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外で発生する森林火災が、発電所へ迫った場合でも原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価した。</p> <p>(1) 火災到達時間の評価 (2) 防火帯幅の評価 (3) 熱影響の評価 (4) 危険距離の評価</p> <p>2.1.2 評価要領</p> <p>森林火災の解析にあたっては、外部火災影響評価ガイドにおいて推奨されている森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を使用し、以下の設定により解析した。</p> <div data-bbox="779 611 1256 1034" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第2.1.2-1表 森林火災評価のための入力データ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>発電所での評価で用いたデータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>植生データ</td> <td>宮城県及び東北森林管理局より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種、林齢により細分化した。</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。 敷地内は、当社敷地配置図及び航空レーザー測量標高データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>宮城県において森林火災の発生件数が多い3月から5月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>10年間の気象観測データで確認された森林火災発生件数の多い3月から5月の卓越風向は北北東、南南西及び西北西の3つのグループに分けられる。よって、卓越風向グループの3方向ごとに人為的行為を想定した発火点を設定した。</p> <p>発火点は以下の4地点を設定した。</p>	データ種類	発電所での評価で用いたデータ	土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。	植生データ	宮城県及び東北森林管理局より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種、林齢により細分化した。	地形データ	基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。 敷地内は、当社敷地配置図及び航空レーザー測量標高データを使用した。	気象データ	宮城県において森林火災の発生件数が多い3月から5月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。	<p>2. 火災の影響評価</p> <p>2.1 森林火災（添付資料-2参照）</p> <p>2.1.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外で発生する森林火災が、発電所へ迫った場合でも発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを以下の項目により評価した。</p> <p>(1) 火災到達時間の評価 (2) 防火帯幅の評価 (3) 熱影響の評価 (4) 危険距離の評価</p> <p>2.1.2 評価要領</p> <p>森林火災の解析にあたっては、外部火災影響評価ガイドにおいて推奨されている森林火災シミュレーション解析コード（FARSITE）を使用し、以下の設定により解析した。</p> <div data-bbox="1346 611 1962 943" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第2.1.2-1表 森林火災評価のための入力データ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データ種類</th> <th>発電所での評価で用いたデータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>植生データ</td> <td>北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。</td> </tr> <tr> <td>気象データ</td> <td>北海道において森林火災の発生件数が多い4月から6月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>10年間の気象観測データで確認された森林火災発生件数の多い4月から6月の卓越風向は東、北西の2つのグループに分けられる。よって、卓越風向グループの2方向ごとに人為的行為を想定した発火点を設定した。</p> <p>発火点は以下の2地点を設定した。</p>	データ種類	発電所での評価で用いたデータ	土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。	植生データ	北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。	地形データ	基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。	気象データ	北海道において森林火災の発生件数が多い4月から6月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から 原子炉建屋 方向に設定した。	<p>相違理由</p> <p>【女川・大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に 記載統一：着色せず(1) ～(5)の範囲）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>
データ種類	発電所での評価で用いたデータ																						
土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。																						
植生データ	宮城県及び東北森林管理局より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種、林齢により細分化した。																						
地形データ	基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。 敷地内は、当社敷地配置図及び航空レーザー測量標高データを使用した。																						
気象データ	宮城県において森林火災の発生件数が多い3月から5月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定した。																						
データ種類	発電所での評価で用いたデータ																						
土地利用データ	国土数値情報（国土交通省）の100mメッシュの土地利用データを使用した。																						
植生データ	北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に発電所周辺の植生調査を実施した。 その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。																						
地形データ	基礎地図情報（国土地理院）の10mメッシュの標高データを使用した。																						
気象データ	北海道において森林火災の発生件数が多い4月から6月における過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。 なお、風向は各発火点から 原子炉建屋 方向に設定した。																						

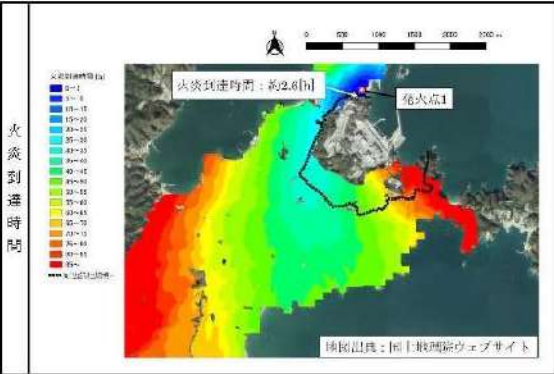
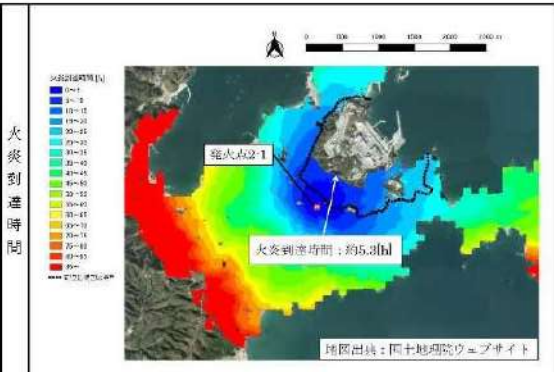
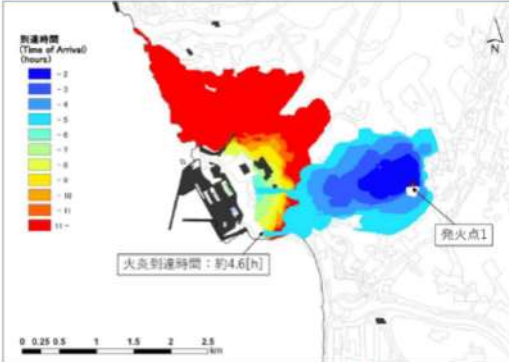
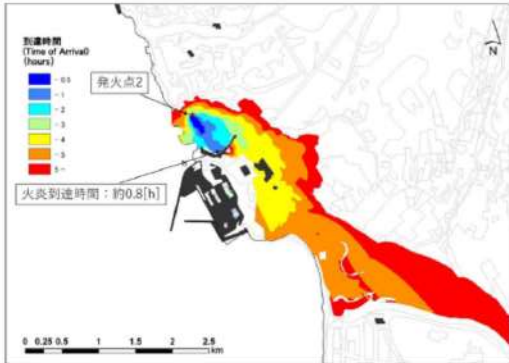
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 発火点1：発電所の南東約0.9kmの田の領域</p> <p>b. 発火点2：発電所の南南東約0.9kmの田の領域</p> <p>c. 発火点3：発電所の南西約1.5kmの田の領域</p> <p>(5) 発電所を含む南北13km、東西13kmの範囲を評価対象範囲として設定する。</p>	<p>(発火点1) 卓越風向の北北東方向において、民宿、社員寮等の居住区が存在する小屋取地区の漁港沿いに発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約0.9km）。</p> <p>(発火点2-1) 卓越風向の南南西方向において、発電所に近い県道沿いに発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約1.2km）。</p> <p>(発火点2-2) 卓越風向の南南西方向において、居住地区及び田が存在する鮫浦地区に発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約2.6km）。</p> <p>(発火点3) 卓越風向の西北西方向において、発電所周辺の道路沿いから、発電所に近い地点に発火点を選定する（2号炉原子炉炉心の中心から約1.1km）。</p> <p>発電所を含む南、北及び西側へ12kmとし、東西16km、南北24kmの範囲を評価対象範囲として設定した。</p>  <p>第2.1.2-1図 発火点位置</p>	<p>(発火点1) 卓越風向の東方向において、社員寮等の居住区が存在する道路脇畑に発火点を選定する（3号炉原子炉炉心の中心から約2.5km）。</p> <p>(発火点2) 卓越風向の北西方向において、民家等の居住区が存在する集落端と森林の境界部に発火点を選定する（3号炉原子炉炉心の中心から約1.5kmの距離）。</p> <p>発電所を含む南、北、東及び西側へ13kmとし、東西26km、南北26kmの範囲を評価対象範囲として設定した。</p>  <p>第2.1.2-1図 発火点位置</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 （泊も西側の海域にあたる範囲は評価対象外である）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p>
<p>2.1.3 評価結果</p> <p>2.1.3.1 火災の到達時間の評価</p> <p>想定される森林火災による防火帯境界までの到達時間は、評価上最も厳しいケースで2.7時間程度である。</p>	<p>2.1.3 評価結果</p> <p>2.1.3.1 火災到達時間の評価</p> <p>(1) 火災到達時間</p> <p>想定した森林火災による防火帯境界までの火災到達時間は、最も到達時間が短い発火点3のケースで約1.8時間であることを確認した。</p>	<p>2.1.3 評価結果</p> <p>2.1.3.1 火災到達時間の評価</p> <p>(1) 火災到達時間</p> <p>想定した森林火災による防火帯境界までの火災到達時間は、最も到達時間が短い発火点2のケースで約0.8時間であることを確認した。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>第2.1.3.1-1表 火災到達時間</p> <table border="1" data-bbox="734 181 1285 316"> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>火災到達時間[h]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>約2.8</td> </tr> <tr> <td>発火点2-1</td> <td>約5.3</td> </tr> <tr> <td>発火点2-2</td> <td>約13.4</td> </tr> <tr> <td>発火点3</td> <td>約1.8</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.1.3.1-1(a)図 発火点1：北（小屋取漁港道路沿い）の火災到達時間</p>  <p>第2.1.3.1-1(b)図 発火点2-1：南西（県道41号線沿い）の火災到達時間</p>	発火点位置	火災到達時間[h]	発火点1	約2.8	発火点2-1	約5.3	発火点2-2	約13.4	発火点3	約1.8	<p>第2.1.3.1-1表 火災到達時間</p> <table border="1" data-bbox="1397 181 1890 300"> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>火災到達時間[h]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>約4.6</td> </tr> <tr> <td>発火点2</td> <td>約0.8</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.1.3.1-1(a)図 発火点1：東（道路脇畑）の火災到達時間</p>  <p>第2.1.3.1-1(b)図 発火点2：北西（集落端と森林の境界部）の火災到達時間</p>	発火点位置	火災到達時間[h]	発火点1	約4.6	発火点2	約0.8	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p>
発火点位置	火災到達時間[h]																		
発火点1	約2.8																		
発火点2-1	約5.3																		
発火点2-2	約13.4																		
発火点3	約1.8																		
発火点位置	火災到達時間[h]																		
発火点1	約4.6																		
発火点2	約0.8																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3号炉4号炉</p> <p>これに対して、発電所の自衛消防隊は24時間常駐しており、早期に消火体制を確立することができることから、防火帯の外縁（火災側）での消火活動について、発電所の自衛消防隊による対応は十分可能である。</p> <p>また、自衛消防隊による消火活動は、外部電源喪失時においても、ディーゼル駆動消火ポンプが運転可能であることから、屋外消火栓及び消防自動車を用いて消火活動が可能である。</p> <p>3.2 消火活動に係る体制</p> <p>森林火災等が防護対象に延焼してきた場合を想定し、延焼してきた周辺の施設を防護するため、屋外消火栓及び消防自動車を用いた消火活動を行うこととしている。</p> <p>これらの消火活動については、発電所に24時間常駐している消火活動要員で対応する。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <div data-bbox="728 151 1310 518"> <p>火災到達時間</p> <p>第2.1.3.1-1(c)図 発火点2-2：南南西（較浦地区（田））の火災到達時間</p> </div> <div data-bbox="728 566 1310 997"> <p>火災到達時間</p> <p>第2.1.3.1-1(d)図 発火点3：西北西（標浜地区道路沿い）の火災到達時間</p> </div> <p>(2) 予防散水活動及び体制</p> <p>自衛消防隊の初期消火要員（10名）が24時間常駐しており、早期に予防散水活動の実施体制を確立することが可能であることから、火災到達時間内での予防散水（周辺の樹木や防火帯等）が可能である。</p> <p>なお、防火帯の外側に設置されているモニタリングポスト（クラス3）については、森林火災の進展により可搬型モニタリングポスト（防火帯の内側に保管）による代替測定を実施する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>(2) 予防散水活動及び体制</p> <p>自衛消防隊の初期消火要員（11名）が24時間常駐しており、早期に予防散水活動の実施体制を確立することが可能であることから、火災到達時間内での予防散水（周辺の樹木や防火帯等）が可能である。</p> <p>なお、防火帯の外側に設置されているモニタリングポスト及びモニタリングステーション（クラス3）については、森林火災の進展により可搬型モニタリングポスト（防火帯の内側に保管）による代替測定を実施する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違 【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず） 【女川】体制の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊はモニタリングポストに加えてモニタリングステーションも設置している</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2.1.3.2 防火帯幅の評価

2.1.3.2 防火帯幅の評価

2.1.3.2 防火帯幅の評価

【大飯】記載方針の相違

(1)最大火線強度

(1)最大火線強度

(1)最大火線強度

（女川実績の反映）

防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度、火炎が防火帯外縁に最も早く到達する火炎到達時間は以下のとおりとなり、最も火線強度が高かった発火点1の結果から防火帯幅を決定する。火炎到達時間については、発火点3が最も早く到達する結果となった。

防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度は以下のとおりとなり、最も火線強度が高かった発火点2の結果から最大の防火帯幅を決定する。

【女川】記載方針の相違
 ・泊も女川も火炎到達時間を2.1.3.1に記載している（女川の2.1.3.2には火炎到達時間の記載はない）

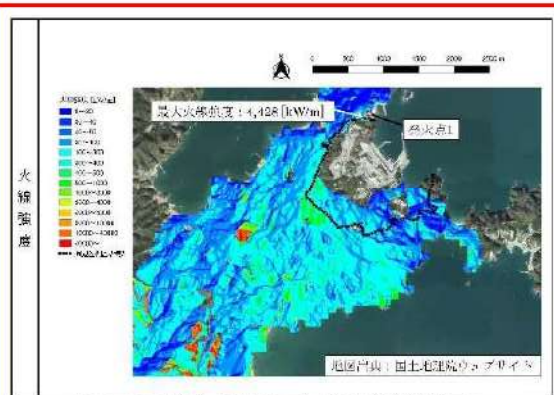
第2.1.3.2-1表 各発火点の最大火線強度

発火点位置	最大火線強度 [kW/m]
発火点1	4,428
発火点2-1	3,212
発火点2-2	2,801
発火点3	3,260

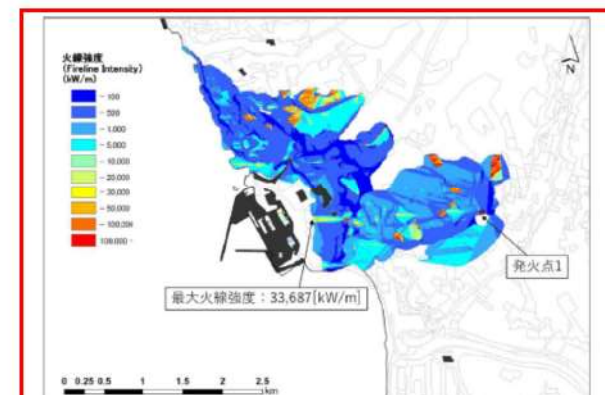
第2.1.3.2-1表 各発火点の最大火線強度

発火点位置	最大火線強度 [kW/m]
発火点1	33,687
発火点2	114,908

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違（泊の防火帯幅は地形等を考慮して地点毎に設定している。）

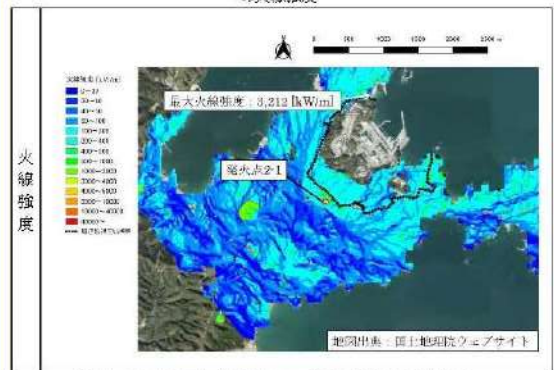


第2.1.3.2-1(a)図 発火点1：北（小屋取瀬港道路沿い）の火線強度

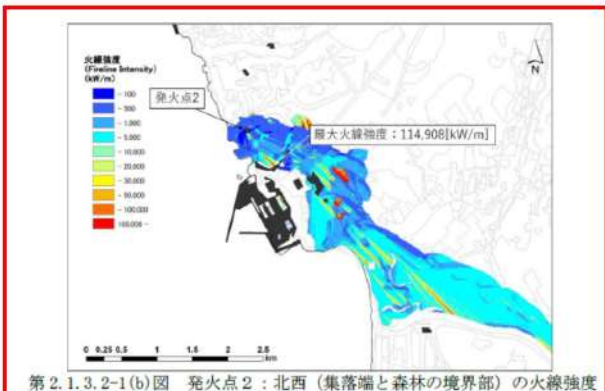


第2.1.3.2-1(a)図 発火点1：東（道路脇畑）の火線強度

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

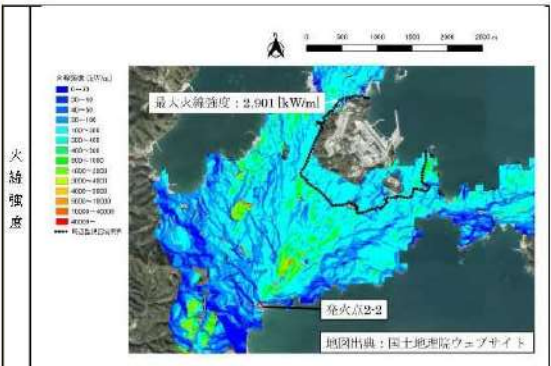
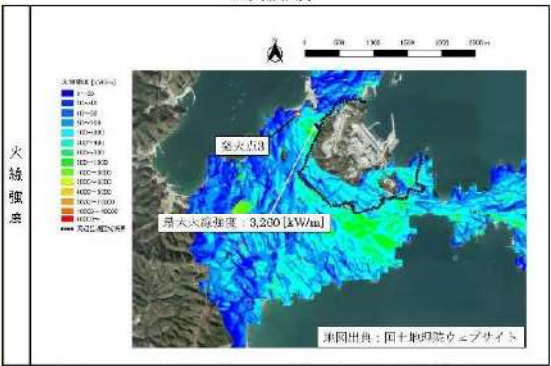


第2.1.3.2-1(b)図 発火点2-1：南西（県道41号線沿い）の火線強度




第2.1.3.2-1(b)図 発火点2：北西（集落端と森林の境界部）の火線強度

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火線強度より、発電所に必要な最小防火帯幅を算出した結果、森林部と防護対象設備間に必要な防火帯幅は16.2mとなった。</p> <p>これに対して、森林火災の延焼を防止するために、森林伐採を実施し、18mの防火帯幅を確保しており、延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p>第2.1.3.2-1(c)図 発火点2-2：南南西（般瀬地区（田））の火線強度</p>  <p>第2.1.3.2-1(d)図 発火点3：西北西（塚浜地区道路沿い）の火線強度</p> </div> <p>(2)防火帯幅の算出</p> <p>外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法（風上に樹木がある場合）」を用いて、防火帯幅（火災の防火帯突破確率1%の値）を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が19.7mであるため、20mの防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p>	<p>(2)防火帯幅の算出</p> <p>外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法（風上に樹木が無い場合）」を用いて、防火帯幅（火災の防火帯突破確率1%の値）を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が17.8m（発火点1）、45.3m（発火点2）であるため、20m、25m、46mの防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・泊は地形等の影響により火線強度が高くなる傾向があることから、防火帯の外側に樹木が無い領域20mを設けている。また、防火帯幅は地形等を考慮して地点毎に設定している。【2013/10の審査会合にて説明済】</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

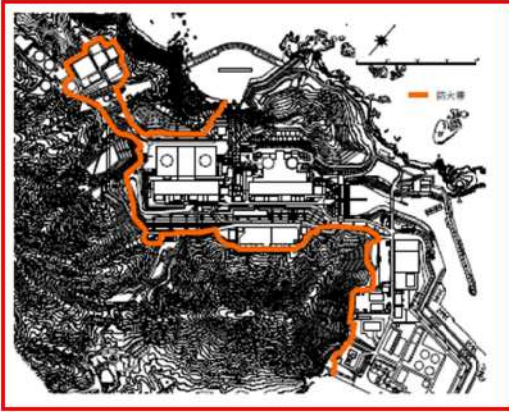
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>3. 安全機能を維持するための運用対策</p> <p>3.1 防火帯の確保</p> <p>森林火災評価結果に基づき、森林火災による防護対象への延焼防止対策として、防火帯（18m 以上）を設定する。防火帯の設定に当たっては、発電所内建物、駐車場についても配置を考慮し、これらと干渉しないように防火帯を設定する。</p> <p>また防火帯の管理として、燃焼物及び消火活動に支障となる物品が存在しないことを確認するとともに、必要に応じて除草等の管理を行う。</p>	<p>(3) 防火帯設定の考え方</p> <p>a. 森林火災の延焼を防止するために、防火帯を設定する。</p> <p>b. 防火帯は防護対象設備（クラス1、クラス2、クラス3のうち防火帯の確保により防護する設備）及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。</p> <p>c. 防火帯は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。</p> <p>d. 防火帯の設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除する。その後、モルタル吹付けを行い、草木の育成を抑制し、可燃物がない状態を維持する。また、防火帯の管理（定期的な点検等）の方法を火災防護計画に定める。</p>	<p>(3) 防火帯設定の考え方</p> <p>a. 森林火災の延焼を防止するために、森林側から樹木が無い領域及び防火帯を設定する。</p> <p>b. 防火帯は防護対象設備（クラス1、クラス2、クラス3のうち防火帯の確保により防護する設備）及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。</p> <p>c. 防火帯は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。</p> <p>d. 防火帯及び樹木が無い領域の設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除する。その後、防火帯及び一部の樹木が無い領域についてはモルタル吹付けを行い、草木の育成を抑制し、可燃物がない状態を維持する。また、防火帯及び樹木が無い領域の管理（定期的な点検等）の方法を火災防護計画に定める。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は地域特性上、一部で火線強度が極端に高くなることから、防火帯の外側に樹木が無い領域20mを設けている。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は樹木が無い領域の一部もモルタル吹付けを実施</p>																																																				
<p>大飯発電所3/4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>最大火線強度 4,488kW/m (発火点1)</p> <p>風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火災の防火帯突破確率1%）</p> <table border="1" data-bbox="790 236 1249 323"> <thead> <tr> <th>火線強度 (kW/m)</th> <th>500</th> <th>1,000</th> <th>2,000</th> <th>3,000</th> <th>4,000</th> <th>5,000</th> <th>10,000</th> <th>15,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火帯幅 (m)</td> <td>18</td> <td>18.4</td> <td>17.4</td> <td>18.3</td> <td>19.3</td> <td>20.2</td> <td>24.9</td> <td>29.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：外部火災影響評価ガイド)</p> <p>評価上必要とされる防火帯幅 19.7m</p> <p>防火帯幅 20m</p> <p>第2.1.3.2-2図 防火帯幅の設定</p>	火線強度 (kW/m)	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000	防火帯幅 (m)	18	18.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	<p>泊発電所3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1406 156 1910 276"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地点</th> <th colspan="2">火線強度[kW/m]</th> <th colspan="2">評価上必要とされる防火帯[m]</th> <th rowspan="2">防火帯幅[m]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>20,738</td> <td>960</td> <td>13.4</td> <td>6.4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>33,687</td> <td>720</td> <td>17.8</td> <td>6.3</td> <td>25*</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,229</td> <td>1,540</td> <td>6.5</td> <td>6.6</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>783</td> <td>114,908</td> <td>6.4</td> <td>45.3</td> <td>46*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※防火帯幅については火線強度、風向、植生を考慮して設定（添付資料2 別紙2-11）</p>  <p>第2.1.3.2-2図 防火帯幅の設定</p>	地点	火線強度[kW/m]		評価上必要とされる防火帯[m]		防火帯幅[m]	発火点1	発火点2	発火点1	発火点2	A	20,738	960	13.4	6.4	20	B	33,687	720	17.8	6.3	25*	C	1,229	1,540	6.5	6.6	20	D	783	114,908	6.4	45.3	46*	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は地域特性上、一部で火線強度が極端に高くなることから、防火帯の外側に樹木が無い領域20mを設けている。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は樹木が無い領域の一部もモルタル吹付けを実施</p>
火線強度 (kW/m)	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000																																															
防火帯幅 (m)	18	18.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7																																															
地点	火線強度[kW/m]		評価上必要とされる防火帯[m]		防火帯幅[m]																																																		
	発火点1	発火点2	発火点1	発火点2																																																			
A	20,738	960	13.4	6.4	20																																																		
B	33,687	720	17.8	6.3	25*																																																		
C	1,229	1,540	6.5	6.6	20																																																		
D	783	114,908	6.4	45.3	46*																																																		

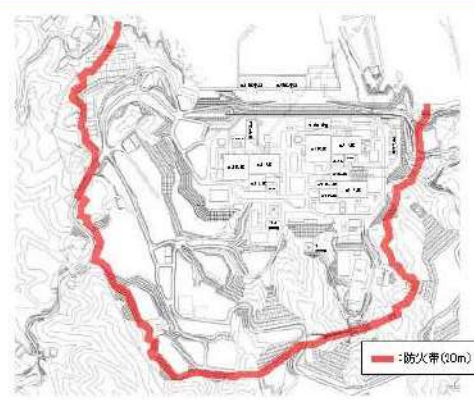
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉



女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



相違理由

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・評価の結果、泊では地域特性上、一部で火線強度が極端に高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定し、防火帯の外側に樹木が無い領域を設定している。

2.1.3.3 原子炉施設の熱影響評価

受熱側の輻射強度を用いて、森林部と最も近接している4号炉原子炉炉周建屋外壁における熱影響評価を実施した結果、外壁の表面温度は約92℃であり、許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）に対して十分に下回っていることを確認した。

2.1.3.3 熱影響の評価

FARSITE 解析結果である火災到達時間、反応強度及び火炎長から、温度評価に必要なデータを算出し、熱影響評価を行った結果、対象施設に影響がないことを確認した。

2.1.3.3 熱影響の評価

FARSITE 解析結果である火災到達時間、反応強度及び火炎長から、温度評価に必要なデータを算出し、熱影響評価を行った結果、対象施設に影響がないことを確認した。

(1) 評価対象施設外壁

森林火災によって上昇するコンクリート外壁表面温度が、許容温度である200℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-1表に、建屋外壁の評価概念図を第2.1.3.3-1図に示す。

(1) 評価対象施設外壁

森林火災によって上昇するコンクリート外壁表面温度が、許容温度である200℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-1表に、建屋外壁の評価概念図を第2.1.3.3-1図に示す。

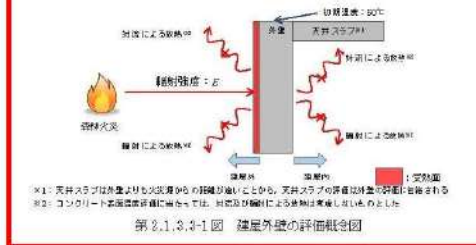
【大飯】記載表現の相違

【女川】記載表現の相違

【大飯】
 記載方針の相違（女川に
 記載統一：着色せず）

第2.1.3.3-1表 外壁表面の熱影響評価結果

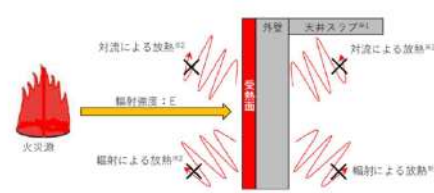
評価対象設備	評価温度[℃]				許容温度 [℃]
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	
原子炉建屋	約53	約53	約53	約53	<200
制御建屋	約54	約53	約54	約54	
タービン建屋	約55	約54	約55	約55	



第2.1.3.3-1表 外壁表面の熱影響評価結果

評価対象施設	評価温度[℃]		許容温度[℃]
	発火点1	発火点2	
原子炉建屋	約62	約60	<200
原子炉補助建屋	—*	—*	
ディーゼル発電機建屋	—*	—*	
循環水ポンプ建屋	—*	—*	

※：各評価対象施設の大気源からの距離が、原子炉建屋(200m)に比べて近い（原子炉補助建屋(230m)、ディーゼル発電機建屋(230m)、循環水ポンプ建屋(300m)）ことから、原子炉建屋の評価に包括される。

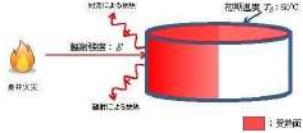




※1：天井スラブは外壁よりも火災源からの距離が遠いことから、外壁の評価に包括される。
 ※2：コンクリート表面温度評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違
 ・泊は火災源に対して最短距離の建屋のみを評価している。（輻射強度は離隔距離と比例関係であることから距離が短いものが最も厳しい評価となる。）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>大飯発電所3号炉4号炉</p> <p>また、海水ポンプへの熱影響評価を実施した結果、冷却空気の取込温度は39℃であり、許容温度 ℃（モータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気取込温度）に対して下回っていることを確認した。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>(2) 復水貯蔵タンク 森林火災によって上昇する復水貯蔵タンク温度が、許容温度66℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-2表に、復水貯蔵タンクの評価概念図を第2.1.3.3-2図に示す。</p> <p>第2.1.3.3-2表 復水貯蔵タンクの熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="835 288 1189 363"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">評価温度[℃]</th> <th rowspan="2">許容温度[℃]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2-1</th> <th>発火点 2-2</th> <th>発火点 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td><66</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-2図 復水貯蔵タンクの評価概念図</p>  <p>(3) 排気筒 森林火災によって上昇する排気筒鉄塔表面温度が、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-3表に、排気筒の評価概念図を第2.1.3.3-3図に示す。</p> <p>第2.1.3.3-3表 排気筒の熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="813 818 1218 906"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">評価温度[℃]</th> <th rowspan="2">許容温度[℃]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2-1</th> <th>発火点 2-2</th> <th>発火点 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td>約51</td> <td><325</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-3図 排気筒の評価概念図</p>  <p>(4) 海水ポンプ（原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機及び高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ用電動機） 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプの冷却空気温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：上部軸受40℃、下部軸受55℃、高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ：上部軸受55℃、下部軸受55℃）であることを確認した。</p>	評価対象施設	評価温度[℃]				許容温度[℃]	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	復水貯蔵タンク	約51	約51	約51	約51	<66	評価対象施設	評価温度[℃]				許容温度[℃]	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	排気筒	約51	約51	約51	約51	<325	<p>泊発電所3号炉</p> <p>(2) 排気筒 森林火災によって上昇する排気筒表面温度が、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.1.3.3-2表に、排気筒の評価概念図を第2.1.3.3-2図に示す。</p> <p>第2.1.3.3-2表 排気筒の熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1373 818 1933 906"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">評価温度[℃]</th> <th rowspan="2">許容温度[℃]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約60</td> <td>約71</td> <td><325</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.1.3.3-2図 排気筒の評価概念図</p>  <p>(3) 原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受80℃）であることを確認した。</p>	評価対象施設	評価温度[℃]		許容温度[℃]	発火点 1	発火点 2	排気筒	約60	約71	<325	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実線の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊の排気筒は鉄塔構造ではないため。 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川・大飯】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違 ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの上部軸受が水冷式、下部軸受が空冷式であるため下部軸受を評価）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
評価対象施設	評価温度[℃]				許容温度[℃]																																								
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3																																									
復水貯蔵タンク	約51	約51	約51	約51	<66																																								
評価対象施設	評価温度[℃]				許容温度[℃]																																								
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3																																									
排気筒	約51	約51	約51	約51	<325																																								
評価対象施設	評価温度[℃]		許容温度[℃]																																										
	発火点 1	発火点 2																																											
排気筒	約60	約71	<325																																										

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2.1.3.4 危険距離の評価

想定される森林火災に対して、原子炉補助建屋外壁の表面温度が許容温度 200℃を超えない距離（危険距離）を算出した結果、16m であり、評価上必要とされる危険距離以上の離隔距離（防火帯外縁（火災側）からの最短距離：約 38m）が確保されていることを確認した。

評価結果を第 2.1.3.3-4 表に、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの評価概念図を第 2.1.3.3-4 図に示す。

第 2.1.3.3-4 表 海水ポンプの熱影響評価結果

評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]				
		発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	
原子炉補機冷却海水ポンプ	上部軸受温度 [°C]	約 28	約 28	約 28	約 28	<40
	下部軸受温度 [°C]	約 19	約 19	約 19	約 19	
高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ	上部軸受温度 [°C]	約 33	約 33	約 33	約 33	<55
	下部軸受温度 [°C]	約 42	約 42	約 42	約 42	

第 2.1.3.3-4 図 海水ポンプの評価概念図

2.1.3.4 危険距離の評価

熱影響が最大となる発火点に対し、評価対象施設が許容温度を超えない危険距離を算出し、離隔距離が確保されていることを確認した。

(1) 評価対象施設外壁

熱影響が最大となる発火点 1 及び発火点 3 に対し、各評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-1 表に示す。

第 2.1.3.4-1 表 評価対象施設に対する危険距離

評価対象施設	危険距離 [m]				離隔距離 [m]
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	
原子炉建屋	16	14	15	16	229
制御建屋	16	14	15	16	130
タービン建屋	16	14	15	16	160

(2) 復水貯蔵タンク

熱影響が最大となる発火点 1 に対し、復水貯蔵タンクまでの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-2 表に示す。

第 2.1.3.4-2 表 復水貯蔵タンクに対する危険距離

評価対象施設	危険距離 [m]				離隔距離 [m]
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	
復水貯蔵タンク	8	4	6	5	240

評価結果を第 2.1.3.3-3 表に、原子炉補機冷却海水ポンプの評価概念図を第 2.1.3.3-3 図に示す。

第 2.1.3.3-3 表 原子炉補機冷却海水ポンプの熱影響評価結果

評価対象施設	評価温度 [°C]		許容温度 [°C]
	発火点 1	発火点 2	
原子炉補機冷却海水ポンプ	約 44	約 46	<80

第 2.1.3.3-3 図 原子炉補機冷却海水ポンプの評価概念図

2.1.3.4 危険距離の評価

熱影響が最大となる発火点に対し、評価対象施設が許容温度を超えない危険距離を算出し、離隔距離が確保されていることを確認した。

(1) 評価対象施設外壁

熱影響が最大となる発火点 1 に対し、各評価対象施設までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-1 表に示す。

第 2.1.3.4-1 表 評価対象施設に対する危険距離

評価対象施設	危険距離 [m]		離隔距離 [m]
	発火点 1	発火点 2	
原子炉建屋	34.0	24.7	200
原子炉補助建屋			230
ディーゼル発電機建屋			230
循環水ポンプ建屋			300

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

【大飯】
 記載方針の相違（女川に
 記載統一：着色せず）

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違
 （泊には屋外に同様の施設は無い）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p>また、海水ポンプの冷却空気の取込温度が許容温度 <input type="text" value=""/> °C を超えない距離（危険距離）を算出した結果、<input type="text" value=""/> m であり、評価上必要とされる危険距離以上の離隔距離（防火帯外縁（火災側）からの最短距離：約 203m）が確保されていることを確認した。</p> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発（添付資料 8,9）</p> <p>2.2.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外 10km 以内に設置されている石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の火災やガス爆発が発電所に隣接する地域で起こったとしても原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価している。</p> <p>また、大飯発電所3号及び4号の発電所敷地内における危険物タンクの火災が、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包する原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価している。</p> <p>2.2.2 評価結果</p> <p>2.2.2.1 石油コンビナート等の施設の影響評価</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域として指定されている石油コンビナート等施設として、大飯発電所から北東約 78km に位置する福井臨海地区石油コンビナートがあるが、十分な離隔距離が確保されており、発電所への影響を考慮する必要はない。</p>	<p>(3) 排気筒</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2-1 に対し、排気筒までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-3 表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="770 300 1267 443"> <caption>第 2.1.3.4-3 表 排気筒に対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">危険距離 [m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2-1</th> <th>発火点 2-2</th> <th>発火点 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>339</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2-1 に対し、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプまでの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-4 表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="792 676 1245 884"> <caption>第 2.1.3.4-4 表 海水ポンプに対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="4">危険距離 [m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2-1</th> <th>発火点 2-2</th> <th>発火点 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>29</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>302</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）（添付資料-3, 4, 5, 6）</p> <p>2.2.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外 10km 以内に設置されている石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の火災、ガス爆発が女川原子力発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>また、発電所敷地内における危険物施設の火災が、発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>2.2.2 評価結果</p> <p>2.2.2.1 石油コンビナート等の影響評価</p> <p>石油コンビナート等災害防止法で規制される宮城県内の特別防災区域は、塩釜地区及び仙台地区の二箇所存在するが、これらは、それぞれ女川原子力発電所から約 40km 離れており、いずれも女川原子力発電所から 10km 以内である（第 2.2.2.1-1 図）。</p>	評価対象施設	危険距離 [m]				離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	排気筒	8	15	11	15	339	評価対象施設	危険距離 [m]				離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3	原子炉補機冷却海水ポンプ	18	20	25	29	292	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	10	21	18	20	302	<p>(2) 排気筒</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2 に対し、排気筒までの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-2 表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1361 300 1939 411"> <caption>第 2.1.3.4-2 表 排気筒に対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">危険距離 [m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>35.4</td> <td>54.0</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 原子炉補機冷却海水ポンプ</p> <p>熱影響が最大となる発火点 2 に対し、原子炉補機冷却海水ポンプまでの危険距離が離隔距離以下となることを確認した。評価結果を第 2.1.3.4-3 表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1352 708 1948 820"> <caption>第 2.1.3.4-3 表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する危険距離</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th colspan="2">危険距離 [m]</th> <th rowspan="2">離隔距離 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点 1</th> <th>発火点 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>62.0</td> <td>75.3</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2 近隣の産業施設の火災・爆発及び二次的影響（飛来物）（添付資料-3, 4, 5, 6）</p> <p>2.2.1 評価内容</p> <p>発電所敷地外 10km 以内に設置されている石油コンビナート及び危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び漂流船舶の火災、ガス爆発が泊発電所に隣接する地域で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>また、発電所敷地内における危険物施設の火災が、発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価する。</p> <p>2.2.2 評価結果</p> <p>2.2.2.1 石油コンビナート等の影響評価</p> <p>石油コンビナート等災害防止法で規制される北海道内の特別防災区域は、釧路地区、苫小牧地区、石狩地区、室蘭地区、北斗地区及び知内地区の六箇所存在するが、これらは、それぞれ泊発電所から約 70km 以上離れており、いずれも泊発電所から 10km 以内である（第 2.2.2.1-1 図）。</p>	評価対象施設	危険距離 [m]		離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2	排気筒	35.4	54.0	200	評価対象施設	危険距離 [m]		離隔距離 [m]	発火点 1	発火点 2	原子炉補機冷却海水ポンプ	62.0	75.3	300	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違及び地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【女川】発電所名の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず） 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 【女川】発電所名の相違</p>
評価対象施設	危険距離 [m]				離隔距離 [m]																																																								
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3																																																									
排気筒	8	15	11	15	339																																																								
評価対象施設	危険距離 [m]				離隔距離 [m]																																																								
	発火点 1	発火点 2-1	発火点 2-2	発火点 3																																																									
原子炉補機冷却海水ポンプ	18	20	25	29	292																																																								
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	10	21	18	20	302																																																								
評価対象施設	危険距離 [m]		離隔距離 [m]																																																										
	発火点 1	発火点 2																																																											
排気筒	35.4	54.0	200																																																										
評価対象施設	危険距離 [m]		離隔距離 [m]																																																										
	発火点 1	発火点 2																																																											
原子炉補機冷却海水ポンプ	62.0	75.3	300																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主な産業施設として、高浜町に日立造船機若狭事業所及びおおい町にガソリンスタンドがあるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。</p> <p>高浜町の日立造船機若狭事業所は、発電所から約 7km の離隔距離があり、発電所周辺には 100m 以上の山が存在するため、火災・爆発の観点から、発電所に影響を及ぼす事はないと考えられる。</p> <p>おおい町のガソリンスタンドは、発電所から約 1.5km の離隔距離があり、発電所周辺には 100m 以上の山が存在するため、発電所に影響を及ぼす事はないと考えられるが、火災・爆発の観点から、以下のとおり危険距離・危険限界距離を算出し、離隔距離が危険距離・危険限界距離以上ある事を確認した。</p>  <p>図1 石油コンビナート等特別防災区域の位置</p>	<p>また、女川原子力発電所から 10km 圏内に LPG 基地がないことを確認している。なお、女川原子力発電所から最短距離にあるガスパイプラインは仙台区であり、女川原子力発電所から約 40km 離れていることを確認した。以上より、評価対象範囲内に石油コンビナート等は存在せず、発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>第 2.2.2.1-1 図 石油コンビナート等特別防災区域と発電所との位置関係</p> <p>2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価 (1) 危険物施設の影響評価 女川原子力発電所から半径 10km 圏内に位置する危険物貯蔵施設を消防法に基づき抽出し、発電所から最も近い危険物貯蔵施設及び発電所から 10km 圏内の施設における最大貯蔵量をそれぞれ抽出した。</p> <p>仮に最短距離の危険物貯蔵施設に発電所から半径 10km 圏内の最大貯蔵量が存在したと仮定して、熱影響評価を実施する。</p>	<p>また、泊発電所から 10km 圏内に LPG 基地がないことを確認している。なお、泊発電所から最短距離にあるガスパイプラインは小樽地区であり、泊発電所から約 40km 離れていることを確認した。以上より、評価対象範囲内に石油コンビナート等は存在せず、発電用原子炉施設に影響を及ぼすことはない。</p>  <p>第 2.2.2.1-1 図 石油コンビナート等特別防災区域と発電所との位置関係</p> <p>2.2.2.2 敷地外危険物貯蔵施設等の影響評価 (1) 危険物施設の影響評価 泊発電所から半径 10km 圏内に位置する危険物貯蔵施設を消防法に基づき抽出した。</p> <p>泊発電所から 10km 圏内（敷地内を除く）に仮想危険物貯蔵施設（n-ヘキサンを 10 万 kL 貯蔵）を設定し熱影響評価を実施した結果より、発電所から 1,500m 圏内に存在する危険物貯蔵施設に対して、熱影響評価を実施する。</p>	<p>【女川】発電所名の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による特別防災区域の相違</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川実績の反映） 【女川】発電所名の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊は発電所半径10km圏内の危険物貯蔵施設を調査した結果、第四類危険物貯蔵施設のみが存在し、品名、指定数量についての情報は得られなかったことから、第四類危険物のうち最も輻射発散度が高いn-ヘキサンの石油コンビナート相当の貯蔵量を有している仮想の</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(1) 火災の影響評価

発電所最寄りのガソリンスタンドにおける火災時の評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上あることを確認した。

a. 火災の影響評価

発電所敷地外で燃料保有量が最も多い施設において評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、最短距離の危険物貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上であることを確認した。

a. 火災の影響評価

発電所敷地外 1,500m 圏内の危険物施設において評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、最短距離の危険物貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上であることを確認した。

事業所名	貯蔵数量 [KL]	危険距離 [m]	離隔距離 [m]
		50	約 1,500

第2.2.2.2-1表 危険物貯蔵施設における危険距離の評価結果

燃料油種	最大貯蔵量	危険距離	離隔距離
ガソリン	建屋：43KL 復水貯蔵タンク：12KL 海水ポンプ室捕獲ポンプエリア：9KL 排気筒：4KL		2,500KL

特記の内容は商業秘密のため公開できません

第2.2.2.2-1表 危険物貯蔵施設における危険距離の評価結果

評価対象施設	燃料油種	貯蔵数量 [KL]	離隔距離 [m]	危険距離 [m]
原子炉建屋	灯油	[]	1,450	74
原子炉補助建屋			1,500	
ディーゼル発電機建屋			1,500	
循環水ポンプ建屋			1,600	
排気筒	ガソリン	[]	1,450	53
原子炉補機冷却海水ポンプ			1,600	109

(2) ガス爆発の影響評価

発電所最寄りのガソリンスタンドにおける爆発時の評価を行ったところ、評価上必要とされる危険限界距離に対し、原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離以上あることを確認した。

(2) 高圧ガス貯蔵施設の影響評価

女川原子力発電所から半径 10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量は [] であり、女川原子力発電所から最も近い高圧ガス貯蔵施設までの離隔距離は約 700m であった。

仮に最短離隔距離の高圧ガス貯蔵施設に最大貯蔵量 [] があつたと仮定しても、2号炉原子炉建屋に到達する放射熱は1号炉軽油貯蔵タンク火災の放射強度より十分小さいことから、1号炉軽油貯蔵タンクによる火災の評価結果に包絡される。

(2) 高圧ガス貯蔵施設の影響評価

泊発電所から半径 10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量は [] であり、泊発電所から最も近い高圧ガス貯蔵施設までの離隔距離は約 5,700[m] であった。

最短離隔距離の高圧ガス貯蔵施設に最大貯蔵量 [] があつたとして、評価を行ったところ、評価上必要とされる危険距離に対し、最短距離の高圧ガス貯蔵施設から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離以上であることを確認した。

事業所名	貯蔵数量 [KL]	危険限界距離 [※] [m]	離隔距離 [m]
		100	約 1,500

※：貯蔵燃料を全てプロパンとして評価を実施

危険物貯蔵施設を想定し、危険距離評価を踏まえて評価対象施設を絞り込み、危険物貯蔵施設を決定している
 (東海第二と同一)

【女川】設計方針の相違・地域特性による危険物施設抽出結果の相違

【女川・大飯】設計方針の相違

・地域特性による評価条件の相違

【大飯】記載表現の相違

【女川・大飯】設計方針の相違

・地域特性による評価結果の相違

【大飯】

記載方針の相違(女川に記載統一：着色せず)

【女川】発電所名の相違

【女川】設計方針の相違・地域特性による評価条件及び結果の相違

【女川】設計方針の相違・女川は1号炉軽油貯蔵タンクの評価に包絡されるとしているが、泊は高圧ガス貯蔵施設にて計算を行い、離隔距離が危険距離以上であることを確認した

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
	<p>第2.2.2.2-2表 敷地外高圧ガス貯蔵施設と1号炉軽油貯蔵タンクの比較</p> <table border="1" data-bbox="768 172 1240 395"> <thead> <tr> <th></th> <th>敷地外危険物貯蔵施設</th> <th>1号炉軽油貯蔵タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大貯蔵量[m³=kl]</td> <td></td> <td>620</td> </tr> <tr> <td>離隔距離[m]</td> <td>700</td> <td>179</td> </tr> <tr> <td>貯蔵油種</td> <td>プロパン</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>貯蔵油種の放射発散度[W/ m²]</td> <td>74×10³</td> <td>42×10³</td> </tr> <tr> <td>形態係数</td> <td>4.27×10⁻³</td> <td>6.62×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>放射強度[W/m²]</td> <td>31.6^B</td> <td>278</td> </tr> </tbody> </table> <p>※燃焼半径を保守的に1号炉軽油貯蔵タンクと同じ値だったとして算出している</p> <p>(3) 二次的影響（飛来物）の影響評価 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月消防庁特殊災害室）に基づき、高圧ガス貯蔵施設における飛来物飛散範囲を確認する。 発電所から最も近い施設では、指針が適用されるコンビナート等の大規模な高圧ガスタンク等の形状ではなく、液化石油ガスが封入された複数の50kgガスボンベが設置されている。 当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行ったところ、原子炉施設（2号炉原子炉建屋）までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、原子炉施設への影響がないことを確認した。 よって、発電所敷地外の高圧ガス貯蔵施設において火災・爆発が発生した場合においても発電所への影響はないことを確認した。</p> <p>第2.2.2.2-3表 高圧ガス貯蔵施設からの飛来物到達距離と離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="768 884 1285 995"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>ガス種類</th> <th>貯蔵量</th> <th>飛来物到達距離</th> <th>離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社社員寮</td> <td>液化石油ガス</td> <td></td> <td></td> <td>約700m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2.2.3 燃料輸送車両の影響評価 燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発電用原子炉施設に最も近い場所（杜鹿ゲート）で火災・爆発を起こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。</p> <p>(1) 燃料輸送車両の火災影響評価 燃料積載量は消防法（危険物の規制に関する政令第15条第1項三号）において定められている移動タンク貯蔵所の上限量（=30kl）のガソリンが満載されているものとする。 熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、原子炉施設への影響はない。</p>		敷地外危険物貯蔵施設	1号炉軽油貯蔵タンク	最大貯蔵量[m ³ =kl]		620	離隔距離[m]	700	179	貯蔵油種	プロパン	軽油	貯蔵油種の放射発散度[W/ m ²]	74×10 ³	42×10 ³	形態係数	4.27×10 ⁻³	6.62×10 ⁻³	放射強度[W/m ²]	31.6 ^B	278	施設名称	ガス種類	貯蔵量	飛来物到達距離	離隔距離	当社社員寮	液化石油ガス			約700m	<p>第2.2.2.2-2表 高圧ガス貯蔵施設における危険距離の評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1368 172 1944 363"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>燃料油種</th> <th>貯蔵数量 [t]</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td rowspan="6">プロパン</td> <td rowspan="6">[]</td> <td>5,850</td> <td rowspan="6">22</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>5,700</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>5,850</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>5,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 二次的影響（飛来物）の影響評価 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月消防庁特殊災害室）に基づき、高圧ガス貯蔵施設における飛来物飛散範囲を確認する。 当該容器単体の破損による破片の飛散範囲について評価を行ったところ、発電用原子炉施設（循環水ポンプ建屋）までの離隔距離が飛来物到達距離以上あり、発電用原子炉施設への影響がないことを確認した。 よって、発電所敷地外の高圧ガス貯蔵施設において火災・爆発が発生した場合においても発電所への影響はないことを確認した。</p> <p>第2.2.2.2-3表 高圧ガス貯蔵施設からの飛来物到達距離と離隔距離</p> <table border="1" data-bbox="1368 884 1944 979"> <thead> <tr> <th>ガス種類</th> <th>貯蔵数量[t]</th> <th>飛来物到達距離[m]</th> <th>離隔距離[m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液化石油ガス</td> <td>[]</td> <td>1,217</td> <td>5,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.2.2.3 燃料輸送車両の影響評価 燃料を搭載した燃料輸送車両が発電所敷地外の公道において発電用原子炉施設に最も近い場所（想定される輸送ルート上）で火災・爆発を起こした場合を想定して、発電用原子炉施設への熱影響を評価する。</p> <p>(1) 燃料輸送車両の火災影響評価 燃料積載量は消防法（危険物の規制に関する政令第15条第1項三号）において定められている移動タンク貯蔵所の上限量（=30kl）のガソリンが満載されているものとする。 熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、発電用原子炉施設への影響はない。</p>	評価対象施設	燃料油種	貯蔵数量 [t]	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	プロパン	[]	5,850	22	原子炉補助建屋	5,900	ディーゼル発電機建屋	5,300	循環水ポンプ建屋	5,700	排気筒	5,850	原子炉補機冷却海水ポンプ	5,700	ガス種類	貯蔵数量[t]	飛来物到達距離[m]	離隔距離[m]	液化石油ガス	[]	1,217	5,700	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価条件の相違（泊は高圧ガスタンクを予定）</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象施設の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊のゲート方向は輸送ルートではなく、重さ指定道路でないことから、輸送ルート上で最も発電所に近い場所での火災を想定</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>
	敷地外危険物貯蔵施設	1号炉軽油貯蔵タンク																																																												
最大貯蔵量[m ³ =kl]		620																																																												
離隔距離[m]	700	179																																																												
貯蔵油種	プロパン	軽油																																																												
貯蔵油種の放射発散度[W/ m ²]	74×10 ³	42×10 ³																																																												
形態係数	4.27×10 ⁻³	6.62×10 ⁻³																																																												
放射強度[W/m ²]	31.6 ^B	278																																																												
施設名称	ガス種類	貯蔵量	飛来物到達距離	離隔距離																																																										
当社社員寮	液化石油ガス			約700m																																																										
評価対象施設	燃料油種	貯蔵数量 [t]	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																										
原子炉建屋	プロパン	[]	5,850	22																																																										
原子炉補助建屋			5,900																																																											
ディーゼル発電機建屋			5,300																																																											
循環水ポンプ建屋			5,700																																																											
排気筒			5,850																																																											
原子炉補機冷却海水ポンプ			5,700																																																											
ガス種類	貯蔵数量[t]	飛来物到達距離[m]	離隔距離[m]																																																											
液化石油ガス	[]	1,217	5,700																																																											


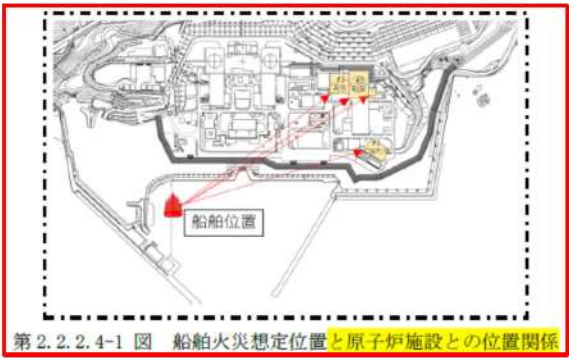
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
<p>大飯発電所3号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <div data-bbox="779 150 1256 419"> <p>第2.2.2.3-1表 燃料輸送車両による火災の危険距離と離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋</td><td>727</td><td>21</td></tr> <tr><td>制御建屋</td><td>679</td><td>21</td></tr> <tr><td>タービン建屋</td><td>639</td><td>21</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>780</td><td>16</td></tr> <tr><td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td><td>780</td><td>11</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>826</td><td>8</td></tr> <tr><td>復水貯蔵タンク</td><td>834</td><td>15</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>(2) 燃料輸送車両のガス爆発影響評価</p> <p>また、高圧ガスを輸送する車両による影響として、発電所から10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量である [] のプロパンを積載した車両による影響評価を実施したところ、評価上必要とされる危険限界距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離を上回っており、原子炉施設への影響はない。</p> <div data-bbox="801 874 1234 1114"> <p>第2.2.2.3-2表 高圧ガス輸送車両の爆発の危険距離と離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険限界距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋</td><td>727</td><td rowspan="7">70</td></tr> <tr><td>制御建屋</td><td>679</td></tr> <tr><td>タービン建屋</td><td>639</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>780</td></tr> <tr><td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td><td>780</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>826</td></tr> <tr><td>復水貯蔵タンク</td><td>834</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="792 1134 1240 1442"> <p>第2.2.2.3-1図 タンクローリー火災想定位置と原子炉施設との位置関係</p> </div>	評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	727	21	制御建屋	679	21	タービン建屋	639	21	原子炉補機冷却海水ポンプ	780	16	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	780	11	排気筒	826	8	復水貯蔵タンク	834	15	評価対象	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]	原子炉建屋	727	70	制御建屋	679	タービン建屋	639	原子炉補機冷却海水ポンプ	780	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	780	排気筒	826	復水貯蔵タンク	834	<p>泊発電所3号炉</p> <div data-bbox="1352 150 1944 363"> <p>第2.2.2.3-1表 燃料輸送車両による火災の危険距離と離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋</td><td>750</td><td rowspan="4">23</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋</td><td>700</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機建屋</td><td>800</td></tr> <tr><td>循環水ポンプ建屋</td><td>850</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>750</td><td>10</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>850</td><td>21</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1406 405 1899 635"> <p>第2.2.2.3-1図 燃料輸送車両火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係</p> </div> <p>(2) 燃料輸送車両のガス爆発影響評価</p> <p>また、高圧ガスを輸送する車両による影響として、発電所から10km 圏内における高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵量である [] のプロパンを積載した車両による影響評価を実施したところ、評価上必要とされる危険限界距離に対し、火災源から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険限界距離を上回っており、発電用原子炉施設への影響はない。</p> <div data-bbox="1352 906 1845 1091"> <p>第2.2.2.3-2表 高圧ガス輸送車両の爆発の危険距離と離隔距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋</td><td>4,400</td><td rowspan="7">87</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋</td><td>4,450</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機建屋</td><td>4,350</td></tr> <tr><td>循環水ポンプ建屋</td><td>4,300</td></tr> <tr><td>排気筒</td><td>4,400</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>4,300</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1388 1142 1912 1436"> <p>第2.2.2.3-2図 高圧ガス輸送車両火災想定位置と発電用原子炉施設との位置関係</p> </div>	評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	750	23	原子炉補助建屋	700	ディーゼル発電機建屋	800	循環水ポンプ建屋	850	排気筒	750	10	原子炉補機冷却海水ポンプ	850	21	評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	4,400	87	原子炉補助建屋	4,450	ディーゼル発電機建屋	4,350	循環水ポンプ建屋	4,300	排気筒	4,400	原子炉補機冷却海水ポンプ	4,300	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による車両位置の相違（女川は火災影響と爆発影響にて同一地点での評価だが、泊は異なるため各々で図を記載）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価条件の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による車両位置の相違</p>
評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																																													
原子炉建屋	727	21																																																																													
制御建屋	679	21																																																																													
タービン建屋	639	21																																																																													
原子炉補機冷却海水ポンプ	780	16																																																																													
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	780	11																																																																													
排気筒	826	8																																																																													
復水貯蔵タンク	834	15																																																																													
評価対象	離隔距離 [m]	危険限界距離 [m]																																																																													
原子炉建屋	727	70																																																																													
制御建屋	679																																																																														
タービン建屋	639																																																																														
原子炉補機冷却海水ポンプ	780																																																																														
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	780																																																																														
排気筒	826																																																																														
復水貯蔵タンク	834																																																																														
評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																																													
原子炉建屋	750	23																																																																													
原子炉補助建屋	700																																																																														
ディーゼル発電機建屋	800																																																																														
循環水ポンプ建屋	850																																																																														
排気筒	750	10																																																																													
原子炉補機冷却海水ポンプ	850	21																																																																													
評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																																													
原子炉建屋	4,400	87																																																																													
原子炉補助建屋	4,450																																																																														
ディーゼル発電機建屋	4,350																																																																														
循環水ポンプ建屋	4,300																																																																														
排気筒	4,400																																																																														
原子炉補機冷却海水ポンプ	4,300																																																																														

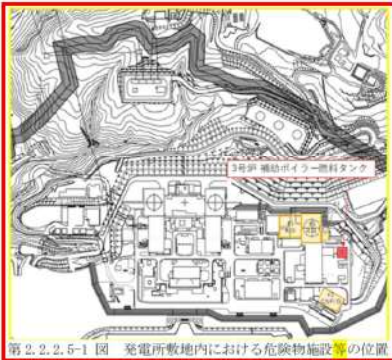
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>2.2.2.3 発電所港湾内に入港する船舶の火災（添付資料21）</p> <p>(1) 原子炉施設建屋外壁の熱影響評価</p> <p>発電所の物揚岸壁には燃料等輸送船が接岸するため、この船舶が積載している燃料が接岸中に発火したことを想定し、コンクリート表面温度の温度上昇を評価した結果、建屋外壁の表面温度は約53℃となり、許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を下回る結果となった。</p> <table border="1" data-bbox="129 391 584 470"> <tr> <th>想定火災源</th> <th>建屋までの距離</th> <th>評価結果 (建屋外壁表面温度)</th> </tr> <tr> <td>燃料等輸送船</td> <td>751m</td> <td>53℃</td> </tr> </table> <p>(2) 海水ポンプの熱影響評価</p> <p>同様に海水ポンプに対する熱影響評価を実施したところ、冷却用空気の取込温度は39℃となり、許容温度 <input type="text" value=""/>℃を超えないことを確認した。</p> <table border="1" data-bbox="129 646 642 737"> <tr> <th>想定火災源</th> <th>海水ポンプまでの距離</th> <th>評価結果 (冷却空気の取込温度)</th> </tr> <tr> <td>燃料等輸送船</td> <td>626m</td> <td>39℃</td> </tr> </table>	想定火災源	建屋までの距離	評価結果 (建屋外壁表面温度)	燃料等輸送船	751m	53℃	想定火災源	海水ポンプまでの距離	評価結果 (冷却空気の取込温度)	燃料等輸送船	626m	39℃	<p>2.2.2.4 漂流船舶の影響評価</p> <p>女川原子力発電所周辺には石油コンビナートが無く、大型タンカー等の主要航路が発電所から20km以上離れていることから、発電所港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大の船舶である重油運搬船の火災を想定する。</p> <p>火災発生時の重油運搬船の位置は、カーテンウォールに接触して停止すると考えられるが、津波によりカーテンウォール上部を通過して発電所へ近づき港湾道路まで乗り上げた場合において、火災が発生したものと想定する。</p> <p>熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、港湾から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、原子炉施設への影響はない。</p> <p>なお、熱影響評価に当たっては防潮堤がないものとして評価している。</p> <table border="1" data-bbox="772 694 1261 970"> <caption>第2.2.2.4-1表 船舶による火災の危険距離と離隔距離</caption> <thead> <tr> <th>評価対象</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>114</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>189</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋</td> <td>137</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>71</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ</td> <td>71</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>340</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>復水貯留タンク</td> <td>122</td> <td>108</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.2.2.4-1図 船舶火災想定位置と原子炉施設との位置関係</p>	評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	114	110	制御建屋	189	110	タービン建屋	137	110	原子炉補機冷却海水ポンプ	71	55	高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	71	31	排気筒	340	20	復水貯留タンク	122	108	<p>2.2.2.4 漂流船舶の影響評価</p> <p>泊発電所周辺には石油コンビナートが無く、大型タンカー等の主要航路が発電所から30km以上離れていることから、発電所港湾施設に入港する船舶の中で燃料の積載量が最大の船舶である燃料等輸送船の火災を想定する。</p> <p>熱影響評価の結果、評価上必要とされる危険距離に対し、港湾から発電用原子炉施設までの離隔距離が危険距離を上回っており、発電用原子炉施設への影響はない。</p> <p>なお、熱影響評価に当たっては防潮堤がないものとして評価している。</p> <table border="1" data-bbox="1377 694 1921 917"> <caption>第2.2.2.4-1表 船舶による火災の危険距離と離隔距離</caption> <thead> <tr> <th>評価対象施設</th> <th>離隔距離 [m]</th> <th>危険距離 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>624</td> <td rowspan="2">90</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>587</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>673</td> <td rowspan="2">29</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>587</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>624</td> <td rowspan="2">80</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>587</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.2.2.4-1図 船舶火災想定位置と原子炉施設との位置関係</p> <p>追而【基準津波審査の反映】 (上記の破線部分は、基準津波審査結果を受けて反映のため)</p>	評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]	原子炉建屋	624	90	原子炉補助建屋	587	ディーゼル発電機建屋	673	29	循環水ポンプ建屋	587	排気筒	624	80	原子炉補機冷却海水ポンプ	587	<p>【大阪】設計方針の相違 ・泊、女川はガイドに基づき危険距離による評価を実施</p> <p>【女川】発電所名の相違 【女川】設計方針の相違 ・地域特性及びプラント設計による評価条件の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊は取水方式の違いからカーテンウォールが存在しない</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる想定船舶位置の相違</p>
想定火災源	建屋までの距離	評価結果 (建屋外壁表面温度)																																																							
燃料等輸送船	751m	53℃																																																							
想定火災源	海水ポンプまでの距離	評価結果 (冷却空気の取込温度)																																																							
燃料等輸送船	626m	39℃																																																							
評価対象	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																							
原子炉建屋	114	110																																																							
制御建屋	189	110																																																							
タービン建屋	137	110																																																							
原子炉補機冷却海水ポンプ	71	55																																																							
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	71	31																																																							
排気筒	340	20																																																							
復水貯留タンク	122	108																																																							
評価対象施設	離隔距離 [m]	危険距離 [m]																																																							
原子炉建屋	624	90																																																							
原子炉補助建屋	587																																																								
ディーゼル発電機建屋	673	29																																																							
循環水ポンプ建屋	587																																																								
排気筒	624	80																																																							
原子炉補機冷却海水ポンプ	587																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.2.2 敷地内危険物タンクの影響評価</p> <p>発電所敷地内に位置している屋外危険物タンクの火災を想定し、原子炉施設建屋外壁の熱影響評価等を実施した。</p> <p>なお、評価に際しては、燃料の保有量が多く、直接原子炉施設を臨むことができる補助ボイラ燃料タンク、1号炉及び2号炉油計量タンクの火災を想定し、評価を実施した。</p>  <p>図2 敷地内危険物タンクと防護対象設備位置図</p> <p>(1) 原子炉施設建屋外壁の熱影響評価</p> <p>補助ボイラ燃料タンクについて、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で3号炉原子炉周辺建屋外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、建屋外壁の表面温度は約116℃となり、許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を下回る結果となった。</p>	<p>2.2.2.5 敷地内危険物施設等の影響評価</p> <p>(1) 敷地内危険物施設の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内に位置している屋外の危険物施設の火災を想定し、原子炉施設の熱影響評価を実施する。</p> <p>熱影響評価を実施する危険物施設は、1号炉軽油貯蔵タンク、3号炉軽油タンク及び大容量電源装置とする。</p> <p>なお、敷地内危険物施設の内、直接輻射熱を受けない建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンク等については、評価対象外とする。</p>  <p>第2.2.2.5-1図 発電所敷地内における危険物施設等の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面温度を評価した結果、評価対象施設外壁のコンクリート表面温度が許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-1表に示す。</p>	<p>2.2.2.5 敷地内危険物施設等の影響評価</p> <p>(1) 敷地内危険物施設の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内に位置している屋外の危険物施設の火災を想定し、発電用原子炉施設の熱影響評価を実施する。</p> <p>熱影響評価を実施する危険物施設は、3号炉補助ボイラ燃料タンクとする。</p> <p>なお、敷地内危険物施設の内、直接輻射熱を受けない建屋内に設置している設備及び地下貯蔵タンク等については、評価対象外とする。</p>  <p>第2.2.2.5-1図 発電所敷地内における危険物施設等の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で評価対象施設外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面温度を評価した結果、評価対象施設外壁のコンクリート表面温度が許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-1表に示す。ただし、ディーゼル発電機建屋外壁のコンクリート表面温度の評価にあたっては外壁に設置した障壁（断熱材）の効果を加味した。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違</p> <p>・泊は、プラント配置の相違により全ての発電用原子炉施設に対して共通の危険物施設が選定される。（女川、大飯は発電用原子炉施設毎に選定される危険物施設が異なる）</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>（女川実績の反映）</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違</p> <p>・プラント設計の違いによる危険物施設の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】設計方針の相違</p> <p>・泊のディーゼル発電機建屋は危険物施設との離隔距離が短く、防護措置として障壁（断熱材）を設置していることから、その効果を加味したコンクリート表面温度で評価する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉

想定火災源	燃料量	建屋までの距離	評価結果 (建屋外壁表面温度)
補助ボイラ燃料タンク	500m ³	90m	116℃

コンクリート許容温度：200℃

女川原子力発電所2号炉

第2.2.2.5-1表 外壁に対する熱影響評価結果

	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源設置	許容温度
		A	B	A+B		
原子炉建屋外壁温度(℃)	約74	約83	約84	約78	約51	<200
補助建屋外壁温度(℃)	約80	約88	約87	約83	約51	<200
タービン建屋外壁温度(℃)	約136	約56	約57	約63	約51	<200

b. 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価

復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果、復水貯蔵タンクの温度は約53℃となり、許容温度66℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-2表に示す。

第2.2.2.5-2表 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価結果

	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源設置	許容温度
		A	B	A+B		
復水貯蔵タンク温度(℃)	約51	約52	約52	約53	約51	<66

c. 排気筒に対する熱影響評価

排気筒について温度上昇を評価した結果、排気筒の温度は約57℃となり、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-3表に示す。

第2.2.2.5-3表 排気筒に対する熱影響評価結果

	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源設置	許容温度
		A	B	A+B		
排気筒温度(℃)	約52	約53	約53	約57	約51	<325

d. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価

原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプについて温度上昇を評価した結果、冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：上部軸受40℃、下部軸受55℃、高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ：上部軸受55℃、下部軸受55℃）であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-4表に示す。

第2.2.2.5-4表 海水ポンプに対する熱影響評価結果

	1号炉軽油貯蔵タンク	3号炉軽油タンク			大容量電源設置	許容温度
		A	B	A+B		
原子炉補機冷却海水ポンプ 上部軸受温度(℃)	約28	約28	約28	約28	約28	<40
原子炉補機冷却海水ポンプ 下部軸受温度(℃)	約20	約20	約20	約20	約18	<55
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ 上部軸受温度(℃)	約23	約23	約23	約23	約23	<55
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ 下部軸受温度(℃)	約42	約42	約42	約42	約42	<55

泊発電所3号炉

評価対象施設	3号炉補助ボイラ燃料タンク	許容温度 [℃]
	評価温度[℃]	
原子炉建屋	約157	<200
原子炉補助建屋	—※1	
ディーゼル発電機建屋	約140	
循環水ポンプ建屋	—※1	

※1：原子炉補助建屋及び循環水ポンプ建屋の評価は原子炉建屋の評価に包絡される。

b. 排気筒に対する熱影響評価

排気筒について温度上昇を評価した結果、排気筒の温度は約105℃となり、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-2表に示す。

評価対象施設	3号炉補助ボイラ燃料タンク	許容温度 [℃]
	評価温度[℃]	
排気筒	約105	<325

c. 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価

原子炉補機冷却海水ポンプについて温度上昇を評価した結果、冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受80℃）であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-3表に示す。

第2.2.2.5-3表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価結果

評価対象施設	3号炉補助ボイラ燃料タンク	許容温度 [℃]
	評価温度[℃]	
原子炉補機冷却海水ポンプ	約53	<80

(2) 屋外の防護対象設備への熱影響評価

屋外の防護対象設備である海水ポンプへの熱影響を評価した結果、熱影響はないことを確認した。

防護対象設備	想定火災源	評価及び評価結果
海水ポンプ	1号炉及び2号炉油計量タンク	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプから最も近い1号炉及び2号炉油計量タンクを火災源と想定。 海水ポンプモータ下部軸受許容温度以下となるために必要な冷却空気の取込温度□□に對し、約39℃となり、下回ることを確認した。

相違理由

【女川・大阪】

設計方針の相違

・泊の評価は火災源に対して最短距離の施設を代表として実施しており、ここでは障壁を設置するディーゼル発電機建屋と障壁を設置しない建屋で最短距離の原子炉建屋を評価している。

【女川】設計方針の相違

・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外と同様の施設は無い）

【大阪】記載方針の相違

（女川実績の反映）

【女川】設計方針の相違

・プラント設計の違いによる評価結果の相違

設計方針の相違

・プラント設計の違いによる評価結果の相違

【大阪】

記載方針の相違（女川に

記載統一：着色せず）

【女川】設計方針の相違

・プラント設計の違いによる対象設備の相違


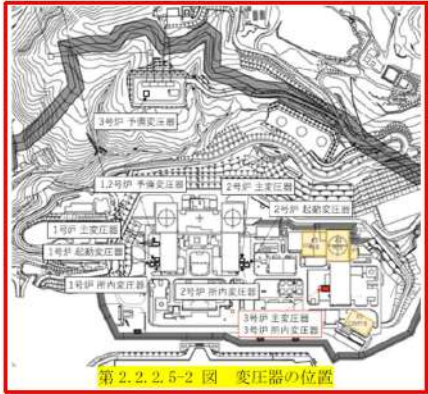
・ポンプ仕様（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）

【女川】設計方針の相違

・地域特性による評価結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>4号炉</p>	<p>(2) 変圧器の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内の変圧器火災を想定し、熱影響評価を実施する。熱影響評価を実施する変圧器は2号炉の起動変圧器、所内変圧器、補助ボイラー用変圧器、PLR-VVVF入力変圧器、3号炉の主変圧器、起動変圧器、励磁電源変圧器とする。</p>  <p>第2.2.2.5-2図 変圧器の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>各変圧器について、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で建屋外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-5表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="719 1021 1317 1321"> <caption>第2.2.2.5-5表 外壁に対する熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th>想定火災</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度 [℃]</th> <th>許容温度 [℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉起動変圧器</td> <td>制御建屋</td> <td>約59</td> <td rowspan="8">< 200</td> </tr> <tr> <td>2号炉所内変圧器</td> <td>タービン建屋</td> <td>約188</td> </tr> <tr> <td>2号炉補助ボイラー用変圧器</td> <td>制御建屋</td> <td>約101</td> </tr> <tr> <td>2号炉PLR-VVVF変圧器</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約108</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号炉主変圧器</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約59</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>約53</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号炉励磁電源変圧器</td> <td>原子炉建屋</td> <td>約52</td> </tr> </tbody> </table>	想定火災	評価対象施設	評価温度 [℃]	許容温度 [℃]	2号炉起動変圧器	制御建屋	約59	< 200	2号炉所内変圧器	タービン建屋	約188	2号炉補助ボイラー用変圧器	制御建屋	約101	2号炉PLR-VVVF変圧器	原子炉建屋	約108	3号炉主変圧器	原子炉建屋	約59	制御建屋	約53	3号炉励磁電源変圧器	原子炉建屋	約52	<p>(2) 変圧器の火災影響評価</p> <p>発電所敷地内の変圧器火災を想定し、発電用原子炉施設の熱影響評価を実施する。熱影響評価を実施する変圧器は、一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器とする。</p>  <p>第2.2.2.5-2図 変圧器の位置</p> <p>a. 外壁に対する熱影響評価</p> <p>一体型である3号炉主変圧器・所内変圧器について、火災が発生した時間から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度で建屋外壁が昇温されるものとして、コンクリート表面の温度上昇を評価した結果、許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-4表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1346 1050 1957 1289"> <caption>第2.2.2.5-4表 外壁に対する熱影響評価結果</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th>3号炉主変圧器・所内変圧器</th> <th rowspan="2">許容温度 [℃]</th> </tr> <tr> <th>評価温度 [℃]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>約88</td> <td rowspan="5">< 200</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>—※1</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>—※1</td> </tr> <tr> <td>循環水ポンプ建屋</td> <td>—※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉補助建屋(75m)、ディーゼル発電機建屋(90m)及び循環水ポンプ建屋(81m)は原子炉建屋(64m)よりも火災源からの距離が遠いことから、原子炉建屋の評価に包絡される。</p>	評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [℃]	評価温度 [℃]	原子炉建屋	約88	< 200	原子炉補助建屋	—※1	ディーゼル発電機建屋	—※1	循環水ポンプ建屋	—※1	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・他箇所との記載統一 【女川】設計方針の相違 ・泊は、プラント配置の相違により全ての発電用原子炉施設に対して共通の変圧器が選定される。(女川は発電用原子炉施設毎に選定される変圧器が異なる)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象設備の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は、プラント配置の相違により全ての発電用原子炉施設に対して共通の変圧器が選定される。(女川は発電用原子炉施設毎に選定される変圧器が異なる)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p>
想定火災	評価対象施設	評価温度 [℃]	許容温度 [℃]																																						
2号炉起動変圧器	制御建屋	約59	< 200																																						
2号炉所内変圧器	タービン建屋	約188																																							
2号炉補助ボイラー用変圧器	制御建屋	約101																																							
2号炉PLR-VVVF変圧器	原子炉建屋	約108																																							
3号炉主変圧器	原子炉建屋	約59																																							
	制御建屋	約53																																							
3号炉励磁電源変圧器	原子炉建屋	約52																																							
	評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器		許容温度 [℃]																																					
評価温度 [℃]																																									
原子炉建屋	約88	< 200																																							
原子炉補助建屋	—※1																																								
ディーゼル発電機建屋	—※1																																								
循環水ポンプ建屋	—※1																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>2.3 航空機墜落による火災（添付資料10～14）</p> <p>2.3.1 評価内容 発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が発電所の敷地内で起こったとしても原子炉施設に影響を及ぼさないことを確認している。</p> <p>2.3.2 評価結果</p> <p>2.3.2.1 評価方法 航空機落下確率評価については、評価条件の違いからカテゴリに分けて落下確率を求めている。 また、評価に考慮している航空機落下事故については、訓練中の事故等、民間航空機と軍用機（自衛隊機又は米軍機）では、その発生状況が必ずしも同一ではなく、また、軍用機の中でも、機種によって飛行形態が同一ではないと考えられる。したがって、以下のカテゴリ毎に航空機落下による火災影響を評価する。</p>	<p>b. 屋外の評価対象施設への熱影響評価 (a) 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価 復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果、許容温度66℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-6表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-6表 復水貯蔵タンクに対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="725 325 1308 440"> <thead> <tr> <th>想定火災</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度 [°C]</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器</td> <td rowspan="2">復水貯蔵タンク</td> <td>約51</td> <td rowspan="2">< 66</td> </tr> <tr> <td>3号炉励磁変圧器</td> <td>約51</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 排気筒に対する熱影響評価 排気筒について温度上昇を評価した結果、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-7表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-7表 排気筒に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="725 587 1308 702"> <thead> <tr> <th>想定火災</th> <th>評価対象施設</th> <th>評価温度 [°C]</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉主変圧器</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>約57</td> <td rowspan="2">< 325</td> </tr> <tr> <td>3号炉起動変圧器</td> <td>約72</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3 航空機墜落による火災（添付資料-7）</p> <p>2.3.1 評価内容 発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が女川原子力発電所の敷地内で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>2.3.2 評価結果</p> <p>2.3.2.1 評価方法 航空機墜落評価については、評価条件の違いに応じたカテゴリに分けて墜落確率を求めている。 評価において考慮する航空機落下事故については、航空機の機種によって、装備、飛行形態等が同一ではなく、落下事故件数及び火災影響の大きさに差があることから、これらを考慮したカテゴリごとに航空機墜落による火災の影響評価を実施する。 落下事故のカテゴリを第2.3.2.1-1表に示す。</p>	想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]	3号炉主変圧器	復水貯蔵タンク	約51	< 66	3号炉励磁変圧器	約51	想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]	3号炉主変圧器	排気筒	約57	< 325	3号炉起動変圧器	約72	<p>b. 排気筒に対する熱影響評価 排気筒について温度上昇を評価した結果、許容温度325℃以下であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-5表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-5表 排気筒に対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1366 549 1935 663"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th>3号炉主変圧器・所内変圧器</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> <tr> <th>評価温度 [°C]</th> <th>[°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒</td> <td>約63</td> <td><325</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価 原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受80℃）であることを確認した。評価結果を第2.2.2.5-6表に示す。</p> <p>第2.2.2.5-6表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1366 842 1935 941"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象施設</th> <th>3号炉主変圧器・所内変圧器</th> <th>許容温度 [°C]</th> </tr> <tr> <th>評価温度 [°C]</th> <th>[°C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>約46</td> <td><80</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3 航空機墜落による火災（添付資料-7）</p> <p>2.3.1 評価内容 発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対して、より一層の安全性向上の観点から、その火災が泊発電所の敷地内で起こったとしても発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>2.3.2 評価結果</p> <p>2.3.2.1 評価方法 航空機墜落確率評価については、評価条件の違いに応じたカテゴリに分けて墜落確率を求めている。 評価において考慮する航空機落下事故については、航空機の機種によって、装備、飛行形態等が同一ではなく、落下事故件数及び火災影響の大きさに差があることから、これらを考慮したカテゴリごとに航空機墜落による火災の影響評価を実施する。 落下事故のカテゴリを第2.3.2.1-1表に示す。</p>	評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]	評価温度 [°C]	[°C]	排気筒	約63	<325	評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]	評価温度 [°C]	[°C]	原子炉補機冷却海水ポンプ	約46	<80	<p>【女川】記載方針の相違 ・文章構成の統一（(1)敷地内危険物施設との記載統一） 【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・他箇所との記載統一（女川も添付資料にて評価結果を示している）</p> <p>【女川・大飯】 発電所名の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・記載表現の統一（基本方針との記載統一） 【大飯】記載表現の相違</p>
想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]																																				
3号炉主変圧器	復水貯蔵タンク	約51	< 66																																				
3号炉励磁変圧器		約51																																					
想定火災	評価対象施設	評価温度 [°C]	許容温度 [°C]																																				
3号炉主変圧器	排気筒	約57	< 325																																				
3号炉起動変圧器		約72																																					
評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]																																					
	評価温度 [°C]	[°C]																																					
排気筒	約63	<325																																					
評価対象施設	3号炉主変圧器・所内変圧器	許容温度 [°C]																																					
	評価温度 [°C]	[°C]																																					
原子炉補機冷却海水ポンプ	約46	<80																																					

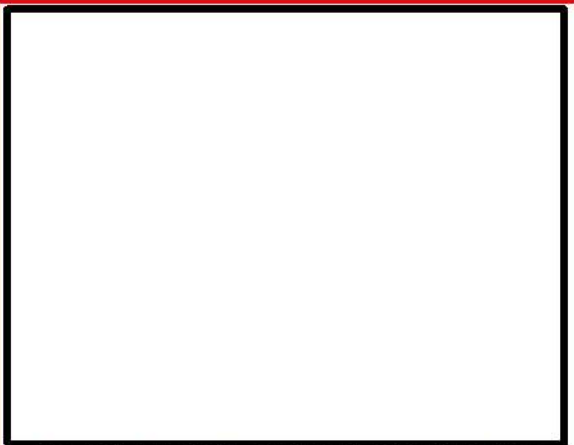
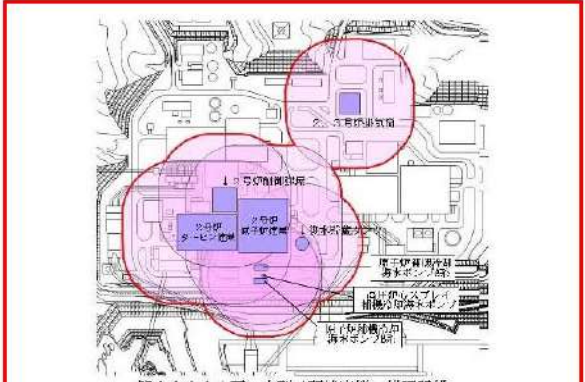
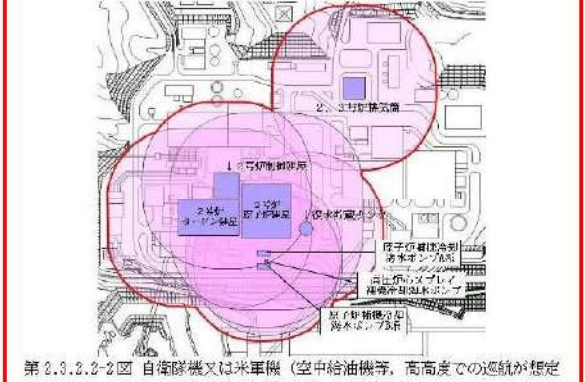

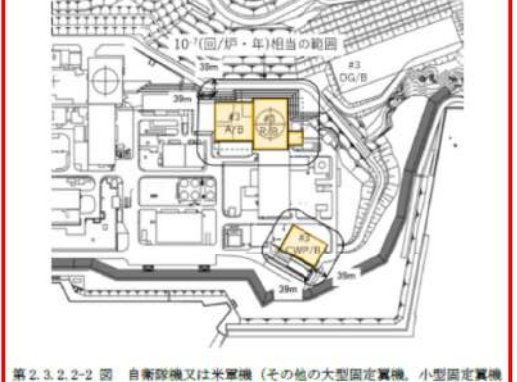
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																					
<p>落下事故のカテゴリ</p> <table border="1"> <tr> <td>計器飛行方式</td> <td>飛行場での離着陸時における落下事故^{#1}</td> </tr> <tr> <td>民間航空機</td> <td>航空路を巡航中の落下事故</td> </tr> <tr> <td>有視界飛行方式</td> <td>大型航空機の落下事故</td> </tr> <tr> <td>民間航空機</td> <td>小型航空機の落下事故</td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故^{#2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基地-訓練空域を往復時の落下事故^{#3}</td> </tr> </table> <p>注1：発電所付近の空港の最大離着陸地点までの距離は、発電所と空港の距離より短いため、評価対象外とした。 注2：発電所上空には自衛隊の訓練空域が存在しないため、訓練空域内の事故は評価対象外とした。 注3：発電所は、基地-訓練空域間の往復の想定範囲内にないため、評価対象外とした。</p> <p>航空機の落下確率が10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積より、航空機落下確率評価で標的面積として考慮している原子炉施設からの離隔距離（墜落地点）を求め、そこで発生する火災による原子炉施設の表面温度を評価し、許容温度を超えないことを確認する。</p> <p>2.3.2.2 離隔距離の算出 防護対象として原子炉補助建屋等を考慮し、落下確率10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積より、カテゴリ毎の離隔距離を算出した。</p>	計器飛行方式	飛行場での離着陸時における落下事故 ^{#1}	民間航空機	航空路を巡航中の落下事故	有視界飛行方式	大型航空機の落下事故	民間航空機	小型航空機の落下事故	自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故 ^{#2}		空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機		基地-訓練空域を往復時の落下事故 ^{#3}	<p>第2.3.2.1-1表 落下事故のカテゴリ</p> <table border="1"> <tr> <td>(1)計器飛行方式民間航空機</td> <td>飛行場での離着陸時 航空路を巡航中</td> <td>①大型民間航空機</td> </tr> <tr> <td>(2)有視界飛行方式民間航空機</td> <td></td> <td>②小型民間航空機</td> </tr> <tr> <td>(3)自衛隊機又は米軍機</td> <td>③訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機^{#1} ③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機^{#2} ④基地-訓練空域間往復時^{#3}</td> </tr> </table> <p>※1：女川原子力発電所は、仙台空港からの最大離着陸地点に遠く位置するため対象外。 ※2：女川原子力発電所の上空には自衛隊機又は米軍機の訓練空域がないため、訓練空域外を飛行中の落下事故を評価対象とする。 評価時に使用した事故データの集計期間（平成3年1月～平成22年12月）以降においても、女川原子力発電所周辺の訓練空域における自衛隊機又は米軍機による訓練空域内での訓練中に発電所又はその周辺への落下事故は発生していない。また、女川原子力発電所周辺の訓練空域における訓練回数に変更はない。 ※3：女川原子力発電所の近傍に、基地-訓練空域間の移動経路が存在することから評価対象とする。</p> <p>航空機墜落確率が10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積より、航空機墜落確率評価で標的面積として考慮している発電用原子炉施設からの離隔距離（墜落地点）を求め、そこで発生する火災による発電用原子炉施設の表面温度を評価し、許容温度を超えないことを確認する。</p> <p>2.3.2.2 離隔距離の算出 防護対象となる発電用原子炉施設（原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋、海水ポンプ室、排気筒及び復水貯蔵タンク）を考慮し、墜落確率10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積より、カテゴリごとの離隔距離を算出する。</p>	(1)計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時 航空路を巡航中	①大型民間航空機	(2)有視界飛行方式民間航空機		②小型民間航空機	(3)自衛隊機又は米軍機	③訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 ^{#1} ③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 ^{#2} ④基地-訓練空域間往復時 ^{#3}	<p>第2.3.2.1-1表 落下事故のカテゴリ</p> <table border="1"> <tr> <td>1)計器飛行方式民間航空機</td> <td>飛行場での離着陸時 航空路を巡航中</td> <td>—^{#1} —^{#2}</td> </tr> <tr> <td>2)有視界飛行方式民間航空機</td> <td></td> <td>大型民間航空機 小型民間航空機</td> </tr> <tr> <td>3)自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機^{#1} その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機^{#2} —^{#3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基地-訓練空域間往復時</td> <td>—^{#4}</td> </tr> </table> <p>※1：泊発電所は、札幌空港及び新千歳空港からの最大離着陸地点に遠く位置するため対象外。 ※2：泊発電所上空に航空路は存在しないため対象外。 ※3：泊発電所周辺上空は自衛隊機の訓練空域であるため、自衛隊機は訓練中の落下事故を評価対象とする。 ※4：泊発電所周辺上空は米軍機の訓練空域がないため、米軍機は訓練空域外を飛行中の落下事故を評価対象とする。 ※5：泊発電所は基地-訓練空域間の往復の想定範囲内にないため対象外。</p> <p>航空機墜落確率が10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積より、航空機墜落確率評価で標的面積として考慮している発電用原子炉施設からの離隔距離（墜落地点）を求め、そこで発生する火災による発電用原子炉施設の表面温度を評価し、許容温度を超えないことを確認する。</p> <p>2.3.2.2 離隔距離の算出 防護対象となる発電用原子炉施設（原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋）を考慮し、墜落確率10^{-7} [回/炉・年]に相当する面積より、カテゴリごとの離隔距離を算出する。</p>	1)計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時 航空路を巡航中	— ^{#1} — ^{#2}	2)有視界飛行方式民間航空機		大型民間航空機 小型民間航空機	3)自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 ^{#1} その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 ^{#2} — ^{#3}		基地-訓練空域間往復時	— ^{#4}	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性によるカテゴリの相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価対象施設の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p>																																																																																		
計器飛行方式	飛行場での離着陸時における落下事故 ^{#1}																																																																																																																							
民間航空機	航空路を巡航中の落下事故																																																																																																																							
有視界飛行方式	大型航空機の落下事故																																																																																																																							
民間航空機	小型航空機の落下事故																																																																																																																							
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故 ^{#2}																																																																																																																							
	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機、その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																																																																																																							
	基地-訓練空域を往復時の落下事故 ^{#3}																																																																																																																							
(1)計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時 航空路を巡航中	①大型民間航空機																																																																																																																						
(2)有視界飛行方式民間航空機		②小型民間航空機																																																																																																																						
(3)自衛隊機又は米軍機	③訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	③-1 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 ^{#1} ③-2 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 ^{#2} ④基地-訓練空域間往復時 ^{#3}																																																																																																																						
1)計器飛行方式民間航空機	飛行場での離着陸時 航空路を巡航中	— ^{#1} — ^{#2}																																																																																																																						
2)有視界飛行方式民間航空機		大型民間航空機 小型民間航空機																																																																																																																						
3)自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機 ^{#1} その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機 ^{#2} — ^{#3}																																																																																																																						
	基地-訓練空域間往復時	— ^{#4}																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>対象航空機</th> <th>燃料量 (m³)^{#1}</th> <th>放射線量 (W/m²)</th> <th>燃焼速度 (m/s)</th> <th>航空機墜落地点 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計器飛行の民間航空機</td> <td>B747</td> <td>216.84</td> <td>50 × 10³</td> <td>4.64 × 10³</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>有視界飛行の民間航空機</td> <td>大型航空機</td> <td>400</td> <td>10⁵</td> <td>10⁵</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型航空機</td> <td colspan="4">(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に包含される)^{#2}</td> </tr> <tr> <td>自衛隊機又は米軍機</td> <td>訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中</td> <td>KC-7</td> <td>145.03</td> <td>58 × 10³</td> <td>6.71 × 10⁵</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>67</td> <td></td> <td></td> <td>216</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>F-15</td> <td>14.87</td> <td>58 × 10³</td> <td>6.71 × 10⁵</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：軍用機関係の図書等の記載値から算定した推定値。 注2：落下確率評価において考慮している航空機は、小型固定翼機及び小型回転翼機である。評価条件は、原子炉施設から距離が86m、燃料積載量が小型固定翼機の2m³程度であることから、自衛隊機又は米軍機において原子炉施設からの距離が44m、燃料積載量が15m³程度で評価していることを踏まえ、本評価は自衛隊機又は米軍機の落下による火災影響評価に包含される。</p>	カテゴリ	対象航空機	燃料量 (m ³) ^{#1}	放射線量 (W/m ²)	燃焼速度 (m/s)	航空機墜落地点 (m)	計器飛行の民間航空機	B747	216.84	50 × 10 ³	4.64 × 10 ³	206	有視界飛行の民間航空機	大型航空機	400	10 ⁵	10 ⁵			小型航空機	(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に包含される) ^{#2}				自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中	KC-7	145.03	58 × 10 ³	6.71 × 10 ⁵			67			216			F-15	14.87	58 × 10 ³	6.71 × 10 ⁵						44	<p>第2.3.2.2-1表 落下事故のカテゴリごとの離隔距離及び放射線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>小型民間航空機</th> <th>空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> <th>基地-訓練空域間往復時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>Do228-200</td> <td>EC-767</td> <td>F-15</td> <td>F-2</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 L[m]</td> <td>85</td> <td>44</td> <td>111</td> <td>21</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>放射線量 W/m²</td> <td>50 × 10³</td> <td>50 × 10³</td> <td>58 × 10³</td> <td>58 × 10³</td> <td>58 × 10³</td> </tr> <tr> <td>放射線量 W/m²</td> <td>2,790</td> <td>—^{#1}</td> <td>1,178</td> <td>3,360</td> <td>1,863</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「有視界飛行方式民間航空機の小型機」の落下事故の対象航空機のうち、燃料積載量が最大となるDo228-200であっても約3m³の少量であることから、Do228-200よりも燃料積載量が多く、かつ離隔距離が短い「自衛隊機又は米軍機」その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機の落下事故の評価に包含されるため評価対象外とした。</p>	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			大型民間航空機	小型民間航空機	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地-訓練空域間往復時	対象航空機	B747-400	Do228-200	EC-767	F-15	F-2	離隔距離 L[m]	85	44	111	21	25	放射線量 W/m ²	50 × 10 ³	50 × 10 ³	58 × 10 ³	58 × 10 ³	58 × 10 ³	放射線量 W/m ²	2,790	— ^{#1}	1,178	3,360	1,863	<p>第2.3.2.2-1表 落下事故のカテゴリごとの離隔距離及び放射線量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">民間航空機</th> <th colspan="3">自衛隊機又は米軍機</th> </tr> <tr> <th>大型民間航空機</th> <th>小型民間航空機</th> <th>訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> <th>訓練空域外 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機</th> <th>その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象航空機</td> <td>B747-400</td> <td>Do228-200</td> <td>F-15</td> <td>KC-767</td> <td>F-15</td> </tr> <tr> <td>離隔距離 L[m]</td> <td>140</td> <td>76</td> <td>39</td> <td>263</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>放射線量 W/m²</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> <td>58,000</td> <td>58,000</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>放射線量 W/m²</td> <td>1,150</td> <td>—^{#1}</td> <td>1,102</td> <td>—^{#2}</td> <td>—^{#3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料積載量が大きく、離隔距離が短い自衛隊機の落下事故の評価に包含されるため評価対象外とした。 ※2：燃料積載量が大きく、離隔距離が短い大型民間航空機の落下事故の評価に包含されるため評価対象外とした。 ※3：対象航空機が同一で、離隔距離が短い自衛隊機の落下事故の評価に包含されるため評価対象外とした。</p>	分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機			大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	訓練空域外 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	対象航空機	B747-400	Do228-200	F-15	KC-767	F-15	離隔距離 L[m]	140	76	39	263	109	放射線量 W/m ²	50,000	50,000	58,000	58,000	58,000	放射線量 W/m ²	1,150	— ^{#1}	1,102	— ^{#2}	— ^{#3}
カテゴリ	対象航空機	燃料量 (m ³) ^{#1}	放射線量 (W/m ²)	燃焼速度 (m/s)	航空機墜落地点 (m)																																																																																																																			
計器飛行の民間航空機	B747	216.84	50 × 10 ³	4.64 × 10 ³	206																																																																																																																			
有視界飛行の民間航空機	大型航空機	400	10 ⁵	10 ⁵																																																																																																																				
	小型航空機	(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に包含される) ^{#2}																																																																																																																						
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中	KC-7	145.03	58 × 10 ³	6.71 × 10 ⁵																																																																																																																			
		67			216																																																																																																																			
		F-15	14.87	58 × 10 ³	6.71 × 10 ⁵																																																																																																																			
					44																																																																																																																			
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																																																					
	大型民間航空機	小型民間航空機	空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	基地-訓練空域間往復時																																																																																																																			
対象航空機	B747-400	Do228-200	EC-767	F-15	F-2																																																																																																																			
離隔距離 L[m]	85	44	111	21	25																																																																																																																			
放射線量 W/m ²	50 × 10 ³	50 × 10 ³	58 × 10 ³	58 × 10 ³	58 × 10 ³																																																																																																																			
放射線量 W/m ²	2,790	— ^{#1}	1,178	3,360	1,863																																																																																																																			
分類	民間航空機		自衛隊機又は米軍機																																																																																																																					
	大型民間航空機	小型民間航空機	訓練空域内 その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	訓練空域外 空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機																																																																																																																			
対象航空機	B747-400	Do228-200	F-15	KC-767	F-15																																																																																																																			
離隔距離 L[m]	140	76	39	263	109																																																																																																																			
放射線量 W/m ²	50,000	50,000	58,000	58,000	58,000																																																																																																																			
放射線量 W/m ²	1,150	— ^{#1}	1,102	— ^{#2}	— ^{#3}																																																																																																																			

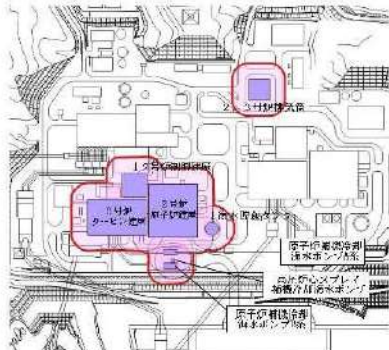
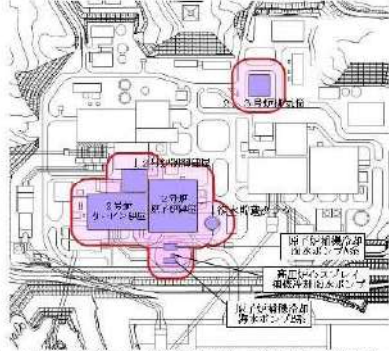
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図3 自衛隊機又は米軍機 その他の大型固定翼機及び回転翼機の 離隔距離(44m)のイメージ</p>	 <p>第2.3.2.2-1図 大型民間航空機の離隔距離</p>  <p>第2.3.2.2-2図 自衛隊機又は米軍機（空中給油機等、高高度での巡航が想定される大型固定翼機）の離隔距離</p>	 <p>第2.3.2.2-1図 大型民間航空機の離隔距離</p>  <p>第2.3.2.2-2図 自衛隊機又は米軍機（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）の離隔距離</p>	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・地域特性による評価 結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3.2.3 火災影響評価結果</p> <p>航空機落下により発電所の敷地内で火災が発生した場合を想定したとしても、原子炉施設外壁の温度が許容温度 200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。</p>	 <p>第2.3.2.2-3図 自衛隊機又は米軍機（その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機）の離隔距離</p>  <p>第2.3.2.2-4図 自衛隊機又は米軍機（基地—訓練空域間往復時）の離隔距離</p> <p>2.3.2.3 火災影響評価結果 (1) 建屋外壁面温度評価</p> <p>航空機墜落により女川原子力発電所の敷地内で火災が発生した場合を想定したとしても、発電用原子炉施設外壁の温度が許容温度 200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。</p>	<p>2.3.2.3 火災影響評価結果 (1) 建屋外壁面温度評価</p> <p>航空機墜落により泊発電所の敷地内で火災が発生した場合を想定したとしても、発電用原子炉施設外壁の温度が許容温度 200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による評価結果の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 【女川・大飯】 発電所名の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

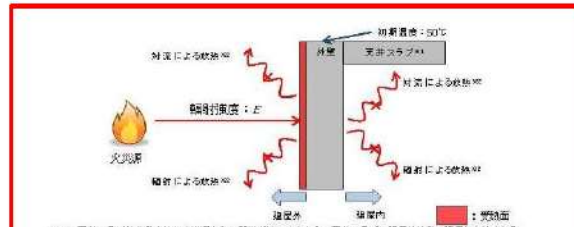
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

カテゴリ	対象航空機	燃料タンク投影面積 (m ²) #1	輻射強度 (W/m ²)	燃焼継続時間 (h)	評価温度 (°C)	許容温度 (°C)	
計器飛行の民間航空機	B747	700	550	1.85	約76	<200	
有視界飛行の民間航空機	大型航空機	-400					
	小型航空機	(評価結果は自衛隊機又は米軍機の落下に含まれる)					
自衛隊機又は米軍機	訓練空域内で飛行中及び訓練空域外を飛行中	KC-7	405.2	319	1.48	約64	<200
	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機	F-15	44.6	870	1.38	約86	<200

注1：軍用機関係の図書等の記載値から算定した推定値。

女川原子力発電所2号炉



※1：天井スラブは外壁よりも火災源からの距離が遠いことから、天井スラブの評価は外壁の評価に含まれる。
 ※2：コンクリート表面温度評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。

第2.3.2.3-1図 建屋外壁評価概念図

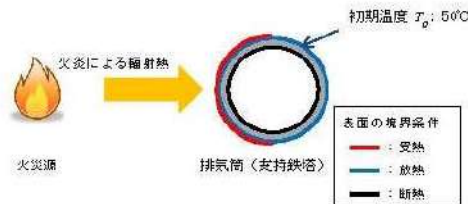
第2.3.2.3-1表 航空機墜落による火災時の原子炉建屋外壁温度評価結果

データ種別	民間航空機		自衛隊機又は米軍機	
	大型民間航空機	訓練空域外を飛行中 空中給油機等 高度での巡航 が想定される 大型固定翼機	その他の大型 固定翼機、小 型固定翼機 及び回転翼機	基地-訓練 空域内往復時
燃料タンク面積[m ²]	700	405.2	44.6	35
輻射強度[W/m ²]	2,750	1,175	1,330	1,903
燃焼継続時間[s]	8,677	5,325	4,088	4,442
評価温度[°C]	約179	約88	約134	約124
許容温度[°C]	200	200	200	200

(2) 屋外の評価対象施設への熱影響評価

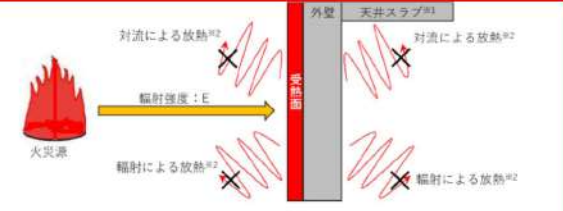
a. 排気筒

排気筒について温度上昇を評価した結果、主排気筒の温度は約139°Cとなり、排気筒鋼材の許容温度325°Cを下回ることを確認した。



第2.3.2.3-2図 排気筒温度評価概念図

泊発電所3号炉



※1：天井スラブは外壁よりも火災源からの距離が遠いことから、外壁の評価に包絡される。
 ※2：コンクリート表面温度評価に当たっては、対流及び輻射による放熱は考慮しないものとした。

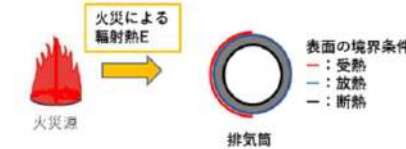
第2.3.2.3-1図 建屋外壁の評価概念図

第2.3.2.3-1表 航空機墜落による火災時の建屋外壁面の温度評価結果

項目	民間航空機		自衛隊機	
	大型民間航空機	訓練空域内	訓練空域内	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機
燃料タンク面積[m ²]	700	44.6	44.6	35
輻射強度[W/m ²]	1,150	1,102	1,102	1,903
燃焼継続時間[s]	6,670	4,963	4,963	4,442
評価温度[°C]	約103	約94	約94	約124
許容温度[°C]	200	200	200	200

(2) 排気筒に対する熱影響評価

排気筒について温度上昇を評価した結果、排気筒の温度は約84°Cとなり、排気筒鋼材の許容温度325°C以下であることを確認した。評価結果を第2.3.2.3-2表に示す。



第2.3.2.3-2図 排気筒の評価概念図

第2.3.2.3-2表 排気筒に対する熱影響評価結果

項目	民間航空機		自衛隊機	
	大型民間航空機	訓練空域内	訓練空域内	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機
評価温度[°C]	約84	約83	約83	約124
許容温度[°C]	325	325	325	325

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

【大飯】記載方針の相違
 (女川実績の反映)

【女川】記載方針の相違
 ・文章構成の統一
 (2.2.2.5(1)敷地内危険物施設との記載統一)

【女川】設備名称の相違
 【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

【女川】記載方針の相違
 ・他箇所との記載統一

【女川】記載方針の相違
 ・文章構成の統一
 (2.2.2.5敷地内危険物施設等の影響評価との記載統一)
 ・他箇所との記載統一
 (女川も添付資料にて評価結果を示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

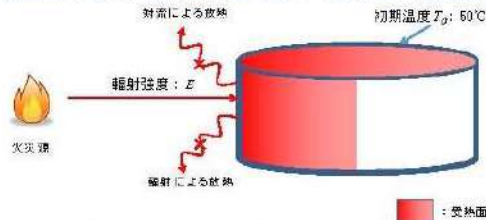
泊発電所3号炉

相違理由

なお、同様に海水ポンプに対する熱影響評価を実施したところ、冷却用空気の入込温度は42℃（F-15のケース）となり、許容温度 ℃を超えないことを確認した。

b. 復水貯蔵タンク

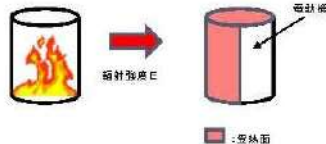
復水貯蔵タンクについて温度上昇を評価した結果、外壁面の温度評価で最も厳しい大型民間航空機の場合においても最大で約55℃となり、許容温度66℃以下であることを確認した。



第2.3.2.3-3図 復水貯蔵タンク温度評価体系図

c. 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ

原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：上部軸受40℃，下部軸受55℃，高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ：上部軸受55℃，下部軸受55℃）であることを確認した。評価結果を第2.3.2.3-2表に示す。



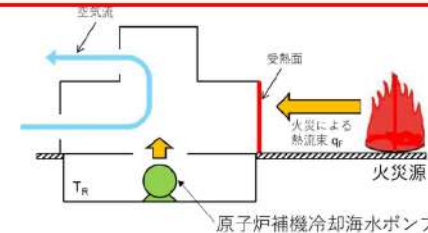
第2.3.2.3-4図 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ温度評価体系図

第2.3.2.3-2表 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプの評価結果

対象機器	上部軸受温度[℃]	下部軸受温度[℃]
原子炉補機冷却海水ポンプ	約37	約28
高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ	約36	約44

(3) 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価

原子炉補機冷却海水ポンプの冷却空気の温度が、許容温度以下（原子炉補機冷却海水ポンプ：下部軸受80℃）であることを確認した。評価結果を第2.3.2.3-3表に示す。



第2.3.2.3-3図 原子炉補機冷却海水ポンプの評価概念図

第2.3.2.3-3表 原子炉補機冷却海水ポンプに対する熱影響評価結果

項目	民間航空機	自衛隊機 訓練空域内
	大型民間航空機	その他の大型固定翼機、小型固定翼機及び回転翼機
評価温度[℃]	約59	約59
許容温度[℃]	80	80

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の施設は無い）

【女川】記載方針の相違
 ・文章構成の統一
 (2.2.2.5(1)敷地内危険物施設との記載統一)
 【大飯】
 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違
 ・ポンプ仕様の相違（泊のポンプの軸受は上部が水冷式、下部が空冷式であるため下部軸受を評価）

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2.4 航空機落下に起因する敷地内危険物タンク火災（添付資料14）

(3) 航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重畳について

(4) 航空機墜落による火災と危険物タンク火災の重畳について

【大阪】記載表現の相違

航空機落下による火災のうち、評価結果が厳しい民間航空機B747-400並びに自衛隊機又は米軍機のF-15と、敷地内危険物タンクのうち評価結果が厳しい補助ボイラ燃料タンクについて同時に火災が発生した場合を想定しても、原子炉施設外壁の温度が許容温度200℃（火災時における短期温度上昇を考慮した場合において、コンクリート圧縮強度が維持される保守的な温度）を超えないことを確認した。

危険物貯蔵施設等と航空機墜落火災との重畳を想定し、熱影響評価を実施した。想定する航空機は対象航空機の中で熱影響が大きいF-15及びB747-400を想定した。重畳する危険物貯蔵施設等は1号炉軽油貯蔵タンク及び3号炉軽油タンクとした。

危険物貯蔵施設等と航空機墜落火災との重畳を想定し、熱影響評価を実施した。想定する航空機は対象航空機の中で熱影響が大きいB747-400を想定した。重畳する危険物貯蔵施設等は3号炉補助ボイラ燃料タンクとした。また、ディーゼル発電機建屋外壁のコンクリート表面温度の評価にあたっては外壁に設置した断熱材の効果を加味した。

【大阪】
 記載方針の相違（女川に記載統一：着色せず）
 【女川】設計方針の相違・地域特性及びプラント設計の違いによる最大熱影響火災源及び防護手段の相違

評価対象施設に対する想定ケースを第2.3.2.3-3表に、評価結果を第2.3.2.3-4表に、航空機墜落位置と敷地内の危険物貯蔵施設等の重畳を考慮する位置を第2.3.2.3-5図に示す。

評価結果を第2.3.2.3-4表に、航空機墜落位置と敷地内の危険物貯蔵施設等の重畳を考慮する位置を第2.3.2.3-4図に示す。

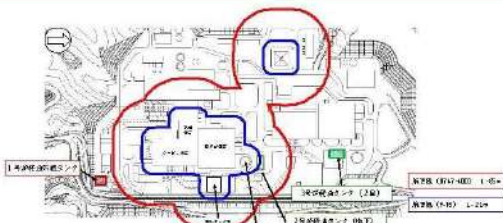
【女川】設計方針の相違・泊は地域特性及びプラント設計の違いにより重畳火災の組み合わせが複数無いため。（全評価対象施設に対して共通の航空機と危険物貯蔵施設等が選定される）

第2.3.2.3-3表 重畳評価で想定するケース

想定ケース	評価対象施設
F-15及び3号炉軽油タンク	原子炉建屋 排気筒 制御建屋
F-15及び1号炉軽油貯蔵タンク	タービン建屋 原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ
B747-400及び3号炉軽油タンク	複水貯蔵タンク

想定火災源	建屋までの距離	評価結果 (建屋外壁表面温度)
航空機 (B747-400)	206m	121℃
補助ボイラ燃料タンク	90m	
航空機 (F-15)	44m	121℃
補助ボイラ燃料タンク	90m	

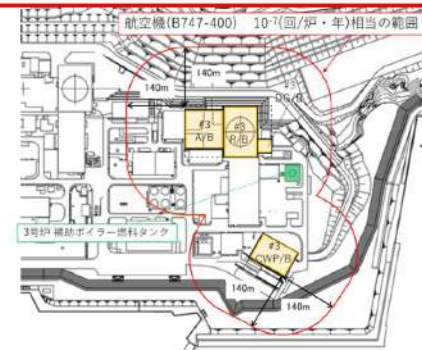
コンクリート許容温度：200℃



第2.3.2.3-5図 航空機墜落位置と危険物タンク火災の重畳を考慮する位置

第2.3.2.3-4表 重畳火災による熱影響評価結果

重畳評価の想定	評価対象施設	評価温度[℃]	許容温度[℃]
F-15及び3号炉軽油タンク	原子炉建屋	約143	< 200
	排気筒	約148	< 325
	制御建屋	約143	< 200
F-15及び1号炉軽油貯蔵タンク	タービン建屋	約156	< 200
	原子炉補機	約38(上部軸受)	< 40(上部軸受)
	冷却海水ポンプ	約30(下部軸受)	< 55(下部軸受)
	高圧炉心スプレィ補機	約36(上部軸受)	< 55(上部軸受)
B747-400及び3号炉軽油タンク	冷却海水ポンプ	約45(下部軸受)	< 55(下部軸受)
	複水貯蔵タンク	約53	< 88



第2.3.2.3-4図 航空機墜落位置と危険物タンク火災の重畳を考慮する位置

第2.3.2.3-4表 重畳火災による熱影響評価結果

想定火災源	評価対象施設	評価温度(℃)	許容温度(℃)
B-747-400及び3号炉補助ボイラ燃料タンク	原子炉建屋	約171	200
	原子炉補助建屋	—※1	
	ディーゼル発電機建屋	約167	
	循環水ポンプ建屋	—※1	
	排気筒	約139	
	原子炉補機冷却海水ポンプ	約68	80

※1：原子炉補助建屋及び循環水ポンプ建屋の評価は原子炉建屋の評価に包絡される。

【女川・大阪】
 設計方針の相違
 ・地域特性による評価結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2.5 二次的影響の評価（添付資料7）
 2.5.1 評価内容
 森林火災、近隣の産業施設の火災、爆発及び航空機墜落による火災において発生するばい煙等に対して、影響が想定される機器、施設について評価を実施している。
 2.5.2 評価結果
 ばい煙等による**安全上重要な設備**に対する影響及び居住性に影響を及ぼさないことを以下のとおり確認した。

2.4 二次的影響（ばい煙、有毒ガス）の評価（添付資料-8）
 2.4.1 評価内容
 森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落による火災において発生するばい煙等に対して、影響が想定される機器、施設について評価を実施する。
 2.4.2 評価結果
 ばい煙等による評価対象施設に対する影響及び居住性に影響を及ぼさないことを以下のとおり確認する。

2.4 二次的影響（ばい煙、有毒ガス）の評価（添付資料-8）
 2.4.1 評価内容
 森林火災、近隣の産業施設の火災・爆発及び航空機墜落による火災において発生するばい煙等に対して、影響が想定される機器、施設について評価を実施する。
 2.4.2 評価結果
 ばい煙等による評価対象施設に対する影響及び居住性に影響を及ぼさないことを以下のとおり確認する。

【大阪】記載表現の相違

【大阪】記載表現の相違

【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違

【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）

分類	対象設備	評価結果
機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器	ディーゼル発電機 ・当該設備の運転時において、ばい煙を機室内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない。 ・取り込まれたばい煙はシリンダ、ピストンの硬度より柔らかいと考えられることから、機室内の磨耗は発生せず、機能への影響はない。
	海水ポンプモータ	・電動機本体はばい煙が侵入しない密閉構造であるとともに、電動機の空気冷却器冷却管径はばい煙の粒径より大きいため、冷却管は閉塞しないことから、機能への影響はない。
	主蒸気逃がし弁等	・建屋外部に開口部を有する主蒸気逃し弁等は、動作時の吹出力が十分大きいため、ばい煙侵入による機能への影響はない。
外気を取り込む空調系	換気空調設備	・外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口に設置された平型フィルタにより、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は空調系停止や循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である。
室内の空気を取り込む機器	安全保護系計装盤及び制御用空気圧縮機	・安全保護系計装盤及び制御用空気圧縮機を設置している空調設備には、フィルタが設置され、細かい粒子を捕集することが可能であり、ばい煙に対して高い防護性能を有している。
居住性への影響	中央制御室等	・外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転等により、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙侵入を阻止することが可能である。

第2.4.2-1表 評価対象施設に対する影響評価結果

分類	対象設備	評価結果
機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレッドディーゼル発電機を含む。） ・当該設備の運転時において、ばい煙を機室内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。 ・通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うばい煙が発生していることから、機室内に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。
	外気を取り込む空調系	換気空調設備 ・外気取入運転を行っている換気空調設備は、外気取入口にはバグフィルタ（粒径約2μmに対して80%以上を捕集する性能）を設置しているため、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は換気空調系停止や循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-2(a)(b)図）。
	屋外設置機器	・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレッドディーゼル発電機を含む。）排気口 ・外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にばい煙が侵入することはない。 ・ばい煙の粒径が冷却回路及び冷却回路出口の口径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3(a)(b)図）。
	屋外部に開口部を有する設備	非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレッドディーゼル発電機を含む。）排気口 ・ばい煙が配管等の内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。
居住性への影響	中央制御室	・外気取入ダンパを閉止し事故時モードへの切替えにより、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙等の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5(a)(b)図、第2.4.2-2表）。 ・外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。

※：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度値

第2.4.2-1表 評価対象施設に対する影響評価結果

分類	対象設備	評価結果
機器への影響	外気を直接設備内に取り込む機器	ディーゼル発電機 ・当該設備の運転時において、ばい煙を機室内に吸い込むおそれがあるが、シリンダまでの通気経路の間隔よりばい煙の粒径が小さいため、通気経路が閉塞することなく、運転に影響はない（第2.4.2-1図）。 ・通常運転においても燃料油（軽油）の燃焼に伴うばい煙が発生していることから、機室内に損傷を与えることや運転機能を阻害することはない。
	外気を取り込む空調設備	換気空調設備 ・外気取り入れ運転を行っている換気空調設備は、外気取入口には平型フィルタ（主として粒径が5μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入ダンパを閉止又は換気空調系停止や閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙の侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-2(a)図）。 ・室内の空気を機器内に取り込む安全保護系計装盤を設置している空調装置には、平型フィルタに加えて粗フィルタ（主として粒径が2μmより大きい粒子を除去）を設置しているため、更に細かい粒子を捕集することが可能であり、ばい煙に対して高い防護性能を有している（第2.4.2-2(b)図）。
	外気を取り込む機器	原子炉補機冷却海水ポンプ ・外気を電動機内部に取り込まない構造であり、電動機内部にばい煙が侵入することはない。 ・ばい煙の粒径は空気冷却器冷却管径と比べて十分小さいことから閉塞することはない（第2.4.2-3図）。
	建屋外部に開口部を有する機器	主蒸気逃がし弁等 ・ばい煙が内部に侵入した場合においても、その動作時には侵入したばい煙は吹き出されることから、その機能に影響はない（第2.4.2-4図）。
居住性への影響	中央制御室	・外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転への切替えにより、酸素濃度及び炭酸ガス濃度を考慮しても長時間室内へのばい煙侵入を阻止することが可能である（第2.4.2-5図）。 ・外気取入口での有毒ガス濃度が判定基準（IDLH値）以下であることから、中央制御室の居住性に影響はない。

※：30分暴露によって生命及び健康に対する即時の危険な影響を与える濃度限度値

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

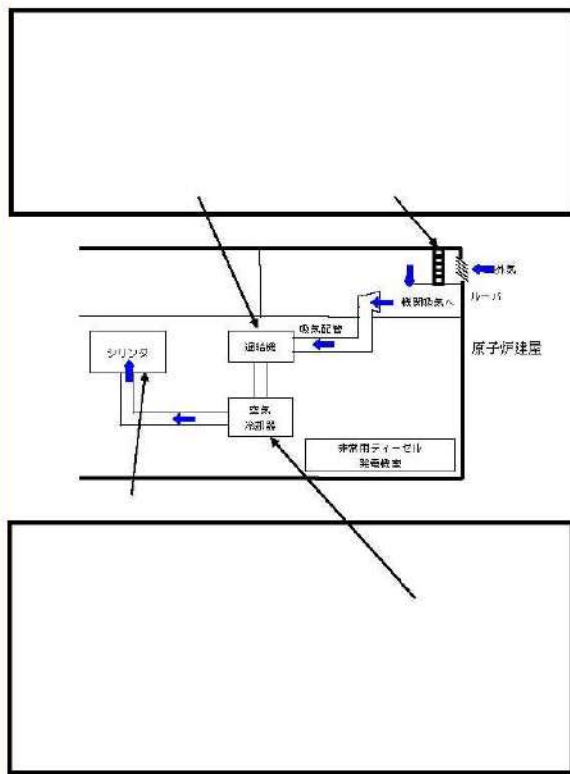
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

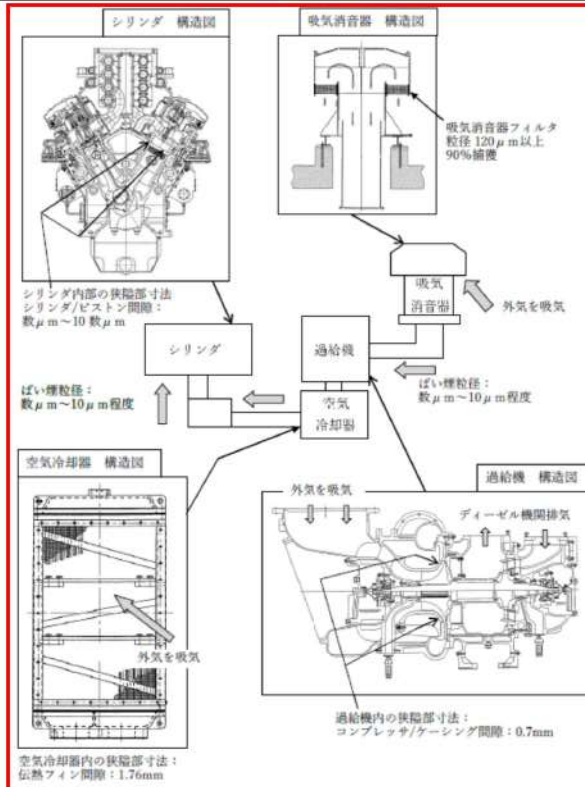
泊発電所3号炉

相違理由



第2.4.2-1図 非常用ディーゼル発電機関（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）

特記の内容は商業秘密のため公開できません。

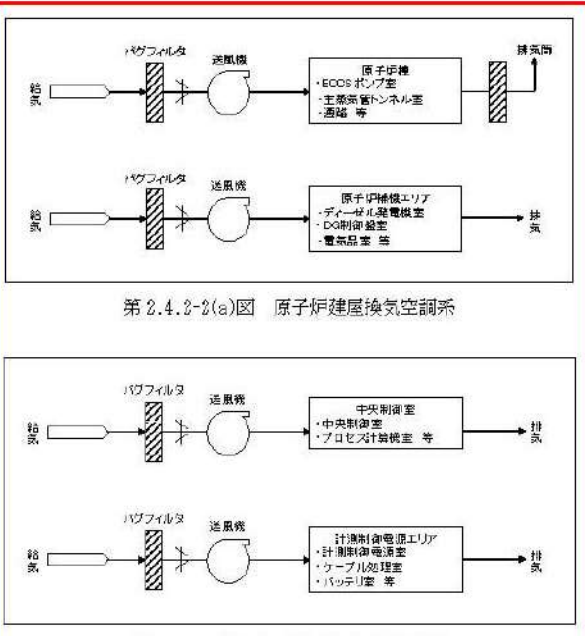
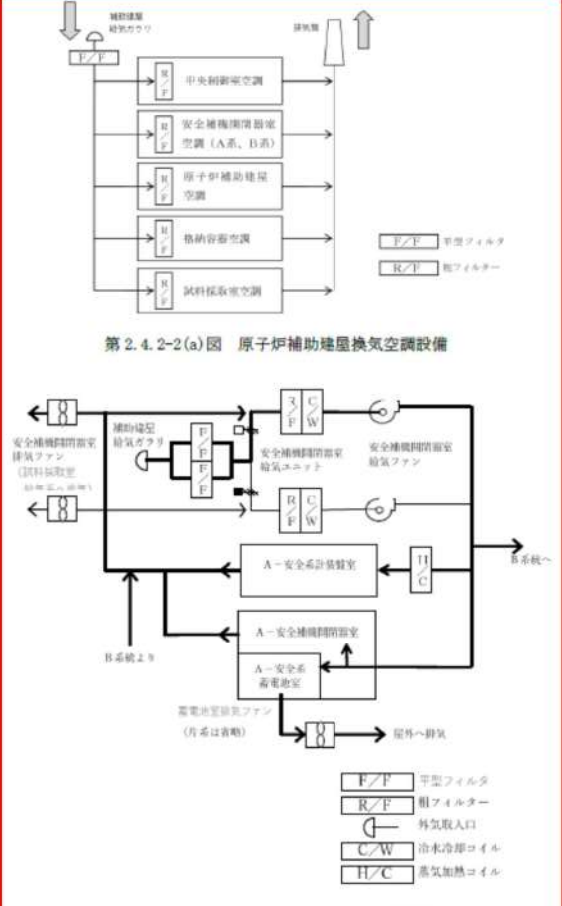


第2.4.2-1図 ディーゼル発電機関

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによるディーゼル発電機関の相違
 【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.4.2-2(a)図 原子炉建屋換気空調系</p> <p>第2.4.2-2(b)図 制御建屋換気空調系</p>	 <p>第2.4.2-2(a)図 原子炉補助建屋換気空調設備</p> <p>第2.4.2-2(b)図 安全補機閉閉器室空調装置</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる空調系の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・(女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2.4.2-3(a)図 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機外形図</p> <p>第2.4.2-3(b)図 高圧炉心スプレー補機冷却海水ポンプ用電動機外形図</p>	<p>第2.4.2-3図 原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機外形図</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによるポンプの相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・(女川実績の反映)</p>

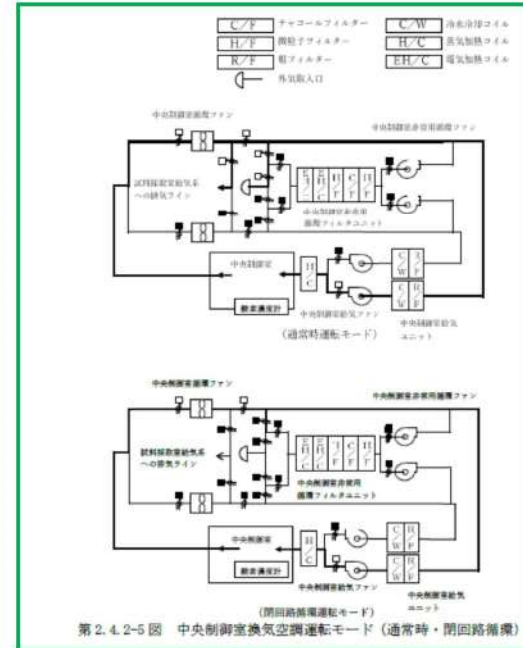
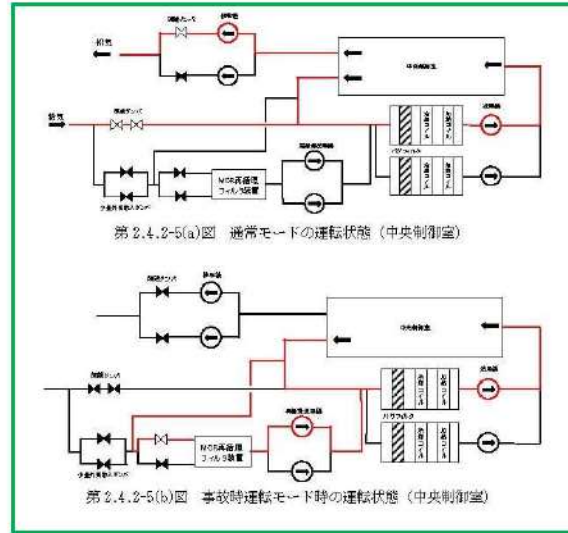
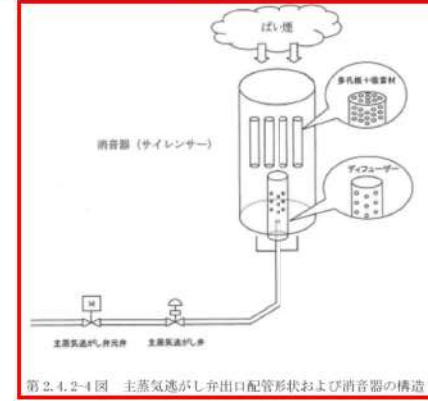
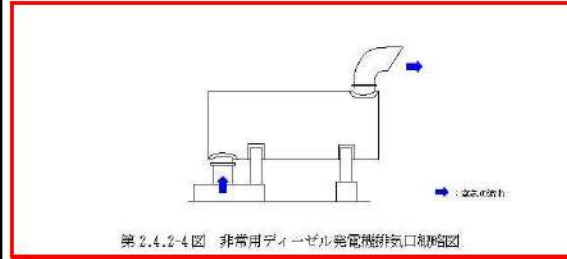
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第2.4.2-2表 外気遮断時の中央制御室の酸素・二酸化炭素濃度

時間	8時間	12時間	24時間	許容濃度
二酸化炭素濃度[%]	0.06	0.08	0.12	1.0
酸素濃度[%]	20.9	20.8	20.8	18

第2.4.2-2表 外気遮断時の中央制御室の酸素・二酸化炭素濃度

時間	2時間	4時間	6時間	8時間	10時間	12時間	許容濃度
二酸化炭素濃度[%]	0.06	0.09	0.11	0.14	0.17	0.19	1.0
酸素濃度[%]	20.91	20.87	20.83	20.80	20.76	20.72	19

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる評価対象施設の相違
 【大飯】記載方針の相違
 (女川実績の反映)

【女川】記載表現の相違
 ・運転名称の相違
 【大飯】記載方針の相違
 (女川実績の反映)

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる評価結果の相違
 【大飯】記載方針の相違
 (女川実績の反映)

以上

以上

以上

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">外部火災の防護対象設備の考え方について</p> <p>1. はじめに 原子力発電所における外部火災の影響を考慮する際には「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（以下、「ガイド」という）」に基づき評価を実施するが、ここでは、外部火災における防護対象設備の選定方法について以下にまとめる。</p> <p>2. 外部火災影響評価対象設備選定の考え方 ガイドの中には、以下の通り記載されている。 ・「<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第6条において、安全施設は、想定される自然現象又は人為事象に対して安全機能^{※1}を損なわないものでなければならない</u>」 ・<u>「発電所敷地外で発生する火災が原子炉施設（本評価ガイドにおける「原子炉施設」は安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）へ影響を与えない事</u></p> <p>※1 安全機能：その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能（PS）。また、発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止する機能（MS）。</p> <p>以上より、外部火災に係る防護対象は、「<u>「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）において、安全機能を有する設備とされるクラス1、2、3に該当する構築物、系統及び機器が該当すると考えられる。</u>」 重要度分類指針内の付表を基に、大飯発電所3、4号炉の各設備への展開を図った。（添付資料-1参照）</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-1</p> <p style="text-align: center;">外部火災影響評価対象の考え方について</p> <p>1. 外部火災影響評価対象の考え方 原子力規制委員会の定める「<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」第6条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第7条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとされている。</u>」 このため、「<u>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（以下「評価ガイド」という。）」に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、発電用原子炉施設へ影響を与えないこと及び二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</u>」 外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求事項を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、防護対象は「<u>「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」において安全機能を有する安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</u>」 今回、防護対象とした構築物、系統及び機器については、外部火災発生時には、原則防火帯の内側で防護し、建屋による防護等により影響を及ぼさないよう防護する。</p> <p>(1) 外部事象防護対象施設 外部火災によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設のうち、外部事象防護対象施設は、外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器（発電用原子炉を停止するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器、並びに、使用済燃料プールの冷却機能及び給水機能を維持するために必要な異常の発生防止の機能、又は異常の影響緩和の機能を有する構築物、系統及び機器として安全重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器）に加え、それら</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-1</p> <p style="text-align: center;">外部火災影響評価対象の考え方について</p> <p>1. 外部火災影響評価対象の考え方 原子力規制委員会の定める「<u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」第6条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第7条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとされている。</u>」 このため、「<u>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド（以下「評価ガイド」という。）」に基づき、外部火災影響評価を行い、外部火災により、発電用原子炉施設へ影響を与えないこと及び二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを評価する。</u>」 外部火災の影響を受けた場合、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な設計上の要求事項を喪失し、安全性の確保が困難となるおそれがあることから、防護対象は「<u>「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」において安全機能を有する安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。</u>」 今回、防護対象とした構築物、系統及び機器については、外部火災発生時には、原則防火帯の内側で防護し、建屋による防護等により影響を及ぼさないよう防護する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】記載方針の相違・泊は6条全体で定義している通り、外部事象防護対象施設とされるを内包する建屋を含めて外部事象防護対象施設等と記載している。</p> <p>【女川】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 影響評価内容</p> <p>(1) 火災に対する直接的な影響評価について</p> <p>発電所においては消防法等に基づく消火装置の設置、消防自動車の配備等の施設面での火災防護対策を適切に行うとともに、消火活動要員を24時間体制で配置するなど、火災発生時には要員の迅速な対応により、安全機能を有する設備の防護対策をとる事としている。</p> <p>上記設備のうち、高い信頼性を要求されるクラス1、2に該当する構築物、系統及び機器については、消火活動等の防護手段を期待しない条件のもと、想定される外部火災に対して構築物固有の熱影響評価を実施する。具体的には、評価対象設備として抽出した原子炉周辺建屋等内の設備については、建屋のコンクリート壁の耐性評価を実施し、建屋内の設備に影響を及ぼさない事を確認する。また、抽出した屋外の評価対象設備（海水ポンプ）については、固有の熱影響評価を実施する。</p> <p>クラス3に該当する構築物、系統及び機器については、一般産業施設と同等以上の信頼性の要求であり、屋内に設置している機器については、建屋により防護することとし、屋外機器については消火活動により防護していくため、個別施設の影響評価は行わない。</p> <p>(2) 二次的影響評価について</p> <p>(a) 二次的影響評価項目の選定について</p> <p>想定する以下の外部火災事象から二次的影響評価項目を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林火災 ・石油コンビナート等の火災 ・発電所敷地内に存在する危険物タンク火災 ・発電所港湾内に入港する船舶の火災 ・航空機火災 	<p>を内包する建屋とする。その上で、消火活動等の防護手段を期待しない条件のもと、火元からの離隔で防護するため、想定される外部火災に対して熱影響評価、ばい煙等による影響評価を実施する（第3-2表）。</p> <p>(2) その他の安全施設</p> <p>その他の安全施設は、原則として、防火帯により防護し、外部火災で損傷した場合であっても、代替手段があること等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 影響評価内容</p> <p>(1) 熱影響評価について</p> <p>外部事象防護対象施設のうち、外部火災の影響を受ける評価対象施設については、評価ガイドに基づき、建屋の外側（コンクリート、鋼、扉、貫通部で形成される障壁）の熱影響に対する耐性評価を実施する。選定フロー（第2-1図）に基づき抽出する施設のうち、屋内設置の外部事象防護対象施設については、内包する建屋により防護することとし、評価対象施設として抽出された建屋側面のコンクリート壁の温度評価を実施し、建屋内の外部事象防護対象施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>また、屋外の評価対象施設については、各機器について熱影響評価を実施する（第2-1表）。</p> <p>(2) 二次的影響評価</p>	<p>を内包する建屋とする。その上で、消火活動等の防護手段を期待しない条件のもと、火元からの離隔で防護するため、想定される外部火災に対して熱影響評価、ばい煙等による影響評価を実施する（図1-1、表1-3）。</p> <p>(2) その他の安全施設</p> <p>その他の安全施設は、原則として、防火帯により防護し、外部火災で損傷した場合であっても、代替手段があること等により、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>2. 影響評価内容</p> <p>(1) 熱影響評価について</p> <p>外部事象防護対象施設のうち、外部火災の影響を受ける評価対象施設については、評価ガイドに基づき、建屋の外側（コンクリート、鋼、扉、貫通部で形成される障壁）の熱影響に対する耐性評価を実施する。選定フロー（図1-2）に基づき抽出する施設のうち、屋内設置の外部事象防護対象施設については、内包する建屋により防護することとし、評価対象施設として抽出された建屋側面のコンクリート壁の温度評価を実施し、建屋内の外部事象防護対象施設に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>ただし、評価対象施設のうち、原子炉補機冷却海水ポンプは取水ビットポンプ室、原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室に内包されており、これらは循環水ポンプ建屋にて覆われていることから、直接火災の影響を受けることはないが、周囲空気温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気を評価対象とする。</p> <p>なお、評価対象施設のうちタービン建屋に内包されているタービン保安装置及び主蒸気止め弁については、蒸気発生器への過剰給水の緩和手段（タービントリップ）として期待している。外部火災を起因として蒸気発生器への過剰給水が発生することはないが、独立事象としての重畳の可能性を考慮し、タービン建屋も含め安全上支障のない期間に補修等の対応を行うことで、安全機能を損なわない設計とすることから、熱影響評価は実施しない。</p> <p>また、屋外の評価対象施設については、各機器について熱影響評価を実施する（表1-1）。</p> <p>(2) 二次的影響評価</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違・泊の原子炉補機冷却海水ポンプは建屋内に収納されているが周囲空気によるポンプへの影響を確認するため評価を実施。</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる防護方針の相違（島根の竜巻事象の考え方と同一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
<p>上記の火災から想定される二次的影響としては、工場防災規定（富山県）、柏市消防局HP及び警防活動時等における安全管理マニュアル（H23年3月消防庁）を参照したところ、火災によるばい煙、有毒ガス以外に薬品による影響（毒劇物・有毒ガス）が考慮される。薬品（毒劇物・有毒ガス）においては、外部火災の影響を受けたとしても、薬品タンク周辺の堰に留まる事等により、二次的影響については考慮する必要はなく、二次的影響評価項目としては火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="73 411 701 853"> <thead> <tr> <th>想定する外部火災</th> <th>二次的影響評価項目の考察</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>発電所敷地内の薬品タンクにおいては防火帯で防護されるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td> </tr> <tr> <td>石油コンビナート等の火災</td> <td>発電所敷地外10km以内には石油コンビナートに相当する産業施設はないため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td> </tr> <tr> <td>発電所敷地内に存在する危険物タンク火災</td> <td>危険物タンク（燃料）火災により敷地内薬品タンクが影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td> </tr> <tr> <td>発電所港湾内に入港する船舶の火災</td> <td>船舶火災の想定地点から敷地内の薬品タンクは距離があるため、薬品による二次的影響を考慮する必要はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td> </tr> <tr> <td>航空機火災</td> <td>航空機火災により敷地内薬品タンクが熱影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる</td> </tr> </tbody> </table>	想定する外部火災	二次的影響評価項目の考察	森林火災	発電所敷地内の薬品タンクにおいては防火帯で防護されるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	石油コンビナート等の火災	発電所敷地外10km以内には石油コンビナートに相当する産業施設はないため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	発電所敷地内に存在する危険物タンク火災	危険物タンク（燃料）火災により敷地内薬品タンクが影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	発電所港湾内に入港する船舶の火災	船舶火災の想定地点から敷地内の薬品タンクは距離があるため、薬品による二次的影響を考慮する必要はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	航空機火災	航空機火災により敷地内薬品タンクが熱影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる	<p>外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設については、ばい煙等による安全上重要な設備に対する影響評価として、非常用ディーゼル発電機等について影響評価を実施する。</p> <p>選定フロー（第2-2図）に基づき、ばい煙等による影響評価の評価対象施設を抽出し、評価を実施する。</p> <p>a. 外気を取り込む屋外設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ <p>b. 換気空調系で給気されるエリアの設置機器</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） 安全保護系 	<p>外部火災の二次的影響を受ける評価対象施設については、ばい煙等による安全上重要な設備に対する影響評価として、ディーゼル発電機等について影響評価を実施する。</p> <p>選定フロー（図1-3）に基づき、ばい煙等による影響評価の評価対象施設を抽出し、評価を実施する。</p> <p>a. 外気を取り込む設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却海水ポンプ <p>b. 換気空調設備で給気されるエリアの設置機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機 安全保護系 	<p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は外気を取り込む屋外設置設備はない。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊には屋外に同様の設備は無い）</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>	
想定する外部火災	二次的影響評価項目の考察															
森林火災	発電所敷地内の薬品タンクにおいては防火帯で防護されるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる															
石油コンビナート等の火災	発電所敷地外10km以内には石油コンビナートに相当する産業施設はないため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる															
発電所敷地内に存在する危険物タンク火災	危険物タンク（燃料）火災により敷地内薬品タンクが影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる															
発電所港湾内に入港する船舶の火災	船舶火災の想定地点から敷地内の薬品タンクは距離があるため、薬品による二次的影響を考慮する必要はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる															
航空機火災	航空機火災により敷地内薬品タンクが熱影響を受けたとしても、漏れ出した薬品は堰に留まるため、薬品による二次的影響はなく、二次的影響評価項目は、火災によるばい煙・有毒ガスのみと考えられる															
<p>(b) 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）評価内容について</p> <p>外部火災の二次的な影響評価としては、ばい煙等の安全上重要な設備に対する影響評価として、外部電源喪失等において安全施設に給電を行うディーゼル発電機について、給気系への影響等について評価する。</p> <p>また、選定フロー図（図1-1）に基づきばい煙等による影響評価対象として抽出した構築物、系統及び機器への影響防止の観点から、以下の通り評価を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="73 1141 701 1348"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>分類</th> <th>影響評価設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機器への影響</td> <td>外気を取り入れる空調系</td> <td>換気空調設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">外気を設備内に取り込む機器</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁、排気筒等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">室内空気を取り込む設備</td> <td>安全保護系計装盤</td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、ばい煙を含む外気、または室内空気を機器内に取り込む機構を有しない設備、または取り込んだ場合でも、その影響が非常に小さいと考えられる設備（ポンプ、モータ、弁、盤内に換気</p>	設置場所	分類	影響評価設備	機器への影響	外気を取り入れる空調系	換気空調設備	外気を設備内に取り込む機器	ディーゼル発電機	海水ポンプ	主蒸気逃がし弁、排気筒等	室内空気を取り込む設備	安全保護系計装盤	制御用空気圧縮機			
設置場所	分類	影響評価設備														
機器への影響	外気を取り入れる空調系	換気空調設備														
	外気を設備内に取り込む機器	ディーゼル発電機														
		海水ポンプ														
		主蒸気逃がし弁、排気筒等														
室内空気を取り込む設備	安全保護系計装盤															
	制御用空気圧縮機															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

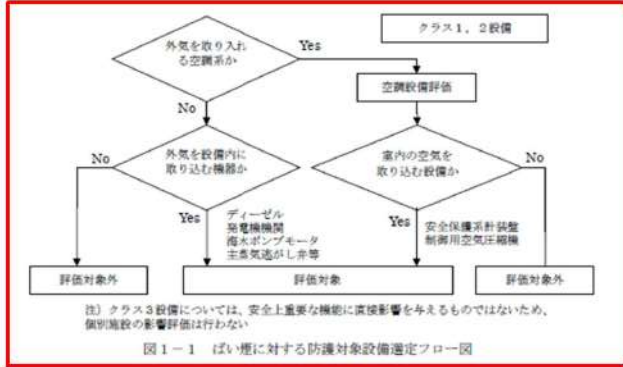
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

<p>大阪発電所3/4号炉</p> <p>ファンを有しない制御盤、計器等)については、評価対象外とする。防護対象設備選定フロー図(図1-1)参照。</p> <p>また、有毒ガスに対する影響評価については、居住性の観点から、中央制御室等の居住性の評価を実施する。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>c. 建屋外部に開口部を有する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)排気口 <p>また、外部火災発生時のばい煙等による居住性の評価の観点から中央制御室及び緊急時対策所の影響評価を実施し、煙や埃に対して脆弱な設備として安全保護系について影響評価を実施する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> 制御用空気圧縮設備 <p>c. 建屋外部に開口部を有する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気逃し弁 主蒸気安全弁 排気筒 タービン動補助給水ポンプ排気筒 <p>また、外部火災発生時のばい煙等による居住性の評価の観点から中央制御室及び緊急時対策所の影響評価を実施し、煙や埃に対して脆弱な設備として安全保護系について影響評価を実施する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象施設の相違 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント設計の違いによる対象設備の相違 <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント設計の違いによる対象設備の相違 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部事象防護対象施設の抽出フローの明記(6条全体で共通のフロー) <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は外部事象防護対象施設の抽出フローと分けて記載している(外部事象防護対象施設抽出後のフロー内容の相違はない)
	<p>第2-1図 熱影響評価を実施する施設の選定フロー図</p>	<p>図 1-1 外部事象防護対象施設の抽出フロー</p>	
		<p>図 1-2 熱影響評価を実施する施設の選定フロー図</p>	

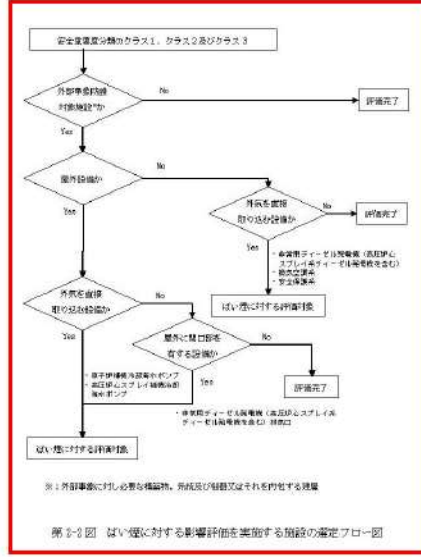
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

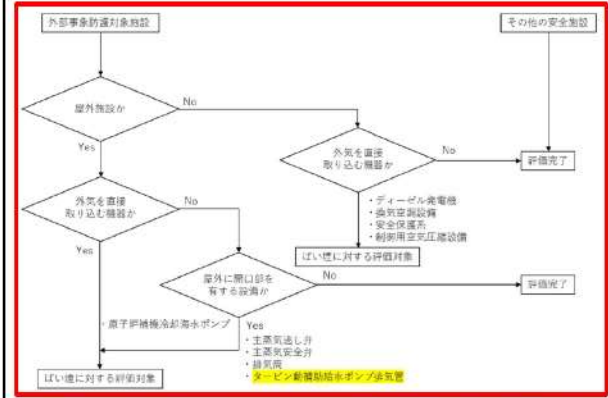
大飯発電所3/4号炉



女川原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉



【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる選定設備の相違
 （フロー内容の相違はない）

第2-1表 防護対象及び防護方法

防護対象	防護方法	評価対象施設 ^{※1}
外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器を内包する建屋	防火帯の内側に設置	・原子炉建屋 ・制御建屋 ・タービン建屋
外部事象に対し必要な構築物、系統及び機器に添する屋外施設	防火帯の内側に設置 消火活動による防護手段を期待しない条件のもと、火元からの距離を確保して防護（熱影響評価を実施）	・原子炉補機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレイング機冷却海水ポンプ ・高圧炉心スプレイング機冷却海水ホストレーナ ・排気筒 ・排気筒冷却シヤ
その他の安全施設	防火帯の内側に原則設置 屋外施設は、代替手段で安全機能が影響がないことを確認	・開閉所 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・放射線監視設備 （モニタリングポスト・ステーション）ほか

※1：破線内は評価対象施設である。

表 1-1 防護対象及び防護方法

表 1-1 防護対象及び防護方法

防護対象	防護方法	評価対象施設 ^{※1}
外部事象防護対象施設等	防火帯の内側に設置 消火活動による防護手段を期待しない条件のもと、防火帯の設置、火元からの距離確保の確保、建屋及び隔壁で防護（熱影響評価を実施）	・原子炉建屋 ・原子炉補助建屋 ・ディーゼル発電機建屋 ・取水ビットポンプ室 ^{※2} ・原子炉補機冷却海水ポンプ出 ・原子炉補機冷却海水ポンプ出 ・原子炉補機冷却海水ポンプ出 ・放射線監視設備
外部事象に対して必要な構築物、系統及び機器に属する屋外施設		・排気筒
その他の安全施設	防火帯の内側に原則設置 屋外施設は、建屋による防護 屋外施設は、代替手段で安全機能が影響がないことを確認	・開閉所 ・固体廃棄物貯蔵庫 ・放射線監視設備 （モニタリングポスト・ステーション）ほか

※1 破線内は評価対象施設である。
 ※2 取水ビットポンプ室及び原子炉補機冷却海水ポンプ出ロストレーナ室は循環水ポンプ建屋で覆われている。

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

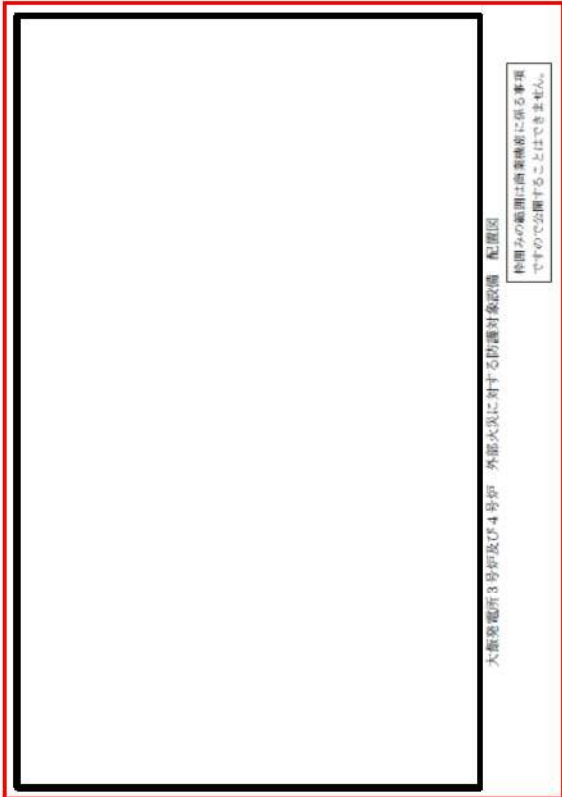
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

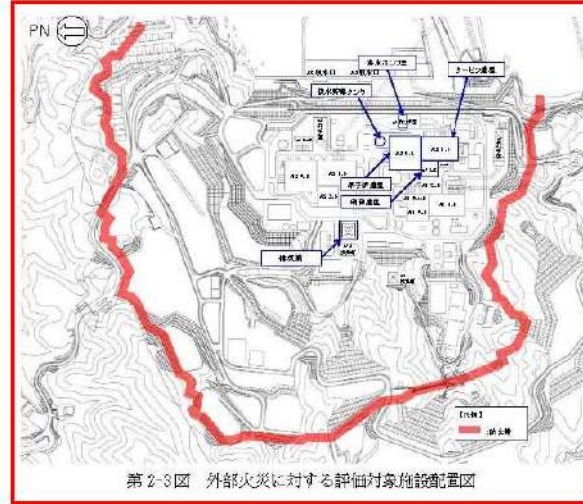
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



大飯発電所3号炉及び4号炉 外部火災に対する防護対象設備 配置図
 枠内みの範囲は防護対象設備に係る事項
 ですので公開することはできません。



第2-3図 外部火災に対する評価対象施設配置図

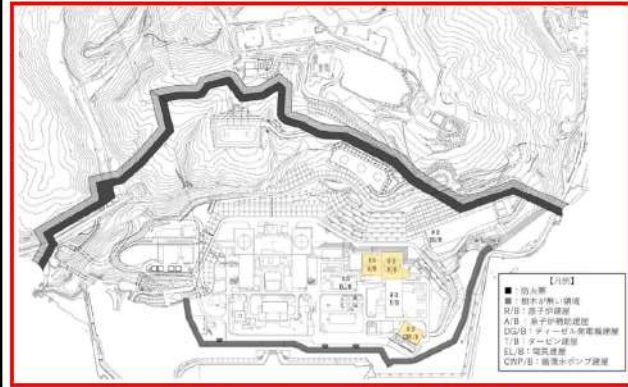


図1-4 外部火災に対する評価対象施設配置図

3. 設備を防護する建屋の離隔距離

外部事象防護対象施設を内包する各建屋について、防火帯外縁からの離隔距離を下表に示す。

この離隔距離は想定される森林火災において、評価上必要とされる危険距離（16m）以上あることから、外部事象防護対象施設等に対して、森林火災が熱影響を及ぼすことはないとして評価できる（添付資料-2 参照）。

第3-1表 各建屋の防火帯外縁からの離隔距離

設備を防護する建屋	離隔距離※
原子炉建屋	約 229m
制御建屋	約 180m
タービン建屋	約 180m

※：防火帯外縁から建屋までの最短距離

3. 設備を防護する建屋の離隔距離

外部事象防護対象施設を内包する各建屋について、防火帯外縁からの離隔距離を下表に示す。

この離隔距離は想定される森林火災において、評価上必要とされる危険距離（34m）以上あることから、外部事象防護対象施設等に対して、森林火災が熱影響を及ぼすことはないとして評価できる（添付資料-2 参照）。

表1-2 各建屋の防火帯外縁からの離隔距離

設備を防護する建屋	離隔距離[m]※
原子炉建屋	200
原子炉補助建屋	230
ディーゼル発電機建屋	230
循環水ポンプ建屋	300

※防火帯外縁から建屋までの最短距離

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による評価対象施設の
 相違

【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による評価
 結果の相違

【女川】設計方針の相違
 ・建屋配置及び地域特
 性による防火帯外縁か
 らの離隔距離の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

追加資料1		重要機能の重要度分類		設置設備		設置設備	
分類	定義	機能	構成物、系統又は機器	設置設備	設置設備	設置設備	設置設備
PS-1	その機能が又は故障により発生する異常によって、(a)炉心の冷却、又は(b)燃料の大量の過剰及び不足を防止する目的の冷却、蒸気及び炉心冷却	1) 炉心冷却 2) 燃料冷却 3) 炉心冷却の維持機能	1) 炉心冷却ポンプ 2) 燃料冷却ポンプ 3) 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ
MS-1	1) 異常又は異常時に炉心冷却ポンプの機能を失わせること、(a)炉心の冷却、又は(b)燃料の大量の過剰及び不足を防止する目的の冷却、蒸気及び炉心冷却	1) 炉心冷却停止機能 2) 燃料冷却停止機能 3) 炉心冷却停止機能	1) 炉心冷却ポンプ 2) 燃料冷却ポンプ 3) 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ

女川原子力発電所2号炉

第3-2表 外部事象防護対象施設の抽出結果 (1/15)

分類	名称	機能	構成物、系統又は機器	設置設備	設置設備	設置設備	設置設備
PS-1	1) 異常又は異常時に炉心冷却ポンプの機能を失わせること、(a)炉心の冷却、又は(b)燃料の大量の過剰及び不足を防止する目的の冷却、蒸気及び炉心冷却	1) 炉心冷却停止機能 2) 燃料冷却停止機能 3) 炉心冷却停止機能	1) 炉心冷却ポンプ 2) 燃料冷却ポンプ 3) 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ

※1 重要、故障防護のうち炉心冷却の機能は、冷却器及び循環ポンプの設置を代表として記載し、閉鎖装置等の機能は省略した。
 ※2 運転中の異常又は過渡状態に起因する炉心冷却の機能は、冷却器及び循環ポンプの設置を代表として記載し、閉鎖装置等の機能は省略した。

泊発電所3号炉

表1-3 外部事象防護対象施設の抽出結果 (1/9)

分類	名称	機能	構成物、系統又は機器	設置設備	設置設備	設置設備	設置設備
PS-1	1) 異常又は異常時に炉心冷却ポンプの機能を失わせること、(a)炉心の冷却、又は(b)燃料の大量の過剰及び不足を防止する目的の冷却、蒸気及び炉心冷却	1) 炉心冷却停止機能 2) 燃料冷却停止機能 3) 炉心冷却停止機能	1) 炉心冷却ポンプ 2) 燃料冷却ポンプ 3) 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ	炉心冷却ポンプ 燃料冷却ポンプ 炉心冷却ポンプ

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

分類	定義	対策	対策の概要	対策の位置	対策の状況
MS-1 (構造)	① 緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	① 緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器
MS-2	① 緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	① 緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器

女川原子力発電所2号炉

表 3-2 表 外排気設備設置対象施設の抽出結果 (2/15)

分類	定義	対策	対策の概要	対策の位置	対策の状況
MS-1	① 緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	① 緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器

泊発電所3号炉

表 1-3 外部事象防護対象施設の抽出結果 (2/9)

分類	定義	対策	対策の概要	対策の位置	対策の状況
MS-1	① 緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	① 緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器	緊急停止必須なもの他の構造物、構造物、系統及び機器

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表1-3-2 表、外部衝撃防護対策実施の抽出結果 (4/15)

分類	名称	機能	電機式設備名	設置場所、設置台数	設置区分 ※1は設置 ※2は設置 ※3は設置 ※4は設置	外部からの 衝撃による 損傷の防止 の対策 の有無	外部からの 衝撃による 損傷の防止 の対策 の有無	外部からの 衝撃による 損傷の防止 の対策 の有無	外部からの 衝撃による 損傷の防止 の対策 の有無
1) 炉内機器 の設置位置 の相違 2) 炉内機器 の設置位置 の相違 3) 炉内機器 の設置位置 の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	○	○	○	○	○
				炉内機器の設置位置の相違	○	○	○	○	○
4) 炉内機器 の設置位置 の相違 5) 炉内機器 の設置位置 の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	○	○	○	○	○
				炉内機器の設置位置の相違	○	○	○	○	○

※1 炉内機器の設置位置の相違は、炉内機器の設置位置の相違として把握し、設置位置の相違を把握した。
 ※2 炉内機器の設置位置の相違は、炉内機器の設置位置の相違として把握し、設置位置の相違を把握した。
 ※3 炉内機器の設置位置の相違は、炉内機器の設置位置の相違として把握し、設置位置の相違を把握した。
 ※4 炉内機器の設置位置の相違は、炉内機器の設置位置の相違として把握し、設置位置の相違を把握した。

表1-3 外部衝撃防護対策実施の抽出結果 (4/9)

分類	名称	機能	電機式設備名	設置場所、設置台数	設置区分 ※1は設置 ※2は設置 ※3は設置 ※4は設置	外部からの 衝撃による 損傷の防止 の対策 の有無	外部からの 衝撃による 損傷の防止 の対策 の有無	外部からの 衝撃による 損傷の防止 の対策 の有無	外部からの 衝撃による 損傷の防止 の対策 の有無
1) 炉内機器 の設置位置 の相違 2) 炉内機器 の設置位置 の相違 3) 炉内機器 の設置位置 の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	○	○	○	○	○
				炉内機器の設置位置の相違	○	○	○	○	○
4) 炉内機器 の設置位置 の相違 5) 炉内機器 の設置位置 の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	炉内機器の設置位置の相違	○	○	○	○	○
				炉内機器の設置位置の相違	○	○	○	○	○

※1 炉内機器の設置位置の相違は、炉内機器の設置位置の相違として把握し、設置位置の相違を把握した。
 ※2 炉内機器の設置位置の相違は、炉内機器の設置位置の相違として把握し、設置位置の相違を把握した。
 ※3 炉内機器の設置位置の相違は、炉内機器の設置位置の相違として把握し、設置位置の相違を把握した。
 ※4 炉内機器の設置位置の相違は、炉内機器の設置位置の相違として把握し、設置位置の相違を把握した。

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3-2 表 外部事故防護対策施設の出出結果 (6/15)

対策名	実施状況	実施内容	実施時期、実施工程	実施場所	実施内容	実施時期	実施場所	実施内容	実施時期	実施場所
1) 原子力発電所施設及び原子力発電所敷地内施設	実施済	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備
2) 原子力発電所敷地外施設	実施済	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備

※1 敷外、敷内、敷外敷地内及び敷外敷地外施設、並びに敷外敷地内及び敷外敷地外施設を代表する施設として記載し、同施設形式の設備は省略した。
 ※2 既設の防火設備の増設又は改修は、当該防火設備の設置場所を記載する。外敷地内は、当該敷地内の防火設備の設置場所を記載する。
 ※3 防火設備の設置場所は、防火設備の設置場所を記載する。外敷地内は、当該敷地内の防火設備の設置場所を記載する。

表 1-3 外部事故防護対策施設の出出結果 (6/9)

対策名	実施状況	実施内容	実施時期	実施場所	実施内容	実施時期	実施場所	実施内容	実施時期	実施場所
1) 原子力発電所敷地内施設	実施済	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備
2) 原子力発電所敷地外施設	実施済	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備	防火設備

※1 敷外、敷内、敷外敷地内及び敷外敷地外施設、並びに敷外敷地内及び敷外敷地外施設を代表する施設として記載し、同施設形式の設備は省略した。
 ※2 既設の防火設備の増設又は改修は、当該防火設備の設置場所を記載する。外敷地内は、当該敷地内の防火設備の設置場所を記載する。
 ※3 防火設備の設置場所は、防火設備の設置場所を記載する。外敷地内は、当該敷地内の防火設備の設置場所を記載する。

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 外部事故防護対象施設抽出結果 (7/15)

分類	定款	施設	重要区分	重要区分 スライスに属 する構築 物等	重要区分上 期待するシ スライスに属 する構築 物等	外部火災の影 響を受ける箇 所	外部火災の影響 を受ける箇 所	外部火災の影響 を受ける箇 所	二次火災 発生時の 影響
MIS-1	MIS-1 の保護設備 の保護設備 の保護設備	MIS-1 の保護設備 の保護設備 の保護設備	MIS-1 の保護設備 の保護設備 の保護設備	MIS-1 の保護設備 の保護設備 の保護設備	MIS-1 の保護設備 の保護設備 の保護設備	MIS-1 の保護設備 の保護設備 の保護設備	MIS-1 の保護設備 の保護設備 の保護設備	MIS-1 の保護設備 の保護設備 の保護設備	MIS-1 の保護設備 の保護設備 の保護設備

※1 電氣、機械設備のうち至急整備の要する設備は、当該要する設備の整備を代弁として記載し、関係機器等の記載は省略した。
 ※2 運転時の異常な過熱状況及び発熱異常を抑制する

表1-3 外部事故防護対象施設の抽出結果 (7/9)

分類	定款	施設	重要区分	重要区分 スライスに属 する構築 物等	重要区分上 期待するシ スライスに属 する構築 物等	外部火災の影 響を受ける箇 所	外部火災の影響 を受ける箇 所	外部火災の影響 を受ける箇 所	二次火災 発生時の 影響
PS-3	PS-3 の保護設備 の保護設備 の保護設備	PS-3 の保護設備 の保護設備 の保護設備	PS-3 の保護設備 の保護設備 の保護設備	PS-3 の保護設備 の保護設備 の保護設備	PS-3 の保護設備 の保護設備 の保護設備	PS-3 の保護設備 の保護設備 の保護設備	PS-3 の保護設備 の保護設備 の保護設備	PS-3 の保護設備 の保護設備 の保護設備	PS-3 の保護設備 の保護設備 の保護設備

※1 重要区分の定義は、重要区分の抽出結果を参照すること。
 ※2 重要区分の抽出結果は、重要区分の抽出結果を参照すること。

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3-2-2 表 外部事象防護対策施設の抽出結果 (8/15)

分類	名称	機能	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要
1)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)
2)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)

注1: 概要、機能等の記載は、当該施設が設置されている機器、設備等の仕様書に基づき記載されている。

注2: 記載内容が異なる場合は、当該施設が設置されている機器、設備等の仕様書に基づき記載されている。

表 1-3 外部事象防護対策施設の抽出結果 (8/9)

分類	名称	機能	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要
1)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)
2)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)

注1: 概要、機能等の記載は、当該施設が設置されている機器、設備等の仕様書に基づき記載されている。

注2: 記載内容が異なる場合は、当該施設が設置されている機器、設備等の仕様書に基づき記載されている。

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 外部事象防護対象施設の抽出結果 (9/16)

分類	名称	保護対象施設		外部事象防護設備	外部事象防護設備の設置状況	外部事象防護設備の設置位置	外部事象防護設備の設置位置	外部事象防護設備の設置位置	外部事象防護設備の設置位置
		保護対象施設	保護対象施設						
MS-1	1) 炉室プレハブの緊急停止	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ
		炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ	炉室プレハブ
MS-1	2) 燃料性事象検出の防止措置	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出
		燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出

※1 炉室、燃焼装置の緊急停止措置の記載は、目標及び燃焼装置の運転モードとして記載し、同様の運転の記載は省略して、
 ※2 運転時の緊急停止措置の記載は、目標及び燃焼装置の運転モードとして記載し、同様の運転の記載は省略して、

表1-3 外部事象防護対象施設の抽出結果 (9/9)

分類	名称	保護対象施設		外部事象防護設備	外部事象防護設備の設置状況	外部事象防護設備の設置位置	外部事象防護設備の設置位置	外部事象防護設備の設置位置	外部事象防護設備の設置位置
		保護対象施設	保護対象施設						
MS-3	1) 燃焼時炉室プレハブの緊急停止	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ
		燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ	燃焼時炉室プレハブ
MS-3	2) 燃料性事象検出の防止措置	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出
		燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出	燃料性事象検出

※1 炉室、燃焼装置の緊急停止措置の記載は、目標及び燃焼装置の運転モードとして記載し、同様の運転の記載は省略して、
 ※2 運転時の緊急停止措置の記載は、目標及び燃焼装置の運転モードとして記載し、同様の運転の記載は省略して、

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
第3-2表 外部衝撃防護対策施設の出発点 (10/15)																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>構造</th> <th>設計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 設置位置 ② 設置高さ ③ 設置幅 ④ 設置長さ</td> <td rowspan="2">外部衝撃防護施設</td> <td rowspan="2">① 外部衝撃防護施設 ② 外部衝撃防護施設</td> <td rowspan="2"> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> <td rowspan="2"> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> <td rowspan="2"> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> </tr> <tr> <td> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	機能	構造	設計	備考	① 設置位置 ② 設置高さ ③ 設置幅 ④ 設置長さ	外部衝撃防護施設	① 外部衝撃防護施設 ② 外部衝撃防護施設	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>構造</th> <th>設計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 設置位置 ② 設置高さ ③ 設置幅 ④ 設置長さ</td> <td rowspan="2">外部衝撃防護施設</td> <td rowspan="2">① 外部衝撃防護施設 ② 外部衝撃防護施設</td> <td rowspan="2"> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> <td rowspan="2"> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> <td rowspan="2"> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> </tr> <tr> <td> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	機能	構造	設計	備考	① 設置位置 ② 設置高さ ③ 設置幅 ④ 設置長さ	外部衝撃防護施設	① 外部衝撃防護施設 ② 外部衝撃防護施設	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>機能</th> <th>構造</th> <th>設計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 設置位置 ② 設置高さ ③ 設置幅 ④ 設置長さ</td> <td rowspan="2">外部衝撃防護施設</td> <td rowspan="2">① 外部衝撃防護施設 ② 外部衝撃防護施設</td> <td rowspan="2"> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> <td rowspan="2"> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> <td rowspan="2"> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> </tr> <tr> <td> ① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	機能	構造	設計	備考	① 設置位置 ② 設置高さ ③ 設置幅 ④ 設置長さ	外部衝撃防護施設	① 外部衝撃防護施設 ② 外部衝撃防護施設	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>
分類	名称	機能	構造	設計	備考																																					
① 設置位置 ② 設置高さ ③ 設置幅 ④ 設置長さ	外部衝撃防護施設	① 外部衝撃防護施設 ② 外部衝撃防護施設	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造																																					
						① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造																																				
分類	名称	機能	構造	設計	備考																																					
① 設置位置 ② 設置高さ ③ 設置幅 ④ 設置長さ	外部衝撃防護施設	① 外部衝撃防護施設 ② 外部衝撃防護施設	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造																																					
						① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造																																				
分類	名称	機能	構造	設計	備考																																					
① 設置位置 ② 設置高さ ③ 設置幅 ④ 設置長さ	外部衝撃防護施設	① 外部衝撃防護施設 ② 外部衝撃防護施設	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造	① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造																																					
						① 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造 ② 鋼製鋼骨鉄筋コンクリート造																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-2表 外部事故防護対象施設の抽出結果 (12/15)

分類	設備	機能	大飯発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉		大飯発電所3号炉 同等する設備 のクラス に属する機 器等	大飯発電所3号炉 同等する機 器のクラス に属する機 器等	外部火災の衝 撃を受けうる 外部設備	外部火災の衝 撃を受けうる 外部設備	外部火災の衝 撃を受けうる 外部設備	二重防護 設備 有 無	
			設置区分	機器名	設置区分	機器名							
PS-3	1) 蒸気発生設備の配 出事故となるも のであり、PS-1 及びPS-2以外の 機器等、系統及び 機器	4) 蒸気発生設備 (非常用を除く)	タービン、凝縮 器及びその附属 機器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架	凝縮器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架	凝縮器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架	凝縮器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架	凝縮器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架	凝縮器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架	凝縮器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架	凝縮器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架	凝縮器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架	凝縮器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架	凝縮器、蒸気発生 器 (蒸気発生器 及び凝縮器) ①) 蒸気発生器 系、凝縮器、配 管、配管支保 架、配管架、配 管架
			5) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)	原子炉用電源、 運転監視補助 装置 (制御用電 源)、原子炉停 止装置 (原子炉 停止装置) ②) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)	原子炉用電源、 運転監視補助 装置 (制御用電 源)、原子炉停 止装置 (原子炉 停止装置) ②) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)	原子炉用電源、 運転監視補助 装置 (制御用電 源)、原子炉停 止装置 (原子炉 停止装置) ②) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)	原子炉用電源、 運転監視補助 装置 (制御用電 源)、原子炉停 止装置 (原子炉 停止装置) ②) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)	原子炉用電源、 運転監視補助 装置 (制御用電 源)、原子炉停 止装置 (原子炉 停止装置) ②) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)	原子炉用電源、 運転監視補助 装置 (制御用電 源)、原子炉停 止装置 (原子炉 停止装置) ②) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)	原子炉用電源、 運転監視補助 装置 (制御用電 源)、原子炉停 止装置 (原子炉 停止装置) ②) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)	原子炉用電源、 運転監視補助 装置 (制御用電 源)、原子炉停 止装置 (原子炉 停止装置) ②) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)	原子炉用電源、 運転監視補助 装置 (制御用電 源)、原子炉停 止装置 (原子炉 停止装置) ②) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)	原子炉用電源、 運転監視補助 装置 (制御用電 源)、原子炉停 止装置 (原子炉 停止装置) ②) プラント制御・ 監視機能 (安全停 機機能を除く)

※1 電圧、機軸重量の異なる機器は、当該機器の記述は、当該機器及び他機器の記述を代表として記載し、両機器の記述の記載は省略した。
 ※2 運転時の異なる機器は、当該機器の記述を代表として記載し、両機器の記述の記載は省略した。

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p style="text-align: center;">表 9-1 表 外部衝撃防護対策の抽出結果 (15/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分類</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 15%;">概要</th> <th style="width: 15%;">実施状況</th> <th style="width: 15%;">実施状況</th> <th style="width: 15%;">実施状況</th> <th style="width: 15%;">実施状況</th> <th style="width: 15%;">実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">火災</td> <td rowspan="2">外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> </tr> <tr> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> <td>外部からの火災による設備の焼損防止</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	概要	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	火災	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止		<p>【女川・大飯】 設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違</p>
分類	名称	概要	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況																		
火災	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止																		
		外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止	外部からの火災による設備の焼損防止																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) その他の別の評価対象施設に包絡される評価対象施設について</p> <p>a. 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナについて</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナは以下の理由により同じ海水ポンプ室（補機ポンプエリア）内にあり動的機器である高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの評価に包絡される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ室（補機ポンプエリア）内にある機器の評価では、火災源から対象までの離隔距離を一律海水ポンプ室（補機ポンプエリア）外壁までとしているため、離隔距離が同じとなる。海水ポンプとストレーナの位置を第3-1図及び第3-2図に示す。 動的機器である高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプは、受ける熱の躯体及び冷却空気への影響度を踏まえ、より影響が大きい冷却空気への評価を行っており、この熱影響の評価は、同様の材質であるストレーナに対しても同じ結果となる。 <div data-bbox="763 560 1272 1169" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p>第3-1図 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系ストレーナの配置</p>  <p>第3-2図 海水ポンプとストレーナの位置</p> </div> <p>4. 重大事故等対処設備について</p> <p>評価対象施設を外部火災から防護することにより、外部火災によって重大事故等の発生に至ることはない。</p> <p>また、重大事故等対処設備は、防火帯幅の確保及び建屋外壁等により防護する。</p>	<p>(1) その他の別の評価対象施設に包絡される評価対象施設について</p> <p>a. 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナについて</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナは以下の理由により同じ循環水ポンプ建屋内にあり動的機器である原子炉補機冷却海水ポンプの評価に包絡される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環水ポンプ建屋内にある機器の評価では、火災源から対象までの離隔距離を一律循環水ポンプ建屋外壁までとしているため、離隔距離が同じとなる。原子炉補機冷却海水ポンプと原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの位置を図1及び図2に示す。 動的機器である原子炉補機冷却海水ポンプは、冷却空気への評価を行っており、この熱影響の評価は、同様の材質である原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナに対しても同じ結果となる。 <div data-bbox="1346 547 1966 1185" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p>図1 原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの配置</p>  <p>図2 原子炉補機冷却海水ポンプと原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの位置</p> </div> <p>4. 重大事故等対処設備について</p> <p>評価対象施設を外部火災から防護することにより、外部火災によって重大事故等の発生に至ることはない。</p> <p>また、重大事故等対処設備は、防火帯幅の確保及び建屋外壁等により防護する。</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる対象設備の相違（泊の海水系設備は建屋内に設置されており直接火災の影響は受けないが、周囲空気の温度上昇により、冷却機能への影響が懸念されることから、原子炉補機冷却海水ポンプが取り込む冷却空気を評価対象としている）</p> <p>【大阪】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

<p>大飯発電所3号炉</p> <p>添付資料2</p> <p>FARSITE 解析に必要な入力データ（土地データ・気象データ）について</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>添付資料-2</p> <p>森林火災による影響評価について</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>添付資料-2</p> <p>森林火災による影響評価について</p>	<p>相違理由</p>																																								
	<p>1. はじめに</p> <p>本評価は、発電所敷地外で発生する火災に対して安全性向上の観点から、森林火災が女川原子力発電所に迫った場合でも発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。2章にて火災の到達時間及び防火帯幅の評価、3章にて危険距離及び温度影響評価を実施する。</p> <p>2. 火災の到達時間及び防火帯幅の評価</p> <p>2.1 森林火災の想定</p> <p>森林火災の想定は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生データは、森林の現状を把握するため、森林簿を入手し、その情報を元に防火帯周辺の植生調査を実施する。その結果から、保守的な可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。 ・気象条件は過去10年間(2006～2015年)を調査し、森林火災の発生件数の多い3～5月の最小湿度、最高気温、及び最大風速の組み合わせとする。(第2.1-1図) ・風向は卓越方向とし、女川原子力発電所の風上に発火点を設定する。気象条件を第2.1-1表に示す。 ・女川原子力発電所からの直線距離10kmの間で設定する。 ・発火源は最初に人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを発火点とする。発火点位置を第2.1-3図～第2.1-6図に示す。 ・放水等による消火活動は期待しない。 <div data-bbox="734 989 1281 1252" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第2.1-1表 気象条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>風向 [16方位]</th> <th>3～5月 最大風速 [m/s]</th> <th>3～5月 最高気温 [℃]</th> <th>3～5月 最小湿度 [%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>北北東</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>発火点2-1</td> <td>南南西</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>発火点2-2</td> <td>南南西</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>発火点3</td> <td>西北西</td> <td>23.8</td> <td>30.7</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> </div>		風向 [16方位]	3～5月 最大風速 [m/s]	3～5月 最高気温 [℃]	3～5月 最小湿度 [%]	発火点1	北北東	23.8	30.7	15	発火点2-1	南南西	23.8	30.7	15	発火点2-2	南南西	23.8	30.7	15	発火点3	西北西	23.8	30.7	15	<p>1. はじめに</p> <p>本評価は、発電所敷地外で発生する火災に対して安全性向上の観点から、森林火災が泊発電所に迫った場合でも発電用原子炉施設に影響を及ぼさないことを評価するものである。2章にて火災の到達時間及び防火帯幅の評価、3章にて危険距離及び温度影響評価を実施する。</p> <p>2. 火災の到達時間及び防火帯幅の評価</p> <p>2.1 森林火災の想定</p> <p>森林火災の想定は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生データは、森林の現状を把握するため、森林簿を入手し、その情報を元に防火帯周辺の植生調査を実施する。その結果から、保守的な可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。 ・気象条件は過去10年間(2003～2012年)を調査し、森林火災の発生件数の多い4～6月の最小湿度、最高気温、及び最大風速の組み合わせとする。(図2-1) ・風向は卓越方向とし、泊発電所の風上に発火点を設定する。気象条件を表2-1に示す。 ・泊発電所からの直線距離10kmの間で設定する。 ・発火源は最初に人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを発火点とする。発火点位置を図2-3～図2-6に示す。 ・放水等による消火活動は期待しない。 <p style="text-align: center;">表2-1 気象条件</p> <div data-bbox="1361 1024 1930 1109" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>風向[16方位]</th> <th>最大風速[m/s]</th> <th>最大気温[℃]</th> <th>最小湿度[%]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発火点1</td> <td>東</td> <td>29.7</td> <td>30.0</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>発火点2</td> <td>北西</td> <td>29.7</td> <td>30.0</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> </div>		風向[16方位]	最大風速[m/s]	最大気温[℃]	最小湿度[%]	発火点1	東	29.7	30.0	13	発火点2	北西	29.7	30.0	13	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・調査対象年の相違 ・地域特性による評価対象月の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による気象条件の相違</p>
	風向 [16方位]	3～5月 最大風速 [m/s]	3～5月 最高気温 [℃]	3～5月 最小湿度 [%]																																							
発火点1	北北東	23.8	30.7	15																																							
発火点2-1	南南西	23.8	30.7	15																																							
発火点2-2	南南西	23.8	30.7	15																																							
発火点3	西北西	23.8	30.7	15																																							
	風向[16方位]	最大風速[m/s]	最大気温[℃]	最小湿度[%]																																							
発火点1	東	29.7	30.0	13																																							
発火点2	北西	29.7	30.0	13																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

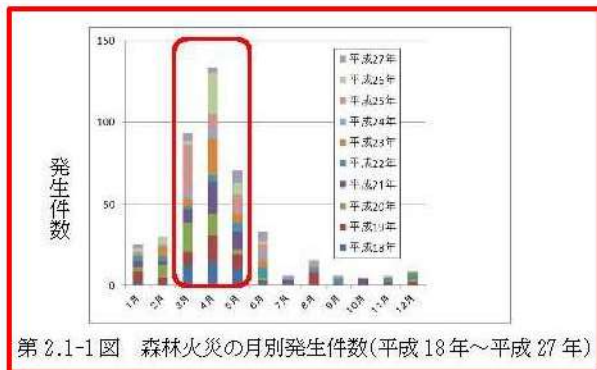
大飯発電所3/4号炉

4. 発火点の設定について

発火点については、過去の福井県における森林火災の発生原因を調査すると「野焼き」と「焚火」が最多となっているため、発電所付近にある、火が広がりやすい植生である田の領域を発火点として選定した。また、発電所から直線距離10kmの間で設定し、発火点1,2については発電所の風上方向（卓越風向：南東、南南東）となる様に設定した。発火点3については発火点1,2とはなるべく異なる方角とし、風向についてはなるべく発電所に向かう卓越風向（南）を採用しており、厳しい条件としている。

なお、想定発火点は田の領域である事から FARSITE のデフォルトパラメータである「TallGrass」の設定箇所であり、発火点周辺の火災の広がりが大きくなる事、かつ、山を登る方向に延焼が広がる（火災が大きくなる広がり方）ため、発火点の設定は保守的と考えられる。

女川原子力発電所2号炉



第2.1-1図 森林火災の月別発生件数(平成18年～平成27年)

(1) 発火点の設定方針

- ・女川原子力発電所からの直線距離10kmの間に設定する。
- ・発電所風上を選定する。
- ・風向は、卓越風向の風である北北東、南南西及び西北西を選定する。（第2.1-2表）
- ・人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを選定する。

なお、平成18～27年度の宮城県の実野火災の主な発生原因は、第2.1-2図に示すとおり、割合の多い順でたき火23%、たばこ17%、放火・放火の疑い11%、火入れ10%となっている。いずれの発生原因も、民家、田畑周辺あるいは道路沿いで発生する人為的行為となっている。

第2.1-2表 江ノ島観測所における卓越風向(平成18年～平成27年)

風向	最多風向出現回数(日単位)			計
	3月	4月	5月	
北	3	13	25	40
北北東	26	27	23	76
北東	14	19	24	57
東北東	3	3	1	7
東	2	0	2	4
東南東	4	1	2	7
南東	0	0	4	4
南南東	0	0	7	7
南	11	24	42	77
南南西	27	41	55	123
南西	0	4	0	4
西南西	0	3	0	3
西	0	0	5	5
西北西	104	69	47	220
北西	20	18	16	54
北北西	20	17	0	37

※10国以上をグループ化 (出典：気象庁HP 気象統計情報)

泊発電所3号炉

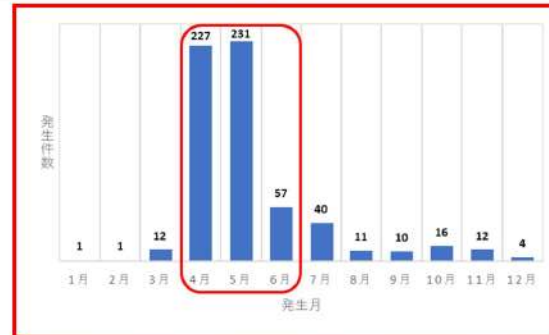


図2-1 森林火災の月別発生件数(1993～2012年)

(1) 発火点の設定方針

- ・泊発電所からの直線距離10kmの間に設定する。
- ・発電所風上を選定する。
- ・風向は、卓越風向の風である東及び北西を選定する。（表2-2-1～表2-2-3）
- ・人為的行為を考え、居住地区及び道路沿いを選定する。

なお、1993年～2012年度の北海道の実野火災の主な発生原因は、図2-2に示すとおり、割合の多い順でごみ焼20.6%、たばこ・マッチ11.4%、たき火6.7%、火遊び5.4%となっている。いずれの発生原因も、民家、田畑周辺あるいは道路沿いで発生する人為的行為となっている。

表2-2-1 発電所内気象観測所A点における卓越風向(2003～2012年)

風向	4月		5月		6月		合計
	風向(時間単位)の出現回数	最大風速(日単位)の出現回数	風速の10年間最大値(%)の出現回数	風向(時間単位)の出現回数	最大風速(日単位)の出現回数	風速の10年間最大値(%)の出現回数	
北	88	4	8.4	38	2	0.2	130
北北東	198	3	7.3	151	3	0.2	355
北東	169	5	8.2	186	7	10.0	364
東北東	461	4	17.2	338	8	20.4	809
東	1840	45	25.2	2091	100	28.2	4036
東南東	824	18	22.3	704	24	23.4	1550
東	270	2	21.8	282	2	18.0	554
東南南	785	4	12.3	749	3	13.8	1537
南	115	2	9.5	111	0	10.9	226
南南西	55	3	11.1	51	0	11.8	106
南西	119	1	22.7	98	1	24.2	218
西南西	369	28	22.5	275	19	25.1	643
西	884	56	22.7	728	41	24.8	1613
西北西	1041	87	22.0	1037	56	23.2	2178
北西	715	21	12.4	614	46	13.2	1330
北北西	178	2	10.7	174	0	10.4	352

風向の出現回数：1時間単位
 最大風速の出現回数：1日1回
 風速の最大値：1時間単位

■ 最多頻度
 ■ 2番目に多い頻度

相違理由

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による森林火災発生月の相違

【大飯】
 記載方針の相違(女川実
 績の反映：着色せず)

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による相違

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による相違

【女川】設計方針の相違
 ・女川は地域気象観測所の気象データから FARSITE 入力パラメータを設定しているが、泊は気象データの精度を上げるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内3箇所の気象データを使用している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3号炉

図2-5 発火点の設定

図2.1-2 火災の出火原因割合 (平成18年～平成27年)

たき火	23%
たばこ	17%
放火・放火の疑い	11%
火入れ	10%
火あそび	10%
マッチ・ライター	10%
取戻	10%
焼酎	10%
電灯電話等の配線	10%
その他	10%
不明・調査中	10%

(出典：宮城県消防防災年報)

女川原子力発電所2号炉

図2-2 火災の出火原因割合 (1993年～2012年)

ごみ焼	33.6%
たばこ・マッチ	20.6%
たき火	17.1%
火遊び	11.4%
造材地帯	6.70%
落雷	5.4%
雷虫駆除	1.9%
用油	1.4%
積雪改良	0.5%
林業機械	0.5%
その他	0.2%
不明	0.2%

(出典：林野火災被害統計書 (平成24年度版) 北海道水産林務部)

泊発電所3号炉

表2-2-2 発電所内気象観測所C点における卓越風向 (2003～2012年)

風向	4月			5月			6月			合計
	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年間の最大値 (m/s)	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年間の最大値 (m/s)	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年間の最大値 (m/s)	
北	85	2	4.7	105	1	4.5	87	0	4.1	285
北北東	84	2	3.5	100	1	4.4	56	0	4.4	243
北東	106	1	4.5	237	3	5.1	191	1	4.1	700
東北東	320	12	14.3	714	14	15.0	305	15	9.5	2148
東	1039	75	20.4	1791	85	21.5	1255	105	18.4	5180
東東南	327	23	23.1	664	20	23.0	294	23	23.0	1808
南東	272	8	22.0	324	15	17.5	226	4	10.0	735
南南東	84	4	15.1	100	2	12.0	80	0	7.7	264
南	85	1	8.1	30	0	11.0	48	0	5.5	237
南南西	70	5	8.4	54	0	8.8	47	0	5.2	171
南西	97	0	11.3	35	1	18.1	86	1	4.4	230
西南西	340	18	24.3	272	19	25.1	207	1	10.4	830
西	1444	40	22.1	895	40	18.1	726	44	15.0	2710
西北西	181	28	15.5	1105	69	15.8	1210	70	11.7	3410
北西	148	6	15.5	849	21	15.1	1070	31	8.4	2474
北北西	181	0	7.1	172	0	6.8	281	1	5.8	634

表2-2-3 発電所内気象観測所Z点における卓越風向 (2003～2012年)

風向	4月			5月			6月			合計
	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年間の最大値 (m/s)	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年間の最大値 (m/s)	風向 (時間単位) の出現回数	最大風速 (日単位) の出現回数	風速の10年間の最大値 (m/s)	
北	120	3	7.0	340	4	7.3	278	2	6.8	838
北北東	178	0	6.8	212	0	8.1	176	1	6.6	666
北東	284	5	8.1	323	2	8.1	280	2	7.5	889
東北東	323	4	8.0	480	0	8.8	601	2	6.6	1485
東	678	8	11.8	840	5	10.4	479	0	9.4	1981
東東南	2100	70	14.5	1232	75	14.3	1075	60	12.3	3485
南東	355	14	18.0	476	20	14.0	268	13	15.8	1395
南南東	316	10	17.0	317	10	11.8	221	8	10.5	948
南	182	1	8.7	154	1	14.8	135	1	8.2	454
南南西	78	2	8.3	51	0	7.4	27	0	4.7	185
南西	94	2	13.8	94	2	18.0	101	2	6.8	280
西南西	272	10	18.1	330	15	18.3	174	0	10.5	876
西	847	43	18.7	443	25	14.0	351	14	12.1	1441
西北西	794	34	17.0	594	28	17.1	604	29	10.1	1855
北西	876	28	11.2	323	10	11.0	1160	78	11.5	1863
北北西	354	23	12.0	275	21	10.3	1141	74	14.4	2642

相違理由

【女川】設計方針の相違
 ・女川は地域気象観測所の気象データからFARSITE入力パラメータを設定しているが、泊は気象データの精度を上げるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内3箇所の気象データを使用している。

【女川】設計方針の相違
 ・女川は地域気象観測所の気象データからFARSITE入力パラメータを設定しているが、泊は気象データの精度を上げるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内3箇所の気象データを使用している。

【女川・大飯】設計方針の相違
 ・地域特性による相違

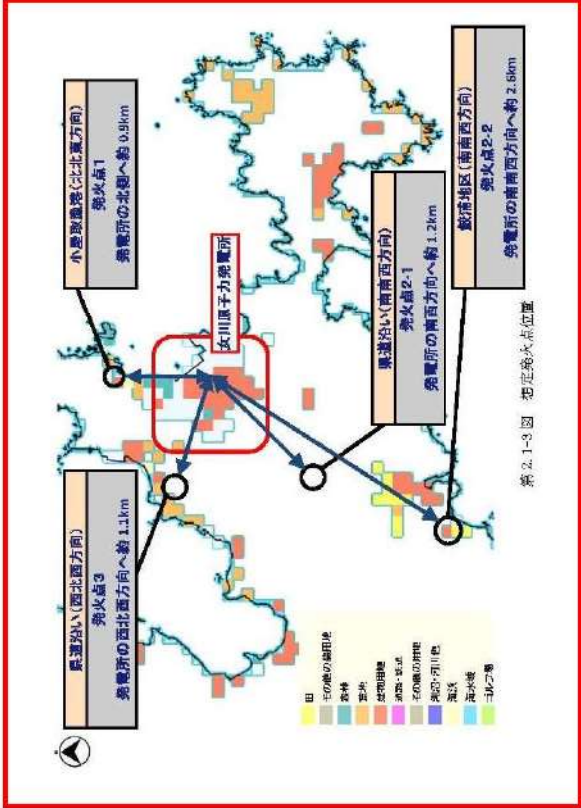
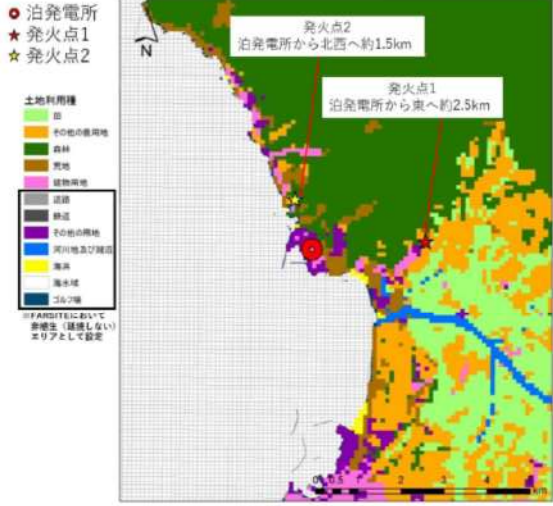
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

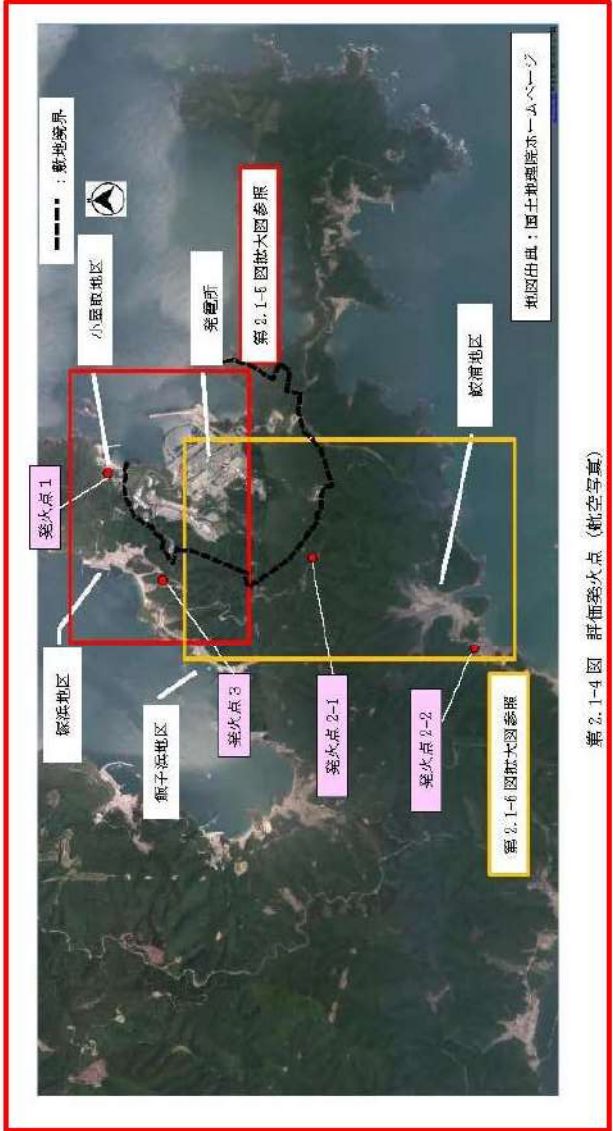
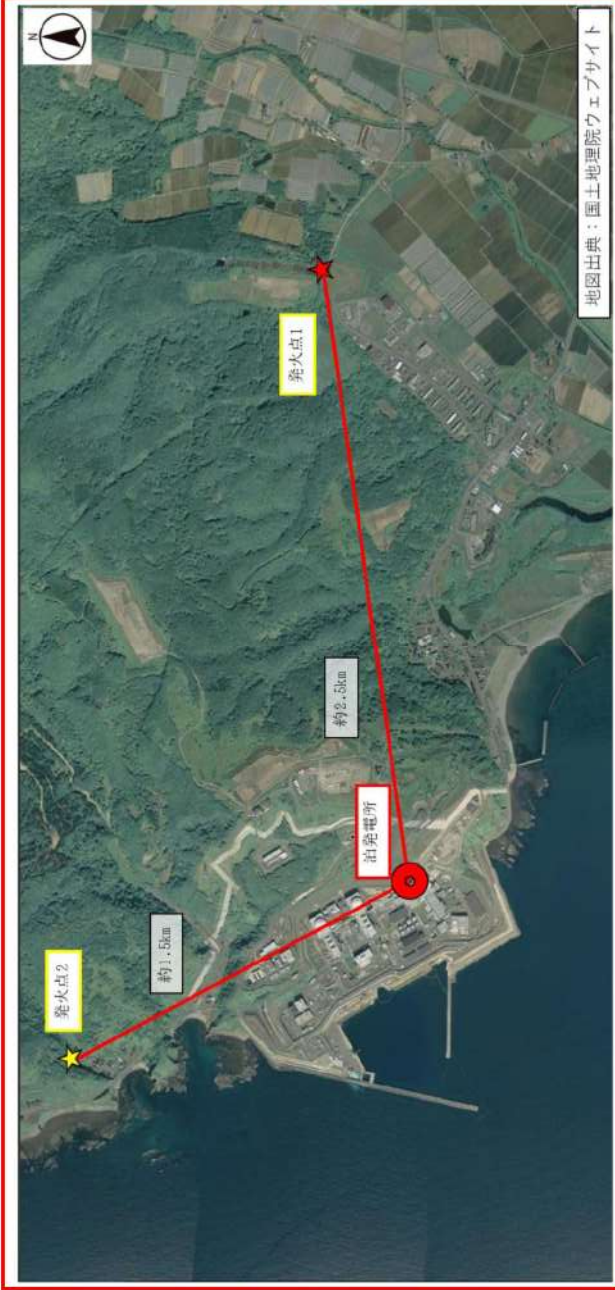
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 立地条件を考慮した発火点の設定 (発火点1) 卓越風向の北北東方向において、民宿、社員寮等の居住区が存在する小屋取地区の漁港沿いに発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約0.9km)</p> <p>(発火点2-1) 卓越風向の南南西方向において、発電所に近い県道沿いに発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約1.2km)</p> <p>(発火点2-2) 卓越風向の南南西方向において、居住地区及び田が存在する鮫浦地区に発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約2.6km)</p> <p>(発火点3) 卓越風向の西北西方向において、発電所周辺の道路沿いから、発電所に近い地点に発火点を選定する。(2号炉原子炉炉心の中心から約1.1km)</p> <p>(3) 森林火災評価における発火点の妥当性 (発火点1) 当該地点は荒地であり、発電所への最短の延焼方向は海沿いに限定される。この方向は当社社員寮及び森林となっており、発火点を西側へ移動させたとしても付近の植生は森林であり植生データは大きく変わらないことから評価結果に有意な差が出ることはない。 よって、人為的行為を想定し漁港沿いの当該地点を選定した。</p> <p>(発火点2-1) 当該県道沿いのまわりは森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を県道沿いに移動させたとしても評価結果に有意な差が出ることはない。 よって卓越風向の方向で県道沿いの近い点を発火点として設定した。</p> <p>(発火点2-2) 当該地点付近及び延焼方向の田には保守的にTall grassを設定していること並びにまわりは森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても、当該地点より評価結果が厳しくなることはない。 よって、鮫浦地区を発火点として設定した。</p>	<p>(2) 立地条件を考慮した発火点の設定 (発火点1) 卓越風向の東方向において、社員寮等の居住区が存在する道路脇畑に発火点を選定する。(3号炉原子炉炉心の中心から約2.5km)</p> <p>(発火点2) 卓越風向の北西方向において、民家等の居住区が存在する集落端と森林の境界部に発火点を選定する。(3号炉原子炉炉心の中心から約1.5km)</p> <p>(3) 森林火災評価における発火点の妥当性 (発火点1) 当該地点付近の畑地には保守的にTall grassを設定していること並びにまわりは森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても、当該地点より評価結果が厳しくなることはない。また、火災規模が大きくなる登り斜面になることを考慮している。 よって、卓越風向の方向で人為的行為を想定し道路脇畑を発火点として設定した。</p> <p>(発火点2) 当該地点付近は森林であり植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても、当該地点より評価結果が厳しくなることはない。また、火災規模が大きくなる登り斜面になることを考慮している。 よって、卓越風向の方向で人為的行為を想定し集落端と森林の境界部を発火点として設定した。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 ・地域特性による相違 (泊も女川も地域特性に応じて発火点の妥当性を説明していることに相違はなし)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 (泊も女川も地域特性に応じて発火点の妥当性を説明していることに相違はなし)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(発火点3) 当該地点は荒地であり、この地点から発電所方向は森林となっており植生データは大きく変わらないことから、発火点を付近で移動させたとしても評価結果に有意な差が出ることはない。 よって卓越風向の方向で県道沿いの近い点を発火点として設定した。</p> <p>(4) 発火時刻の設定 日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が増大することから、これらを考慮して火線強度が最大となる発火時刻を設定する。</p>  <p>第2-1-3 図 想定発火点位置</p>	<p>(4) 発火時刻の設定 日照による草地及び樹木の乾燥に伴い、火線強度が増大することから、これらを考慮して火線強度が最大となる発火時刻を設定する。</p>  <p>図2-3 想定発火点位置</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による相違 (泊も女川も地域特性に応じて発火点の妥当性を説明していることに相違はなし)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.1-4 図 評価発火点 (航空写真)</p>	 <p>図2-4 評価発火点位置 (航空写真)</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による発火点の相違</p>

図2-5 発火点1拡大図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

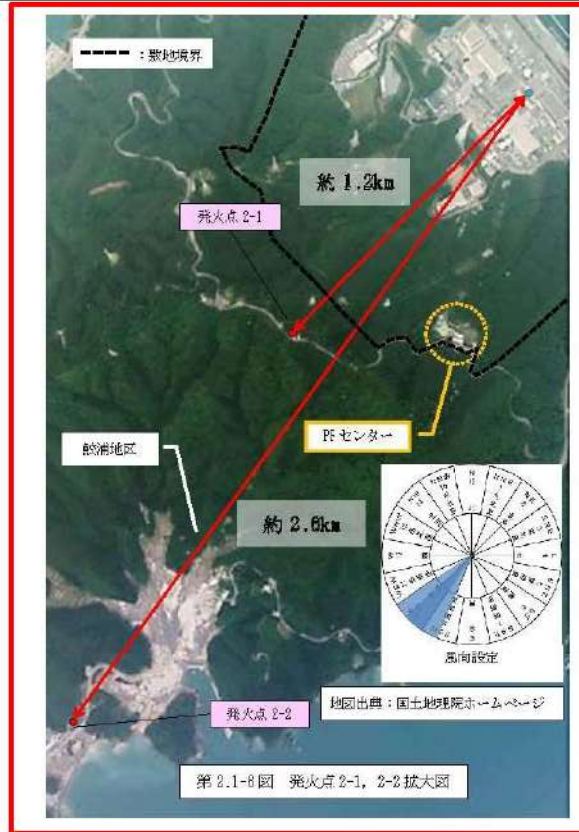
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による発火点の相違

2.2 森林火災による影響の有無の評価

(1) 評価手法の概要

本評価は、女川原子力発電所に対する森林火災の影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標と観点を以下に示す。

第2.2-1表 評価指標と観点

評価指標	評価の観点
延焼速度[km/h]	・火災発生後、どの程度の時間で女川原子力発電所に到達するのか
火線強度[kW/m]	・女川原子力発電所に到達し得る火災の規模はどの程度か
反応強度[kW/m ²]	
火炎長[m]	・必要となる消火活動の能力や防火帯の規模はどの程度か
火炎輻射強度[kW/m ²]	
火炎輻射強度[kW/m ²]	
火炎到達幅[m]	

2.2 森林火災による影響の有無の評価

(1) 評価手法の概要

本評価は、泊発電所に対する森林火災の影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標と観点を以下に示す。

表2-3 評価指標と観点

評価指標	評価の観点
延焼速度[km/h]	・火災発生後、どの程度の時間で泊発電所に到達するのか
火線強度[kW/m]	
反応強度[kW/m ²]	・泊発電所に到達し得る火災の規模はどの程度か
火炎長[m]	
火炎輻射強度[kW/m ²]	
火炎輻射強度[kW/m ²]	・必要となる消火活動の能力や防火帯の規模はどの程度か
火炎到達幅[m]	

【女川】発電所名の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

- (2) 評価対象範囲
 評価対象範囲は発電所近傍の発火想定地点を10km以内とし、評価対象範囲は東側が海という発電所周辺の地形を考慮し女川原子力発電所から南に12km、北に12km、東に4km、西に12kmとする。
- (3) 必要データ
 a. 入力条件
 評価に必要なデータ以下のとおり設定し、本評価を行った。

第2-2表 森林火災評価のための入力データ一覧

データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ
土地利用データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。(国土数値情報 土地利用細分メッシュ)	同左 国土数値情報(国土交通省)の100mメッシュの土地利用データを使用した。
植生データ	現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を、樹種・林齢により細分化し10mメッシュで入力する。	同左 宮城県及び東北森林管理局より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化した。
地形データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。(基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ)	同左 基盤地図情報(国土地理院)の10mメッシュの標高データを使用した。
気象データ	現地で起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 宮城県において森林火災発生件数の多い3月～5月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。風向は各火点から原子炉建屋方向に設定した。

FARSITE 解析に必要な入力データ（土地データ・気象データ）については、以下のデータを使用している。

データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ
土地利用データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。(国土数値情報 土地利用細分メッシュ)	同左 国土数値情報(国土交通省)の100mメッシュの土地利用データを使用した。
植生データ	現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を、樹種・林齢により細分化し10mメッシュで入力する。	同左 北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化した。
地形データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。(基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ)	同左 基盤地図情報(国土地理院)の10mメッシュの標高データを使用した。
気象データ	現地で起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 北海道において森林火災発生件数の多い4月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。風向は各火点から原子炉建屋方向に設定した。

- (2) 評価対象範囲
 評価対象範囲は発電所近傍の発火想定地点を10km以内とし、評価対象範囲は泊発電所から南に13km、北に13km、東に13km、西に13kmとする。
- (3) 必要データ
 a. 入力条件
 評価に必要なデータを以下のとおり設定し、本評価を行った。

表2-4 森林火災評価のための入力データ一覧

データ種類	外部火災影響評価ガイドの記載	発電所での評価で用いたデータ
土地利用データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である100mメッシュの土地利用データを用いる。(国土数値情報 土地利用細分メッシュ)	同左 国土数値情報(国土交通省)の100mメッシュの土地利用データを使用した。
植生データ	現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を、樹種・林齢によりさらに細分化する。	同左 北海道より森林簿を入手し、森林簿の情報を基に防火帯周辺の植生調査を実施した。その結果から、保守的に可燃物パラメータを設定し、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢により細分化した。
地形データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である10mメッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。(基盤地図情報 数値標高モデル10mメッシュ)	同左 基盤地図情報(国土地理院)の10mメッシュの標高データを使用した。
気象データ	現地で起こり得る最悪の条件を検討するため、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。	同左 北海道において森林火災発生件数の多い4月～6月の過去10年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用した。風向は各火点から原子炉建屋方向に設定した。

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による相違
 (泊も西側の海域にあたる範囲は評価対象外である)

【女川・大飯】
 記載表現の相違

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・地域特性による相違
 (ガイドに基づいたデータを使用していることに相違はなし)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

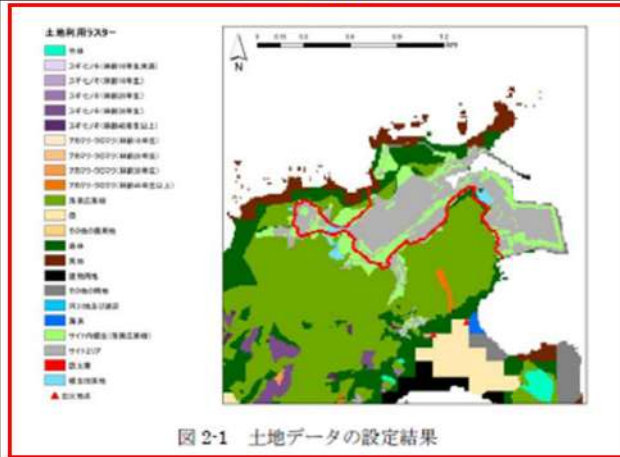


図 2-1 土地データの設定結果

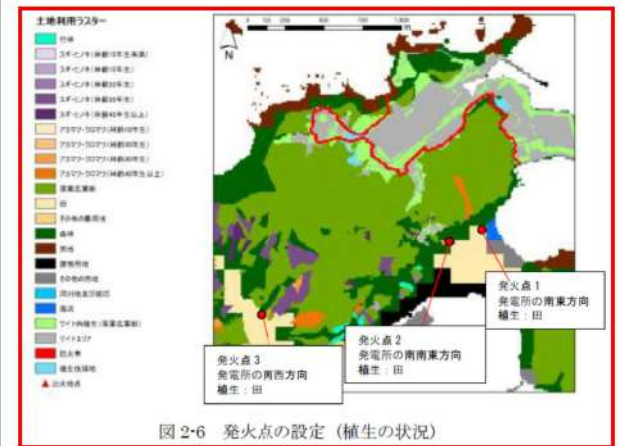
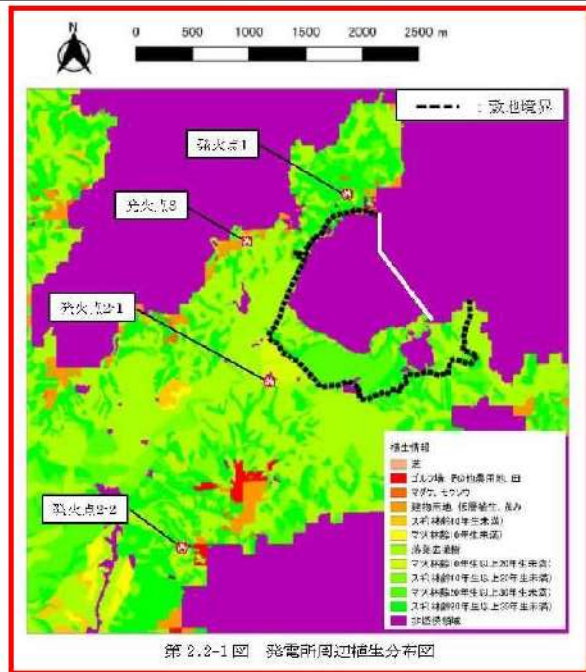


図 2-6 発火点の設定（植生の状況）

女川原子力発電所2号炉



第 2.3-1 図 発電所周辺植生分布図

発電所敷地外の標高データについては、外部火災影響評価ガイドに従い、現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中で最も空間解像度の高い基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュの標高データを用いた。

東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動の影響については、国土地理院公開の補正パラメータを考慮した。

また、発電所敷地内の標高データについては、屋外配置全体図に記載された敷地標高に、地盤変動量として-1mを加算（＝地盤沈下量1m）した標高値を設定した。

傾斜及び傾斜方位データについては、上記の標高データより算出した。

泊発電所3号炉

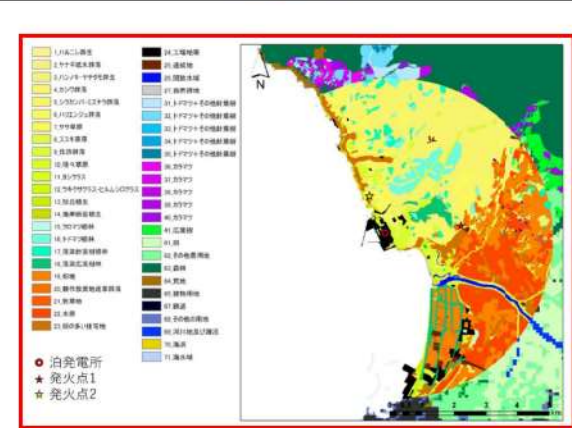


図 2-7 発電所周辺植生分布図

発電所敷地外の標高データについては、外部火災影響評価ガイドに従い、現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中で最も空間解像度の高い基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュの標高データを用いた。


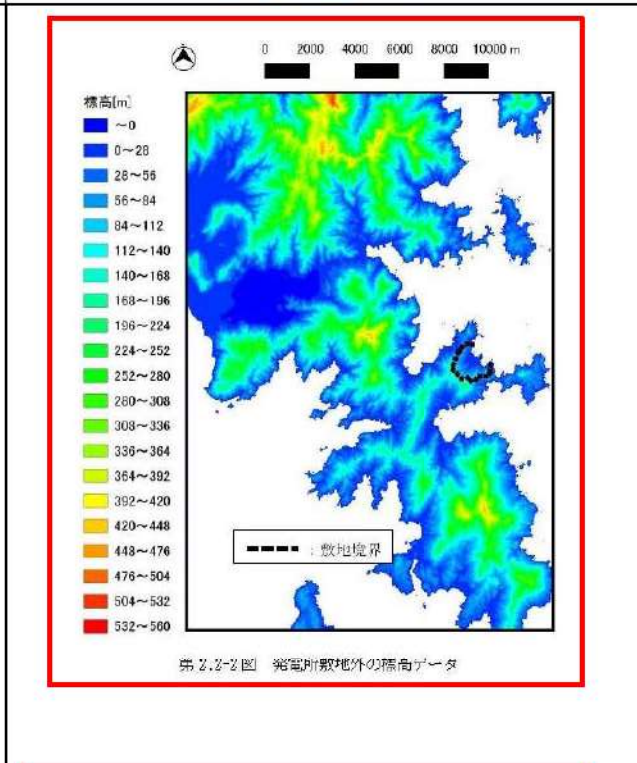
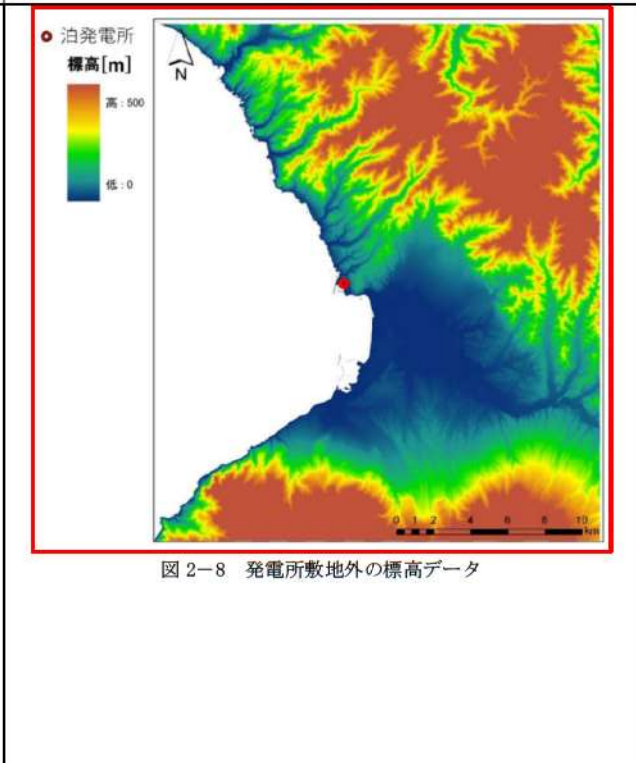
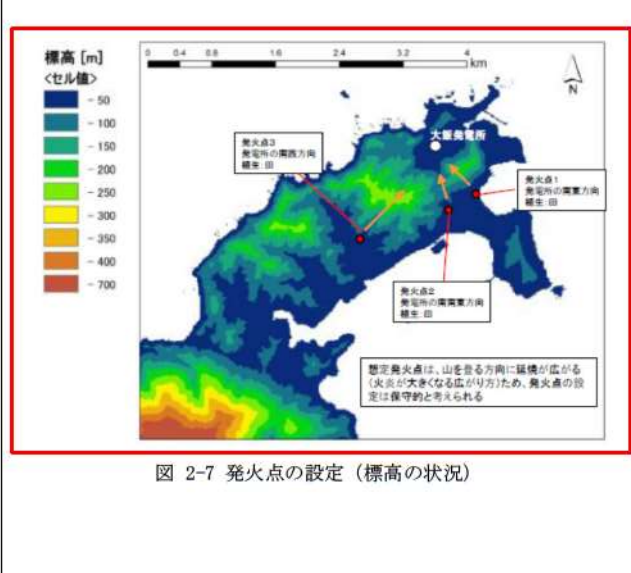
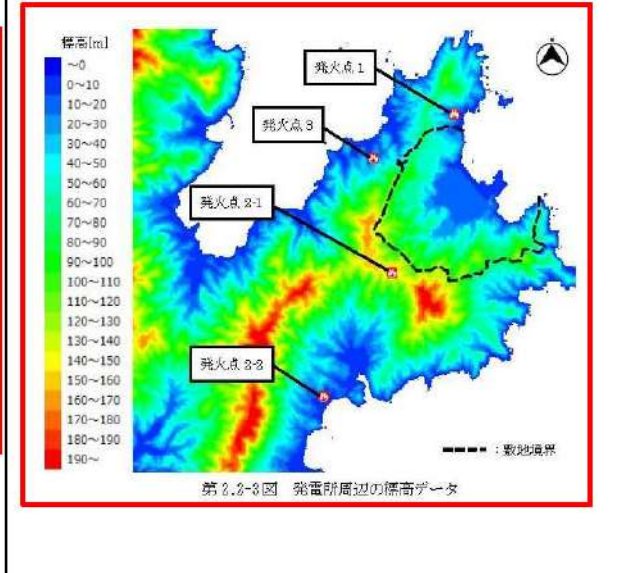
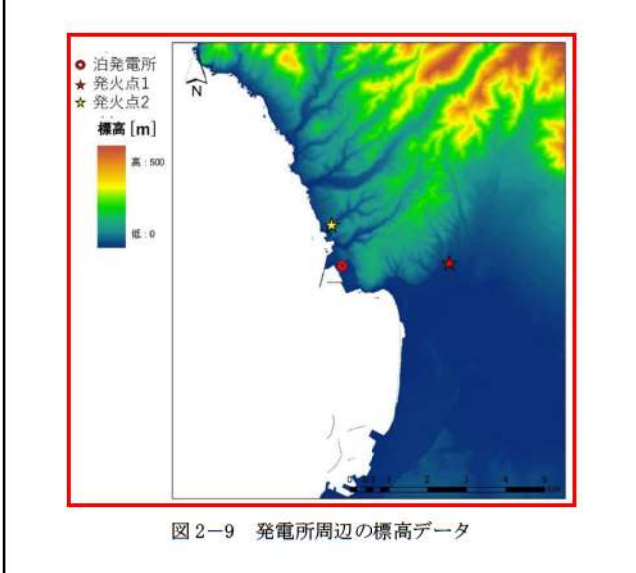
傾斜及び傾斜方位データについては、上記の標高データより算出した。

相違理由

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・地域特性による相違

【女川】設計方針の相違
 ・泊は東北地方太平洋沖地震による地盤変位の影響はないため記載していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大阪発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】設計方針の相違 ・発電所立地地域の相違</p>
 <p>図 2-7 発火点の設定 (標高の状況)</p>	 <p>第 2.2-2-3 図 発電所周辺の標高データ</p>	 <p>図 2-9 発電所周辺の標高データ</p>	<p>【女川・大阪】 設計方針の相違 ・発電所立地地域の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>3. 気象条件の設定について</p> <p>気象条件（最高気温、最小湿度、最大風速）の設定については、「外部火災の影響評価ガイド」に「過去10年間の森林火災の発生件数の多い月を用いる」旨、記載されている。</p> <p>これを福井県に適用すると4月となるが、更に保守的な設定とするため、その前後の月である3～6月の気象条件を選定した。ただし、気象データについては大飯発電所から最も近い距離にある小浜地域気象観測システムのデータを使用しているが、湿度データについては小浜地域気象観測システムのデータがないため、舞鶴特別地域気象観測所のデータを使用している。</p> <p>また、風向は3～6月における卓越風向を選定すべく、小浜地域気象観測システムの最大風速における風向の出現回数および最多風向の出現回数を調査した。調査結果、風上方向に発火点と考える地点がある方角の中で出現回数が多い南東、南南東、南を卓越風向とした。</p>	<p>b. 気象条件の設定</p> <p>気象データには発電所内の気象観測データ及び発電所敷地外の公開情報である気象庁の気象統計情報があるが、外部火災影響評価においては発電所敷地外の火災の発生・進展を評価することから、発電所敷地外の気象統計情報のデータを使用し、森林火災発生件数の多い3～5月の過去10年間の気象データを調査し、卓越風向、最大風速、最高気温、最小湿度の条件を選定した（第2.2-3表）。</p> <p>この調査結果に基づき FARSITE の入力値は第2.2-4表のとおり設定した。風向、風速及び気温は女川原子力発電所付近の江ノ島及び石巻の地域気象観測システム（アメダス）（以下「地域気象観測所」という。）の値とした。湿度を観測している観測所は「石巻」「仙台」とあるが、「仙台」よりも「石巻」の方が女川原子力発電所との距離が近いことから、最も女川原子力発電所の気象に近いと考えられる「石巻特別地域気象観測所」の値を用いた。宮城県における気象統計情報の観測所位置を第2.2-4図に示す。なお、女川地域気象観測所は2011年に設置されており過去10年間のデータがない。</p> <div data-bbox="779 722 1261 1241" data-label="Figure"> <table border="1" data-bbox="801 1082 1238 1193"> <thead> <tr> <th>シンボル</th> <th>観測所の種類</th> <th>観測要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■</td> <td>気象台</td> <td>気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>海陸併用特別地域気象観測所</td> <td>気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>地域気象観測所（アメダス）</td> <td>降水量</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>沿岸気象観測所（アメダス）</td> <td>気温・降水量・風向風速</td> </tr> <tr> <td>▽</td> <td>山岳気象観測所（アメダス）</td> <td>気温・降水量・風向風速・日照時間</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>特別地域気象観測所（アメダス）</td> <td>気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.2-4図 宮城県内の気象観測所位置</p> </div> <p>< 出典 > 気象庁 HP : https://www.jma.go.jp/jp/amedas_h/map23.html</p>	シンボル	観測所の種類	観測要素	■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧	■	海陸併用特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧	▲	地域気象観測所（アメダス）	降水量	△	沿岸気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速	▽	山岳気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間	●	特別地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深	<p>b. 気象条件の設定</p> <p>気象データには発電所内の気象観測データ及び発電所敷地外の公開情報である気象庁の気象統計情報があるが、外部火災影響評価においては発火想定地点を発電所から10km以内とした敷地外の火災の発生・進展を評価することから、発火点に最も近い発電所内の気象観測データを使用し、卓越風向、最大風速、最高気温、最小湿度の条件を選定した（表2-5）。</p> <p>この調査結果に基づき FARSITE の入力値は表2-6のとおり設定した。発電所内の気象観測設備の配置位置を図2-10に示す。また、発電所内の気象観測データから設定した入力値（気温：30.0℃、湿度：13%、最大風速：29.7m/s）は、発電所と同じく後志地方の海沿いであり約35km離れた寿都特別地域気象観測所における同期間の値（気温：29.2℃、湿度：10%、最大風速：19.2m/s）と比較すると、気温及び湿度は同等であり、風速は約10m/s高い。FARSITEにおいて、風速の上昇は延焼速度及び火線強度を上昇させる。一方、気温及び湿度は可燃物特性（含水比）に影響を与えるが、初期条件にて含水比を低く設定しているため解析結果に大きな影響がない。以上より、発電所内の気象観測データを使用することは保守的である。</p> <div data-bbox="1344 869 1960 1209" data-label="Figure"> <table border="1" data-bbox="1780 877 1948 1005"> <tbody> <tr> <td>A点</td> <td>風向風速計 1台</td> <td>(標高124m, 地上高50m)</td> </tr> <tr> <td>B点</td> <td>風向風速計 1台</td> <td>(標高84m, 地上高10m)</td> </tr> <tr> <td>C点</td> <td>湿度計 1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D点</td> <td>深度計 1台</td> <td>(標高75.8m, 地上高1.8m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>Z点 風向風速計 1台 (標高20m, 地上高10m)</p> </div> <p>図2-10 発電所内の気象観測設備位置</p>	A点	風向風速計 1台	(標高124m, 地上高50m)	B点	風向風速計 1台	(標高84m, 地上高10m)	C点	湿度計 1台		D点	深度計 1台	(標高75.8m, 地上高1.8m)	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】記載方針の相違・発火点位置が発電所から10km以内であることの明確化</p> <p>【女川】設計方針の相違・女川は地域気象観測所の気象データから FARSITE 入力パラメータを設定しているが、泊は森林火災の模擬状況を向上させるため、森林火災の発火点に最も近い発電所構内の気象データを使用している。また、近隣の特別地域気象観測所のデータと比較し、構内の気象データが保守的であることを確認している。</p>
シンボル	観測所の種類	観測要素																																		
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧																																		
■	海陸併用特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧																																		
▲	地域気象観測所（アメダス）	降水量																																		
△	沿岸気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速																																		
▽	山岳気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間																																		
●	特別地域気象観測所（アメダス）	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深																																		
A点	風向風速計 1台	(標高124m, 地上高50m)																																		
B点	風向風速計 1台	(標高84m, 地上高10m)																																		
C点	湿度計 1台																																			
D点	深度計 1台	(標高75.8m, 地上高1.8m)																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

月	福井県 月別森林火災 発生頻度 ^{※1}	気象条件		
		最高気温 ^{※2} [°C]	最小湿度 ^{※3} [%]	最大風速 ^{※4} [m/s]
1月	1	16.0	23	20.0
2月	1	21.3	19	20.0
3月	10	23.4	10	20.0
4月	25	30.9	11	19.7
5月	9	31.0	16	21.0
6月	12	35.9	19	15.0
7月	2	37.8	20	15.5
8月	11	38.1	29	15.0
9月	6	37.4	29	18.0
10月	1	29.4	29	21.0
11月	1	25.5	24	15.1
12月	1	19.8	23	22.0

出典：※1 福井県統計年報（2002年～2011年版）
 ※2 小浜 地域気象観測システム（アメダス）観測記録（2005年～2012年）
 ※3 舞鶴特別地域気象観測所 観測記録（2003年～2012年）

3～6月の卓越風向選定表

風向	最大風速（日単位） における風向の 出現回数 ^{※4}	最多風向 （日単位）の 出現回数 ^{※4}
北	164	196
北北東	0	0
北東	0	0
東北東	3	1
東	157	44
東南東	213	326
南東	71	115
南南東	5	83
南	10	71
南南西	3	3
南西	3	2
西南西	6	15
西	22	10
西北西	219	95
北西	106	78
北北西	239	181

出典：※4 小浜 地域気象観測システム（アメダス）観測記録（2003年～2012年）

風上方向に火災点と
考えうる地点（人が立
入る地点）がない

女川原子力発電所2号炉

第2.2-3表 2008～2017年の3～5月の気象データ

年月	江ノ島			石巻		
	最多風向	最高気温	最大風速	最高気温	最小湿度	最大風速
		[°C]	[m/s]		[°C]	[%]
2008年3月	西北西	13.2	17.0	北北東	16.2	23
2009年3月	西北西	16.2	14.3	北西	16.9	22
2010年3月	西北西	13.5	20.3	北北東	15.9	27
2011年3月	西北西	10.3	13.8	南南西	18.8	29
2012年3月	西北西	13.1	16.4	北北西	13.4	32
2013年3月	西北西	17.2	20.5	南北西	17.5	24
2014年3月	西北西	18.9	19.6	北北西	14.3	25
2015年3月	西北西	16.5	16.8	西北西	17.1	18
2016年3月	西北西	16.4	14.9	北西	19.7	21
2017年3月	西北西	14.2	16.4	北北東	13.3	28
2008年4月	北北東	19.3	20.5	北北東	20.5	15
2009年4月	西北西	21.5	18.4	北北東	22.4	19
2010年4月	西北西	15.2	14.8	西北西	16.1	20
2011年4月	欠測（震災による測定データ欠測）				21.0	19
2012年4月	西北西	18.2	17.1	南	21.1	20
2013年4月	西北西	19.2	18.2	西北西	22.5	18
2014年4月	西北西	19.9	16.4	西北西	21.6	16
2015年4月	北 南南西	25.0 19.2	19.2	北西	24.0	16
2016年4月	南南西	18.6	17.2	西北西	20.9	18
2017年4月	西北西	21.3	19.8	西北西	25.2	20
2008年5月	北東	22.9	14.8	南東	24.4	18
2009年5月	南南西	23.2	13.5	西	24.9	17
2010年5月	北東 南南西 西北西	26.2 21.7 21.7	11.7	北西	27.1	26
2011年5月	欠測（震災による測定データ欠測）				22.2	26
2012年5月	西北西	21.7	12.8	西北西	24.2	23
2013年5月	南	22.9	14.2	北北東	25.5	27
2014年5月	南南西	24.5	16.8	西北西	30.0	21
2015年5月	南南西	25.9	11.9	西北西	23.2	22
2016年5月	北	27.5	11.1	西北西	30.7	19
2017年5月	南南西	26.8	12.8	西北西	23.0	26
最大値	西北西	27.5	20.5	西北西	30.7	15

■：FARSITE入力データ（出典：気象庁 HP 気象統計情報）
 ○過去10年間における火災発生件数の多い、3月～5月の気象データを整理する。
 ○過去10年間における3月～5月の最小湿度、最高気温及び最大風速を選定している。

泊発電所3号炉

表2-5 2003～2012年の4～6月の気象データ

月	泊発電所（観測期間：2003～2012年）				北海道 1993～2012年 月別 火災発生 頻度 ^{※1}
	気温 [°C]	風速(m/s)		卓越風向	
		最高 気温	最大 風速		
4月	22.6	29.7	西	東	13
5月	24.7	29.2	東	東	14
6月	30.0	24.4	東南東	東	18

*1 「林野火災被害統計書（平成24年度版）北海道水産林務部」
 気温、湿度：瞬間値（D点）
 風速、風向：1時間値（A、C、Z点）
 □：FARSITE入力データ

相違理由

【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・地域特性による相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
<p>1. 土地データの設定について</p> <p>上記表うち、土地データに係る土地利用データ、植生データ、地形データについては、以下の順番でデータに上書きを実施し、土地データを作成している。</p> <p>①土地利用データと地形データを入力</p> <p>a. 土地利用データ</p> <p>田、森林、建物用地等の土地利用区分を、FARSITE での使用パラメータに当てはめて入力。</p> <p>b. 地形データ</p> <p>標高データを入力（傾斜度、傾斜方向は計算値を使用）</p> <p>②森林簿データ（植生データ）を入力</p> <p>土地利用データにおける森林領域に、より詳細なデータである森林簿データ（樹種・林齢）を、FARSITE での使用パラメータに当てはめて入力</p> <p>③サイト内植生データを入力</p> <p>工場立地法に基づく緑化計画書に基づいた森林情報を FARSITE での使用パラメータに当てはめて入力</p>	<p>c. FARSITE 入力データ</p> <p>FARSITE については、保守的な評価となるよう以下の観点から入力値及び入力条件を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="728 268 1310 997"> <caption>第2.2-4表 FARSITE入力データ</caption> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>入力値</th> <th>入力値の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">気象データ</td> <td>風速 [km/h]</td> <td>85 (23.2m/s)</td> <td>火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月(3～5月)の発電所周辺の最大風速を入力</td> </tr> <tr> <td>風向 [deg.]</td> <td>351(北北西) 223(南南東) 218(南南西) 203(西北西)</td> <td>風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定</td> </tr> <tr> <td>気温 [°C]</td> <td>31</td> <td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3～5月)の発電所周辺の最高気温を入力</td> </tr> <tr> <td>湿度 [%]</td> <td>15</td> <td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3～5月)の発電所周辺の最低湿度を入力</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">植生データ</td> <td>場所</td> <td>—</td> <td>植生調査データ、現地調査等で特定した樹種ごとの植生場所を入力</td> </tr> <tr> <td>樹種</td> <td>30区分</td> <td>森林簿データをベースに相違を入力 防火帯割込については植生調査により確認した樹種を入力【森林簿データ】 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 27: スギ林齢 10年生未満, 28: マツ林齢 10年生未満, 29: マツ林齢 20年生, 30: 落葉広葉樹, 31: スギ林齢 10年生, 32: マツ林齢 20年生, 33: スギ林齢 30年生, 34: マツ林齢 30年生, 35: スギ林齢 30年生, 36: マツ林齢 40年生以上, 37: スギ林齢 40年生以上, 38: 雑樹 【植生調査データ】 38: Short grass, 39: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: スギ林齢 10年生未満, 43: マツ林齢 10年生未満, 44: マツ林齢 10年生未満, 45: 落葉広葉樹, 46: スギ林齢 10年生未満, 47: マツ林齢 10年生, 48: スギ林齢 10年生, 49: マツ林齢 20年生, 50: スギ林齢 30年生, 51: マツ林齢 20年生, 52: スギ林齢 30年生 【植生調査データ】</td> </tr> <tr> <td>林齢</td> <td>3区分</td> <td>植生調査データに基づき、スギ・マツについて、10年生未満、10年生、20年生の3区分を設定</td> </tr> <tr> <td>樹冠率</td> <td>区分3</td> <td>日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力</td> </tr> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>森林、田畑、建物用地等</td> <td>—</td> <td>発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ)</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>標高、地形</td> <td>—</td> <td>土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)は基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュを用いた。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～99の数字は、FARSITEの植生番号に対応。 No.3,4,39,38,40,38は、FARSITE内蔵値(FARSITEが保有する可燃物データ)。 No.27～37,41～52は、福島第一原子力発電所への核種火災に関する影響評価(独立行政法人原子力安全基盤機構(NIES)平成24年9月)。</p>	大区分	小区分	入力値	入力値の根拠	気象データ	風速 [km/h]	85 (23.2m/s)	火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月(3～5月)の発電所周辺の最大風速を入力	風向 [deg.]	351(北北西) 223(南南東) 218(南南西) 203(西北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定	気温 [°C]	31	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3～5月)の発電所周辺の最高気温を入力	湿度 [%]	15	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3～5月)の発電所周辺の最低湿度を入力	植生データ	場所	—	植生調査データ、現地調査等で特定した樹種ごとの植生場所を入力	樹種	30区分	森林簿データをベースに相違を入力 防火帯割込については植生調査により確認した樹種を入力【森林簿データ】 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 27: スギ林齢 10年生未満, 28: マツ林齢 10年生未満, 29: マツ林齢 20年生, 30: 落葉広葉樹, 31: スギ林齢 10年生, 32: マツ林齢 20年生, 33: スギ林齢 30年生, 34: マツ林齢 30年生, 35: スギ林齢 30年生, 36: マツ林齢 40年生以上, 37: スギ林齢 40年生以上, 38: 雑樹 【植生調査データ】 38: Short grass, 39: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: スギ林齢 10年生未満, 43: マツ林齢 10年生未満, 44: マツ林齢 10年生未満, 45: 落葉広葉樹, 46: スギ林齢 10年生未満, 47: マツ林齢 10年生, 48: スギ林齢 10年生, 49: マツ林齢 20年生, 50: スギ林齢 30年生, 51: マツ林齢 20年生, 52: スギ林齢 30年生 【植生調査データ】	林齢	3区分	植生調査データに基づき、スギ・マツについて、10年生未満、10年生、20年生の3区分を設定	樹冠率	区分3	日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力	土地利用データ	森林、田畑、建物用地等	—	発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ)	地形データ	標高、地形	—	土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)は基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュを用いた。	<p>c. FARSITE 入力データ</p> <p>FARSITE については、保守的な評価となるよう以下の観点から入力値及び入力条件を設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1355 295 1948 566"> <caption>表2-6 FARSITE入力データ(気象データ)</caption> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>入力値</th> <th>入力値の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">気象データ</td> <td>風速 [km/h]</td> <td>100</td> <td>火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月の発電所の最大風速 29.7m/s に基づき入力可能な最大値である 100km/h を入力</td> </tr> <tr> <td>風向 [deg]</td> <td>90(東) 315(北西)</td> <td>風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定</td> </tr> <tr> <td>気温 [°C]</td> <td>30</td> <td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4～6月)の発電所の最高気温を入力</td> </tr> <tr> <td>湿度 [%]</td> <td>13</td> <td>樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4～6月)の発電所の最低湿度を入力</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1355 646 1948 1332"> <caption>表2-7 FARSITE入力データ(植生, 土地利用, 地形データ)</caption> <thead> <tr> <th>大区分</th> <th>小区分</th> <th>入力値</th> <th>入力値の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">植生データ</td> <td>場所</td> <td>—</td> <td>土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種毎の植生場所を入力</td> </tr> <tr> <td>樹種</td> <td>15区分</td> <td>土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種を入力 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 14: カラマツ(林齢 10年生未満), 15: カラマツ(林齢 10年生), 16: カラマツ(林齢 20年生), 17: カラマツ(林齢 30年生), 18: カラマツ(林齢 40年生以上), 19: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生未満), 20: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生), 21: トドマツ+その他針葉樹(林齢 20年生), 22: トドマツ+その他針葉樹(林齢 30年生), 23: トドマツ+その他針葉樹(林齢 40年生以上), 24: 落葉広葉樹, 99: 非植生域</td> </tr> <tr> <td>林齢</td> <td>5区分</td> <td>植生調査データに基づき、カラマツ・トドマツ+その他針葉樹について、10年生未満、10年生、20年生、30年生、40年生以上の5区分を設定</td> </tr> <tr> <td>樹冠率</td> <td>区分3</td> <td>日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力</td> </tr> <tr> <td>土地利用データ</td> <td>森林、田畑、建物用地等</td> <td>—</td> <td>発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ 100mメッシュ)</td> </tr> <tr> <td>地形データ</td> <td>標高、地形</td> <td>—</td> <td>発電所周辺の土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)を入力(基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～99の数字は、FARSITEの植生番号に対応。 No.3, 4, 5は、FARSITE内蔵値(FARSITEが保有する可燃物データ)。 No.14～24は、現地植生を踏まえて可燃物データを独自に設定した。</p>	大区分	小区分	入力値	入力値の根拠	気象データ	風速 [km/h]	100	火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月の発電所の最大風速 29.7m/s に基づき入力可能な最大値である 100km/h を入力	風向 [deg]	90(東) 315(北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定	気温 [°C]	30	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4～6月)の発電所の最高気温を入力	湿度 [%]	13	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4～6月)の発電所の最低湿度を入力	大区分	小区分	入力値	入力値の根拠	植生データ	場所	—	土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種毎の植生場所を入力	樹種	15区分	土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種を入力 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 14: カラマツ(林齢 10年生未満), 15: カラマツ(林齢 10年生), 16: カラマツ(林齢 20年生), 17: カラマツ(林齢 30年生), 18: カラマツ(林齢 40年生以上), 19: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生未満), 20: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生), 21: トドマツ+その他針葉樹(林齢 20年生), 22: トドマツ+その他針葉樹(林齢 30年生), 23: トドマツ+その他針葉樹(林齢 40年生以上), 24: 落葉広葉樹, 99: 非植生域	林齢	5区分	植生調査データに基づき、カラマツ・トドマツ+その他針葉樹について、10年生未満、10年生、20年生、30年生、40年生以上の5区分を設定	樹冠率	区分3	日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力	土地利用データ	森林、田畑、建物用地等	—	発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ 100mメッシュ)	地形データ	標高、地形	—	発電所周辺の土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)を入力(基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ)	<p>【大阪】 記載方針の相違(女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による気象データの相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による植生の相違(泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない)</p>
大区分	小区分	入力値	入力値の根拠																																																																																
気象データ	風速 [km/h]	85 (23.2m/s)	火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月(3～5月)の発電所周辺の最大風速を入力																																																																																
	風向 [deg.]	351(北北西) 223(南南東) 218(南南西) 203(西北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定																																																																																
	気温 [°C]	31	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3～5月)の発電所周辺の最高気温を入力																																																																																
	湿度 [%]	15	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(3～5月)の発電所周辺の最低湿度を入力																																																																																
植生データ	場所	—	植生調査データ、現地調査等で特定した樹種ごとの植生場所を入力																																																																																
	樹種	30区分	森林簿データをベースに相違を入力 防火帯割込については植生調査により確認した樹種を入力【森林簿データ】 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 27: スギ林齢 10年生未満, 28: マツ林齢 10年生未満, 29: マツ林齢 20年生, 30: 落葉広葉樹, 31: スギ林齢 10年生, 32: マツ林齢 20年生, 33: スギ林齢 30年生, 34: マツ林齢 30年生, 35: スギ林齢 30年生, 36: マツ林齢 40年生以上, 37: スギ林齢 40年生以上, 38: 雑樹 【植生調査データ】 38: Short grass, 39: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: スギ林齢 10年生未満, 43: マツ林齢 10年生未満, 44: マツ林齢 10年生未満, 45: 落葉広葉樹, 46: スギ林齢 10年生未満, 47: マツ林齢 10年生, 48: スギ林齢 10年生, 49: マツ林齢 20年生, 50: スギ林齢 30年生, 51: マツ林齢 20年生, 52: スギ林齢 30年生 【植生調査データ】																																																																																
	林齢	3区分	植生調査データに基づき、スギ・マツについて、10年生未満、10年生、20年生の3区分を設定																																																																																
	樹冠率	区分3	日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力																																																																																
土地利用データ	森林、田畑、建物用地等	—	発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ)																																																																																
地形データ	標高、地形	—	土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)は基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュを用いた。																																																																																
大区分	小区分	入力値	入力値の根拠																																																																																
気象データ	風速 [km/h]	100	火災の延焼・規模の拡大を図るため、森林火災発生件数が多い月の発電所の最大風速 29.7m/s に基づき入力可能な最大値である 100km/h を入力																																																																																
	風向 [deg]	90(東) 315(北西)	風向は各発火点から原子炉建屋方向に設定																																																																																
	気温 [°C]	30	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4～6月)の発電所の最高気温を入力																																																																																
	湿度 [%]	13	樹木の燃焼性を高めるため、森林火災発生件数が多い月(4～6月)の発電所の最低湿度を入力																																																																																
大区分	小区分	入力値	入力値の根拠																																																																																
植生データ	場所	—	土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種毎の植生場所を入力																																																																																
	樹種	15区分	土地利用データ、航空写真、現地調査及び森林簿で特定した樹種を入力 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 14: カラマツ(林齢 10年生未満), 15: カラマツ(林齢 10年生), 16: カラマツ(林齢 20年生), 17: カラマツ(林齢 30年生), 18: カラマツ(林齢 40年生以上), 19: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生未満), 20: トドマツ+その他針葉樹(林齢 10年生), 21: トドマツ+その他針葉樹(林齢 20年生), 22: トドマツ+その他針葉樹(林齢 30年生), 23: トドマツ+その他針葉樹(林齢 40年生以上), 24: 落葉広葉樹, 99: 非植生域																																																																																
	林齢	5区分	植生調査データに基づき、カラマツ・トドマツ+その他針葉樹について、10年生未満、10年生、20年生、30年生、40年生以上の5区分を設定																																																																																
	樹冠率	区分3	日照や風速への影響を考慮し、針葉樹、落葉広葉樹について、保守的な樹冠率区分(3:一般的な森林)を入力																																																																																
土地利用データ	森林、田畑、建物用地等	—	発電所周辺の森林、田畑、建物用地等を入力(国土交通省データ 100mメッシュ)																																																																																
地形データ	標高、地形	—	発電所周辺の土地の標高、地形(傾斜角度、傾斜方向)を入力(基盤地図情報 数値標高モデル 10mメッシュ)																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">第2.2-5表 FARSITE入力条件の整理（植生）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土数値情報 土地利用細分 メッシュ</p> <p>1. 国土数値情報土地利用細分メッシュの入力 国土数値情報土地利用細分メッシュ（100mメッシュ）を読み込み、10mメッシュのデータに変換（内挿）する。 各メッシュの土地利用属性は、基となる国土数値情報土地利用細分メッシュと同じとする。</p> <p>森林簿 データ</p> <p>2. 森林簿データの読み込み 森林簿データを読み込む（森林簿データは、個々の森林等の領域がポリゴン（多角形）で表現されている形式）。 1. で作成した10mメッシュに、森林簿データのポリゴンデータを重ね合わせる（森林簿データの情報が優先され、森林簿データがない領域は国土数値情報土地利用細分メッシュデータの属性となる）。 重ね合わせた森林簿データの各メッシュの属性は、森林簿データの樹種を用いて設定する。</p> <p>防火帯周辺 植生調査結果</p> <p>3. 植生調査結果の入力 植生調査結果からの植生領域を読み取り、植生のポリゴンデータを作成する。 2. で作成した森林簿データを重ね合わせたデータに、植生調査結果を重ね合わせる（植生調査結果の情報が優先され、植生調査結果がない領域は2. で作成したデータの属性となる）。 重ね合わせた植生データの各メッシュの属性は、現地調査等を実施して設定する。</p> <p>FARSITE 入力 データ</p> <p>4. FARSITE入力データの作成 3. で作成したデータを基にFARSITE入力データを作成する。各メッシュの土地利用属性は、以下の30区分に整理する。 【森林簿データ】3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 27: スギ林齢10年生未満, 28: マツ林齢10年生未満, 29: マツ林齢10年生, 30: 落葉広葉樹, 31: スギ林齢10年生, 32: マツ林齢10年生, 33: スギ林齢20年生, 34: マツ林齢20年生, 35: スギ林齢30年生, 36: マツ林齢30年生以上, 37: スギ林齢40年生以上, 38: 非燃炭 【植生調査データ】39: Short grass, 40: Tall grass, 40: Chaparral, 41: Brush, 42: スギ林齢10年生未満, 43: マツ林齢10年生未満, 44: マツ林齢10年生未満, 45: 落葉広葉樹, 46: スギ林齢10年生未満, 47: マツ林齢10年生, 48: スギ林齢10年生, 49: マツ林齢20年生, 50: スギ林齢20年生, 51: マツ林齢20年生, 52: スギ林齢30年生, 53: マツ林齢30年生 樹冠率は、火線強度が強くなる区分3を設定。*</p> <p>※：1～99の数字は、FARSITEの植生番号に対応。 No.3,4,5,33,39,40,99は、FARSITE内蔵植（FARSITEが保有する可燃物データ）。 No.29～37,41～52は、福島第一原子力発電所への軽野火災に関する影響評価（独立行政法人原子力安全基盤機構（NES）平成24年6月）。</p> </div>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">表2-8 FARSITE入力条件の整理（植生）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土数値情報 土地利用細分 メッシュ</p> <p>1. 国土数値情報土地利用細分メッシュの入力 国土数値情報土地利用細分メッシュ（100mメッシュ）を読み込み、10mメッシュのデータに変換（内挿）する。 各メッシュの土地利用属性は、基となる国土数値情報土地利用細分メッシュと同じとする。</p> <p>森林簿データ</p> <p>2. 森林簿データの読み込み 森林簿データを読み込む（森林簿データは、個々の森林等の領域がポリゴン（多角形）で表現されている形式）。 1. で作成した10mメッシュに、森林簿データのポリゴンデータを重ね合わせる（森林簿データの情報が優先され、森林簿データがない領域は国土数値情報土地利用細分メッシュデータの属性となる）。 重ね合わせた森林簿データの各メッシュの属性は、森林簿データの樹種を用いて設定する。</p> <p>防火帯周辺 植生調査結果</p> <p>3. 植生調査結果の入力 植生調査結果からの植生領域を読み取り、植生のポリゴンデータを作成する。 2. で作成した森林簿データを重ね合わせたデータに、植生調査結果を重ね合わせる（植生調査結果の情報が優先され、植生調査結果がない領域は2. で作成したデータの属性となる）。 重ね合わせた植生データの各メッシュの属性は、現地調査等を実施して設定する。</p> <p>FARSITE 入力データ</p> <p>4. FARSITEデータの作成 3. で作成したデータを基にFARSITE入力データを作成する。各メッシュの土地利用属性は、以下の15区分に整理する。 3: Tall grass, 4: Chaparral, 5: Brush, 14: カラマツ(林齢10年生未満), 15: カラマツ(林齢10年生), 16: カラマツ(林齢20年生), 17: カラマツ(林齢30年生), 18: カラマツ(林齢40年生以上), 19: トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満), 20: トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生), 21: トドマツ+その他針葉樹(林齢20年生), 22: トドマツ+その他針葉樹(林齢30年生), 23: トドマツ+その他針葉樹(林齢40年生以上), 24: 落葉広葉樹, 99: 非燃炭 樹冠率は、火線強度が強くなる区分3を設定。 ※1～99の数字は、FARSITEの植生番号に対応 No.3, 4, 5は、FARSITE内蔵植（FARSITEが保有する可燃物データ）。 No.14～24は、現地植生を踏まえて可燃物データを独自に設定した。</p> </div>	<p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による植生の相違（泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉

2. 土地データ設定の詳細について

(1) 土地利用データについて

土地利用データについては、国土交通省「国土数値情報土地利用細分メッシュ平成21年度」のデータを用いて設定した。なお、土地利用データ区分と FARSITE 解析上の可燃物パラメータとの対応及び設定の考え方は以下のとおり。

土地利用区分	可燃物パラメータ	設定の考え方
田 その他の農用地	FARSITEデフォルトパラメータ「Tall Grass」	田・その他の農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となる。そこで、FARSITEデフォルトパラメータにおける草原(Grass)のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい点で保守的であるTall Grass (2.5feet: 0.76m)を使用した。
森林	「薄葉広葉樹」	発電所周辺の樹種を調査したところ、針葉樹は確認されず、広葉樹が支配的であった。このため、森林を薄葉広葉樹として設定した。
荒地	FARSITEデフォルトパラメータ「Brush」	荒地は、崖や岩、湿地など、特定の植生がなく、延焼しにくい領域であるが、保守的な観点から、灌木等を可燃物として想定しているFARSITEデフォルトパラメータの「Brush (2feet: 0.61m)」を使用し、計算上延焼することとした。
建物用地 河川地及び湖沼 海浜 その他の用地 サイトエリア 他	-	非植生地域に区分した。

女川原子力発電所2号炉

第 2.2-3 表 各種土地利用情報と FARSITE 入力データとの関係 (1/2)

土地利用	FARSITE 入力データ		備考
	区分*	種類	
田	3	Tall grass	森林火災発生件数の多い、3～5月の田の可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report*と同様な設定
ゴルフ場	3	Tall grass	ゴルフ場は管理されており可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report*と同様な設定
その他農用地	3	Tall grass	その他農用地は可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report*と同様な設定
森林	-	各樹種	森林データから各樹種を入力
荒地	5	Brush	草の繁茂を考慮し、FARSITEの「Brush 茂み」とする。 JNES-RC-Report*と同様な設定
建物用地	5	Brush	植生が連続しておらず、コンクリート等の非植生も多く含まれ延焼しにくいと考えられるが、住宅地に近い箇所等を考慮し、FARSITEの「Brush 茂み」とし計算上延焼することとする。 JNES-RC-Report*より保守的な設定
道路	99	非植生	樹木等がないと考えられるため、「非植生(延焼しない)」とする。 JNES-RC-Report*と同様な設定方法。
鉄道			
その他の用地			
河川地及び湖沼			
海浜 海水域			

*1：可燃物データの出典：

- No. 3～5, 38～41, 80 FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ)
- No. 14～24 JNES-RC-Report*の FARSITE 植生データ

*2：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価 独立行政法人原子力安全基盤機構 (JNES) 平成 24 年 6 月

泊発電所3号炉

表 2-9 各種土地利用情報と FARSITE 入力データとの関係 (1/3)

土地利用	FARSITE 入力データ		備考
	区分*	種類	
田	3	Tall grass	田・農用地においては、農産物に加え草が主な可燃物となることから、保守的に Grass のパラメータの中で、可燃物量、可燃物厚さが大きい「Tall grass」とする。
その他農用地	3	Tall grass	その他農用地は可燃物量は少ないと考えられるが、保守的に「Tall grass」とする。 JNES-RC-Report*と同様な設定
森林	19	トドマツ+その他針葉樹 (林齢 10 年生未満)	本領域はデータ上、樹種や林齢が不明であることから、独自設定したパラメータの中で最も火線強度等が高くなり易く、保守的と考えられる「トドマツ+その他針葉樹 (林齢 10 年生未満)」とする。
荒地	5	Brush	崖や岩、湿地など、特定の植生がなく、延焼しにくい領域であるが、保守的に「Brush」とする。
建物用地 道路 鉄道 その他の用地 河川地及び湖沼 海浜 海水域 ゴルフ場	99	非植生	樹木等がないと考えられるため、「非植生(延焼おそれない)」とする。

※ 1：可燃物データの出典

- No. 3, 4, 5, 99 は、FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ)。
- No. 14～24 は、現地植生を踏まえた独自の可燃物データ

相違理由

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による各種土地利用情報の相違
 (泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない)

【大阪】
 記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せず)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉4号炉

(2) 森林簿データ（植生データ）について

森林簿データについては、地方自治体から入手したものを使用している。地方自治体から入手した森林簿（H25年4月に入手）の中から「樹種」と「林齢」が特定できるものについては、以下の11区分の植生タイプに分類し、FARSITE解析上の可燃物パラメータを設定した。植生区分と可燃物パラメータとの対応および設定の考え方は以下のとおり。

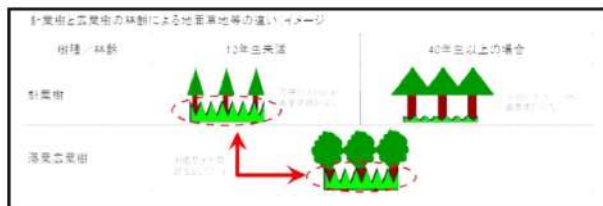
FARSITEにおける可燃物パラメータ	設定の考え方
スギ・ヒノキ(林齢10年生未満)	針葉樹の設定については、実際の森林状況を可能な限り反映するため、針葉樹の地面草地等の可燃物量を林齢に基づき区分している。 参考：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価(独立行政法人原子力安全基盤機構)
スギ・ヒノキ(林齢10年生)	
スギ・ヒノキ(林齢20年生)	
スギ・ヒノキ(林齢30年生)	
スギ・ヒノキ(林齢40年生以上)	
アカマツ・クロマツ(林齢10年生未満)	
アカマツ・クロマツ(林齢10年生)	
アカマツ・クロマツ(林齢20年生)	
アカマツ・クロマツ(林齢30年生)	
アカマツ・クロマツ(林齢40年生以上)	
落葉広葉樹	

森林簿データ
 <樹種>
 スギ・ヒノキ・アカマツ・クロマツ・各広葉樹
 <林齢>
 ○○年



なお、落葉広葉樹について、林齢区分がない理由を以下に示す。針葉樹については主に人工林であり、森林簿において樹木の生長状況を示す林齢が記載されている。これに対し、広葉樹については主に天然林であるため、林齢は一般に高齢で正確には把握されていない状況にある。

また、FARSITEの評価を実施するうえで針葉樹の設定については、実際の森林状況を可能な限り反映するため、針葉樹の地面草地等の可燃物量を林齢に基づき区分しており、下図のとおり林齢が増えると、地面草地等の燃えやすい可燃物量が減少し、延焼しにくくなる。これに対して落葉広葉樹について林齢は設定していないものの、下草等の可燃物量は針葉樹（10年生未満）と同じとしており、保守的な設定としている。



女川原子力発電所2号炉

第2.2-6表 各種土地利用情報とFARSITE入力データとの関係(2/2)

土地利用	FARSITE入力データ		備考
	区分	種類	
マダケ、セウソウ	4	Chaparral	-
スギ、モミ、ヒノキ、サクラ	27, 31 33, 35 37, 42 46, 48 50, 52	スギとして取扱ひ、森林簿的にもしくは植生調査結果に基づき林齢ごとに分類	-
アカマツ、クロマツ、カヤマツ、その他針葉樹	28, 29 32, 34 36, 43 44, 47 49, 51	マツとして取扱ひ、森林簿的にもしくは植生調査結果に基づき林齢ごとに分類	-
その他広葉樹、クスギ、ナラ、サリ、エンジュ、クリ、ホオノキ、サクラ、ミズナラ、ケヤキ、コナラ	30	落葉広葉樹	-
芝(敷地内)	1	Short grass	-

森林簿及び敷地内植生調査

泊発電所3号炉

表2-9 各種土地利用情報とFARSITE入力データとの関係(2/3)

土地利用	FARSITE入力データ		備考
	区分*	種類	
カラマツ	14, 15, 16, 17, 18	カラマツ(林齢10年生未満, 10年生, 20年生, 30年生, 40年生以上)	北海道のカラマツ林、トドマツ林は林床に1~2m程度のササが繁茂していることを考慮し、下草の可燃物量は林齢によらず一定とすると共に、大きな火線強度が想定される保守的な「Chaparral」の可燃物パラメータを適用した。
トドマツ、アカマツ、クロマツ、ヨーロッパアカマツ、ストロブマツ、グイマツ、グイマツ種、アカエゾマツ、ヨーロッパトウヒ、その他人口林針葉樹、天然林針葉樹	19, 20, 21, 22, 23	トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満, 10年生, 20年生, 30年生, 40年生以上)	ただし、樹木の量に該当する「生きた木質量」のパラメータは、林齢と共に大きくなるよう設定した。生きた木質量は、水分量が多く燃えにくい効果を示す。従って、林齢が低い方が火線強度等が大きくなる。 JNES-RC-Report ^{※1} と同程度以上の設定
ボブラ、ドロヤナギ、ギンドロ、マカバ、シラカンバ、ハンノキ、ヤマハンノキ、コバノヤマハンノキ、ケヤマハンノキ、アサダ、カシワ、ミズナラ、ニセアカシヤ、イタヤカエデ、ヤチダモ、人工林広葉樹、天然林広葉樹	24	落葉広葉樹	広葉樹は一般に高齢で下草の状況は林齢によってほとんど変わらないこと、林床のササの繁茂は考慮せず、高木に加え草や灌木が存在する状況を想定していることから、JNES-RC-Report ^{※2} と同様な考え方で独自に設定した「落葉広葉樹」の可燃物パラメータを適用した。

※1：可燃物データの出典
 No.14~24は、現地植生を踏まえた独自の可燃物データ
 ※2：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価 独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）平成24年6月

相違理由

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による各種土地利用情報の相違
 ・(泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない)
 【大飯】
 記載方針の相違(女川実績の反映：着色せず)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

(3) サイト内植生データについて

サイト内植生データとして、発電所にて管理している緑化計画書のデータから、各領域内に存在する植生種類及びその組み合わせにより、可燃物パラメータを設定した。サイト内植生データ区分と可燃物パラメータとの対応及び設定の考え方は以下のとおり。なお、緑化計画書については、H26年11月時点のものを反映した。

緑化計画書 [※] (植生区分)	FARSITEにおける 可燃物パラメータ	設定の考え方
スダシ、ツブシ、ヒメスリ、ヤブツバキ、ヤマモミ、カヤキ、クヌギ、イヌヤブ、ヤシロフシ、トナリ、アサキ、マサキ、ヒサカキ、ナツシロシ、オスミソギ等	「落葉広葉樹」	緑化計画書記載の樹種は全て広葉樹であることから、落葉広葉樹の可燃物パラメータを設定した。

※緑化計画書については、大飯3、4号増設等でサイト内に新たに植栽した区域と樹種情報から作成している。

以上より、土地データの設定結果は以下の図のとおりとなった。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

表2-9 各種土地利用情報とFARSITE入力データとの関係(3/3)

土地利用	FARSITE 入力データ		備考
	区分*1	種類	
ハルニレ群落、ヤナギ低木群落、ハンノキヤチダモ群落、カシワ群落、シラカバ・ミズナラ群落、ハリエンジュ群落、落葉広葉樹林	24	落葉広葉樹	各種生区分は全て落葉広葉樹であることから、JNES-RC-Report ^{※2} と同様な考え方で独自に設定した「落葉広葉樹」の可燃物パラメータを適用した。
ササ草原	4	Chaparral	
ススキ草原、伐跡群落、種々草原、ヨシクラス、ウキクサクラス・ヒルムシロクラス、砂丘植生、海岸断崖植生	3	Tall Grass	
クロマツ植林、トドマツ植林、落葉針葉樹植林	19	トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満)	針葉樹の植林地であり、林齢情報がないことから、独自設定した可燃物パラメータの中で最も保守的と考えられる「トドマツ+その他針葉樹(林齢10年生未満)」を設定した。
畑地、耕作放棄地、雑草群落、牧草地、水田	3	Tall Grass	
緑の多い住宅地	5	Brush	植生が連続しておらず、コンクリート等の領域も多く含まれ、延焼しにくいと考えられるが、保守的な観点から「Brush」を設定した。
工業地帯、造成地、開放水域、自然裸地	99	非植生	

※1：可燃物データの出典

No. 3, 4, 5, 99 は、FARSITE 内蔵値 (FARSITE が保有する可燃物データ)。

No. 14~24 は、現地植生を踏まえた独自の可燃物データ

※2：福島第一原子力発電所への林野火災に関する影響評価 独立行政法人原子力安全基盤機構 (INES) 平成24年6月

相違理由

【女川】設計方針の相違・地域特性による各種土地利用データの相違(泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない)

【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映：着色せず)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>大阪発電所3号炉</p> <p>なお、入力した植生データの妥当性を確認するため、森林火災の評価（火線強度・火災放射強度の算出）に係る防火帯外縁（森林側）周辺の植生調査を実施したところ、防火帯の外縁には、常緑広葉樹、落葉広葉樹、針葉樹を確認した。</p> <p>それぞれの樹種による火線強度を確認すると（図2-4）、常緑広葉樹よりも、落葉広葉樹及び針葉樹は高く、更に落葉広葉樹と針葉樹を比較すると、針葉樹については、樹齢が高くなると火線強度が低くなり、20年生以上の針葉樹は、落葉広葉樹よりも低くなる（図2-3参照）。発電所の調査で確認した針葉樹は、運転開始以降に植樹したのではなく、調査結果からも樹齢は30年生以上であることを確認しており、落葉広葉樹よりも火線強度が低くなることから、植生調査結果において防火帯外縁の樹種を全て落葉広葉樹に設定していることは妥当である。なお、別の論文によると、針葉樹と広葉樹の火線強度がほぼ同程度である、との知見もある（図2-4参照）。</p> <p>植生調査において、調査対象箇所の周辺について、一箇所当たり約1000m²にわたり目視にて調査を実施している。また、調査者は一級造園施工管理技師※（国家資格）の資格を保有し、植生調査に</p>	<p>FARSITE からの出力データ及びその出力データを用いて算出したデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">第2.2-7表 算出結果</p> <table border="1" data-bbox="728 268 1299 694"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>出力値の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">FARSITE 出力</td> <td>火炎長 [m]</td> <td>火炎の高さ [円筒火炎モデルの形態係数の算出]</td> </tr> <tr> <td>延焼速度 [m/h]</td> <td>火炎の延焼する速さ</td> </tr> <tr> <td>単位面積当たり熱量 [kJ/m²]</td> <td>単位面積当たりの放出熱量</td> </tr> <tr> <td>火線強度 [kW/m]</td> <td>火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 [防火帯幅の算出]</td> </tr> <tr> <td>反応強度 [kW/m²]</td> <td>単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模</td> </tr> <tr> <td>到着時間 [h]</td> <td>出火から火災の前縁が当該地点に到達するまでの時間 [火災継続時間の算出]</td> </tr> <tr> <td>上記出力値より算定したデータ</td> <td>火災放射強度 [kW/m²]</td> <td>発電所防火帯外縁より約10m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377⁴を乗じて算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災継続時間 [h]</td> <td>到着時間から算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災到達幅 [m]</td> <td>発電所敷地境界の火炎最前線の長さ [円筒火炎モデルの算出]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>火炎長に基づき算出 [円筒火炎モデルの形態係数の算出]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1発電所敷地近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、放射熱割合は、針葉樹：0.377並びに落葉広葉樹：0.371（米国防火技術者協会（NFPA）『THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering』に定める係数）のうち保守的に大きい値である0.377を採用した。</p> <p>e. 植生調査の詳細について 植生調査は、防火帯周辺についてウォークダウンし、樹種、林齢、下草の確認を実施した。</p> <p>(a) 調査内容 一箇所当たり30m×30mの範囲で目視調査を実施した。 調査内容は、樹種、林齢、下草の堆積厚さ（落枝等の可燃物平均高）とした。</p> <p>(b) 調査者の力量 植生調査業務に必要な資格（1級造園施工管理技士）を有する者又は植生調査業務に10年以上の経験を有している者とした。</p> <p>(c) 調査体制 i. 業務指導者（1級造園施工管理技士の資格を有し、10年以上の植生調査業務経験者）：1名 ii. 植生調査者（10年以上の植生調査業務経験者）：4名</p> <p>(d) 調査期間 平成26年2月25日～28日、8月4日～5日、9月1日～3日</p>	大項目	小項目	出力値の内容	FARSITE 出力	火炎長 [m]	火炎の高さ [円筒火炎モデルの形態係数の算出]	延焼速度 [m/h]	火炎の延焼する速さ	単位面積当たり熱量 [kJ/m ²]	単位面積当たりの放出熱量	火線強度 [kW/m]	火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 [防火帯幅の算出]	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模	到着時間 [h]	出火から火災の前縁が当該地点に到達するまでの時間 [火災継続時間の算出]	上記出力値より算定したデータ	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約10m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ⁴ を乗じて算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]		火災継続時間 [h]	到着時間から算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]		火災到達幅 [m]	発電所敷地境界の火炎最前線の長さ [円筒火炎モデルの算出]		燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出 [円筒火炎モデルの形態係数の算出]	<p>FARSITE からの出力データ及びその出力データを用いて算出したデータを以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">表2-10 算出結果</p> <table border="1" data-bbox="1355 268 1937 837"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>出力値の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">FARSITE 出力</td> <td>火炎長 [m]</td> <td>火炎の高さ [円筒火炎モデルの形態係数の算出]</td> </tr> <tr> <td>延焼速度 [m/h]</td> <td>火炎の延焼する速さ</td> </tr> <tr> <td>単位面積当たり熱量 [kJ/m²]</td> <td>単位面積当たりの放出熱量</td> </tr> <tr> <td>火線強度 [kW/m]</td> <td>火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 [防火帯幅の算出]</td> </tr> <tr> <td>反応強度 [kW/m²]</td> <td>単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模</td> </tr> <tr> <td>到着時間 [h]</td> <td>出火から火炎の前縁が当該地点に到達するまでの時間 [火災継続時間の算出]</td> </tr> <tr> <td>上記出力値より算定したデータ</td> <td>火災放射強度 [kW/m²]</td> <td>発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火技術者協会（NFPA）の係数0.377⁴を乗じて算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災継続時間 [h]</td> <td>到着時間から算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火炎到達幅 [m]</td> <td>発電所敷地境界の火炎最前線の長さ [円筒火炎モデルの算出]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>火炎長に基づき算出 [円筒火炎モデルの形態係数の算出]</td> </tr> </tbody> </table> <p>*発電所近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、放射熱割合は0.377（針葉樹）、0.371（広葉樹）のうち保守的に大きい値である0.377を選択している。 （出典：『SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering』）</p> <p>d. 植生調査の詳細について 植生調査は、発電所を中心とする半径5kmの範囲で、樹種、下草の有無を確認した。</p> <p>(a) 調査内容 発電所を中心とする半径5kmの範囲の植生を調査し記録した。</p> <p>(b) 調査者の力量 調査者は平成17年以降国土交通省北海道開発関連業務のうち植生図作成を含む4件の業務に従事しており、すべての業務にて平均以上の評価点を得ている。 また、調査者は環境省の自然環境保全基礎調査植生図作成業務に従事している。</p> <p>(c) 調査期間 平成24年5月10日、8月20日～22日</p>	大項目	小項目	出力値の内容	FARSITE 出力	火炎長 [m]	火炎の高さ [円筒火炎モデルの形態係数の算出]	延焼速度 [m/h]	火炎の延焼する速さ	単位面積当たり熱量 [kJ/m ²]	単位面積当たりの放出熱量	火線強度 [kW/m]	火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 [防火帯幅の算出]	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模	到着時間 [h]	出火から火炎の前縁が当該地点に到達するまでの時間 [火災継続時間の算出]	上記出力値より算定したデータ	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火技術者協会（NFPA）の係数0.377 ⁴ を乗じて算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]		火災継続時間 [h]	到着時間から算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]		火炎到達幅 [m]	発電所敷地境界の火炎最前線の長さ [円筒火炎モデルの算出]		燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出 [円筒火炎モデルの形態係数の算出]	<p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違・本項については、女川は防火帯周辺をウォークダウンにて実施しているが、泊については発電所5km圏内の植生調査を実施しているため差異となっている。力量を有している者に調査していることに相違はなし。</p> <p>【大阪】記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>
大項目	小項目	出力値の内容																																																									
FARSITE 出力	火炎長 [m]	火炎の高さ [円筒火炎モデルの形態係数の算出]																																																									
	延焼速度 [m/h]	火炎の延焼する速さ																																																									
	単位面積当たり熱量 [kJ/m ²]	単位面積当たりの放出熱量																																																									
	火線強度 [kW/m]	火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 [防火帯幅の算出]																																																									
	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模																																																									
	到着時間 [h]	出火から火災の前縁が当該地点に到達するまでの時間 [火災継続時間の算出]																																																									
	上記出力値より算定したデータ	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約10m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ⁴ を乗じて算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]																																																								
	火災継続時間 [h]	到着時間から算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]																																																									
	火災到達幅 [m]	発電所敷地境界の火炎最前線の長さ [円筒火炎モデルの算出]																																																									
	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出 [円筒火炎モデルの形態係数の算出]																																																									
大項目	小項目	出力値の内容																																																									
FARSITE 出力	火炎長 [m]	火炎の高さ [円筒火炎モデルの形態係数の算出]																																																									
	延焼速度 [m/h]	火炎の延焼する速さ																																																									
	単位面積当たり熱量 [kJ/m ²]	単位面積当たりの放出熱量																																																									
	火線強度 [kW/m]	火炎最前線での単位幅当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模 [防火帯幅の算出]																																																									
	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの発熱速度であり、火災放射強度の根拠となる火災規模																																																									
	到着時間 [h]	出火から火炎の前縁が当該地点に到達するまでの時間 [火災継続時間の算出]																																																									
	上記出力値より算定したデータ	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火技術者協会（NFPA）の係数0.377 ⁴ を乗じて算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]																																																								
	火災継続時間 [h]	到着時間から算出 [円筒火炎モデルを用いた温度上昇の算出]																																																									
	火炎到達幅 [m]	発電所敷地境界の火炎最前線の長さ [円筒火炎モデルの算出]																																																									
	燃焼半径 [m]	火炎長に基づき算出 [円筒火炎モデルの形態係数の算出]																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

関する業務についても10年以上従事しており、十分な力量を保有していることから、植生調査結果は妥当である。

※造園施工管理技師：公園や緑地、遊園地などの造園工事の施工計画を作成し、現場の施工管理、資材等の品質管理、作業の安全管理等の業務を行う

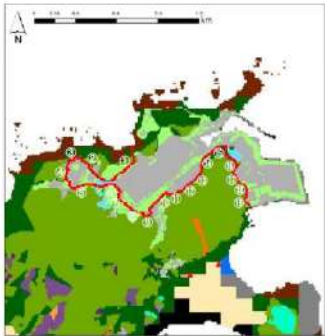


図 2-2 植生調査結果

<植生調査結果>

番号	現在設定している樹種	調査した樹種(樹種) 樹種 落葉広葉樹 常緑 常緑広葉樹 常緑 常緑広葉樹 常緑 常緑広葉樹
1	落葉広葉樹	サトウハチロー(サトウハチロー)
2	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ
3	落葉広葉樹	ササノ、ササノ、ササノ
4	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ
5	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ
6	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ、ササノ
7	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ、ササノ
8	落葉広葉樹	ササノ、ササノ、ササノ
9	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ
10	落葉広葉樹	ササノ、ササノ、ササノ
11	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
12	落葉広葉樹	ササノ、ササノ、ササノ
13	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ
14	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ、ササノ
15	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ
16	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ
17	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
18	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ
19	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ
20	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ
21	落葉広葉樹	スダジイ、ササノ、ササノ
22	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
23	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
24	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
25	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
26	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
27	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
28	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
29	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
30	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
31	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
32	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
33	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
34	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
35	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
36	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
37	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
38	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
39	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
40	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
41	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
42	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
43	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
44	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
45	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
46	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
47	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
48	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
49	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
50	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
51	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
52	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
53	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
54	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
55	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
56	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
57	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
58	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
59	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
60	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
61	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
62	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
63	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
64	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
65	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
66	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
67	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
68	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
69	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
70	落葉広葉樹	ササノ、ササノ
71	落葉広葉樹	ササノ、ササノ

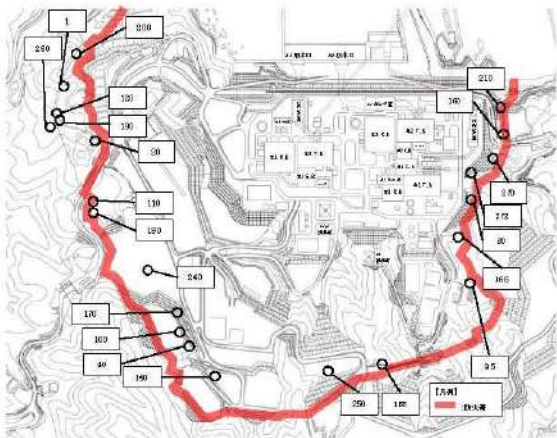
※1 針葉樹の樹齢は30年生以上
 ※2 植生調査時刻は1107年1月

女川原子力発電所2号炉

(e) 調査結果
 現地調査は、防火帯周辺で実施した。

第 2.2-8 表 代表的な調査ポイント及び植生調査結果

調査ポイント	植生調査結果			設定する可燃物パラメータ		
	樹種	林齢	下草	樹種	林齢	下草
1	スギ	40年生以上	約50cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約180cm
20	マツ	40年生以上	約50cm	マツ	20年生以上 30年生未満	約180cm
40	マツ	30年生以上 30年生未満	約20cm	マツ	10年生以上 20年生未満	約180cm
80	Brush	-	約50cm	Brush	-	-
96	落葉広葉樹	40年生以上	約10cm	落葉広葉樹	-	約180cm
100	スギ	40年生以上	約10cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約180cm
110	スギ	40年生以上	約10cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約180cm
120	マツ	40年生以上	約10cm	マツ	20年生以上 30年生未満	約180cm
140	マツ	40年生以上	約10cm	マツ	20年生以上 30年生未満	約180cm
156	落葉広葉樹	30年生以上 20年生未満	約10cm	落葉広葉樹	-	約180cm
180	落葉広葉樹	40年生以上	約10cm	落葉広葉樹	-	約180cm
196	スギ	40年生以上	約10cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約180cm
170	マツ	20年生以上 30年生未満	約30cm	マツ	10年生以上 20年生未満	約180cm
180	スギ	40年生以上	約30cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約180cm
180	マツ	40年生以上	約50cm	マツ	20年生以上 30年生未満	約180cm
200	マツ	30年生以上 40年生未満	約60cm	マツ	20年生以上 30年生未満	約180cm
210	落葉広葉樹	20年生以上 30年生未満	約30cm	落葉広葉樹	-	約180cm
240	スギ	40年生以上	約30cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約180cm
250	Brush	-	約50cm	Brush	-	-
260	スギ	40年生以上	約50cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約180cm
270	落葉広葉樹	40年生以上	約30cm	落葉広葉樹	-	約180cm
272	スギ	40年生以上	約30cm	スギ	20年生以上 30年生未満	約180cm



第 2.2-8 図 発電所植生調査範囲及び代表的な調査ポイント

泊発電所3号炉

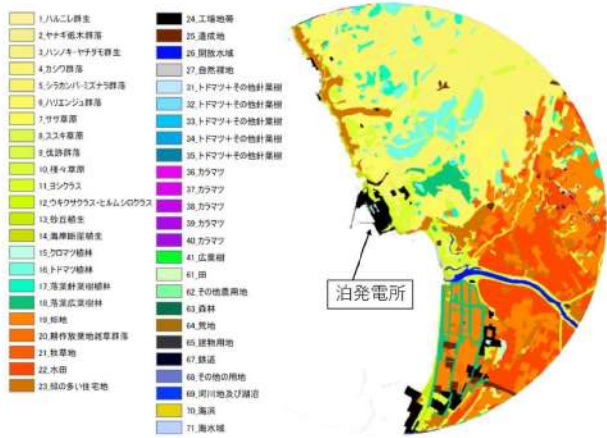


図 2-11-1 植生調査結果

表 2-11 防火帯周辺の代表的な植生調査ポイント及び FARSITE 入力データ

ポイント	植生調査結果			設定する可燃物パラメータ		
	樹種	林齢	下草	樹種	林齢	下草
①	カシワ群落	-	有	落葉広葉樹	-	182.9cm
②	ササ草原	-	有	Chaparral	-	182.9cm
③-a	種々草原	-	有	Tall Grass	-	76.2cm
③-b	海岸断崖植生	-	有	Tall Grass	-	76.2cm
④	落葉針葉樹植林	-	有	トドマツ	10年生未満	182.9cm

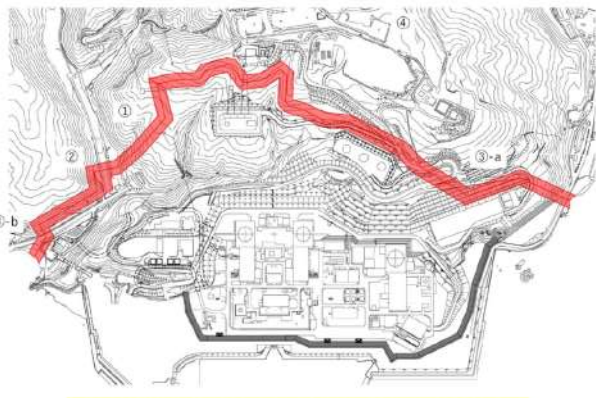


図 2-11-2 防火帯周辺の代表的な植生調査ポイント

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

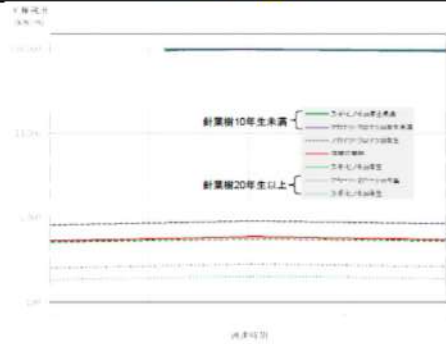


図 2-3 樹種の違いによる火線強度の変化

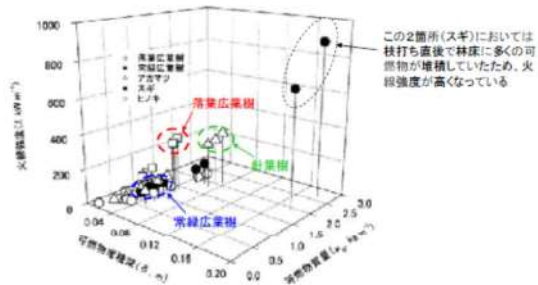


図 2-4 異なる樹種における火線強度比較

(引用論文：日本で発生する山火事強度の検討—Rothermel の延焼速度予測モデルを用いた Byram の火線強度の推定— 日本誌 87：193～201, 2005)

女川原子力発電所2号炉



植生調査所見
 ・Brush (茂み)
 ・Brushは平均20cm程度

第 2.2-6 図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生 (1/5)



植生調査所見
 ・スギ40年生以上
 ・下草は平均10cm程度

第 2.2-6 図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生 (2/5)

泊発電所3号炉

表 2-12 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生


ポイントNo.	植生区分	植生写真
①	カシワ群落 主に発電所北側および扇状川河口部周辺において確認された。林床は、多様な種が混生するほか、ササ類が独占する箇所も見られる。	
②	ササ草原 主に発電所北側山地部において小面積が点在していた。	
③-a	種々草原 山間部を除く調査範囲のほぼ全域で確認された草本群落である。	
③-b	海岸断崖植生 発電所周辺から種丹半島に向かう海岸線において確認された草本・低木群落である。	
④	落葉針葉樹森林 主に発電所北側に点在していた。林床はササ類が独占していた。	

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="772 183 907 207">調査ポイント170</p>  <p data-bbox="772 614 996 686"> 植生調査所見 ・マツ20年生以上30年生未満 ・下草は平均20cm程度 </p> <p data-bbox="761 710 1243 734">第2.2-6図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生（3/5）</p> <p data-bbox="772 829 907 853">調査ポイント210</p>  <p data-bbox="772 1260 1041 1332"> 植生調査所見 ・落葉広葉樹20年生以上30年生未満 ・下草は平均30cm程度 </p> <p data-bbox="761 1356 1243 1380">第2.2-6図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生（4/5）</p>		

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>調査ポイント 240</p>  <p>植生調査所見 ・スギ40年生以上 ・下草は平均30cm程度</p> <p>第2.2-6図 防火帯周辺における代表的な調査ポイントの植生（5/5）</p> <p>f. 植生入力の保守性について 植生の入力にあたって、地方自治体より入手した森林簿及び国土数値情報土地利用細分メッシュに基づき、入力データを整備しているが、以下のとおり保守的な入力としている。</p> <p>i. 土地利用細分メッシュからの植生データ入力</p> <p>(i) ゴルフ場、田及びその他農業用地の植生入力 Short grass を保守的に燃えやすいTallgrass として FARSITE の入力としている。</p> <p>(ii) 荒地の植生入力 非燃焼領域を燃えやすいBrush（茂み）として FARSITE の入力としている。</p> <p>ii. 森林簿及び植生調査からの植生データ入力 複数混在樹種、林齢より、火線強度の大きいものを代表として FARSITE の入力としている。</p>	<p>e. 植生入力の保守性について 植生の入力にあたって、地方自治体より入手した森林簿及び国土数値情報土地利用細分メッシュに基づき、入力データを整備しているが、以下のとおり保守的な入力としている。</p> <p>(a) 土地利用細分メッシュからの植生データ入力</p> <p>i. 田及びその他農業用地の植生入力 Grass を保守的に燃えやすいTallgrass として FARSITE の入力としている。</p> <p>ii. 荒地の植生入力 非燃焼領域を燃えやすいBrush（茂み）として FARSITE の入力としている。</p> <p>iii. 森林の植生入力 本領域はデータ上、樹種や林齢が不明であることから、FARSITE デフォルトパラメータの中で火線強度が高くなりやすい「Chaparral」をベースに独自設定したパラメータの中で最も保守的と考えられる「トドマツ+その他針葉樹（林齢10年生未満）」として FARSITE の入力としている。</p> <p>(b) 森林簿及び植生調査からの植生データ入力 複数混在樹種、林齢より、火線強度の大きいものを代表として FARSITE の入力としている。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による植生の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による植生の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>防火帯周辺の植生調査を実施し、森林簿データに植生調査結果を反映した上で、保守的な可燃物パラメータを入力している。</p> <p>可燃物パラメータ入力の方法は、植生調査結果を踏まえ、森林の下草状況、樹種及び林齢を考慮し、以下のとおり保守的に林齢を設定した。なお、林齢が低いほど fuel 量（水分含有量等）が少ないため燃えやすい。</p> <div data-bbox="772 411 1258 651" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 2.2-9 表 林齢の設定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>森林簿、植生調査結果</th> <th>保守的林齢設定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年生未満</td> <td>10年生未満</td> </tr> <tr> <td>10年生以上 20年生未満</td> <td>10年生未満</td> </tr> <tr> <td>20年生以上 30年生未満</td> <td>10年生以上 20年生未満</td> </tr> <tr> <td>30年生以上 40年生未満</td> <td>20年生以上 30年生未満</td> </tr> <tr> <td>40年生以上</td> <td>20年生以上 30年生未満</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>g. 樹冠率の設定</p> <p>樹冠率は、上空から森林を見た場合の平面上の樹冠が占める割合をいう。</p> <p>FARSITE では、実際の森林状況による自然現象を可能な限り反映するため、樹冠率の割合が高くなると、風速の低減、地面草地への日照が低減（水分蒸発量が減ることで燃えにくくなる）する。</p> <p>具体的には FARSITE において樹冠率を4つに区分し、4つのいずれかを設定するようになっている。今回の評価では、植生調査データにより森林と定義できる区分3、4から選択することとし、保守的に区分3を設定する。</p> <div data-bbox="918 1002 1198 1189" style="text-align: center;"> <p>樹冠率：平面上の樹冠の割合</p> </div> <table border="1" data-bbox="840 1193 1198 1316" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>FARSITE 区分</th> <th>樹冠率 [%]</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>～ 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>21 ～ 50</td> <td>非森林を含む領域</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>3</td> <td>51 ～ 80</td> <td>一般的な森林</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>81 ～ 100</td> <td>原生林を含む森林</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="840 1324 1198 1412" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分3の場合</th> <th>区分4の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速低減効果</td> <td>風速が弱まりにくい</td> <td>風速が弱まる</td> </tr> <tr> <td>日射低減効果</td> <td>地面下草が燃えにくい</td> <td>地面下草が燃えやすい</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2.2-9 図 樹冠率の設定</p>	森林簿、植生調査結果	保守的林齢設定後	10年生未満	10年生未満	10年生以上 20年生未満	10年生未満	20年生以上 30年生未満	10年生以上 20年生未満	30年生以上 40年生未満	20年生以上 30年生未満	40年生以上	20年生以上 30年生未満	FARSITE 区分	樹冠率 [%]	備考	1	～ 20		2	21 ～ 50	非森林を含む領域	3	51 ～ 80	一般的な森林	4	81 ～ 100	原生林を含む森林		区分3の場合	区分4の場合	風速低減効果	風速が弱まりにくい	風速が弱まる	日射低減効果	地面下草が燃えにくい	地面下草が燃えやすい	<p>発電所周辺の植生調査を実施し、森林簿データに植生調査結果を反映した上で、保守的な可燃物パラメータを入力している。</p> <p>可燃物パラメータ入力の方法は、植生調査結果を踏まえ、森林の下草状況、樹種及び林齢を考慮し設定した。ただし、植生調査から得られたデータの林齢は 10 年生未満として設定した。なお、林齢が低いほど fuel 量（水分含有量等）が少ないため燃えやすい。</p> <p>f. 樹冠率の設定</p> <p>樹冠率は、上空から森林を見た場合の平面上の樹冠が占める割合をいう。</p> <p>FARSITE では、実際の森林状況による自然現象を可能な限り反映するため、樹冠率の割合が高くなると、風速の低減、地面草地への日照が低減（水分蒸発量が減ることで燃えにくくなる）する。</p> <p>具体的には FARSITE において樹冠率を4つに区分し、4つのいずれかを設定するようになっている。今回の評価では、植生調査データにより森林と定義できる区分3、4から選択することとし、保守的に区分3を設定する。</p> <div data-bbox="1579 981 1736 1189" style="text-align: center;"> <p>樹冠率：平面上の樹冠の割合</p> </div> <table border="1" data-bbox="1422 1197 1870 1332" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>FARSITE 区分</th> <th>樹冠率 [%]</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>～20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>21～50</td> <td>非森林を含む領域</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>3</td> <td>51～80</td> <td>一般的な森林</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>81～100</td> <td>原生林を含む森林</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1422 1356 1870 1436" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分3の場合</th> <th>区分4の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速低減効果</td> <td>風速が弱まりにくい</td> <td>風速が弱まる</td> </tr> <tr> <td>日射低減効果</td> <td>地面下草が燃えやすい</td> <td>地面下草が燃えにくい</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図 2-12 樹冠率の設定</p>	FARSITE 区分	樹冠率 [%]	備考	1	～20		2	21～50	非森林を含む領域	3	51～80	一般的な森林	4	81～100	原生林を含む森林		区分3の場合	区分4の場合	風速低減効果	風速が弱まりにくい	風速が弱まる	日射低減効果	地面下草が燃えやすい	地面下草が燃えにくい	<p>【女川】設計方針の相違 ・女川は防火帯周辺、泊は発電所周辺について植生調査を実施しており、実態を正確に捉えた上で、保守的なパラメータ設定をしている。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・女川は表に記載のとおりに林齢を保守的に設定しているが、泊も植生調査で得られたデータの林齢は全て「10年生未満」とすることで保守的な設定としている。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 （女川実態の反映）</p>
森林簿、植生調査結果	保守的林齢設定後																																																														
10年生未満	10年生未満																																																														
10年生以上 20年生未満	10年生未満																																																														
20年生以上 30年生未満	10年生以上 20年生未満																																																														
30年生以上 40年生未満	20年生以上 30年生未満																																																														
40年生以上	20年生以上 30年生未満																																																														
FARSITE 区分	樹冠率 [%]	備考																																																													
1	～ 20																																																														
2	21 ～ 50	非森林を含む領域																																																													
3	51 ～ 80	一般的な森林																																																													
4	81 ～ 100	原生林を含む森林																																																													
	区分3の場合	区分4の場合																																																													
風速低減効果	風速が弱まりにくい	風速が弱まる																																																													
日射低減効果	地面下草が燃えにくい	地面下草が燃えやすい																																																													
FARSITE 区分	樹冠率 [%]	備考																																																													
1	～20																																																														
2	21～50	非森林を含む領域																																																													
3	51～80	一般的な森林																																																													
4	81～100	原生林を含む森林																																																													
	区分3の場合	区分4の場合																																																													
風速低減効果	風速が弱まりにくい	風速が弱まる																																																													
日射低減効果	地面下草が燃えやすい	地面下草が燃えにくい																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

h. FARSITE への入力値まとめ

第 2-10 表 FARSITE への入力値

大区分	小区分	入力値	備考	
気象	気温	31℃	気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定	
	湿度	15%	湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最低湿度が継続するように設定	
	風速	22.3m/s	風が強い方が延焼速度・火勢強度が大きくなることから、森林火災が多い3～5月における過去10年間の最大風速を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大風速が継続するように設定	
	雲量	0%	日射が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量0%に設定	
	降水量	0mm	降水がない方が可燃物の水分量が少なくなるため、降水量は0mmに設定	
地形	高低差	数値標高モデル	現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの10mメッシュデータを用いる。	
	緯度	0度	日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なく燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定	
植生	樹木高さ	15m	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用	
	枝下高さ	4m		
	かさ密度	0.2kg/m ²		
	樹冠率	区分3	森林と定義される区分3,4のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分3を設定	
	fuel初期水分量	1時間以内に乾燥する木質	5%	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用
		10時間以内に乾燥する木質	8%	
		100時間以内に乾燥する木質	12%	
生きた草		100%		
生きた木質	100%			

g. FARSITE への入力値まとめ

表 2-13 FARSITE への入力値 (1/2)

大区分	小区分	入力値	備考
気象	気温	30[℃]	気温が高い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4～6月における過去10年間の最高気温を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最高気温が継続するように設定
	湿度	13[%]	湿度が低い方が可燃物の水分量が少なく燃えやすくなることから、森林火災が多い4～6月における過去10年間の最小湿度を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最低湿度が継続するように設定
	風速	100[km/h]	風が強い方が延焼速度・火勢強度が大きくなることから、森林火災が多い4～6月における過去10年間の発電所の最大風速29.7m/sに基づき入力可能な最大値である100km/h(27.8m/s)を設定（外部火災影響評価ガイドどおり） 解析期間中最大値の風速が継続するように設定
	雲量	0[%]	日射が多い方が可燃物の水分量が少なくなるため、日射量が多くなるように、雲量0%に設定
	降水量	0[mm]	降水がない方が可燃物の水分量が少なくなるため、降水量は0mmに設定
地形	高低差	数値標高モデル	現地状況を模擬するため、基盤地図情報数値標高モデルの10mメッシュデータを用いる。
	緯度	0度	日射量が多い方が可燃物量の水分量が少なくなる燃えやすくなることから、日射量が多くなるように、赤道直下に設定

表 2-13 FARSITE への入力値 (2/2)

大区分	小区分	入力値	備考
植生	樹木高さ	20.0[m]	データを正確に調査することは困難であるため、デフォルト値を一律に適用
	枝下高さ	4.0[m]	
	かさ密度	0.200[kg/m ²]	
	樹冠率	区分3	森林と定義される区分3,4のうち、風速が弱まりにくく、日射の影響を受けやすくなる区分3を設定
	fuel初期水分量	1時間以内に乾燥する木質	5[%]
10時間以内に乾燥する木質		8[%]	
100時間以内に乾燥する木質		12[%]	
生きた草		100[%]	
生きた木質		100[%]	

【女川】設計方針の相違
 ・本項については、発電所が設置されている地域、地形、植生及び気候の相違により入力値が異なっている。（泊も女川も保守性をもったデータを入力していることに相違はない）
 【大飯】記載方針の相違
 （女川実績の反映）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

添付資料3

FARSITE の解析結果について

添付資料2 のデータ（土地データ、気象条件、発火点）をFARSITE に入力し、解析を実施したところ、結果は以下のとおりとなった。

1. 火線強度について

火線強度についてはケース2が最も高い結果となったものの、各ケース間の違いはそれほどない結果となった。理由として植生が全て落葉広葉樹であり、斜面を下る形で炎が広がったためと考察される。また、火炎の前線における火線強度最大値となるメッシュの到達時刻はより厳しい結果となる様、昼間に到達する様に設定した。

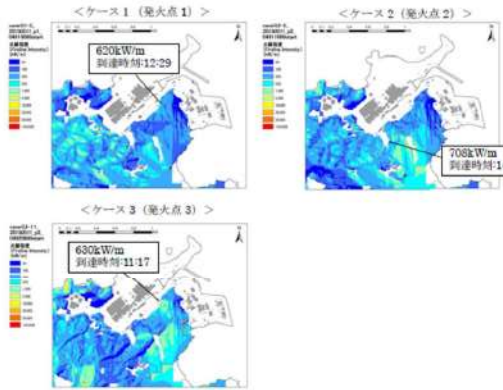


図1 火線強度分布

2. 到達時間について

到達時間についてはケース2が最も短い結果となった。理由として発電所までの距離が短い事が考えられる。

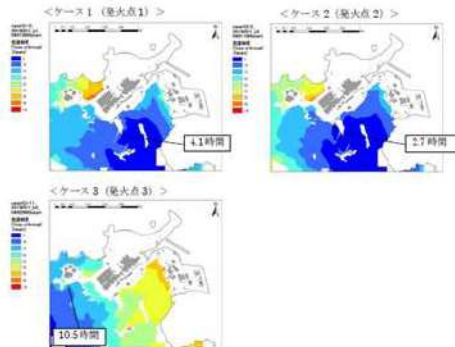
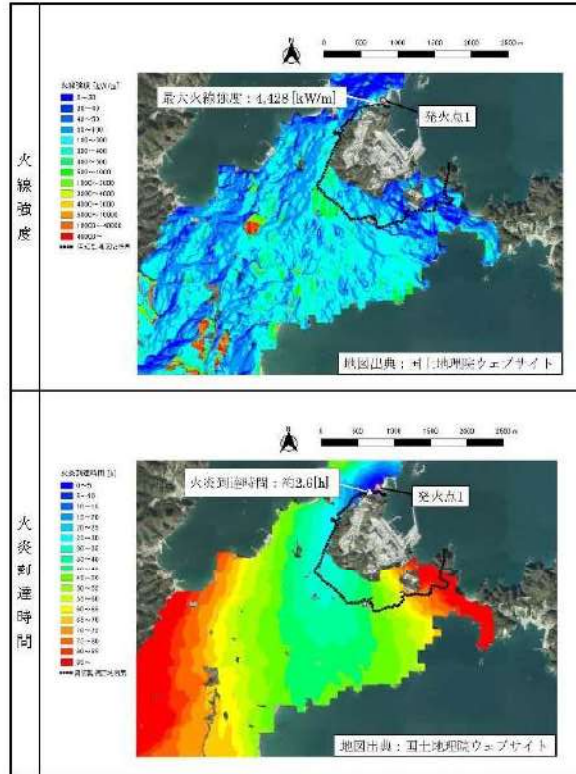


図2 到達時間

女川原子力発電所2号炉

(4)FARSITE の解析結果

各発火点のFARSITE による解析結果図を以下に示す。



第2-2-3図 発火点1：北（小屋取渡橋道路沿い）の火線強度及び火炎到達時間

泊発電所3号炉

(4)FARSITE の解析結果

各発火点のFARSITE による解析結果図を以下に示す。

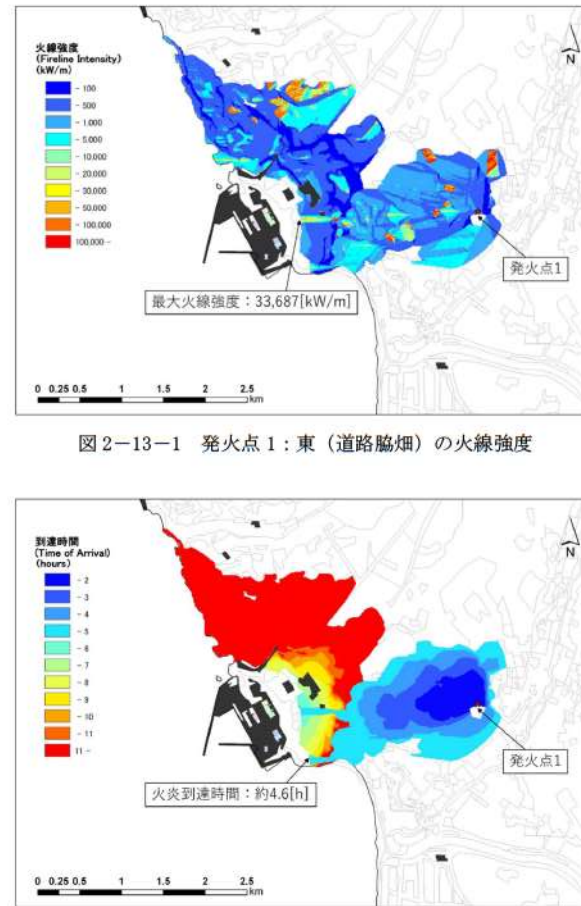


図2-13-1 発火点1：東（道路脇畑）の火線強度

図2-13-2 発火点1：東（道路脇畑）の火炎到達時間

相違理由

設計方針の相違
 ・地域特性による
 FARSITE 解析結果の相違
 【大飯】
 記載方針の相違（女川実績の反映；着色せず）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉/4号炉

3. 反応強度について

反応強度については全ケースともあまり大きく値は変わらないが、ケース3が最も高い結果となった。理由として、植生が全て落葉広葉樹である事が考えられる。なお、火炎前線における反応強度最大値となるメッシュの到達時刻はより厳しい結果となる様、昼間に到達する様に設定した。

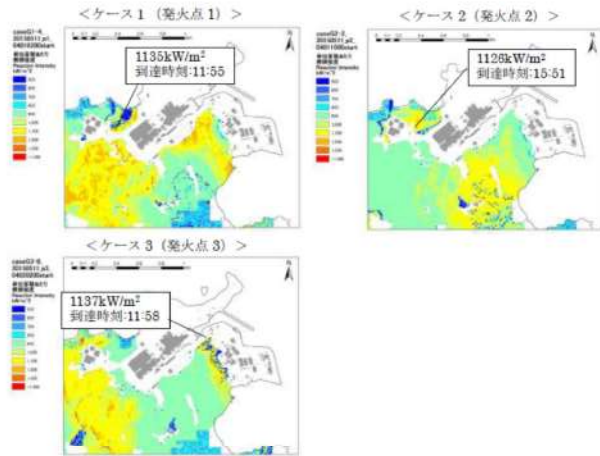
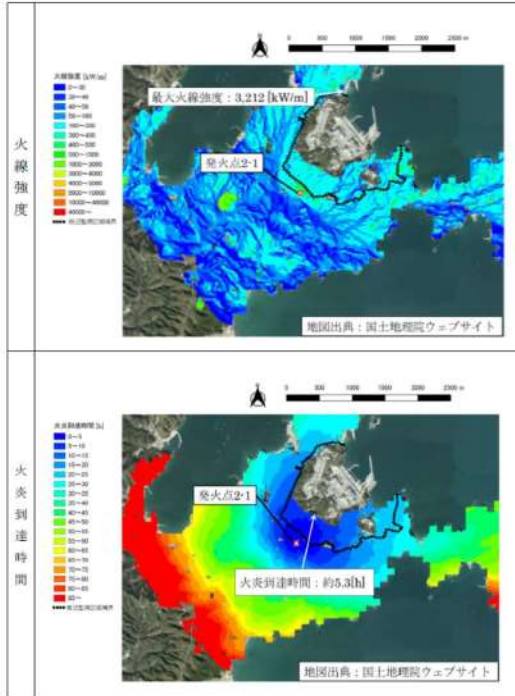


図3 反応強度分布図

女川原子力発電所2号炉



第2.2-9図 発火点2-1：南西（県道41号線沿い）の火線強度及び火炎到達時間

泊発電所3号炉

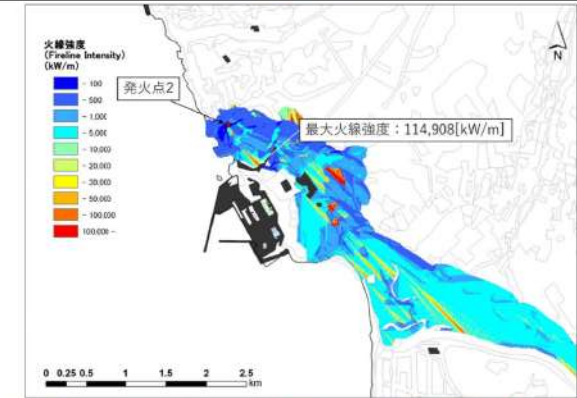


図2-14-1 発火点2：北西（集落端と森林の境界部）の火線強度

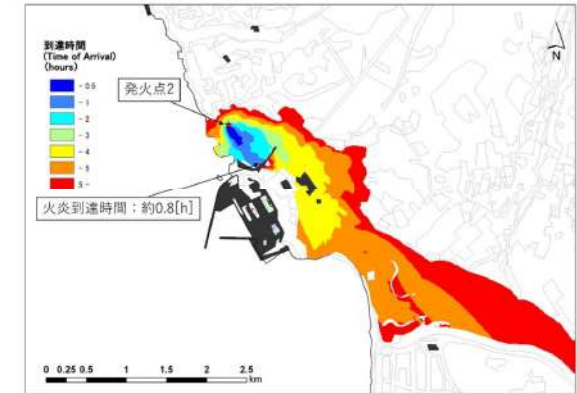
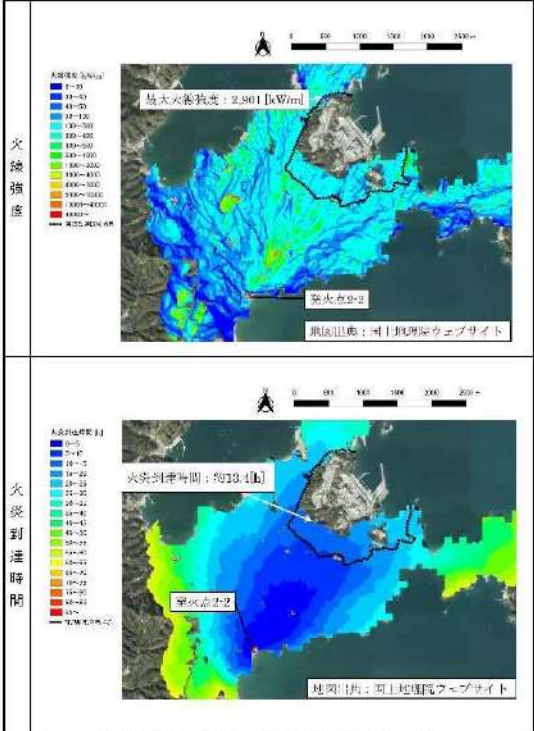


図2-14-2 発火点2：北西（集落端と森林の境界部）の火炎到達時間

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>火線強度</p> <p>火災到達時間</p> <p>第2.2-10図 発火点2-2：南南西（蛟浦地区（田））の火線強度及び火災到達時間</p>		

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<div data-bbox="757 156 1265 842"> </div> <p data-bbox="846 866 1182 906">第2.2-11図 発火点3：西北西 (塚浜地区道路沿い)の火線強度及び火炎到達時間</p> <p data-bbox="712 954 1326 1066">(5) 火炎到達時間と最大火線強度について 各発火点における防火帯外縁に最も早く火炎が到達する火炎到達時間と防火帯外縁より100mの範囲における最大火線強度を第2.2-11表に示す。</p> <div data-bbox="728 1082 1310 1305" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="936 1106 1102 1125">第2.2-11表 解析結果</p> <table border="1" data-bbox="745 1125 1288 1281"> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>発火点1</th> <th>発火点2-1</th> <th>発火点2-2</th> <th>発火点3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延焼速度 (m/h)</td> <td>1.73</td> <td>1.28</td> <td>1.13</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>最大火線強度 (kW/m)</td> <td>4,428</td> <td>3,212</td> <td>2,901</td> <td>3,260</td> </tr> <tr> <td>火炎到達時間 (h)</td> <td>約2.8</td> <td>約5.3</td> <td>約13.4</td> <td>約1.8</td> </tr> </tbody> </table> </div>	発火点位置	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3	延焼速度 (m/h)	1.73	1.28	1.13	1.28	最大火線強度 (kW/m)	4,428	3,212	2,901	3,260	火炎到達時間 (h)	約2.8	約5.3	約13.4	約1.8	<p data-bbox="1344 954 1957 1066">(5) 火炎到達時間と最大火線強度について 各発火点における防火帯外縁に最も早く火炎が到達する火炎到達時間と防火帯外縁より100mの範囲における最大火線強度を表2-14に示す。</p> <div data-bbox="1429 1090 1877 1289" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="1563 1106 1742 1125">表2-14 解析結果</p> <table border="1" data-bbox="1467 1137 1825 1265"> <thead> <tr> <th>発火点位置</th> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延焼速度[m/s]</td> <td>2.88</td> <td>3.11</td> </tr> <tr> <td>最大火線強度[kW/m]</td> <td>33,687</td> <td>114,908</td> </tr> <tr> <td>火炎到達時間[h]</td> <td>約4.6</td> <td>約0.8</td> </tr> </tbody> </table> </div>	発火点位置	発火点1	発火点2	延焼速度[m/s]	2.88	3.11	最大火線強度[kW/m]	33,687	114,908	火炎到達時間[h]	約4.6	約0.8	<p data-bbox="1977 1106 2161 1185">【女川】設計方針の相違 ・地域特性による解析結果の相違</p>
発火点位置	発火点1	発火点2-1	発火点2-2	発火点3																															
延焼速度 (m/h)	1.73	1.28	1.13	1.28																															
最大火線強度 (kW/m)	4,428	3,212	2,901	3,260																															
火炎到達時間 (h)	約2.8	約5.3	約13.4	約1.8																															
発火点位置	発火点1	発火点2																																	
延焼速度[m/s]	2.88	3.11																																	
最大火線強度[kW/m]	33,687	114,908																																	
火炎到達時間[h]	約4.6	約0.8																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																								
<p>添付資料 4 防火帯の設定について</p> <p>1. 防火帯幅の設定について 防火帯幅の設定については、「外部火災の影響評価ガイドに基づき、FARSITE 解析から得られた最も厳しいケースの火線強度を用い防火帯幅を算出したところ、評価上必要とする防火帯幅は16.2mとなった。この結果から余裕を見込み、設定する防火帯幅は18mとした。</p> <p>風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火災の防火帯突破確率1%）</p> <table border="1" data-bbox="89 454 683 542"> <tr> <td>火線強度 [kW/m]</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>3000</td> <td>4000</td> <td>5000</td> <td>10000</td> <td>15000</td> <td>20000</td> <td>25000</td> </tr> <tr> <td>防火帯幅 [m]</td> <td>16</td> <td>16.4</td> <td>17.4</td> <td>18.3</td> <td>19.3</td> <td>20.2</td> <td>24.9</td> <td>29.7</td> <td>34.4</td> <td>39.1</td> </tr> </table> <p>出典：原子力発電所の外部火災影響評価ガイド</p> <p>添付資料 2</p> <p>敷地内にて森林火災が発生・拡大した場合のクラス1、2設備への延焼及び熱影響を考えると、原子炉施設（建屋）については、敷地内の森林から原子炉施設（建屋）までの最短距離は16.4mであり、延焼を考慮した評価上必要な距離（16.2m）及び熱影響を考慮した危険距離（16m）が確保できていることから、影響はないと考えられる。また、海水ポンプについては、敷地内の森林からの最短距離は約22mであり、延焼を考慮した評価上必要な距離（16.2m）及び熱影響を考慮した危険距離（20m）が確保できていることから、影響はないと考えられる。さらに海水ポンプは周辺を竜巻防護対策設備で覆われていることから、森林火災からの延焼及び熱影響はほとんど受けないと考えられる。</p> <p>また、敷地内で森林火災が発生した際には、運転員による1回/直の屋外パトロールや周辺監視センサーの故障警報および周辺監視カメラの監視等により、森林火災を感知し、設備周辺の道路に沿った放水による火災防護活動を実施する。なお、原子炉施設（建屋）及び海水ポンプ周辺には、一部、植生伐採後の切株等はあるものの、燃料タンク等の有意な可燃物はなく、火災防護活動に支障を及ぼす事はないと考える。</p> <p>なお、敷地内の発火原因としては、燃焼物の処理忘れ等、人為的なものが考えられるが、火気の使用に際しては、燃焼物の後処理や消火器設置等の措置および喫煙箇所を限定するなど、厳正に管理していることから、人為的原因で発火し、森林火災にまで拡大する事は考えにくい。人為的な原因以外には落雷が考慮されるが、落雷による森林火災については、落雷時は雲に覆われている事及び降雨等により、森林の水分量が増えると考えられるため、万一落雷による森林火災が発生したとしても、火災が拡大することは考えにくい。なお、「国内の森林火災は落雷など自然現象によるものは極めて稀（</p>	火線強度 [kW/m]	500	1000	2000	3000	4000	5000	10000	15000	20000	25000	防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	34.4	39.1	<p>(6)防火帯幅の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法（風上に樹木が有る場合）」を用いて、防火帯幅（火災の防火帯突破確率1%の値）を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が19.7mであるため、20mの防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p> <p>FARSITE 解析における主な入力パラメータは保守的な設定（参考資料2-2）としているが、他に解析結果に影響するパラメータとしては最大火線強度の出現時刻（日射量に影響を及ぼす）がある。</p> <p>最大火線強度出現時刻の保守性を確認するため、最大火線強度が最も大きい発火点1について9パターンの出火時刻を入力して最大火線強度出現時刻の感度解析を実施した。</p> <p>第2.2-12表に示すとおり、最大火線強度は日中帯（10時～14時頃）に高くなる傾向がある。これは日射により可燃物の水分量変化を計算上考慮しているためである。</p> <table border="1" data-bbox="728 622 1310 726"> <caption>第2.2-12表 感度解析結果</caption> <tr> <td>発火点1 出火時刻</td> <td>23:18</td> <td>4:28</td> <td>8:28</td> <td>9:21</td> <td>10:00</td> <td>10:23</td> <td>11:28</td> <td>13:23</td> <td>18:24</td> </tr> <tr> <td>最大火線強度出現時刻</td> <td>2:48</td> <td>7:6</td> <td>10:58</td> <td>11:08</td> <td>12:38</td> <td>12:59</td> <td>14:00</td> <td>16:11</td> <td>21:52</td> </tr> <tr> <td>最大火線強度 [kW/m]</td> <td>2,490</td> <td>3,423</td> <td>9,646</td> <td>4,428</td> <td>3,590</td> <td>3,908</td> <td>4,082</td> <td>3,974</td> <td>2,458</td> </tr> </table> <p>第2.2-13表 風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火災の防火帯突破確率1%）</p> <table border="1" data-bbox="739 869 1299 973"> <tr> <td>火線強度 [kW/m]</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>防火帯幅 [m]</td> <td>16</td> <td>16.4</td> <td>17.4</td> <td>18.3</td> <td>19.3</td> <td>20.2</td> <td>24.9</td> <td>29.7</td> </tr> </table> <p>（出典：外部火災影響評価ガイド）</p> <p>↓</p> <p>評価上必要とされる防火帯幅 19.7m</p> <p>↓</p> <p>防火帯幅 20m</p>	発火点1 出火時刻	23:18	4:28	8:28	9:21	10:00	10:23	11:28	13:23	18:24	最大火線強度出現時刻	2:48	7:6	10:58	11:08	12:38	12:59	14:00	16:11	21:52	最大火線強度 [kW/m]	2,490	3,423	9,646	4,428	3,590	3,908	4,082	3,974	2,458	火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000	防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	<p>(6)防火帯幅の算出 外部火災影響評価ガイドに基づき、防火帯外縁より約100mの範囲における最大火線強度から「Alexander and Fogartyの手法（風上に樹木が無い場合）」を用いて、防火帯幅（火災の防火帯突破確率1%の値）を算出した結果、評価上必要とされる防火帯幅が17.8m（発火点1）、45.3m（発火点2）であるため、20m、25m、46mの防火帯幅を確保することにより延焼による防護対象設備への影響がないことを確認した。</p> <p>FARSITE 解析における主な入力パラメータは保守的な設定（参考資料2-1）としているが、他に解析結果に影響するパラメータとしては最大火線強度の出現時刻（日射量に影響を及ぼす）がある。</p> <p>最大火線強度出現時刻の保守性を確認するため、最大火線強度が最も大きい発火点2について3パターンの出火時刻を入力して最大火線強度出現時刻の感度解析を実施した。（参考資料2-3）</p> <p>表2-15に示すとおり、最大火線強度は8時～9時頃に高くなる傾向がある。これは傾斜の影響を踏まえた上で日射により可燃物の水分量変化を計算上考慮しているためである。</p> <table border="1" data-bbox="1411 606 1881 742"> <caption>表2-15 感度解析結果</caption> <tr> <td>発火点2 出火時刻</td> <td>最大火線強度出現時刻</td> <td>最大火線強度 [kW/m]</td> </tr> <tr> <td>7:00</td> <td>8:02</td> <td>96,712</td> </tr> <tr> <td>8:00</td> <td>8:52</td> <td>114,908</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>10:24</td> <td>85,929</td> </tr> </table> <p>表2-16 風上に樹木が無い場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火災の防火帯突破確率1%）</p> <table border="1" data-bbox="1366 837 1926 949"> <tr> <td>火線強度 [kW/m]</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>10000</td> <td>20000</td> <td>25000</td> <td>50000*</td> <td>100000*</td> <td>125000*</td> </tr> <tr> <td>防火帯幅 [m]</td> <td>6.2</td> <td>6.4</td> <td>6.7</td> <td>9.5</td> <td>13.1</td> <td>14.8</td> <td>23.3</td> <td>40.3</td> <td>48.8</td> </tr> </table> <p>※外部火災影響評価ガイドに記載の数値から外挿して算出</p> <table border="1" data-bbox="1377 989 1915 1125"> <tr> <th rowspan="2">地点</th> <th colspan="2">火線強度 [kW/m]</th> <th colspan="2">評価上必要とされる防火帯幅 [m]</th> <th rowspan="2">防火帯幅 [m]</th> </tr> <tr> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> <th>発火点1</th> <th>発火点2</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>20,738</td> <td>960</td> <td>13.4</td> <td>6.4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>33,687</td> <td>720</td> <td>17.8</td> <td>6.3</td> <td>25*</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,229</td> <td>1,540</td> <td>6.5</td> <td>6.6</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>783</td> <td>114,908</td> <td>6.4</td> <td>45.3</td> <td>46*</td> </tr> </table> <p>※防火帯幅については火線強度、風向、植生を考慮して設定（添付資料2 別紙2-11）</p>  <p>図2-15 各地点における防火帯幅の設定</p>	発火点2 出火時刻	最大火線強度出現時刻	最大火線強度 [kW/m]	7:00	8:02	96,712	8:00	8:52	114,908	9:00	10:24	85,929	火線強度 [kW/m]	500	1000	2000	10000	20000	25000	50000*	100000*	125000*	防火帯幅 [m]	6.2	6.4	6.7	9.5	13.1	14.8	23.3	40.3	48.8	地点	火線強度 [kW/m]		評価上必要とされる防火帯幅 [m]		防火帯幅 [m]	発火点1	発火点2	発火点1	発火点2	A	20,738	960	13.4	6.4	20	B	33,687	720	17.8	6.3	25*	C	1,229	1,540	6.5	6.6	20	D	783	114,908	6.4	45.3	46*	<p>設計方針の相違 ・本項については、FARSITE 解析結果の最大火線強度を基に必要な防火帯幅を設定する手法が相違しており、女川は「風上に樹木が有る場合」、泊は「風上に樹木が無い場合」としており、防火帯設定幅に差異があるが、どちらも外部火災影響評価ガイドに基づいて設定していることに相違はない。（泊は、FARSITE 解析結果にて地域特性上一部の火線強度が極端に高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定し、防火帯の外側に樹木が無い領域を設定している。）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p>
火線強度 [kW/m]	500	1000	2000	3000	4000	5000	10000	15000	20000	25000																																																																																																																																	
防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	34.4	39.1																																																																																																																																	
発火点1 出火時刻	23:18	4:28	8:28	9:21	10:00	10:23	11:28	13:23	18:24																																																																																																																																		
最大火線強度出現時刻	2:48	7:6	10:58	11:08	12:38	12:59	14:00	16:11	21:52																																																																																																																																		
最大火線強度 [kW/m]	2,490	3,423	9,646	4,428	3,590	3,908	4,082	3,974	2,458																																																																																																																																		
火線強度 [kW/m]	500	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	10,000	15,000																																																																																																																																			
防火帯幅 [m]	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7																																																																																																																																			
発火点2 出火時刻	最大火線強度出現時刻	最大火線強度 [kW/m]																																																																																																																																									
7:00	8:02	96,712																																																																																																																																									
8:00	8:52	114,908																																																																																																																																									
9:00	10:24	85,929																																																																																																																																									
火線強度 [kW/m]	500	1000	2000	10000	20000	25000	50000*	100000*	125000*																																																																																																																																		
防火帯幅 [m]	6.2	6.4	6.7	9.5	13.1	14.8	23.3	40.3	48.8																																																																																																																																		
地点	火線強度 [kW/m]		評価上必要とされる防火帯幅 [m]		防火帯幅 [m]																																																																																																																																						
	発火点1	発火点2	発火点1	発火点2																																																																																																																																							
A	20,738	960	13.4	6.4	20																																																																																																																																						
B	33,687	720	17.8	6.3	25*																																																																																																																																						
C	1,229	1,540	6.5	6.6	20																																																																																																																																						
D	783	114,908	6.4	45.3	46*																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大阪発電所3号炉/4号炉

野庁HP)」との知見もあり、落雷による発電所敷地内での森林火災の発生は考えにくい。



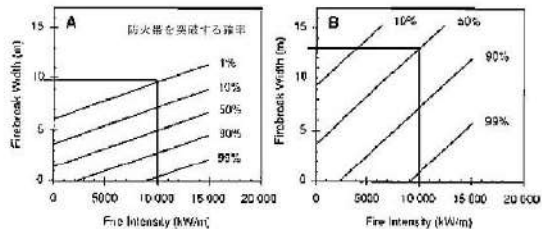
図2-8 敷地内森林と原子炉施設（建屋）の距離



図2-9 海水ポンプの竜巻飛来物防護対策設備のイメージ

敷地外における発火原因として、落雷の影響について、現在設定している発火点は、福井県における森林火災の発生原因を考慮し設定しているが、防火帯の設定においては、防火帯外縁における火線強度の最大値から算出している。この火線強度値においては、発火時刻を変更させる事で、防火帯外縁に森林火災が到達する時間帯がちょうど昼間になる様（森林の水分量が低くなる様）に感度解析を実施して設定しており、大変厳しい評価となっている。今回、発火点を3地点設定し、FARSITE解析を実施しているものの、各発火点における防火帯外縁における火線強度の最大値はおよそ600~700kW/mであり、発火点を変更したとしても、火線強度値があまり変わる事はなく、同様に厳しい火線強度値が得られている。なお、防火帯幅については、算出された火線強度値よりも更に余裕を見込み、18mの防火帯幅（火線強度値：2,667kW/m）としている。また、FARSITE解析においては、雲量も0%として設定しているが、落雷時には雲に覆われている事及び降雨等により森林の水分量が増えると考えられる。以上より、落雷による森林火災が発生したとしても、現在設定している18mの防火帯幅の火線強度値を超える事は考えにくく、現在設定している防火帯にて十分防護できると考えられる。

女川原子力発電所2号炉



防火帯幅と防火帯の風上20m内に樹木が存在しない場合 防火帯幅と防火帯の風上20m内に樹木が存在する場合
 第2.2-12図 火線強度に対する防火帯の相関図（出典：外部火災影響評価ガイド）

(8)危険物施設の火災が森林等に延焼した場合の女川原子力発電所への影響について
 女川原子力発電所における各発火点について危険物施設の火災を想定した場合、各発火点以遠の風上は海であり危険物施設はないことから、女川原子力発電所への熱影響が大きくなるような火災にはならないと考えられる。

泊発電所3号炉

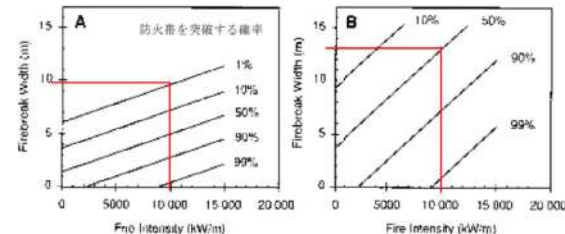


図2-16 火線強度に対する防火帯の相関図（出典：外部火災影響評価ガイド）

(7)危険物施設の火災が森林等に延焼した場合の泊発電所への影響について
 泊発電所における各発火点について危険物施設の火災を想定した場合、各発火点以遠の風上は海又は危険物施設が5km以遠であることから、泊発電所への熱影響が大きくなるような火災にはならないと考えられる。

相違理由

【女川】発電所名の相違
 【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料6</p> <p>森林火災の到達時間（自衛消防隊の消火活動の成立性）について</p> <p>1. FARSITE解析による到達時間までに消火活動が開始できる事の確認について FARSITE 解析結果、到達時間は評価上厳しいケース2において約2.7時間という結果が得られている。森林火災発生時の覚知方法は以下の方法がある。</p>	<p>2.3 森林火災時の対応の評価結果</p> <p>森林火災影響評価においては、以下に示す到達時間及び防火帯幅の条件を満足していること、森林火災時の可搬型モニタリングポストの対応が可能であることを確認した。</p> <p>2.3.1 火災の到達時間の評価結果</p> <p>2.3.1.1 火災到達時間</p> <p>防火帯を設置することで、森林火災が発電用原子炉施設へ延焼する可能性は低いが、森林火災の状況に応じて防火帯付近にて散水を行い、万が一の飛び火による延焼を防止する。</p> <p>FARSITE の解析により、森林火災を想定した場合、発火点3の火災が防火帯外縁に到達する最短時間は1.8時間（約108分）であるため、この時間以内で予防散水が可能であることを確認する。発火点3の位置関係を第2.3.1.1-1図に示す。</p>  <p>第2.3.1.1-1図 発火点3との位置関係</p> <p>2.3.1.2 火災の覚知</p> <p>発電所敷地及び敷地境界付近における森林火災については、以下の方法で早期覚知が可能である。</p> <p>(1)自然現象監視カメラ監視</p> <p>想定される自然現象等の影響について、昼夜にわたり発電所周辺の状況を把握する目的で設置する自然現象監視カメラを使用して森林火災に対する監視を行う。自然現象監視カメラは、発電所周辺の森林火災を監視できる位置（1号炉排気筒）に設置し、24時間要員が常駐する中央制御室からの監視が可能な設計とする。</p>	<p>2.3 森林火災時の対応の評価結果</p> <p>森林火災影響評価においては、以下に示す到達時間及び防火帯幅の条件を満足していること、森林火災時の可搬型モニタリングポストの対応が可能であることを確認した。</p> <p>2.3.1 火災の到達時間の評価結果</p> <p>2.3.1.1 火災到達時間</p> <p>防火帯を設置することで、森林火災が発電用原子炉施設へ延焼する可能性は低いが、森林火災の状況に応じて防火帯付近にて散水を行い、万が一の飛び火による延焼を防止する。</p> <p>FARSITE の解析により、森林火災を想定した場合、発火点2の火災が防火帯外縁に到達する最短時間は0.8時間（約52分）であるため、この時間以内で予防散水が可能であることを確認する。発火点2の位置関係を図2-17に示す。</p>  <p>図2-17 発火点2との位置関係</p> <p>2.3.1.2 火災の覚知</p> <p>発電所敷地及び敷地境界付近における森林火災については、以下の方法で早期覚知が可能である。</p> <p>(1)監視カメラによる監視</p> <p>想定される自然現象等の影響について、昼夜にわたり発電所周辺の状況を把握する目的で設置する監視カメラを使用して森林火災に対する監視を行う。監視カメラは、発電所周辺の森林火災を監視できる位置（開閉所遮風建屋屋上）に設置し、24時間要員が常駐する中央制御室からの監視が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性による解析結果の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・地域特性による防火帯及び想定する発火点の相違。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによるカメラ設置位置の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①災害情報受信者が森林火災情報を受信し、中央制御室（通報連絡者）へ連絡</p> <p>②24時間常駐している警備員が森林火災を発見し、中央制御室（通報連絡者）へ連絡</p> <p>③24時間常駐している自衛消防隊、運転員が夜間も含めたパトロール時に森林火災を発見し、中央制御室（通報連絡者）へ連絡</p>	<p>(2)発電所構内にいる者による覚知</p> <p>a. 24時間常駐している警備員による覚知</p> <p>b. 24時間常駐している運転員によるパトロールによる覚知</p> <p>c. 通常勤務の構内の社員及び協力会社従業員による覚知</p> <p>(a) 発見者は、消防機関へ直接119番通報し、その後、発電課長へ連絡する。</p> <p>(b) 発電課長は、発見者からの連絡を受けた場合は、消防機関へ119番通報したかどうか確認し、未通報の場合は中央制御室より通報を行う。</p> <p>(3)外部からの情報</p> <p>a. 事務所に設置している地元自治体の防災行政無線傍受による覚知</p> <p>b. 消防機関からの連絡による覚知 発電所に迫る可能性がある消防機関が判断した火災は消防機関から連絡が入る。</p> <p>(4)発火点の火災覚知</p> <p>a. 発火点1付近は、自然現象監視カメラ監視で直接視認し覚知を行う。また、発火点1付近には民家及び当社の社員寮も近傍に立地していることから外部からの情報が入りやすい。</p> <p>b. 発火点2-1付近は、自然現象監視カメラ監視で直接視認し覚知を行う。また、発電所構内にいる者による覚知を行う。</p> <p>c. 発火点2-2付近は、自然現象監視カメラ監視で直接視認できないことから、火災延焼が自然現象監視カメラで直接視認（尾根付近）できる箇所では、外部からの情報による覚知を行う。</p> <p>d. 発火点3付近は、火災の発生から1時間後には、正門守衛所から目視にて覚知可能な範囲まで火災が延焼することから、正門守衛所に24時間常駐している警備員が覚知を行う（第2.3.1.2-2図）。また、自然現象監視カメラ監視では、敷地内高台に遮られ直接視認できないことから、火災による炎（明かり）、煙で覚知を行う。</p>	<p>(2)発電所構内にいる者による覚知</p> <p>a. 24時間常駐している警備員による覚知</p> <p>b. 24時間常駐している運転員によるパトロールによる覚知</p> <p>c. 通常勤務の構内の社員及び協力会社従業員による覚知</p> <p>(a) 発見者は、発電課長へ連絡し、その後、運営課長（夜間、休日は当番者）へ連絡する。</p> <p>(b) 運営課長（夜間、休日は当番者）は、消防機関へ119番通報する。</p> <p>(3)外部からの情報</p> <p>a. 守衛所に設置している地元自治体の防災行政無線傍受による覚知</p> <p>b. 消防機関からの連絡による覚知 発電所に迫る可能性がある消防機関が判断した火災は消防機関から連絡が入る。</p> <p>(4)発火点の火災覚知</p> <p>a. 発火点1付近は、民家及び当社の社員寮も近傍に立地していることから外部からの情報による覚知を行う。また、監視カメラでは、直接視認できないことから、火災による炎（明かり）、煙で覚知を行う。</p> <p>b. 発火点2付近は、茶津守衛所に24時間常駐している警備員が覚知を行う。また、監視カメラでは、直接視認できないことから、火災による炎（明かり）、煙で覚知を行う。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】運用の相違 ・火災覚知後の連絡体制の相違（覚知後に消防機関へ連絡することには相違はない）</p> <p>【女川】運用の相違 ・防災行政無線傍受場所の相違。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性により、発火点が相違しているため、その発火点の覚知方法が相違している。（覚知可能な点について相違はない）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

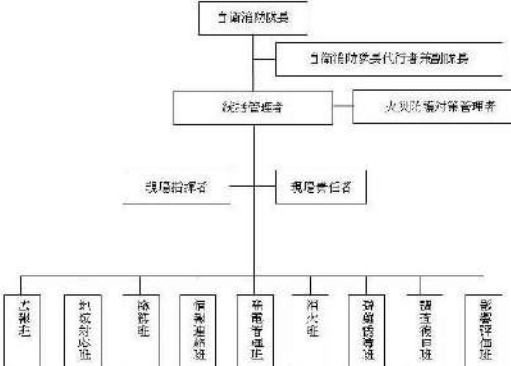

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 2.3.1.1-1 発電所周辺の標高と火災覚知</p> <p>図 2.3.1.1-2 発火点3の1時間後の延焼範囲</p> <p>図 2.3.1.2-3 自然現象監視カメラ（北側監視）視野と発火点の位置</p>	<p>図 2-18 発電所周辺の標高と火災覚知</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 森林火災発生時の活動内容の成立性について 森林火災発生時の防火帯に沿った消火活動の成立性について、要員確保の観点から確認した。結果を以下に示す。</p> <p>2. 1 要員の成立性について 防火帯に沿った消火活動について、森林火災対応時に使用する発電所にて保有している消防資機材および各々の必要要員は以下の通り。</p> <p>① 消火栓：4名 指揮者：1名、簡先（補助者含む）：2名、消火栓操作：1名</p> <p>② 小型動力ポンプ付水槽車（1台）：4名 指揮者：1名、簡先（補助者含む）：2名、水槽車操作：1名</p> <p>③ 化学消防車（1台）：4名 指揮者：1名、簡先（補助者含む）：2名、化学消防車操作：1名</p> <p>④ 可搬型小型消防ポンプ（4台）：4名/台 指揮者：1名、簡先（補助者含む）：2名、消防ポンプ操作：1名</p> <p>その他、森林火災の監視・指揮：1名が必要である。</p> <p>これらの保有している消防資機材に対する要員に対して、重大事故等対応要員として休日・夜間においては以下の体制で待機している。休日・夜間において、外部火災発生時には、67名のうち、36名が森林火災対応要員として活用可能である。</p>	<p>2. 3. 1. 3 消火活動</p> <p>(1) 予防散水の実施体制</p> <p>女川原子力発電所においては、発電所構内の火災に対し、消防活動を行うために自衛消防隊を組織している。自衛消防隊の組織体制を第2.3.1.3-1図及び第2.3.1.3-1表に示す。</p> <p>予防散水は、この自衛消防隊の敷地内に24時間常駐している初期消火要員、消防車により行う。</p>	<p>2. 3. 1. 3 消火活動</p> <p>(1) 予防散水の実施体制</p> <p>泊発電所においては、発電所構内の火災に対し、消防活動を行うために自衛消防隊を組織している。自衛消防隊の組織体制を図2-19、表2-17に示す。</p> <p>予防散水は、この自衛消防隊の敷地内に24時間常駐している初期消火要員、消防車等により行う。初期消火要員の体制を表2-18に示す。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・予防散水を実施する自衛消防隊の組織体制の相違（24時間常駐している初期消火要員にて予防散水を行うことについて差異はない）</p> <p>【女川】 発電所名の相違</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は自衛消防隊のうち初期消火要員の体制について詳細に記載</p>

 <p>第2.3.1.3-1図 主な自衛消防隊体制</p>	 <p>図2-19 自衛消防隊体制</p>
---	--

※初期消火要員11名のうち、連絡者および通報者を除く9名は消火班の指揮下に入る。

図2-19 自衛消防隊体制

表 重大事故等対策要員の休日夜間の体制

重大事故等対策要員	構成	要員数
緊急時対策本部要員 (発電所構内)	全体指揮者	6名
	ユニット指揮者	
	通報連絡係	
	現場調整係	
連絡員 (中央制御室)		22名
緊急安全対策要員 (発電所構内)	運転支援要員	36名
	炉心冷却要員	
	給水要員	
	設備要員	
	電源要員	
	消火活動要員	
	合計	

森林火災発生時には、状況に応じて、消防資機材およびこれらの対策要員を活用し森林火災への対応を実施する。

森林火災発生時には、状況に応じて、消防資機材およびこれらの対策要員を活用し森林火災への対応を実施する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

大飯発電所3/4号炉

第2.3.1.3-1表 主な自衛消防隊編成

構成	所属等	役割
首長消防隊長	発電所長(1)	a.自衛消防隊の全隊指揮 b.現場責任者及び現場指揮者の選任
首長消防隊長代行者 副隊長	指令者(1)	a.自衛消防隊長不在時の代行
統括管理者	保安課長(1)	a.自衛消防隊の統括管理 b.火災発生時の緊急対応での統括 指揮及び指揮管理
火災防衛統括管理者	防炎課長(1)	a.統括指揮者の補佐 b.消火活動の立案 c.原子力安全のための火災防衛に関する 指導
通報連絡責任者	通報連絡責任者：発電課長(1)	a.消防機関及び関係機関への通報連絡 b.初期消火活動への情報提供
現場責任者	現場責任者：特別管理班(1)	a.消防機関への情報提供 b.平日夜間・休假日：火災現場への誘導
現場指揮者	現場指揮者：特別管理班(1)	a.火災現場確認 b.火災現場での消火指揮 c.消火器具は屋内消火栓による消火活動
消火担当	・平日夜間（緊急防衛区域内） 連絡員(1) ・平日夜間（緊急防衛区域外） 保安部員(1) ・平日夜間・休假日 連絡員(1)	a.火災現場確認 b.消火器具は屋内消火栓による消火活動
消防車隊	委託員(6)	a.消防機関の消防指揮 b.消防活動車のアクセスルート及び配 置場所の指定等 c.化学物質搬送車の視察員 d.化学物質搬送車の誘引作業 e.消防活動車による放水活動（高圧） f.他種火災車の補充 g.消防ホースの延長等
消火班	社長：特別管理班(1) 副社長：特別管理班(1) 社員：各グループ員	a.消火器、消火栓等により消火活動
避難誘導班	社長：特別管理班(1) 副社長：特別管理班(1) 社員：各グループ員	a.消防機関の火災現場への誘導
情報連絡班	社長：特別管理班(1) 副社長：特別管理班(1) 社員：各グループ員	a.社内関係機関への連絡、求援対応等 との連絡調整 b.火災情報の収集
統括班	社長：特別管理班(1) 副社長：特別管理班(1) 社員：各グループ員	a.統括、警備
影響評価班	社長：特別管理班(1) 副社長：特別管理班(1) 社員：各グループ員	a.プラント内での放射能の状況調査

() 内は人数

(2) 自衛消防隊の力量維持のための訓練
 自衛消防隊は、消火対応の力量を維持するために、訓練を計画的
 に実施する。
 自衛消防隊に係る訓練を第2.3.1.3-2表に示す。

泊発電所3号炉
表2-17 自衛消防隊編成

構成員	役割												
自衛消防隊長 ：技術系担当次長 （統括管理者）	○自衛消防隊全体を指揮・統括する。 ○公設消防隊との活動方針を統括する。												
自衛消防隊長 ：運営課長	○自衛消防隊不在時の任務を代行												
本部指揮班	○自衛消防隊各班を指揮 ○各班からの通報・連絡を受けると共に、情報を収集し自衛消防隊長 の判断を補佐 ○公設消防との連携（鎮火等、火災状況）を図る。												
消火班	○火災発生現場へ向かい、火災状況等を把握する。 ○火災発生現場で消火器、消火栓等により迅速な消火活動を実施し、 延焼拡大防止を図る。												
初期消 火要員	初期消火要員のうち、連絡者、通報者を除く以下の9名は消火班の指 揮下となる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成員</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場指揮者 (1名)</td> <td>・火災発生現場へのアクセスルートを確認し、初 期消火要員とともに消防自動車に乗車・出動 ・火災発生現場到着後、火災状況に応じた消火体 制を整え、初期消火活動（放水等）を指示</td> </tr> <tr> <td>消火担当 (2名)</td> <td>・現場指揮者の指示に従い、消防用ホース筒先を 用いて消火に当たる</td> </tr> <tr> <td>消防車操作 担当(2名)</td> <td>・現場指揮者の指示を受け、機関員として、消防 自動車による消火に必要な操作を行う ・泡消火薬剤を化学消防自動車へ補給</td> </tr> <tr> <td>消火補助 担当(2名)</td> <td>・泡消火薬剤を運搬車で火災発生現場へ補給 ・化学消防自動車への泡消火薬剤補給の補助お よび仮合補助 ・現場指揮者の指示を受け、消火栓のバルブの開 閉</td> </tr> <tr> <td>案内誘導 担当(1名)</td> <td>・公設消防が入構するゲートに待機し、公設消防 隊を火災発生現場近接へ誘導</td> </tr> </tbody> </table>	構成員	活動内容	現場指揮者 (1名)	・火災発生現場へのアクセスルートを確認し、初 期消火要員とともに消防自動車に乗車・出動 ・火災発生現場到着後、火災状況に応じた消火体 制を整え、初期消火活動（放水等）を指示	消火担当 (2名)	・現場指揮者の指示に従い、消防用ホース筒先を 用いて消火に当たる	消防車操作 担当(2名)	・現場指揮者の指示を受け、機関員として、消防 自動車による消火に必要な操作を行う ・泡消火薬剤を化学消防自動車へ補給	消火補助 担当(2名)	・泡消火薬剤を運搬車で火災発生現場へ補給 ・化学消防自動車への泡消火薬剤補給の補助お よび仮合補助 ・現場指揮者の指示を受け、消火栓のバルブの開 閉	案内誘導 担当(1名)	・公設消防が入構するゲートに待機し、公設消防 隊を火災発生現場近接へ誘導
構成員	活動内容												
現場指揮者 (1名)	・火災発生現場へのアクセスルートを確認し、初 期消火要員とともに消防自動車に乗車・出動 ・火災発生現場到着後、火災状況に応じた消火体 制を整え、初期消火活動（放水等）を指示												
消火担当 (2名)	・現場指揮者の指示に従い、消防用ホース筒先を 用いて消火に当たる												
消防車操作 担当(2名)	・現場指揮者の指示を受け、機関員として、消防 自動車による消火に必要な操作を行う ・泡消火薬剤を化学消防自動車へ補給												
消火補助 担当(2名)	・泡消火薬剤を運搬車で火災発生現場へ補給 ・化学消防自動車への泡消火薬剤補給の補助お よび仮合補助 ・現場指揮者の指示を受け、消火栓のバルブの開 閉												
案内誘導 担当(1名)	・公設消防が入構するゲートに待機し、公設消防 隊を火災発生現場近接へ誘導												
業務支援班 (避難誘導担当)	○総合管理事務所の各フロアの避難者を避難場所へ誘導 ○被災者が発生した場合、被災者の状態を確認し、火災による影響の 少ない安全な場所へ搬出し、救護班長へ連絡する												
業務支援班 (救護担当)	○応急処置の準備とともに、被災者の救護活動および公設消防救急隊 との連携												
放管理 (管理区域の 場合)	○火災発生現場の線量当量率、汚染レベルの測定 ○自衛消防隊員および公設消防隊員の被ばく管理および助言 ○自衛消防隊員、公設消防隊員を火災発生現場まで誘導 ○管理区域内入退城・物品搬出入手続きおよび管理 ○自衛消防隊員および公設消防隊員への除染措置												

表2-18 初期消火要員構成

役割	担当者	
	就業時間帯	夜間・休日
連絡者	発電課長（当直） 1名	発電課長（当直） 1名
通報者	運営課長 1名	事務系担当番 1名
現場指揮者	机上社員 1名	当直員 1名
消火担当	専属消防隊員 3名	専属消防隊員 3名
消火補助担当	委託警備員 2名	委託警備員 2名
案内誘導担当	委託警備員 1名	委託警備員 1名
消防車操作担当	専属消防隊員 2名	専属消防隊員 2名
合計	11名	11名

(2) 初期消火要員の力量維持のための訓練
 初期消火要員は、消火対応の力量を維持するために、訓練を計画
 的に実施する。
 初期消火要員に係る訓練を表2-19に示す。

【女川】記載方針の相違
 ・泊は自衛消防隊のう
 ち初期消火要員の訓練
 について記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.3.1.3-2表 自衛消防隊に係る訓練

項目	頻度	実施	対象者	訓練内容
油火災消防訓練	1回/年	H29.9.21	自衛消防隊 新入社員	変圧器等の油火災を想定した訓練
消防自動車放水訓練	2回/月	24回	自衛消防隊	消防自動車による放水訓練（外部火災訓練舎）
消防機関の指導による消防自動車泡放水訓練	1回/年	H29.9.21	自衛消防隊	消防自動車による泡放水訓練
海上災害防止センター消防訓練	1回/年	H29.9.11～ H29.9.15	自衛消防隊	外資施設（徳島県）による実火消防訓練
総合消防訓練	1回/年	H29.10.19	自衛消防隊 事務新鋭勤務者	事務所火災を想定した訓練
放射線管理区域内消防訓練	1回/年	H29.12.19	自衛消防隊 消防機関	管理区域内火災を想定した訓練

(3) 予防散水計画

防火帯により森林火災が発電用原子炉施設へ影響を及ぼすことはないが、森林火災の状況に応じて防火帯付近へ予防散水を行う。

万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、**自衛消防隊**の活動を予防散水から防火帯内側火災の**初期消火活動**に切り替え、**消防車**を使用し、継続して現場指揮者の指揮のもと**初期消火活動・延焼防止活動**を行う。

なお、予防散水については、火災防護計画に定める。

a. 予防散水に期待する効果

防火帯は、防火帯突破確率1%となる防火帯幅 **19.7m** に対し、**約20m**の防火帯を設定している。

予防散水は、防火帯付近を濡らすことで火の粉の発生や飛び移りの抑制を図り、防火帯の機能をより強化するために実施する。

b. 防火帯付近への予防散水計画

活動用水は、構内の消火栓および防火水槽を使用する。

使用資機材は**消防車2台**。対応要員数は**7名**。

防火帯付近散水エリアと消火栓および防火水槽位置を第2.3.1.3-2図に示す。また、各散水エリアの予防散水計画を第2.3.1.3-3表に示す。

表2-19 初期消火要員に係る訓練

項目	頻度	対象者	訓練概要
総合訓練	1回/年	初期消火要員	火災を想定した総合訓練
通報連絡訓練	1回/年	発電課長（当直）、当番者	連絡者→通報者→消防署（ゴミ）への通報訓練
消防用資機材取扱い訓練	1回/年	机上社員、当直員、専属消防隊員、委託警備員	・防火服着用、空気呼吸器装着訓練 ・消防自動車操作補助、消火訓練（委託警備員除く）
消防用設備取扱い訓練	1回/年	机上社員、当直員、専属消防隊員、委託警備員	消火栓、消火器等取扱い訓練
消防自動車操作訓練	1回/年以上	専属消防隊員	運転、泡消火操作訓練
構内消防用設備教育	1回/年以上	机上社員、当直員、専属消防隊員	構内消防用設備配置場所等の習得
構内建屋配置図教育	1回/年以上	専属消防隊員、委託警備員	構内建屋配置場所等の習得

(3) 予防散水計画

防火帯により森林火災が発電用原子炉施設へ影響を及ぼすことはないが、森林火災の状況に応じて防火帯**付近**へ予防散水を行う。

万一、防火帯の内側に飛び火した場合は、**初期消火要員**の活動を予防散水から防火帯内側火災の消火活動に切り替え、継続して現場指揮者の指揮のもと消火活動・延焼防止活動を行う。

なお、予防散水については、火災防護計画に定める。

a. 予防散水に期待する効果

防火帯は、防火帯突破確率1%となる防火帯幅 **17.8m（発火点1）**、**45.3m（発火点2）** に対し、**約20m、25m、46m**の防火帯を設定している。

予防散水は、防火帯**付近**を濡らすことで火の粉の発生や飛び移りの抑制を図り、防火帯の機能をより強化するために実施する。

b. 防火帯付近への予防散水計画

活動用水は、構内の消火栓、防火水槽**及び河川水**を使用する。

使用資機材は化学消防自動車（泡消火薬剤含む）1台、水槽付消防ポンプ自動車1台及び大規模火災用消防自動車1台。対応要員数は**11名**。

防火帯付近散水エリアと消火栓及び防火水槽位置を図2-20に示す。また、各散水エリアの予防散水計画を表2-20に示す。

【女川】記載方針の相違
 ・泊は自衛消防隊のうち初期消火要員の訓練について記載（泊も女川も消火対応の力量を維持するのに必要な訓練を実施していることに相違はない）

【女川】記載方針の相違
 ・泊は初期消火活動を実施する要員名を記載
 【女川】名称の相違
 【女川】記載表現の相違

【女川】設計方針の相違
 ・評価の結果、泊では地域特性上、一部で火線強度が極端に高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定している

【女川】設計方針の相違
 ・泊は水源として周辺の河川水も利用可能なため使用する。

【女川】設計方針の相違
 ・資機材の構成の相違及び対応要員数の相違
 【女川】記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

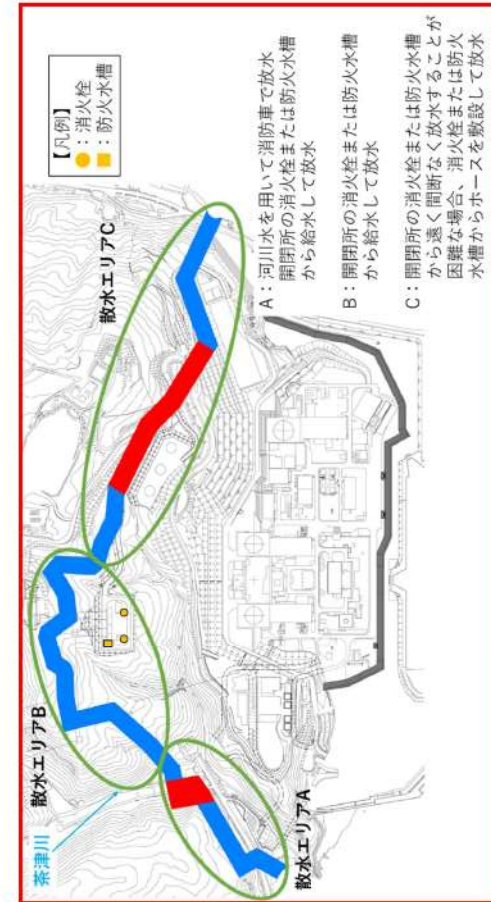
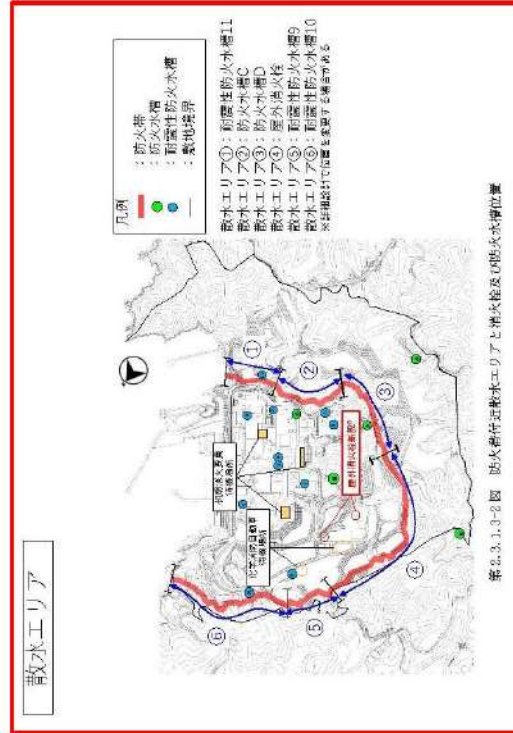
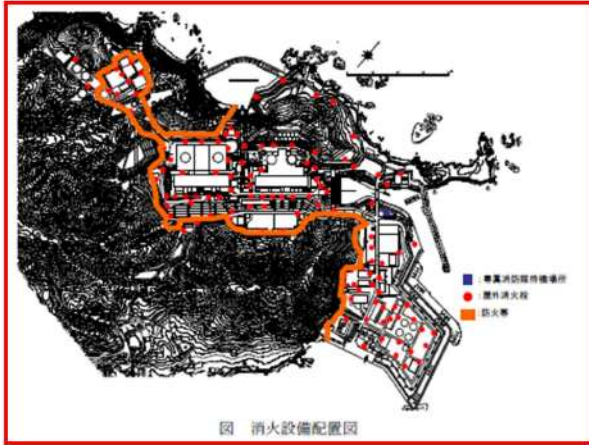
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



【女川・大飯】
 設計方針の相違
 ・プラント設計の違い
 による防火帯の散水エ
 リア設定及び給水源
 (消火栓、防火水槽)
 の設置場所の相違

上記の方法により、火災を覚知した後、自衛消防隊により初期消火活動を実施するが、消火活動の成立性については以下のとおり評価した。

- ①自衛消防隊の初期消火活動要員が24時間常駐しており、早期に消火体制の確立が可能。
- ②外部火災を覚知してから、初期消火活動要員による消火活動開始までに要する時間は過去の訓練実績より約11分（平成25年3月13日の訓練実績）であるので、30分程度で消火（散水）活動を開始できると考えられる
- ③初期消火活動要員および敷地内に待機している消防自動車については以下のとおり。

(4) 散水開始までの所要時間

a. 防火帯への散水

発電所周辺付近からの想定森林火災の火炎到達時間が最短（約1.8時間）となる発火点3から出火した森林火災が、最短で防火帯外縁に到達する散水地点において予防散水を行う。散水位置を第2.3.1.3-3図に示す。

(4) 散水開始までの所要時間

a. 防火帯への散水

発電所周辺付近からの想定森林火災の火炎到達時間が最短（約0.8時間）となる発火点2から出火した森林火災が、最短で防火帯外縁に到達する散水地点において予防散水を行う。散水位置を図2-21に示す。

【大飯】
 記載方針の相違（女川実
 績の反映：着色せず）

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による解析
 結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

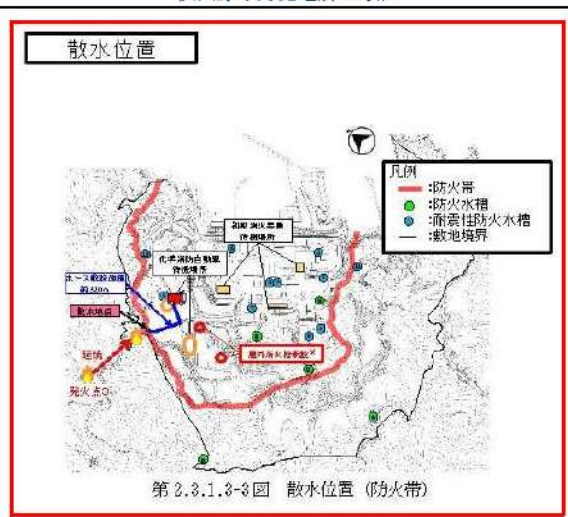
以上より、森林火災覚知後、短時間で消火活動が可能であることから、火災の到達時間約2.7時間内での発電所の自衛消防隊による対応は可能である。

表 消防自動車仕様

消防自動車	数量
化学消防車 <仕様:0.85MPa、2000L/min以上>	1台
小型動力ポンプ付水槽車 <仕様:0.7MPa、1000L/min以上、5,000L>	1台

図 森林火災発生時の初期消火対応の流れ

なお、森林火災発生時の自衛消防隊の活動内容として森林火災から防火帯を超えてくる飛び火の影響を防止するための防火帯に沿った散水活動を実施する。



b. 所要時間
 第2.3.1.3-4表に示すとおり、出動連絡後、約32分で散水活動が可能である。
 なお、想定上の所要時間は、過去の実績等から想定した時間により算定した。（別紙2-9）

第2.3.1.3-4表 散水開始までの所要時間

事項	内容	担当者	経過時間(分)		
			0	1	1.8
①火災発生	消防人員発生	-	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)
②火災発生	警報機による発知 目撃者からの通報 以上による発知	部門警報所 中央消防隊	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)
③出動準備	消防隊へ要請・連絡 出動準備・消防自動車 の出発まで	現場消防隊 消防隊	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)
④到着	消防自動車まで	消防隊	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)
⑤散水準備	ホース接続	消防隊	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)
⑥散水開始	消防隊による散水の 開始まで	消防隊	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)

c. 評価結果
 発火点3の火災到達時間1.8時間（約108分）以内で予防散水が可能である。

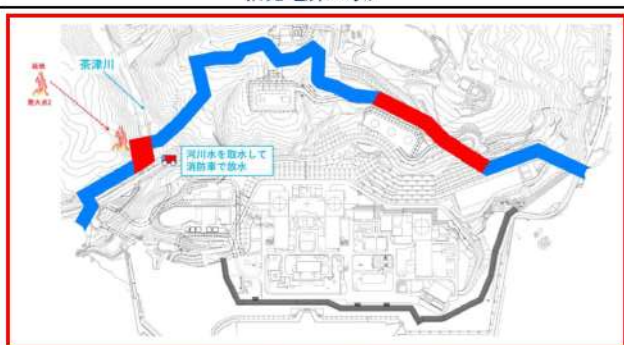


図2-21 散水位置（防火帯）

b. 所要時間
 表2-21に示すとおり、出動連絡後、約22分で散水活動が可能である。
 なお、想定上の所要時間は、過去の実績等から想定した時間により算定した。（別紙2-9）

表2-21 散水開始までの所要時間

事項	内容	担当者	経過時間(分)		
			0	1	1.8
①火災発生	消防人員発生	-	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)
②火災発生	警報機による発知 目撃者からの通報 以上による発知	部門警報所 中央消防隊	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)
③出動準備	消防隊へ要請・連絡 出動準備・消防自動車 の出発まで	現場消防隊 消防隊	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)
④到着	消防自動車まで	消防隊	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)
⑤散水準備	ホース接続	消防隊	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)
⑥散水開始	消防隊による散水の 開始まで	消防隊	0	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)	約11分と想定 (平成25年3月13日の同種手順の 記録実績を基に想定)

c. 評価結果
 発火点2の火災到達時間0.8時間（約52分）以内で予防散水が可能である。

【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による火災到達時間が最短となる発火点位置の相違

【大飯】
 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）
 【女川】設計方針の相違
 ・構内地形及び発火点の違いによる所要時間の相違

【女川】設計方針の相違
 ・構内地形及び発火点の違いによる所要時間の相違



【女川】設計方針の相違
 ・地域特性による解析結果の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料4</p> <p>2. 防火帯設定の考え方について 防火帯設定の考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林火災の延焼を防止するために、森林伐採を実施し、評価上必要とする防火帯(18m以上)を森林の外縁に沿う様に設置する 屋外重大事故等対処設備についても防火帯の内側となる様に防火帯を設定する 発電所設備、駐車場についても配置を考慮し、延焼の可能性のあるものと干渉しないように防火帯を設定する 防火帯については、車両の駐車を禁止するなど、可燃物が存在しないようにするとともに、必要に応じて除草等の管理を行う  <p>図 防火帯の設定</p>	<p>2.3.2 防火帯幅の評価結果</p> <p>第 2.2-11 表の評価結果から、評価上必要とされる防火帯幅約 19.7m に対し、20m 幅の防火帯を設定する（第 2.3.2-1 図）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 森林火災の延焼を防止するために、防火帯を設定する。 防火帯は防護対象設備（クラス 1，2）（固体廃棄物貯蔵所及び開閉所等の一部クラス 3 設備を含む）及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。 防火帯は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。 防火帯の設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除する。その後、モルタル吹付を行い、草木の育成を抑制し、可燃物が無い状態を維持する。また、防火帯の管理（定期的な点検等）の方法を火災防護計画に定める。（別紙 2-1）  <p>第 2.3.2-1 図 防火帯設置位置</p>	<p>2.3.2 防火帯幅の評価結果</p> <p>表 2-14，図 2-15 の評価結果から、評価上必要とされる防火帯幅約 17.8m（発火点 1），45.3m（発火点 2）に対し、約 20m，25m，46m 幅の防火帯を設定する（図 2-22）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 森林火災の延焼を防止するために、森林側から樹木が無い領域及び防火帯を設定する。 防火帯は防護対象設備（クラス 1，2）（固体廃棄物貯蔵庫及び開閉所等の一部クラス 3 設備を含む）及び重大事故等対処設備を囲うように設定する。 防火帯は発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉しないように設定する。 防火帯及び樹木が無い領域の設定に当たっては、草木を伐採する等、可燃物を排除する。その後、防火帯及び樹木が無い領域の一部についてはモルタル吹付を行い、草木の育成を抑制し、可燃物が無い状態を維持する。また、防火帯及び樹木が無い領域の管理（定期的な点検等）の方法を火災防護計画に定める。（別紙 2-1）  <p>図 2-22 防火帯設置位置</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・評価の結果、泊では地域特性上、一部で火線強度が極端に高くなることから、地点に応じて防火帯幅を設定し、防火帯の外側に樹木が無い領域を設定している。（泊も女川も外部火災影響評価ガイドに基づいて設定していることに相違はない。）</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・地域特性による防火帯位置の相違</p>

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料16</p> <p>外部火災時の屋外モニタリングポストの対応について</p> <p>外部火災が発生した場合においても、原子炉を安全に停止するための設備に影響が無い様に、屋外機器である海水ポンプ、安全上重要な機器を内包した原子炉建屋間に必要な隔離距離を確保する事で外部火災による影響がないことを確認している。</p> <p>モニタリングポスト（クラス3）については、発電所敷地内で卓越する風向方向に設置されており、山中に設置されているものもある。</p> <p>また、放射線測定用の精密機器を有しているため、外部火災の影響を確実に防止できるものとは考えていない。なお、モニタリングポストへのアクセスルートにおいても、周辺には森林があり、発電所から最も離れたモニタリングポストまで約2kmあるため、大規模な森林火災が発生している際に敷地外モニタリングポストへの消火活動は困難であると考えている。</p> <p>このため、常設のモニタリングポスト等が外部火災により機能喪失した場合は、1 / 2号炉背面道路のコンテナ内に保管している可搬式モニタリングポスト（バッテリー駆動可能）による監視を実施する（可搬式モニタリングポストの設備配置例は図の通り）。なお、可搬式モニタリングポストについては、防火帯の内側に、かつ、常設のモニタリングポストの方向をカバーできる様に配置する。</p>	<p>2.3.3 外部火災時のモニタリングポストの対応について</p> <p>外部火災が発生した場合においても、発電用原子炉を安全に停止するための設備に影響がないように防火帯を設置し、安全上重要な設備はその内側に配置し、外部火災による影響がないことを確認している。</p> <p>モニタリングポストについては、女川原子力発電所の周辺監視区域付近における空間線量率の監視を行うために発電所敷地境界付近（防火帯の外側）に6箇所設置している。</p> <p>測定器は屋外に設置されており、外部火災による影響を確実に防止できるものとは考えない。</p> <p>なお、森林火災の進展によりモニタリングポストの機能が喪失した場合は、防火帯の内側に保管している可搬型モニタリングポスト（バッテリー駆動可能：6台）により代替測定を実施する。</p> <p>可搬型モニタリングポストがモニタリングポスト周辺に設置できる場合は、その周辺に設置し、森林火災の延焼によりモニタリングポスト周辺に設置できない場合は、発電所構内の同一方向に設置する。可搬型モニタリングポスト等を配置場所まで運搬・設置し、監視・測定を開始するまでの所要時間は、1台当たり約30分を想定（6台設置する場合は、約4時間30分を想定）。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置イメージ図を第2.3.3-1図、配置図を第2.3.3-2図に示す。</p> <p>また、外部からの情報により森林火災を認識し、可能な限り影響の軽減を図るためモニタリングポスト付近へ予防散水計画を定める。</p>  <p>第2.3.3-1図 可搬型モニタリングポスト（設置イメージ）</p>	<p>2.3.3 外部火災時のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの対応について</p> <p>外部火災が発生した場合においても、発電用原子炉を安全に停止するための設備に影響がないように防火帯を設置し、安全上重要な設備はその内側に配置し、外部火災による影響がないことを確認している。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションについては、泊発電所の周辺監視区域付近における空間線量率の監視を行うために発電所敷地境界付近に8箇所（防火帯の外側は6箇所）設置している。</p> <p>測定器は屋外に設置されており、外部火災による影響を確実に防止できるものとは考えない。</p> <p>なお、森林火災の進展によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合は、防火帯の内側に保管している可搬型モニタリングポスト（バッテリー駆動可能：7台）により代替測定を実施する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは常設のモニタリングポスト及びモニタリングステーション設置位置をカバーするように発電所構内の同一方向に設置する。可搬型モニタリングポスト等を配置場所まで運搬・設置し、監視・測定を開始するまでの所要時間は、1台当たり約30分を想定（7台設置する場合は、約3時間30分を想定）。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置イメージ図を図2-23、設置配置図を図2-24に示す。</p> <p>また、外部からの情報により森林火災を認識し、可能な限り影響の軽減を図るためモニタリングポスト及びモニタリングステーション付近へ予防散水計画を定める。</p>  <p>図2-23 可搬型モニタリングポスト（設置イメージ）</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設備構成及び台数の相違</p> <p>【女川】発電所名の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設備構成及び台数の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設備構成及び台数の相違</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は森林火災にて機能喪失した場合は構内の同一方向に設置する</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="98 150 685 544" style="border: 1px solid black; height: 247px; width: 262px;"></div> <div data-bbox="114 555 658 940" style="border: 1px solid black; height: 241px; width: 243px;"> </div> <p data-bbox="651 954 696 978">以上</p>	<div data-bbox="741 140 1294 895" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> </div> <p data-bbox="712 1013 1120 1037">(1)モニタリングポスト付近への予防散水計画</p> <p data-bbox="728 1072 1326 1270">森林火災が発生した場合、防火帯内側にある発電用原子炉施設の防護を第一に考える。ただし、可能な限り影響の軽減を図るため、外部からの情報により森林火災を認識し、風向き等から森林火災が発電用原子炉施設に影響を与えないと判断した場合、発電所敷地境界へ到達するまでに時間的な余裕がある場合は、モニタリングポスト付近への予防散水を行う。森林火災時のモニタリングポスト対応フローを第2.3.3-3図に示す。</p> <p data-bbox="728 1305 1326 1358">モニタリングポスト付近への予防散水計画を第2.3.3-1表に示す。</p> <p data-bbox="745 1362 1299 1386">モニタリングポスト付近への予防散水を第2.3.3-4図に示す。</p>	<div data-bbox="1424 150 1877 911" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> </div> <p data-bbox="1442 927 1859 951">図2-24 可搬型モニタリングポスト設置位置</p> <p data-bbox="1346 1013 1966 1066">(1)モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近への予防散水計画</p> <p data-bbox="1361 1072 1960 1299">森林火災が発生した場合、防火帯内側にある発電用原子炉施設の防護を第一に考える。ただし、可能な限り影響の軽減を図るため、外部からの情報により森林火災を認識し、風向き等から森林火災が発電用原子炉施設に影響を与えないと判断した場合、発電所敷地境界へ到達するまでに時間的な余裕がある場合は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近への予防散水を行う。森林火災時のモニタリングポスト及びモニタリングステーション対応フローを図2-25に示す。</p> <p data-bbox="1361 1305 1960 1358">モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近への予防散水計画を表2-22に示す。</p> <p data-bbox="1361 1362 1960 1415">モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近への予防散水エリアを図2-26に示す。</p>	<p data-bbox="1977 145 2163 225">【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設置位置の相違</p> <p data-bbox="1977 1013 2163 1093">【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2.3.3-2図 森林火災時のモニタリングポスト対応フロー図</p> <p>(2) 予防散水の検証結果 (a) 森林火災を想定した予防散水（モニタリングポスト） 実施日：平成26年3～7月 想定火災到達地点：モニタリングポストNo.1～6 訓練内容：出動連絡，移動，ホース展開，消防車連結，散水 所要時間：実施結果は第2.3.3-2表に示す。訓練の様子を第2.3.3-4図に示す。 評価： ・モニタリングポストへの消防車による散水を実施し散水は可能。 ・出動から散水開始までの実績時間は約15～93分となった。 ・消防車2台連結により実施し，散水可能であった。 ・予防散水のうち実施条件が厳しいモニタリングポストNo.1で散水が可能であるため，全ての防火帯付近の散水エリアに対し，所定の時間内で散水可能であると評価する。 ※モニタリングポストNo.5は女川ゲート付近に移設予定および敷地造成工事のため，工事完了後，再訓練を実施し，散水までの所要時間を確認する。</p>	<p>図2-25 森林火災時のモニタリングポスト・ステーション対応フロー図</p> <p>(2) 予防散水の検証結果 a. 森林火災を想定した予防散水（モニタリングポスト） 実施日：平成25年9月 想定火災到達地点：モニタリングポストNo.5 訓練内容：出動連絡，移動，ホース展開，消防車連結，散水 所要時間：実施結果は表2-23に示す。訓練の様子を図2-26に示す。 評価： ・モニタリングポストへの消防車による散水を実施し散水は可能。 ・出動から散水開始までの実績時間は約25分となった。 ・消防車2台連結により実施し，散水可能であった。 ・予防散水のうち実施条件が厳しいモニタリングポストNo.5で散水が可能であるため，全てのモニタリングポスト・ステーションに対し，所定の時間内で散水可能であると評価する。 また，防潮堤の再構築により構内入構ルートが変更になるため，予防散水活動時に本ルートを通行するモニタリングポストNo.2及びNo.6については，過去の実績等から想定時間を算定した結果，約24分及び約34分となり，所定の時間内で散水可能であると評価する。</p>	<p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる設備構成の相違</p> <p>【女川】実施時期の相違 【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる設備構成の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる予防散水時間の相違 【女川】記載方針の相違・対象箇所の明記</p> <p>【女川】設計方針の相違・プラント設計の違いによる発電所構内状況の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.3.3-1表 モニタリングポストへの予防散水計画

火災到達ポイント	モニタリングポスト No.1	モニタリングポスト No.2	モニタリングポスト No.3	モニタリングポスト No.4	モニタリングポスト No.5	モニタリングポスト No.6
防火水槽位置	社庫シャワー室リロ (R11)	社庫シャワー室リロ (R11)	パキセンター機器 (A)	総出入口付近 (E)	日直班センター相付 (R10)	日直班センター相付 (R10)
防火水槽容量*	60m ³	60m ³	40m ³	40m ³	60m ³	60m ³
消防ホース配置 (副機室側)	約540m	約1100m	約1430m	約200m	約1700m	約200m
消防日直班等の台数	2台	2台	1台	1台	1台	1台
警戒から予防散水開始までの時間 (副機室側)	約94分	約44分	約22分	約38分	約15分	約17分
予防散水継続時間	約150分	約450分	約100分	約100分	約150分	約180分
対応人数	初期消火要員10名 ・運転室配置担当者：1名 ・現場指揮者：1名 ・防火担当：1名	初期消火要員10名 ・運転室配置担当者：1名 ・現場指揮者：1名 ・防火担当：1名	・現場指揮者：1名 ・消防隊員：0名 (空配員0名)			

※ 防火水量については、定額を確保し、維持・管理する。

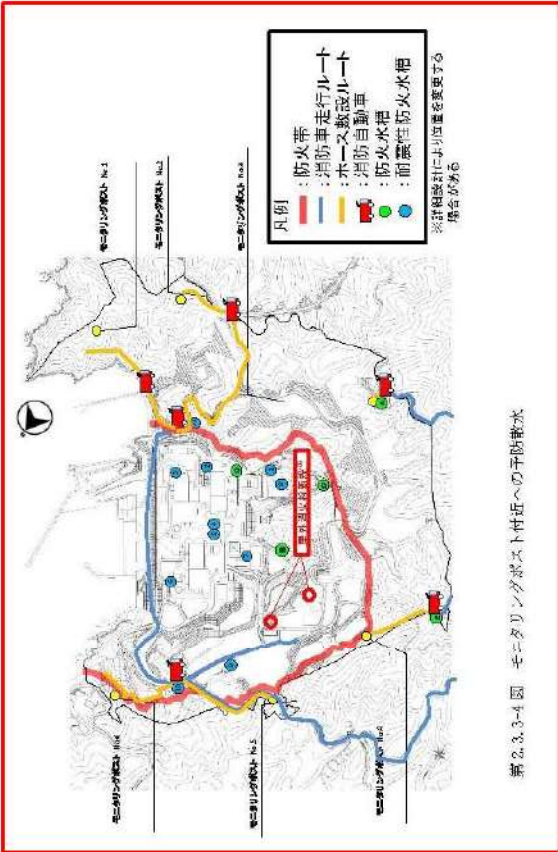
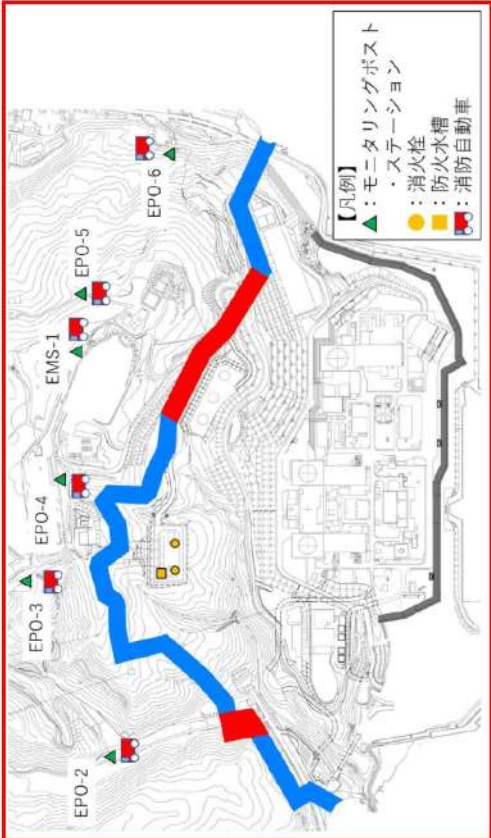
表2-22 モニタリングポスト・ステーション付近への予防散水計画

火災到達ポイント	EPO-2	EPO-3~EPO-5 EMS-1	EPO-6
使用水源	河川水 防火水槽 No.1 屋外消火栓	防火水槽 No.1 屋外消火栓	防火水槽 No.1 屋外消火栓
防火水槽容量	—	60m ³	60m ³
消防自動車等の台数	2台	2台	2台
連絡から予防散水開始まで (訓練実績)	—分	約25分	—分
連絡から予防散水開始まで (過去の実績等からの想定)	約24分 ^{※1}	—	約34分 ^{※2}
予防散水継続時間 (間欠)	—	約158分	約158分
対応人数	初期消火要員 11名		

※1：構内入構ルート変更前は、移動距離がEPO-5よりも短いことから、EPO-5の訓練結果に包絡される。
 ※2：構内入構ルート変更予定のため、過去の実績等から所要時間を算出した。(別紙2-9)

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる設備構成及び予防散水時間の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.3.3-4 図 モニタリングポスト付近への予防散水</p>	 <p>図2-26 モニタリングポスト・ステーション付近への予防散水</p>	<p>【女川】設計方針の相違 ・プラント設計の違いによる設備構成及び予防散水時間の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.3.3-2表 モニタリングポスト付近への予防散水活動時間（1/3）

（モニタリングポスト No.1）

人員誘導ポイント	内容	【個人防護開始までの時間】 基準：0分30秒
モニタリングポストNo.1	初期消火要員への誘導	基準 0分30秒
	受検後、消防自動車等の到着までの時間	実績 0分30秒
	深井池を付用し到着するまでの時間	実績 0分41秒
	深井コースの燃焼・設置までの時間	実績 0分16秒
	消防車への設置完了後放水までの時間	実績 1分24秒

■：基準を基にした時間（日付：2023.7.28 実施：黒丸）

（モニタリングポスト No.2）

人員誘導ポイント	内容	【個人防護開始までの時間】 基準：0分30秒
モニタリングポストNo.2	初期消火要員への誘導	基準 0分30秒
	受検後、消防自動車等の到着までの時間	実績 0分55秒
	深井池を付用し到着するまでの時間	実績 0分22秒
	深井コースの燃焼・設置までの時間	実績 0分36秒
	消防車への設置完了後放水までの時間	実績 0分18秒

■：基準を基にした時間（日付：2024.3.20 実施：黒丸）

表2-23 モニタリングポスト・ステーション付近への予防散水活動時間（1/3）

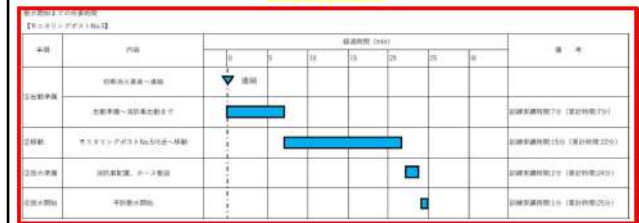
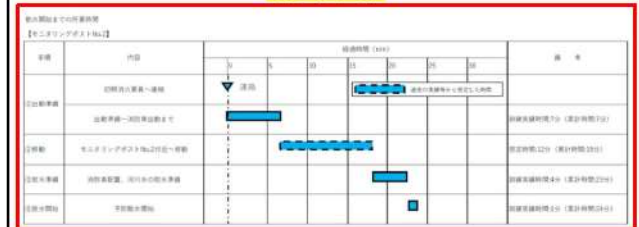


表2-23 モニタリングポスト・ステーション付近への予防散水活動時間（2/3）



【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる設備構成及び予防散水時間の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.3.3-2表 モニタリングポスト付近への予防散水活動時間（2/3）

(モニタリングポストNo.3)

火災発端ポイント	内容	【消防設備開始までの時間】 高規格：21分00秒
モニタリングポストNo.3	初期消火要員への連絡	連絡マ
	警戒隊、消防自動車等の到着までの時間	実績：7分00秒
	消火栓を付近に到着するまでの時間	実績：11分20秒
	消防ホースの接続・設置までの時間	実績：12分00秒
	消防ホース設置後の予防散水までの時間	実績：20分

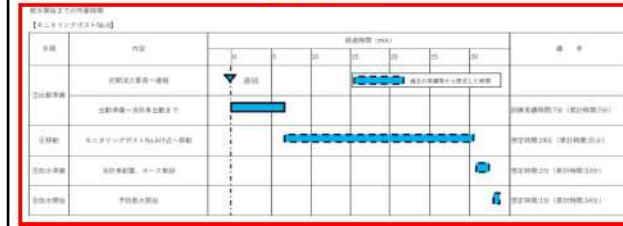
■：実績を要した時間（日付：H26.3.6 天候：雪）

(モニタリングポストNo.4)

火災発端ポイント	内容	【消防設備開始までの時間】 高規格：22分10秒
モニタリングポストNo.4	初期消火要員への連絡	連絡マ
	警戒隊、消防自動車等の到着までの時間	実績：10分40秒
	消火栓を付近に到着するまでの時間	実績：12分20秒
	消防ホースの接続・設置までの時間	実績：19分25秒
	消防ホース設置後の予防散水までの時間	実績：40分

■：実績を要した時間（日付：H26.7.24 天候：曇り）

表2-23 モニタリングポスト・ステーション付近への予防散水活動時間（3/3）



【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる設備構成及び予防散水時間の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2.3.3-2表 モニタリングポスト付近への予防散水活動時間（S/3）

（モニタリングポストNo.5）

火災監視ポイント	内容	【播火開始時までの時間】	
		目標	実績
モニタリングポストNo.5	初期消火要員への連絡	目標	
	警戒後、消防自動車等の到着までの時間		実績：6分43秒
	漏洩地帯付近に到着するまでの時間		実績：1分38秒
	消防ホースの接続・設置までの時間		実績：3分59秒*
	消防ホース設置後の予防散水までの時間		実績：2分53秒*

■：実績を要した時間（目標：H26.4.24 実績：見）
 *：モニタリングポストNo.5設置時の訓練実績。設置後に訓練を実施予定

（モニタリングポストNo.6）

火災監視ポイント	内容	【播火開始時までの時間】	
		目標	実績
モニタリングポストNo.6	初期消火要員への連絡	目標	
	警戒後、消防自動車等の到着までの時間		実績：6分21秒
	漏洩地帯付近に到着するまでの時間		実績：1分38秒
	消防ホースの接続・設置までの時間		実績：4分49秒*
	消防ホース設置後の予防散水までの時間		実績：2分49秒*

■：実績を要した時間（目標：H26.4.28 実績：見）



第2.3.3-4図 消防自動車による予防散水


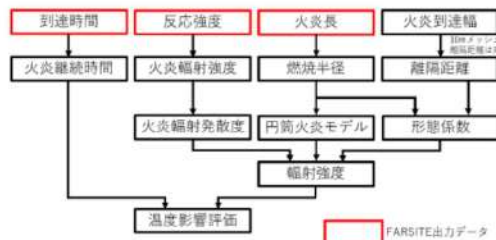


図2-27 消防自動車による予防散水

【女川】設計方針の相違
 ・プラント設計の違いによる設備構成及び予防散水時間の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）

大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
添付資料5 森林火災における温度影響評価について 1. 熱影響評価の流れ 熱影響評価の流れを以下に示す。 (ア) FARSITE 解析を実施 (イ) 火災前線における火災放射発散度が最大となるメッシュを確認 <table border="1"> <tr> <td>FARSITE 評価結果 (ケース3)</td> <td>火災放射発散度が最大となるメッシュの燃焼データ</td> </tr> <tr> <td>火災放射発散度</td> <td>422kW/m² → 500kW/m² (余裕を見た値)</td> </tr> <tr> <td>火災長</td> <td>1.060m</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径</td> <td>0.354m</td> </tr> </table> その他、熱評価に際しては、以下のパラメータを使用した。 <table border="1"> <tr> <td>火災到達幅</td> <td>4700m</td> </tr> <tr> <td>円筒火災モデル数</td> <td>6651個 (10mメッシュあたりでは約14個)</td> </tr> </table> (ウ) 火災長、燃焼半径、離隔距離から形態係数を算出 (エ) 円筒火災モデルによる熱影響評価を実施 $E = R_f \cdot \Phi$ (E: 受熱面放射強度、R _f : 火災放射発散度、Φ: 形態係数) 上記(ウ)において、評価点〜円筒モデルの離隔距離を任意に設定し計算する（許容温度近くになる様、温度を算出する）事で危険距離を算出する。 なお、評価対象設備における許容温度は以下のとおり。 a. 原子炉施設（建屋） コンクリートの耐熱温度（コンクリートの圧縮強度が下がり始める温度）：200℃ b. 海水ポンプ 海水ポンプの冷却空気温度：□℃（軸受の潤滑機能維持に必要な油膜厚さが確保される温度） 以上より算出した危険距離は以下のとおりとなり、森林との最短離隔距離よりも短くなるため、設備への熱影響はない。 a. 原子炉施設（建屋）：16m<38m（森林との最短離隔距離） b. 海水ポンプ：□m<203m（森林との最短離隔距離） また、防火帯の外縁から各評価対象設備までの最短離隔距離にて算出した温度は以下のとおりとなり、許容温度を満足している。 a. 原子炉施設（建屋）（離隔距離38mにおける外壁表面温度）：92℃<200℃ b. 海水ポンプ（離隔距離203mにおける冷却空気温度）：39℃<□℃	FARSITE 評価結果 (ケース3)	火災放射発散度が最大となるメッシュの燃焼データ	火災放射発散度	422kW/m ² → 500kW/m ² (余裕を見た値)	火災長	1.060m	燃焼半径	0.354m	火災到達幅	4700m	円筒火災モデル数	6651個 (10mメッシュあたりでは約14個)	3. 温度影響評価 3.1 パラメータの算出 (1) 温度影響評価の流れ FARSITE 出力より得られた、到達時間、反応強度及び火災長より、各建屋のコンクリート表面温度を評価する。（第3.1-1図参照） なお、FARSITE 出力項目を第3.1-1表に、発火点毎のFARSITE解析結果を第3.1-2表に示す。  <p style="text-align: center;">第3.1-1図 温度影響評価（概念図）</p> <table border="1"> <caption>第3.1-1表 FARSITE出力項目（温度影響評価関係）</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">FARSITE 出力</td> <td>到達時間 [h]</td> <td>出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）</td> </tr> <tr> <td>反応強度 [kW/m²]</td> <td>単位面積当たりの熱放出強度であり、火災継続時間の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）</td> </tr> <tr> <td>火災長 [m]</td> <td>火災の高さ（円筒火災モデルの形態係数の算出）</td> </tr> <tr> <td>火災到達幅 [m]</td> <td>到達時間から算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">FARSITE 出力より算出したデータ</td> <td>火災継続時間 [h]</td> <td>発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377^{*1}を乗じて算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）</td> </tr> <tr> <td>火災放射強度 [kW/m²]</td> <td>火災長に基づき算出（円筒火災モデルの形態係数の算出）</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>火災長に基づき算出（円筒火災モデルの形態係数の算出）</td> </tr> <tr> <td>火災到達幅 [m]</td> <td>発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火災モデル数の算出）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*1 発電所敷地近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、放射熱割合は、針葉樹は、計算値：0.377、広葉樹は計算値：0.371（米国防火協会（NFPA）「THE SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering」に定める係数）のうち保守的に大きい値である0.377を採用した。</p>	項目	内容（用途）	FARSITE 出力	到達時間 [h]	出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの熱放出強度であり、火災継続時間の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）	火災長 [m]	火災の高さ（円筒火災モデルの形態係数の算出）	火災到達幅 [m]	到達時間から算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）	FARSITE 出力より算出したデータ	火災継続時間 [h]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ^{*1} を乗じて算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）	火災放射強度 [kW/m ²]	火災長に基づき算出（円筒火災モデルの形態係数の算出）	燃焼半径 [m]	火災長に基づき算出（円筒火災モデルの形態係数の算出）	火災到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火災モデル数の算出）	3. 温度影響評価 3.1 パラメータの算出 (1) 温度影響評価の流れ FARSITE 出力より得られた、到達時間、反応強度及び火災長より、各建屋のコンクリート表面温度を評価する。（図2-28参照） なお、FARSITE 出力項目を表2-24に、発火点毎のFARSITE解析結果を表2-25に示す。  <p style="text-align: center;">図2-28 温度影響評価（概念図）</p> <p style="text-align: center;">表2-24 FARSITE 出力項目（温度影響評価関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">FARSITE 出力</td> <td>到達時間 [h]</td> <td>出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）</td> </tr> <tr> <td>反応強度 [kW/m²]</td> <td>単位面積当たりの熱放出強度であり、火災継続時間の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）</td> </tr> <tr> <td>火災長 [m]</td> <td>火災の高さ（円筒火災モデルの形態係数の算出）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">FARSITE 出力から算出したデータ</td> <td>火災継続時間 [h]</td> <td>到達時間から算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）</td> </tr> <tr> <td>火災放射強度 [kW/m²]</td> <td>発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377^{*1}を乗じて算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）</td> </tr> <tr> <td>燃焼半径 [m]</td> <td>火災長に基づき算出（円筒火災モデルの形態係数の算出）</td> </tr> <tr> <td>火災到達幅 [m]</td> <td>発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火災モデル数の算出）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*1 発電所敷地近傍には針葉樹、落葉広葉樹がある。そのため、放射熱割合は、針葉樹は、計算値：0.377（針葉樹）、0.371（広葉樹）のうち保守的に大きい値である0.377を採用した。（出典：「SFPE HANDBOOK OF Fire Protection Engineering」）</p>	項目	内容（用途）	FARSITE 出力	到達時間 [h]	出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの熱放出強度であり、火災継続時間の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）	火災長 [m]	火災の高さ（円筒火災モデルの形態係数の算出）	FARSITE 出力から算出したデータ	火災継続時間 [h]	到達時間から算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ^{*1} を乗じて算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）	燃焼半径 [m]	火災長に基づき算出（円筒火災モデルの形態係数の算出）	火災到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火災モデル数の算出）	【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映：着色せず）
FARSITE 評価結果 (ケース3)	火災放射発散度が最大となるメッシュの燃焼データ																																																				
火災放射発散度	422kW/m ² → 500kW/m ² (余裕を見た値)																																																				
火災長	1.060m																																																				
燃焼半径	0.354m																																																				
火災到達幅	4700m																																																				
円筒火災モデル数	6651個 (10mメッシュあたりでは約14個)																																																				
項目	内容（用途）																																																				
FARSITE 出力	到達時間 [h]	出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）																																																			
	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの熱放出強度であり、火災継続時間の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）																																																			
	火災長 [m]	火災の高さ（円筒火災モデルの形態係数の算出）																																																			
	火災到達幅 [m]	到達時間から算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）																																																			
FARSITE 出力より算出したデータ	火災継続時間 [h]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ^{*1} を乗じて算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）																																																			
	火災放射強度 [kW/m ²]	火災長に基づき算出（円筒火災モデルの形態係数の算出）																																																			
	燃焼半径 [m]	火災長に基づき算出（円筒火災モデルの形態係数の算出）																																																			
	火災到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火災モデル数の算出）																																																			
項目	内容（用途）																																																				
FARSITE 出力	到達時間 [h]	出火から火災の前線が該当地点に到達するまでの時間（火災継続時間の算出）																																																			
	反応強度 [kW/m ²]	単位面積当たりの熱放出強度であり、火災継続時間の根拠となる火災規模（火災放射強度の算出）																																																			
	火災長 [m]	火災の高さ（円筒火災モデルの形態係数の算出）																																																			
FARSITE 出力から算出したデータ	火災継続時間 [h]	到達時間から算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）																																																			
	火災放射強度 [kW/m ²]	発電所防火帯外縁より約100m以内における反応強度（最大）に米国防火協会（NFPA）の係数0.377 ^{*1} を乗じて算出（円筒火災モデルを用いた温度上昇の算出）																																																			
	燃焼半径 [m]	火災長に基づき算出（円筒火災モデルの形態係数の算出）																																																			
	火災到達幅 [m]	発電所敷地境界の火災最前線の長さ（円筒火災モデル数の算出）																																																			